

鳥取県医師会報

MONTHLY JOURNAL OF TOTTORI MEDICAL ASSOCIATION

8
2012 AUGUST
臨時号

平成24年8月15日発行（毎月1回15日発行）
昭和60年11月28日 第三種郵便物認可
ISSN 0915-3489



第186回・第187回・第188回 鳥取県医師会 代議員会議事録



第186回鳥取県医師会（臨時）代議員会 議事録

1. 開催の期日

平成24年2月16日（木）

午後6時40分～午後7時20分

2. 開催の場所

ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町

3. 代議員の総数

46名

4. 出席代議員数

45名

5. 出席の役員等

岡本会長、富長・池田両副会長

渡辺・吉中・明穂・笠木・魚谷各常任理事

武田・吉田・井庭・米川・清水・村脇・

岡田各理事

新田・石井両監事

入江・長田両顧問

6. 役員選挙

3月31日任期満了に伴う次期役員選挙を行い、会長は2名の立候補のため投票による選挙により、それ以外は無投票にて次の通り選出した。（届出順）

◇会長 岡本公男（再）

◇副会長 吉中正人（新） 魚谷 純（新）

◇理事 村脇義和（再） 渡辺 憲（再）

明穂政裕（再） 吉田真人（再）

岡田克夫（再） 日野理彦（新）

瀬川謙一（新） 清水正人（再）

武信順子（新） 笠木正明（再）

米川正夫（再） 小林 哲（新）

◇監事 新田辰雄（再） 石井敏雄（再）

◇裁定委員 花木啓一（再） 芦川 喬（再）

岸 良尚（再） 岸田剛一（新）

増田 昇（再） 井東弘子（新）

門脇和範（再） 木村禎宏（再）

佐々木博史（再）

7. 会議の状況

〈板倉議長〉

ただいまから第186回鳥取県医師会臨時代議員会を開会致します。まず、事務局より資格確認をお願い致します。

〈谷口事務局長〉

資格確認のご報告を致します。代議員総数は46名でございます。これに対しまして、本日、受付されました代議員の先生は45名で、

過半数の出席でございます。以上、ご報告致します。

〈板倉議長〉

過半数の出席ですので、会議は成立致します。

次に議事録署名人の選出でございますが、これまでの慣例にならって議長に一任願えますでしょうか。

〔異議なし〕と言う声あり〕

では、21番・青木哲哉代議員、28番・作野嘉信代議員のお二方をお願い致します。

それでは、日程に従いまして、「会長挨拶」をお願い致します。

〈岡本会長〉

会長の岡本でございます。本日は、第186回鳥取県医師会臨時代議員会を開催致しましたところ、代議員の皆様には、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

本日の会は、先程議長からもお話がございましたように、任期満了に伴う役員選挙代議員会でございますので、私からは何もしゃべらないようにします。今日は、よろしくお願い致します。

〈板倉議長〉

どうも有難うございました。それでは、「選挙」に移ります。

始めに、今回選挙します鳥取県医師会役員等の任期は、本来ですと鳥取県医師会定款第16条・45条の規定により、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間ですが、この度の公益法人制度改革により、鳥取県医師会では新法人への移行（平成25年4月1日移行予定）を目指して準備を進めているところであります。よって、新定款による任期が適用されるため、平成25年6月下旬開催予定の定例代議員会（社員総会）開催日までの約1年3ヶ月となる予定でございます。

会長以下役員等の候補者の氏名は、お手元の候補者名簿及びただいま議長席後方の議場に受付順に掲示していただいております。

従来の役員選任方法では、定款施行細則第23条の規定により、候補者が定数内であれば、投票によらないで当選人を決定するとされて

おり、役職ごとの候補者を一括して当選決定とされてきました。しかし、一般法人法に規定します公益法人移行時以降の役員の選任については、候補者1名ごとに選任の可否を問うこととされております。従いまして、この度の役員の選任につきまして、定数2名以上の役職においては、一括した選任ではなく、その役職の候補者1名ずつに対し、選任の可否を問うこととなります。なお、選任の順序については、それぞれの役職における届出順として、呼名にあたっては敬称を省略致します。

会長選任

〈板倉議長〉

それでは、会長選挙を行います。会長の定数は1名です。これに対しまして候補者は2名でありますので、投票による選挙を行います。

この度、候補者の両名より届きました所信表明の書面を昨日、皆様にファクシミリにてお送りしております。従いまして、先程両名より演説もいただいておりますので、早速、投票に移ります。代議員、事務局職員以外の方は、投票が済むまで、別室で待機していただきますので、退場して下さい。

(退席を確認)

それでは、選挙の方法等について説明致します。会長選挙の定数は1名ですので、単記投票となります。また、投票は、無記名投票とします。

無効投票について説明致します。定款施行細則第20条に無効投票となるものが規定されています。①正規の用紙を用いないもの、②候補者でない者の氏名を記載したもの、③候補者の何びとを記載したかを確認しがたいもの、④単記投票ですので、2人以上の候補者の氏名を記載したもの、以上の4つでございます。

選挙立会人について説明致します。定款施行細則第16条の規定によりますと、「議長は、代議員の中から、選挙立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない」とされております。選挙立会人の指名については、議長に一任をお願い致します。

それでは、選挙立会人として、9番：杉山長毅君、19番：藤井武親君、29番：飛田義信

君、以上の3名を指名します。

投票方法について説明致します。まず、事務局職員が議席番号を読み上げますので、順に右前方の職員の方へお進みいただき、職員から投票用紙をお受け取り下さい。記載台で、投票用紙に候補者1名を記載していただき、中央の投票箱へ投票し、自席へお戻り下さい。投票が済みましても、全員の投票が済むまで、会場から出ないで下さい。

それでは、まず、選挙立会人3名の方は、前に出て来て下さい。投票箱が空であることを確認して下さい。

(投票箱を代議員席に向けて空であることを確認)

よろしいでしょうか。投票箱は、空であります。

ここで議場を封鎖します。これ以降、投票が済むまで、部屋の出入りはしないで下さい。(議場封鎖を確認)

はじめに選挙立会人3名の方が投票して下さい。

それでは、事務局は続けて下さい。

(議席番号点呼、投票執行)

投票をされていない方は、ございませんか。

それでは、開票作業に入ります。選挙立会人は、投票箱を開き、投票を確認して下さい。

ここで、議場封鎖を解きます。待機の先生方は会場へお戻り下さい。

(議場封鎖解除、事務局誘導)

それでは、選挙立会人は、開票作業を始めて下さい。

(投票計算、結果票正副2通に記入、選挙立会人署名、議長へ渡す)

それでは、会長選挙の投票結果についてご報告致します。

投票総数	45票
無効投票数	0票
白票数	0票
有効投票数	45票
岡本公男君	24票
神鳥高世君	21票

従いまして、岡本公男君が会長当選人に決定致しました。

副会長選任

〈板倉議長〉

続きまして、副会長の選任決議を行います。

副会長の定数は2名以内でございます。これに対しまして届出の候補者は2名であります。

候補者 吉中正人君を副会長に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、吉中正人君を副会長に選任することに決定しました。

次に、候補者 魚谷 純君を副会長に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、魚谷 純君を副会長に選任することに決定しました。

理事選任

〈板倉議長〉

引き続き、理事の選任決議を行います。理事の定数は12名以内でございます。これに対しまして届出の候補者は12名であります。

候補者 村脇義和君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、村脇義和君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 渡辺 憲君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、渡辺 憲君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 明穂政裕君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、明穂政裕君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 吉田真人君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、吉田真人君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 岡田克夫君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、岡田克夫君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 日野理彦君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、日野理彦君を理事に選任

することに決定しました。

次に、候補者 瀬川謙一君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、瀬川謙一君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 清水正人君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、清水正人君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 武信順子君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、武信順子君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 笠木正明君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、笠木正明君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 米川正夫君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、米川正夫君を理事に選任することに決定しました。

次に、候補者 小林 哲君を理事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、小林 哲君を理事に選任することに決定しました。

監事選任

〈板倉議長〉

続きまして、監事の選任決議を行います。監事の定数は2名でございます。これに対しまして届出の候補者は2名であります。

候補者 新田辰雄君を監事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、新田辰雄君を監事に選任することに決定しました。

次に、候補者 石井敏雄君を監事に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、石井敏雄君を監事に選任することに決定しました。

以上で鳥取県医師会役員の選任を終わります。

裁定委員選任決議

〈板倉議長〉

続きまして、裁定委員の選任決議を行います。裁定委員の定数は9名でございます。裁定委員の選任方法について、一般法人法では裁定委員はその法人の附属機関とみなされており、執行機関である役員選任方法の規定の対象外となり、候補者が定数内であれば、候補者を一括して選任決議を行うことができることとなっておりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、届出順による候補者を呼名しますが、呼名にあたっては敬称を省略致します。花木啓一君、芦川 喬君、岸 良尚君、岸田剛一君、増田 昇君、井東弘子君、門脇和範君、木村禎宏君、佐々木博史君、以上9名で、候補者数は定数内であります。

候補者を一括して選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、候補者9名を裁定委員に選任することに決定しました。

日医代議員選任

〈板倉議長〉

続きまして、日本医師会代議員の選任決議を行います。日本医師会代議員の定数は2名でございます。これに対しまして届出の候補者は2名であります。

なお、日本医師会代議員等の任期は、日医定款第24条の規定により、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間ですが、新法人への移行後（平成25年4月1日移行予定）は、新定款による任期が適用されるため、平成26年6月下旬開催予定の定例代議員会開催日前日まで伸長される可能性がありますので、よろしくお願ひ致します。

候補者 岡本公男君を日医代議員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、岡本公男君を日医代議員に選任することに決定しました。

次に、候補者 池田宣之君を日医代議員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、池田宣之君を日医代議員に選任することに決定しました。

日医予備代議員選任

〈板倉議長〉

引き続き、日本医師会予備代議員の選任決議を行います。日本医師会予備代議員の定数は2名でございます。これに対しまして届出の候補者は2名であります。

候補者 吉中正人君を日医予備代議員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、吉中正人君を日医予備代議員に選任することに決定しました。

次に、候補者 魚谷 純君を日医予備代議員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

異議なしと認め、魚谷 純君を日医予備代議員に選任することに決定しました。

以上で予定された議事は終了しました。

ここで、選挙におきまして選任決議された役員のうち、本日ご出席の方々をご紹介しますので、新役員に選任された方は前にお並び下さい。

（新役員が一行に整列する）

このメンバーが、4月1日から約1年3ヶ月の間、鳥取県医師会の執行部として会務運営に当たられる方々でございます。

それでは、ここで、選任決議された役員を代表して、岡本公男次期会長からご挨拶をお願い致します。

〈岡本次期会長〉

本日は、薄氷の思いでございましたが、何とか当選させていただきまして有難うございます。私をはじめ、役員皆で力を合わせて一生懸命やっております。

神鳥先生がおっしゃったことも意を汲み、良い医師会、そして地区との連携をもう少し良くすることを十分に考慮しながら、やっといこうと思います。どうかよろしくお願ひ致します。

〔「拍手」〕

〈板倉議長〉

どうぞ、皆様、お席にお戻り下さい。向こう1年3ヶ月間、頑張っていたきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第186回鳥

取県医師会臨時代議員会を閉会致します。本日は誠に有難うございました。
〔拍手〕

[午後7時20分閉会]

[理事(会長)] 岡本公男 印
[議長] 板倉和資 印
[署名人] 青木哲哉 印
[署名人] 作野嘉信 印

第186回鳥取県医師会（臨時）代議員会名簿

平成24年2月16日

番号	地区	氏名	番号	地区	氏名	番号	地区	氏名
1	東部	板倉和資	17	東部	吉田泰之	33	西部	左野喜實
2	〃	福島明	18	中部	森尾泰夫	34	〃	根津勝
3	〃	松浦喜房	19	〃	藤井武親	35	〃	中曾庸博
4	〃	安陪隆明	20	〃	石田浩司	36	〃	高見徹
5	〃	石谷暢男	21	〃	青木哲哉	37	〃	木村秀一朗
6	〃	尾崎真人	22	〃	湯川喜美	38	〃	永井小夜
7	〃	加藤大司	23	〃	森廣敬一	39	〃	宝意規嗣
8	〃	小林恭一郎	24	〃	西田法孝	40	〃	稲賀潔
9	〃	杉山長毅	25	〃	石津吉彦	41	〃	小酒浩
10	〃	下田光太郎	26	西部	野坂美仁	42	〃	松野充孝
11	〃	竹内勤	27	〃	神鳥高世	43	大学	井上貴央
12	〃	田中紀章	28	〃	作野嘉信	44	〃	長谷川純一
13	〃	松木勉	29	〃	飛田義信	45	〃	小川敏英
14	〃	松田裕之	30	〃	安達敏明	46	〃	岸本拓治
15	〃	三宅茂樹	31	〃	辻田哲朗			
16	〃	森英俊	32	〃	小林哲			

第186回鳥取県医師会（臨時）代議員会次第

と き 平成24年2月16日（木）午後6時40分
ところ ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町

- | | | | | | |
|-------------|----|------------|-------|-----|----|
| 1. 開 | 会 | 理 事 | 12名以内 | 監 事 | 2名 |
| 2. 資 格 確 認 | | 裁定委員 | 9名 | | |
| 3. 議事録署名人選出 | | 日本医師会代議員 | 2名 | | |
| 4. 会 長 挨 拶 | | 日本医師会予備代議員 | 2名 | | |
| 5. 選 挙 | | 6. 閉 | | 会 | |
| 会 長 | 1名 | 副 会 長 | 2名以内 | | |

鳥取県医師会役員・裁定委員選挙 候補者一覧

（任期：平成24年4月1日～平成24年度決算代議員会の終結の時まで）

【順序は受付順による】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ◇会長候補者 2人（定数1人） | 9. 武 信 順 子（中部：北栄町） |
| 1. 岡 本 公 男（東部：鳥取市） | 10. 笠 木 正 明（西部：米子市） |
| 2. 神 鳥 高 世（西部：米子市） | 11. 米 川 正 夫（西部：米子市） |
| ◇副会長候補者 2人（定数2人以内） | 12. 小 林 哲（西部：境港市） |
| 1. 吉 中 正 人（中部：琴浦町） | ◇監事候補者 2人（定数2人） |
| 2. 魚 谷 純（西部：米子市） | 1. 新 田 辰 雄（中部：倉吉市） |
| ◇理事候補者 12人（定数12人以内） | 2. 石 井 敏 雄（西部：米子市） |
| 1. 村 脇 義 和（大学：米子市） | ◇裁定委員候補者 9人（定数9人） |
| 2. 渡 辺 憲（東部：鳥取市） | 1. 花 木 啓 一（大学：米子市） |
| 3. 明 穂 政 裕（東部：鳥取市） | 2. 芦 川 喬（東部：鳥取市） |
| 4. 吉 田 眞 人（東部：鳥取市） | 3. 岸 良 尚（東部：鳥取市） |
| 5. 岡 田 克 夫（東部：鳥取市） | 4. 岸 田 剛 一（東部：鳥取市） |
| 6. 日 野 理 彦（東部：鳥取市） | 5. 増 田 昇（中部：倉吉市） |
| 7. 瀬 川 謙 一（東部：八頭町） | 6. 井 東 弘 子（中部：倉吉市） |
| 8. 清 水 正 人（中部：倉吉市） | 7. 門 脇 和 範（西部：境港市） |
| | 8. 木 村 禎 宏（西部：米子市） |
| | 9. 佐々木 博 史（西部：大山町） |

【会 長 候 補 者】

順位	氏 名	所属医師会	住 所	主な診療科
1	岡 本 公 男	東部医師会	鳥取市津ノ井258-2 岡本医院	内 科
2	神 鳥 高 世	西部医師会	米子市博労町4丁目331 神鳥眼科医院	眼 科

【副 会 長 候 補 者】

順位	氏 名	所属医師会	住 所	主な診療科
1	吉 中 正 人	中部医師会	東伯郡琴浦町丸尾102-1 吉中胃腸科医院	内 科
2	魚 谷 純	西部医師会	米子市上後藤2丁目3-3 魚谷眼科医院	眼 科

【理 事 候 補 者】

順位	氏 名	所属医師会	住 所	主な診療科
1	村 脇 義 和	大学医師会	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院	内 科
2	渡 辺 憲	東部医師会	鳥取市東町3丁目307 渡辺病院	精 神 科
3	明 穂 政 裕	東部医師会	鳥取市扇町11-3 明穂整形外科	整 形 外 科
4	吉 田 眞 人	東部医師会	鳥取市湖山町北6丁目448-1 よしだ内科医院	内 科
5	岡 田 克 夫	東部医師会	鳥取市富安2丁目149 おかだ内科	内 科
6	日 野 理 彦	東部医師会	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	内 科
7	瀬 川 謙 一	東部医師会	八頭郡八頭町坂田350-3 瀬川医院	内 科
8	清 水 正 人	中部医師会	倉吉市宮川町129 清水病院	整 形 外 科
9	武 信 順 子	中部医師会	東伯郡北栄町由良宿1624-1 武信眼科	眼 科
10	笠 木 正 明	西部医師会	米子市中町76-2 こどもクリニックかさぎ	小 児 科
11	米 川 正 夫	西部医師会	米子市両三柳880-1 消化器クリニック米川医院	外 科
12	小 林 哲	西部医師会	境港市明治町170 小林外科内科医院	外 科

【監事候補者】

順位	氏名	所属医師会	住所	主な診療科
1	新田辰雄	中部医師会	倉吉市生田360-1 新田内科クリニック	内科
2	石井敏雄	西部医師会	米子市旗ヶ崎9丁目14-29 旗ヶ崎内科クリニック	内科

【裁定委員候補者】

順位	氏名	所属医師会	住所
1	花木啓一	大学医師会	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
2	芦川喬	東部医師会	鳥取市田園町4丁目387 芦川外科医院
3	岸良尚	東部医師会	鳥取市河原町河原48 岸医院
4	岸田剛一	東部医師会	鳥取市立川町2丁目237 岸田内科医院
5	増田昇	中部医師会	倉吉市駄経寺町245 ますだ耳鼻いんこう科
6	井東弘子	中部医師会	倉吉市上灘町172 井東医院
7	門脇和範	西部医師会	境港市明治町170 小林外科内科医院
8	木村禎宏	西部医師会	米子市天神町2丁目35 木村内科医院
9	佐々木博史	西部医師会	西伯郡大山町田中646-1 佐々木医院

日本医師会代議員・同予備代議員選挙 候補者一覧

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

【順序は受付順による】

◇日本医師会代議員候補者 2人(定数2人)

1. 岡本公男(東部：鳥取市)

2. 池田宣之(中部：倉吉市)

◇日本医師会予備代議員候補者 2人(定数2人)

1. 吉中正人(中部：琴浦町)

2. 魚谷純(西部：米子市)

第187回鳥取県医師会（定例）代議員会 議事録

1. 開催の期日

平成24年3月17日（土）
午後5時～午後6時10分

2. 開催の場所

鳥取県医師会館 鳥取市戎町

3. 代議員総数

46名

4. 出席代議員数

37名

5. 出席の役員等

岡本会長、富長・池田両副会長
渡辺・吉中・明穂・笠木・魚谷各常任理事
吉田・井庭・米川・清水・岡田各理事
新田・石井各監事
入江顧問

6. 議決事項

次の7議案について原案通り可決、承認した。

- 第1号議案 平成23年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算（案）について
- 第2号議案 平成24年度鳥取県医師会事業計画（案）について
- 第3号議案 平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について
- 第4号議案 平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算（案）について
- 第5号議案 平成24年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算（案）について
- 第6号議案 平成24年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算（案）について
- 第7号議案 平成24年度鳥取県地域産業保健事業収支予算（案）について

7. 会議の状況

〈板倉議長〉

ただいまから第187回鳥取県医師会定例代議員会を開催致します。まず、事務局より資格確認をお願いします。

〈谷口事務局長〉

資格確認のご報告を致します。代議員総数は46名でございます。これに對しまして、本日、受付されました代議員の先生は37名で、

過半数の出席でございます。以上、ご報告致します。

〈板倉議長〉

過半数の出席ですので、会議は成立致します。

最初に議事録署名人の選出でございますが、これまでの慣例にならって議長に一任願えませんでしょうか。

〔異議なし〕という声あり〕

それでは、4番・安陪隆明代議員、22番・湯川喜美代議員のお二方をお願い致します。

では、日程に従いまして、会長挨拶をお願い致します。

〈岡本会長〉

本日は、第187回鳥取県医師会定例代議員会を開催致しましたところ、大変お忙しいなか、ご参集いただきまして有難うございます。また、先般の役員改選の代議員会におきまして、再選のご信任をいただき、誠に有難うございました。

本日の主な議題は、平成24年度の事業計画並びに収支予算案でございます。慎重ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から1年が経過し、中央では天皇皇后両陛下のご臨席のもと、追悼式典が執り行われました。ただ1年経ってもなかなか復興の足音は聞こえてないようですが、政府の方では復興庁を立ち上げ、順次進めていく段階にあります。一刻も早い復興が期待されるところであります。

また、税と社会保障の一体改革制度については、未だ法律が提出される段階まではいかず、もめているようですが、平成24年度の予算案については衆議院を通過して参議院に回っているところです。ご案内のように、復興国債や消費税引き上げの問題などがからんでおりまして、一触即発と申しますか、衆議院の解散総選挙になっていくかもしれず、目が離せない状況にあります。

さて、鳥取県医師会では、前々より平成25年4月1日から公益社団法人への移行をお伝えしているところですが、現在は外部のコンサルタント会社に指南を受けながら、県庁担

当課と事務的な打合せを進めております。登山に例えますと、だいたい8合目にはいると思います、これからまだいろいろなことがあります。

また、西部医師会では既に公益法人をとられるということで県庁の審議会が済み、近く答申が出され、この4月1日にスタートされるというように伺っております。

今後のスケジュールとしては、5月の理事会で公益法人への移行を決定し、6月に予定しています代議員会、定例総会での議決を経て、秋頃に申請をして平成25年4月1日を公益法人のスタートとしたいと考えています。今日は、受付で定款変更案の最新版を参考までに配布しておりますので、何かご意見等があれば、お教えいただければと思います。

昨年来より心配されましたTPPの問題ですが、アメリカからはそれほど公的保険に食い込むものではないということのアドバルーンがあがり、日医もそういう方針でいくのかなと思っていましたが、13日、内閣府、厚生労働省の各副大臣や外務省などの担当者と日医の3人の副会長が会談して、どうもそうはいかないようで、枝葉末節から入ってくる情報は、かなり明るいことが多かったですが、本来は厳しいということで、再び全面反対をしようという報道がなされているところです。とにかく、蟻の一穴と申しますか、何らかのことが綻びてきたら、世界に冠たる日本の公的医療保険制度の崩壊につながっていくのではないかとということで、大変危惧しております。

この4月1日からの診療報酬改定においては、皆様方どういうふうにご承知されたか分かりませんが、元々日本医師会では介護報酬との一括改定は控えるべきであるということを書いていました。と申しますのは大震災が起こった後です、お金もないので、当然下げられるのではないかと思われましたが、髪の毛の太さほどの0.004%プラス改定となりました。決して満足のいくものではありませんが、少しずつ良い方向に行っているのかなと思います。

診療報酬の話になると、今までは厚労省と日医中心との話合いであったものが、最近は財務省が診療報酬の中味にまで介入すること

が常態化しつつあることは問題でありますし、財源ありきで医療の方向性が限定され、あるべき医療の姿にひずみが生じかねないかと大変危惧しております。

ただ、ひとつひとつ見ていくと、外来の再診料は上がらなかったが、次回への話合いが少しできたということです。地域医療貢献加算については、より現実的な名称となり、評価の体系も見直され、算定しやすくなったものと思います。同一医療機関における複数科受診時の再診料については半額ではありますが、外来管理加算と共に、算定できるようになりました。詳細につきましては、来週から3地区医師会ごとに説明会を開催しますので、よろしくお願い致します。

ご案内のように日本医師会では、4月1日に代議員会が開催され、役員選挙が行われます。会長選挙には、現職の原中先生、副会長の横倉先生、京都府医師会長の森先生の3人が立候補を表明されております。中国四国ブロックでは、来る3月25日に岡山市において立会演説会を開催し、施政方針などの考え方を3人から聞くことにしています。

鳥取県の投票権は2票しかございませんが、日本の医療制度をどのように守っていくかということを中心に、どなたを選んでいくか決めたいと考えております。

以上、最近の情勢等をお話しして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶と致します。本日は、議案の審議についてよろしくお願い致します。有難うございました。

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの会長挨拶につきまして、発言がございましたら挙手をお願い致します。

それでは、ないようですので、5番の議事に移ります。

第1号議案「平成23年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算（案）について」を上程致します。執行部の説明をお願いします。

〈魚谷常任理事〉

それでは、議案書の4頁をご覧下さい。

[以下、議案書により説明]

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしよ

うか。

ないようですので、採決に移ります。

第1号議案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第1号議案は原案通り可決されました。

続いて、第2号議案「平成24年度鳥取県医師会事業計画（案）について」を上程致します。執行部の説明をお願いします。

〈富長副会長〉

副会長の富長でございます。事業計画（案）についてご説明致します。お手元の議案書5頁をご覧ください。

[以下、議案書により説明]

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの説明につきまして、何か質問はございませんでしょうか。ございましたら、挙手をお願い致します。

ないようですので、採決に移ります。

第2号議案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

有難うございます。「挙手多数」と認めます。よって、第2号議案は原案通り可決されました。

続きまして、第3号議案「平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について」を上程致します。執行部の説明をお願いします。

〈魚谷常任理事〉

それでは、20頁をご覧ください。

[以下、議案書について説明]

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、採決に移ります。

第3号議案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

有難うございました。「挙手多数」と認めます。よって、第3号議案は原案通り可決されました。

次に、第4号議案「平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算（案）について」を上程致します。執行部の説明をお願いします。

〈魚谷常任理事〉

それでは、26頁をご覧ください。

[以下、議案書について説明]

〈板倉議長〉

有難うございました。ここで、予算案に対する質問の他に、会務全般にわたっての質疑を行います。昨日までに質問は届いておりませんが、この場で何か質問、発言のある方は、挙手をお願いします。

〈26番：野坂代議員〉

26番の野坂です。昨年度からテレビ会議システムが導入されていますが、それに伴って、例えば交通費などが減っていると思いますが、テレビ会議システムが導入された効果は、金額的には今回の予算を含めて、おおまかな数字を教えてくださいと思いますが、どうでしょうか。

〈板倉議長〉

執行部の説明をお願い致します。

〈魚谷常任理事〉

まだ、この予算の段階ではどの会議をテレビ会議にしてどうこうというのをきちんと決めておりませんので、一応従来どおりの会議の費用として計上しております。実際の決算の段階で、テレビ会議を開催した分だけ、旅費等が安くなっていくと思っております。

〈板倉議長〉

よろしいですか。他にございませんでしょうか。どうぞ。

〈30番：安達代議員〉

30番、西部の安達敏明です。予算ではなく、ひとつ前の事業計画のところですが、12頁の「9. 保険医療の充実に関する事項」の(2) 医療保険対策の③保険医療機関の指導・監査等の立会いについてお伺いします。

今、鳥取県西部で監査が続いていますが、午前中からあって振分け役の自分としては、とてもつらい立場です。県医師会に中国四国厚生局の方からどのような形で立会いの依頼がきているのかを明確に会員へ知らせたいので、そのところを教えてくださいと思いますが、いかがなものでしょうか。

〈板倉議長〉

執行部の説明をお願い致します。

〈岡本会長〉

指導とか監査の場合は、立ち会って欲しい

旨の連絡がございます。午前中と午後からと2回に亘ってということで、確かに他の県でも問題になっており、今一番問題になっているのが岡山で、厚生局ともめてトラブルになっています。例えば、指導官と指導をなさる方の医師の場合は、ある程度の日当が出るのですが、立会いの先生には何も出ないのではないかということが、現在日医にも挙がってきているところですが、まだ金銭面では分かっておらず、ただ先生はよく御存知でおっしゃっておられるのだと思いますが、指導は大変厳しいものがございます、今は弁護士帯同でもいいのではないかという意見もたくさん挙がってきており、これから少しずつ変わってくると思います。医師会と致しましては、立ち会った先生が行事役でなくて、少し医師会よりのお話をさせていただいて結構ではないかと思っております。ただ費用弁償の方は、なかなか難しいですが、これは皆で話し合っ、それなりの事を考えていく必要があるかと思っておりますが、まだはかりかねております。

〈30番：安達代議員〉

その他の会議・委員会等の欄に、「中国四国厚生局鳥取事務所との打合会」が書いてありますが、これは年度当初に行われるものでしょうか。ここで医師会の要望もある程度発言ができるのでしょうか。

〈岡本会長〉

そうです。もちろん発言しておりますが、会が始まってしまったら、向こうの要望の方が強いのではないかとことがあります。

〈30番：安達代議員〉

分かりました。次年度より期待しております。よろしく願い致します。

〈岡本会長〉

はい。頑張ります。

〈板倉議長〉

他にございませんでしょうか。

〈37番：木村代議員〉

西部医師会、37番の木村です。受診時定額負担の反対署名についてお伺い致します。鳥取県内でどれだけの医療機関が協力したのか、何人集まったかということ、県医師会報にいろいろと細かい数字を挙げて欲しいと要望します。

〈岡本会長〉

時間を少しいただいて調べさせて下さい。

〈板倉議長〉

木村代議員がおっしゃっているのは、この場だけではなくて、会報等で会員に知らせて欲しいということですか。

〈37番：木村代議員〉

そうです。日本医師会の名前で各医療機関に反対署名の要請がきたと思いますが、その結果、鳥取県内ではどのくらいの数が集まったかということ、県医師会報で一般会員に周知して欲しいという要望です。

〈板倉議長〉

他にございませんでしょうか。どうぞ。

〈21番：青木代議員〉

21番、青木です。議案書には平成24年度予算参考資料が載せてあるのですが、議案のなかには入っていません。後でご説明があるのでしょうか。もし、ただの参考資料だけということであれば、ここでご質問をさせていただきたいと思っております。

〈板倉議長〉

どうでしょうか。

〈魚谷常任理事〉

それでは、少し説明させていただきます。49頁の平成24年度予算参考資料ですが、これは公益法人申請に向けて、事業費を中科目、それから小科目の名称変更や並び替えをしなければいけないということで、51頁から横書きで書いてありますが、現在の我々医師会がやっている収支予算と同じような形式で、名称変更や並び替えをしたものを載せております。それから、その後の60頁、61頁に非常に細かい字で書いてありますが、これが公益認定を受ける時に県の方へ提出する予算書になります。数字は今日説明したものと一緒ですが、いろいろ組み換えがございまして、非常に小さくてなかなか読みづらいものですが、これでいきますと公益事業の割合が、現在のところ71.1%になります。

本日のところはここまでの説明にしておきますので、質問等がございましたら、今度の6月の代議員会までに事務局の方に届けていただいたら、その時に質疑を行いたいと思います。

〈板倉議長〉

よろしいですか。

〈21番：青木代議員〉

参考資料では、事業計画に則った予算形式になっておりまして非常に分かりやすいのですが、事業計画の例えば2番とか3番のところ、こちらの53頁の中の中科目、医学向上費の中に事業計画（案）の3番、4番の医療安全対策費、あるいは生涯教育費という形が入っています。

中部医師会の方も事業計画に則ってきちんとした予算立てをしていこうとしており、この番号をきちんと合わせることで、分かりやすくなると思いますので、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願ひ致します。

〈魚谷常任理事〉

有難うございました。

〈板倉議長〉

他にございますか。

それでは、ないようですので、採決に移ります。

第4号議案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

有難うございました。「挙手多数」と認めます。よって、第4号議案は原案通り可決されました。

次に、第5号議案「平成24年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算（案）について」、第6号議案「平成24年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算（案）について」、第7号議案「平成24年度鳥取県地域産業保健事業収支予算（案）について」を一括上程致します。執行部の説明をお願いします。

〈魚谷常任理事〉

それでは、40頁をご覧下さい。

[以下、議案書について説明]

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、採決に移ります。

第5号議案から第7号議案までの3議案について、いずれも原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第5号議案から第7号議案までの3議案はいずれも原案通り可決されました。

これで、本日の議案はすべて終了致しましたが、その他、何かございませんでしょうか。

〈魚谷常任理事〉

先程もちょっと触れさせていただきましたが、本日お手元に現在進行中の定款改正案を載せてお配りしています。それから青木代議員の方からご指摘いただきました予算立ても参考資料として付けております。特に西部の方はこの4月から公益法人として発足しますので、いろいろお気付きの点があるかと思ひます。気付かれた点は、随時県医師会の事務局の方までお知らせいただひて、それを検討しまして、質疑応答は今度の6月の代議員会で予定しておりますので、よろしくお願ひ致します。

〈板倉議長〉

有難うございました。ただいまの説明に対して、何かご質問はございませんでしょうか。

〈26番：野坂代議員〉

議事には残さなくていいと思ひますが、60頁、61頁の大きな表のなかに、今説明された3つ「会館維持」と「地域産業保健」と「生命保険」の特別会計は、60頁、61頁に「地域産業保健」は入っていますし、「収益事業」の12番のところには；；「生命保険」が入っていますが、「会館維持」はどこに入っているのか教えて下さい。

〈板倉議長〉

どこに入っていますか。

〈谷口事務局長〉

事務局からご説明致します。今、ご質問のありました会館建築等の積立金につきましては、61頁右端の枠の右から3つ目、法人会計に数字が挙がっています。以上です。

〈板倉議長〉

よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

〈15番：三宅代議員〉

15番の東部の三宅と申します。質問というより教えていただきたいのです。素人なものでよく分からないのですが、地域産業保健収支予算に出ております2番の5の他会計への繰越金ですが、地域産業保健事業での収支が

一般会計に繰り入れられておりますが、特別会計が一般会計に入ってよろしいのでしょうか。

〈魚谷常任理事〉

私はそれでいいのではないかと理解しております。先程の生命保険の事務扱い手数料も特別会計で、それを一般会計へ繰り入れております。それから繰出金となっておりますが、実際には県医師会で事務をやっておりますと費用が掛かるわけで、その掛かった費用のほぼ実費でございます。これを一般会計へ繰り入れることに関しては、労働局の承認も得ています。

〈15番：三宅代議員〉

有難うございました。問題なければよろしいのですが、一般会計と分けてある場合、あまり繰り入れないのではないかと思ったので、お聞きしただけです。

〈板倉議長〉

どうも有難うございました。他にご質問はございませんでしょうか。

〈明穂常任理事〉

先程の受診時定額負担に反対する署名運動の件でございます。去年の県医師会報12月号にご報告致しておりました、そこでは本日の集会までに1万5千名ということございました。最終的には11月30日現在で、山陰言語聴覚士協会とか鳥取県作業療法士会など、お集まりいただきました20団体の署名総数が30,882名でございました。そのなかで鳥取県医師会は約3分の2のトータル21,628名でござ

いまして、東部8,859名、中部4,192名、西部8,262名、大学315名からご署名をいただきました。以上、ご報告致します。

〈板倉議長〉

他にございませんでしょうか。

ここで閉会にあたりまして、岡本会長から一言ご挨拶をお願い致します。

〈岡本会長〉

本日は、平成24年度事業計画及び予算案等7議案につきまして、慎重審議のうえ、何れも原案通り可決をいただき、誠に有り難うございます。我々もこれから4月以降、新しい体制で臨んでまいりますので、叱咤激励の程、よろしく願い申し上げて、本日の御礼の言葉と致します。どうも有難うございました。

[拍手]

〈板倉議長〉

有難うございました。本日は、長時間に亘りご審議をいただき、しかも円滑な議事運営が出来ました。代議員各位のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第187回鳥取県医師会定例代議員会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

[拍手]

[午後6時10分閉会]

第187回鳥取県医師会定例代議員会

[議長] 板倉和資印

[署名人] 安陪隆明印

[署名人] 湯川喜美印

第187回鳥取県医師会（定例）代議員会名簿

平成24年 3月17日

番号	地区	氏 名	番号	地区	氏 名	番号	地区	氏 名
1	東部	板 倉 和 資	17	東部	吉 田 泰 之	33	西部	左 野 喜 實
2	〃	福 島 明	18	中部	森 尾 泰 夫	34	〃	角 賢 一
3	〃	松 浦 喜 房	19	〃	松 田 隆	35	〃	中 曾 庸 博
4	〃	安 陪 隆 明	20	〃	安 梅 正 則	36	〃	長谷川 真 弓
5	〃	石 谷 暢 男	21	〃	青 木 哲 哉	37	〃	木 村 秀 一 朗
6	〃	尾 崎 眞 人	22	〃	湯 川 喜 美	38	〃	廣 江 ゆ う
7	〃	加 藤 大 司	23	〃	山 本 敏 雄	39	〃	藤 瀬 雅 史
8	〃	小 林 恭 一 郎	24	〃	西 田 法 孝	40	〃	稲 賀 潔
9	〃	杉 山 長 毅	25	〃	石 津 吉 彦	41	〃	門 脇 敬 一
10	〃	下 田 光 太 郎	26	西部	野 坂 美 仁	42	〃	松 野 充 孝
11	〃	竹 内 勤	27	〃	神 鳥 高 世	43	大学	井 上 貴 央
12	〃	田 中 紀 章	28	〃	作 野 嘉 信	44	〃	長谷川 純 一
13	〃	福 永 康 作	29	〃	飛 田 義 信	45	〃	小 川 敏 英
14	〃	松 田 裕 之	30	〃	安 達 敏 明	46	〃	岸 本 拓 治
15	〃	三 宅 茂 樹	31	〃	辻 田 哲 朗			
16	〃	森 英 俊	32	〃	小 林 哲			

第187回鳥取県医師会（定例）代議員会次第

と き 平成24年 3月17日（土） 午後 5 時
 と ころ 鳥取県医師会館 鳥取市戎町

- | | |
|--|---|
| <p>1. 開 会</p> <p>2. 資 格 確 認</p> <p>3. 議事録署名人選出</p> <p>4. 会 長 挨 拶</p> <p>5. 議 事</p> <p> 第 1 号議案 平成23年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算（案）について</p> <p> 第 2 号議案 平成24年度鳥取県医師会事業計画（案）について</p> <p> 第 3 号議案 平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について</p> | <p> 第 4 号議案 平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算（案）について</p> <p> 第 5 号議案 平成24年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算（案）について</p> <p> 第 6 号議案 平成24年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算（案）について</p> <p> 第 7 号議案 平成24年度鳥取県地域産業保健事業収支予算（案）について</p> <p>6. 閉 会</p> |
|--|---|

平成23年度鳥取県医師会一般会計収支補正予算（案）

（単位：千円）

科 目	当初予算 額	補正予算 額	補正後予 算 額	摘 要
1. 事業活動収入 4. 補 助 金	11,539	8,925	20,464	
1. 補助金等収入	11,539	8,925	20,464	
2. 県委託金・補助金	3,850	8,925	12,775	地域医療再生基金事業補助金（テレビ 会議システム構築事業） 8,925,000円
事業活動収入計	120,303	8,925	129,228	
当期収入合計	120,333	8,925	129,258	
前期繰越収支差額	39,000		39,000	
収入合計	159,333	8,925	168,258	

科 目	当初予算 額	補正予算 額	補正後予 算 額	摘 要
2. 事業活動支出 1. 事 業 費	61,061	8,925	69,986	
2. 地域社会活動費	11,985	8,925	20,910	
5. 情報システム対策費	4,752	8,925	13,677	テレビ会議システム導入費 8,925,000円
事業活動支出計	152,636	8,925	161,561	
当期支出合計	159,333	8,925	168,258	

第2号議案 平成24年度鳥取県医師会事業計画（案）について

平成24年度鳥取県医師会の事業計画については、基本的には前年度の事業を継承するとともに、公益法人改革に対応して、定款の事業項目に則して列挙し直し、以下のとおり実施することとします。

平成24年度鳥取県医師会事業計画（案）

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>1. 医道の高揚に関する事項</p> <p>(1) 医の倫理の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区医師会との緊密な連携のもと、医師の良識と社会的使命を基盤として医の倫理の高揚に努める。 ② 公益・社会の福祉に資する専門職としての自覚、医師相互間の社会性の確立、医師会団体秩序の維持に努める。 ③ 日医提唱の「医師の職業倫理指針（改訂版）」の普及促進を図る。 ④ 「ピア・レビュー」（同一専門家による評価・同僚審査）を行い、保険診療のみならず、医療全般に対する県民からの更なる信頼の確立に努める。 <p>(2) 自浄作用活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自浄作用活性化の推進を図る。 ② 日本医師会「自浄作用活性化推進に向けて」を周知するとともに、実践の推進を図る。 	<p>○職業倫理・自浄作用活性化委員会</p>
<p>2. 医学教育の向上に関する事項</p> <p>(1) 医学会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 春季医学会、秋季医学会を開催する。 ② 会員の研究発表を行うことにより、医学・医術の向上を図る。 <p>(2) 医学研究の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鳥取医学雑誌に投稿のあった論文の中から優秀な論文の選定を行なう。 ② 鳥取医学賞を授与する。 ・対象となった論文について、定例総会時に講演していただく。 	<p>○春季医学会（鳥取市 24.6.17）</p> <p>○秋季医学会24.00.00）</p>
<p>3. 医学と関連科学との総合進歩に関する事項</p> <p>(1) 医療安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療安全対策の検証と啓発を行う。 ② 医療安全対策の経験交流研修会を開催する。 ③ 日本医師会「医療従事者のための医療安全対策マニュアル」を周知するとともに、実践の推進を図る。 ④ 「産科医療補償制度」の周知及び参加を推奨する。 ⑤ 患者の相談窓口を設置し、適宜対応する。 <p>(2) 鳥取医学雑誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鳥取医学雑誌の編集、発行を行なう。 ② 春季、秋季医学会での会員研究発表の抄録を鳥取医学雑誌へ掲載する。 ③ 春季、秋季医学会での会員研究発表の中から「学会長推薦演題」を選定し、鳥取医学雑誌への投稿を勧める。 ④ 会員に対し積極的な投稿を呼びかける。 ⑤ 鳥取大学の各医局及び主な病院へ論文の投稿を依頼する。 	<p>○医療安全対策委員会 ※鳥取県医療安全推進協議会</p> <p>○鳥取医学雑誌編集委員会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>4. 医師の生涯研修に関する事項</p> <p>(1) 日本医師会生涯教育制度の推進</p> <p>① 「日本医師会生涯教育制度」実施要綱に基づき、生涯教育の推進を図る。</p> <p>② 日本医師会生涯教育講座を開催する。</p> <p>③ インターネット活用による生涯教育（e-ラーニング）の推進を図る。</p> <p>④ 指導医としての必要な知識・技能の習得を図ることを目的として「指導医のための教育ワークショップ」を開催する。</p>	<p>○生涯教育委員会</p> <p>○指導医のための教育ワークショップ（<u>県医 24.10.20—21</u>）</p>
<p>5. 医学、医療の国際交流に関する事項</p> <p>(1) 鳥取大学等との連絡協調</p> <p>① 国立大学法人鳥取大学との連携を強化する。</p> <p>② 医学、医療に関する諸団体との連携を強化する。</p> <p>(2) 医学、医療の国際交流</p> <p>① 諸外国との医学、医療の国際交流を図る。</p> <p>② 世界医師会の会員登録を行ない、国際交流を図る。</p> <p>(3) 国際交流の推進</p> <p>① 県内で開催される国際交流事業に協力する。</p> <p>② 外国人バリアフリーの推進として、外国人の診療対応医療機関登録制度に協力する。</p>	<p>※鳥取大学経営協議会</p> <p>※鳥取大学関連管理型病院協議会</p> <p>※鳥取県国際交流財団</p>
<p>6. 公衆衛生の指導啓発に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生活動への協力</p> <p>① 関係団体との連携を図り、各種公衆衛生活動へ協力する。（公衆衛生協会、保健事業団、社会福祉協議会、社会福祉審議会、献血推進協議会、交通対策協議会、環境審議会、医療情報研究会、山陰地区感染症懇話会、臓器バンク）</p> <p>(2) 健康づくり文化の創造推進</p> <p>① 県が進める健康づくり文化創造推進事業に協力する。</p> <p>(3) 県民健康教育活動の展開</p> <p>① 公開健康講座、健康フォーラムを開催する。</p> <p>② 「保健の窓」「健康なんでも相談室」を日本海新聞に掲載し県民健康教育の充実を図る。</p> <p>③ 生活習慣病対策セミナーを地区医師会の協力のもと開催する。</p> <p>④ 健康医療相談（毎週木曜日）を継続運営する。</p> <p>⑤ 県民カレッジ事業へ協力する。</p> <p>⑥ 県立図書館の出張貸し出しサービスに協力する。</p>	<p>※鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議</p> <p>○健康フォーラム（<u>24.9.8</u> <u>ハワイアロハホール</u>）</p> <p>○公開健康講座の開催（12回）</p> <p>・2回程度は出張講座とする</p>
<p>7. 地域医療の推進発展に関する</p> <p>(1) 救急医療対策</p> <p>① 県立中央病院及び鳥取大学医学部附属病院の「救命救急センター」の運営に協力し、救急医療体制の確保・充実に努める。</p> <p>② ACLS、JPTECの研修会を開催する。</p> <p>③ 救急告示医療機関、平日夜間及び休日急患診療所、病院群輪番制の</p>	

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>連携により救急医療体制の充実を図る。</p> <p>④ 救命救急医療体制、へき地医療対策、空港における救急医療体制に協力する。</p> <p>⑤ 中国四国医師会の緊急連絡体制の整備を検討する。</p> <p>⑥ メディカルコントロール体制に協力する。</p> <p>⑦ ドクターヘリコプター、消防防災ヘリコプター体制に協力する。</p> <p>(2) 防災対策</p> <p>① 鳥取県防災会議に参画し、知事のもと防災対策を図る。</p> <p>② 国民保護法による指定地方公共機関としての国民保護業務計画に基づき、武力攻撃やテロ発生時の国民保護医療に努める。</p> <p>③ 県内でNBCR災害が発生した場合に備え、平素から関係機関相互の連携を図る。 ※「NBCR災害」とは、核 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) 及び放射能 (Radiological) による災害をいう。</p> <p>④ 万が一に備え、津波対策、放射能対策などの防災対策を図る。</p> <p>⑤ 「鳥取県医師会災害医療チーム」について検討を図る。</p> <p>(3) 共同利用施設対策</p> <p>① 中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会を開催する。 ⇒<u>三朝町24.8.25 (土)</u></p> <p>(4) 医師確保対策、男女共同参画</p> <p>① 日本医師会女性医師バンク事業等と連携し、地域医療体制安定化のため医師確保対策に取り組む。</p> <p>② 「女性医師の懇談会 (仮称)」を開催し、女性医師から積極的な提言をいただくとともに積極的に会務へ参画していただく。</p> <p>③ 講演会時の託児・保育システムなど女性医師対策を推進する。</p> <p>(5) 地域医療対策</p> <p>① 「鳥取県地域医療再生計画」の事業推進に協力する。</p> <p>② 地域医療体制の安定化を推進する。</p> <p>③ 在宅療養支援診療所の普及を推進する。</p> <p>④ 診診連携、病診連携、病病連携の推進を図る。</p> <p>(6) 老人保健福祉対策</p> <p>① 保健・医療・福祉の連携充実を図る。</p> <p>② 老人保健福祉計画の見直しへの対応を図る。</p> <p>③ 老人福祉施設対策を図る。</p> <p>④ 老人訪問看護制度の対応を検討する。</p> <p>(7) 有床診療所対策</p>	<p>○救急医療担当理事連絡協議会</p> <p>※鳥取県救急搬送高度化推進協議会</p> <p>※ドクターヘリ運航調整委員会</p> <p>※ドクターヘリ運航にかかる関係者会議</p> <p>※鳥取県防災会議</p> <p>※鳥取県NBCR災害対処現地関係機関連絡会議</p> <p>○災害対策担当理事連絡協議会</p> <p>※鳥取県地域医療対策協議会</p> <p>※鳥取県医療審議会</p> <p>※保健医療推進会議</p> <p>※老人保健福祉計画推進委員会</p> <p>※介護実習普及センター運営委員会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<ul style="list-style-type: none"> ① 有床診療所機能を有効に発揮し、地域のニーズに応える医療提供に努める。 ② 全国有床診療所連絡協議会との連携を図る。 	<p>○鳥取県有床診療所協議会</p>
<p>8. 地域保健の向上に関する事項</p>	
<p>(1) 健康診査管理指導事業対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 鳥取県健康対策協議会と共同で、がん対策を中心として以下の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) がん登録事業、がん患者の追跡調査及び調査結果の解析 (2) 各がん検診従事者講習会の開催 (3) 各がん検診読影委員会及び細胞診判定委員会の連絡強化 (4) 各がん検診精密検査医療機関の登録（胃、大腸、肺、肝臓、乳、子宮） 	<p>※鳥取県がん対策推進県民会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 臨床検査精度管理事業を実施し、臨床検査値の標準化を図る。 	<p>○臨床検査精度管理委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 鳥取県が実施する衛生検査所の立入検査、精度管理に協力する。 	<p>○臨床検査精度管理委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ④ 妊婦健康診査の検診回数の拡充（公費負担）に協力する。 	<p>※鳥取県精度管理委員会</p>
<p>(2) 特定健診・保健指導への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診にかかる被用者保険との集合契約を締結し、特定健診等を受託、実施する。 	<p>※鳥取県保険者協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 特定健診にかかる各種の情報を伝達する。 	<p>※鳥取県地域職域連携推進協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 特定健診の結果、費用請求等の電子化の代行を行なう。 	<p>※鳥取県地域職域連携推進協議会</p>
<p>(3) 地域保健活動の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 母子保健・医療、少子化対策事業などに協力する。 	<p>※鳥取県母子保健協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 「総合周産期母子医療センター」の運営に協力する。 	<p>※鳥取県母子保健協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 疾病構造の地域特性に関する調査、研究を行なう。 	<p>※若年者心疾患対策協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ④ 乳幼児・児童生徒の心臓検診を推進する。 	<p>※若年者心疾患対策協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 「生活習慣病」対策の推進を図る。 	<p>※若年者心疾患対策協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 在宅医療の推進のための実地研修事業を実施する。 	<p>○禁煙指導対策委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 禁煙指導医、禁煙講演医養成のための研修会を開催する。 	<p>※鳥取県がん征圧大会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ニコチン依存症治療に関する情報提供を行うなど、禁煙指導を推進する。 	<p>○禁煙指導対策委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑨ がん撲滅をめざす「がん征圧運動」に協力する。 	<p>※鳥取県がん征圧大会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業に協力する。 	<p>○禁煙指導対策委員会</p>
<p>(4) 糖尿病対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 糖尿病の発症予防、合併症予防等の対策を推進する。 	<p>○鳥取県糖尿病対策推進協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ② 「鳥取県糖尿病医療連携登録医制度」を創設し、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療が受けられる体制を構築する。 	<p>○鳥取県糖尿病対策推進協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ③ 講習会を開催し、糖尿病専門医以外の医師のレベルアップを目指す。 	<p>○仁風閣ブルーライトアップ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ④ 世界糖尿病デー（毎年11月14日）における「ブルーライトアップ」を実施し、県民への啓発を行なう。 	<p>○仁風閣ブルーライトアップ</p>
<p>(5) 環境対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全対策、医療廃棄物対策、地球温暖化防止対策を図る。 	<p>○仁風閣ブルーライトアップ</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>② 在宅医療廃棄物処理ガイドラインを周知する。</p> <p>③ 放射能汚染対策を図る。</p> <p>(6) メンタルヘルス・自殺対策</p> <p>① 地域におけるうつ病並びに自殺対策の事業に積極的に協力する。</p> <p>② 産業医研修会等を通じて、産業医活動の現場におけるメンタルヘルス分野の推進を図る。</p> <p>③ かかりつけ医の、うつ等精神疾患の診断技術の向上、及びかかりつけ医と精神科医との適切な連携の確保を図る。</p> <p>④ 「かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル（第2版）」の積極的活用を呼びかけ、かかりつけ医の早期発見、専門医への紹介など日常診療の一助とする。</p> <p>⑤ 精神疾患のプライマリケア及び地域連携に関わる研修会を開催する。</p> <p>(7) 麻薬対策</p> <p>① 麻薬事故防止対策、麻薬・覚せい剤乱用防止運動（麻薬・向精神薬の説明会、新入会員の指導）を展開する。</p> <p>② 麻薬の適正使用の促進を図る。</p> <p>(8) 感染症対策</p> <p>① 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザを始めとする各種の感染症対策について県と連携して、対策の充実を図る。</p> <p>② 感染症サーベイランス、B型・C型肝炎対策、MRSA対策、院内感染対策の充実を図る。</p> <p>③ 各種予防接種医療機関を登録する。</p> <p>④ 感染症予防法及び県予防計画の周知と協力を行う。</p> <p>⑤ 県との連携によりインフルエンザワクチンの安定供給に努める。</p> <p>⑥ 麻しん等集団発生時の対応についてのマニュアルシステムの構築に向けて検討する。</p> <p>⑦ 麻疹、風疹患者の発生状況報告制度を周知し、協力する。</p> <p>(9) 学校保健対策</p> <p>① (仮称) 指定学校医の制度化について検討する。</p> <p>② 学校医活動の強化を図る。</p> <p>③ 学校医・学校保健研修会を開催し、学校医の資質向上を図る。</p> <p>④ 日本学校保健会発行の冊子「学校保健」を学校医部会員に配布し、学校保健の広報の充実を図る。</p> <p>⑤ 鳥取県学校保健会との連携強化を図る。</p> <p>⑥ 日医学校保健講習会、全国及び中国地区学校保健・学校医大会への出席と伝達講習を行う。</p> <p>⑦ 「小児メタボリック症候群診断基準」の周知を図るとともに、学校現場での実践に向けて具体的方策を検討する。</p>	<p>※鳥取県心といのちを守る県民運動</p> <p>○かかりつけ医と精神科医との連携会議</p> <p>※薬物乱用防止対策推進本部会議</p> <p>○感染症危機管理対策委員会</p> <p>○日医感染症危機対策会議</p> <p>※エイズ対策専門家会議</p> <p>※エイズ対策委員会</p> <p>※鳥取県感染症危機管理対策協議会</p> <p>※鳥取県インフルエンザワクチン対策会議</p> <p>※鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会</p> <p>○学校医部会運営委員会</p> <p>○学校医・学校保健研修会</p> <p>※鳥取県学校保健会</p> <p>○日医学校保健講習会</p> <p>○日医母子保健講習会</p> <p>○全国学校保健・学校医大会(熊本市24.11.10)</p> <p>○中国地区学校保健・学校医大会(岡山市24.8.19)</p> <p>○中国四国学校保健担当事務連絡会議(岡山市</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>(10) 健康スポーツ医対策</p> <p>① 「日医認定健康スポーツ医」の認定審査、申請を行う。</p> <p>② 健康スポーツ医学再研修会を開催し、健康スポーツ医の資質向上を図る。</p> <p>(11) 産業保健対策</p> <p>① 産業医活動の強化を図る。</p> <p>② 産業医研修会を開催し、産業医の資質向上を図る。</p> <p>③ 日医認定産業医の審査、申請を行う。</p> <p>④ 地域産業保健事業を受託し、労働者の健康相談事業等を行う。</p> <p>⑤ 鳥取産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センターと連携する。</p>	<p>24. 8. 19)</p> <p>○健康スポーツ医委員会 ○日医健康スポーツ医学講習会 ○健康スポーツ医学再研修会</p> <p>○産業医部会運営委員会 ○産業医研修会(3地区) ○産業保健活動推進全国会議</p> <p>※鳥取県産業保健協議会 ※鳥取産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センター運営協議会 ※鳥取県産業安全衛生大会</p>
<p>9. 保険医療の充実に関する事項</p>	
<p>(1) 医療保険制度対策</p> <p>① 社会保障制度の抜本的改正対策を検討する。</p> <p>② 医療保険制度改革対策を図る。</p> <p>③ 小児特別医療制度の対象拡大の周知、障害者自立支援制度改革への協力を図る。</p> <p>④ 社会保険診療報酬改定への対応を推進する。</p> <p>⑤ 後期高齢者医療制度の改正案の周知・徹底を図る。</p> <p>⑥ 在宅療養支援診療所の推進を図る。</p> <p>⑦ ジェネリック医薬品の利用促進について検討する。</p> <p>(2) 医療保険対策</p> <p>① 適正な保険請求に関する疑義等について検討を行なう。</p> <p>② 請求事務適正化対策等の調査検討を行う。</p> <p>③ 保険医療機関の指導・監査等に立ち会う。</p> <p>④ 指導・監査等における指摘事項の周知徹底を図り、適正な保険診療の推進を図る。</p> <p>⑤ 関係法令の周知と地区医師会との連絡強化を図る。</p> <p>⑥ 新規開業医療機関の医事研修を行う。</p> <p>(3) 介護保険対策</p> <p>① 介護保険の運営、介護保険報酬改訂の周知を図る。</p> <p>② 介護支援専門員組織との連携を推進する。</p> <p>③ 介護保険事業計画の改正に伴う対策を図る。</p> <p>④ 地域支援事業(介護予防事業)に協力する。</p> <p>⑤ 療養病床再編計画の周知、推進を図る。</p> <p>(4) 労災保険対策</p> <p>① 鳥取労働局との連絡協調を図る。</p>	<p>○医療保険委員会</p> <p>○中国四国厚生局鳥取事務所との打合せ ○福祉保健課との打合せ ○社会保険指導者講習会</p> <p>○介護保険対策委員会 ※第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会 ※労災保険運営協議会 ※労災保険診療費審査委</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>② 労災保険診療指定医療機関研修会を開催する。</p> <p>(5) 自賠責保険対策</p> <p>① 自賠責保険診療費算定基準の推進を図る。</p> <p>② 自賠責保険研修会を開催する。</p> <p>③ 損害保険各社との連絡協議会を開催し、自賠責保険診療費におけるトラブルの解決処理にあたる。</p> <p>(6) 診療情報提供の推進</p> <p>① 診療情報提供の推進を図る。</p> <p>② 日本医師会「診療情報の提供に関する指針」を周知するとともに実践の推進を図る。</p> <p>③ 医療相談窓口を設置し、県民からの相談にあたりとともに地区医師会相談窓口との連携を図る。</p> <p>④ 県の医療相談窓口「医療安全支援センター」との情報交換、連携を図る。</p> <p>(7) 医療保険情報の周知徹底</p> <p>① 健保、国保の疑義解釈などの医療保険関係情報を医師会報に掲載し、周知徹底を図る。</p> <p>② 新入会員への啓発研修を行う。</p> <p>(8) 個人情報保護対策</p> <p>① 法の規定による遵守すべき事項の周知を図り、個人情報の適正な取扱いに努める。</p> <p>(9) 医療保険関係団体との連絡調整</p> <p>① 中国四国厚生局鳥取事務所、支払基金、国保連合会等との連絡強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方社会保険医療協議会鳥取部会、支払基金幹事会、基金・国保審査委員会など。 ・審査員の改選への対応 <p>② 県などの各種委員会へ委員等を派遣する。</p> <p>(10) 国民のための医療推進対策</p> <p>① 「鳥取県国民医療推進協議会」を主宰するとともに構成団体相互の連携を図る。</p> <p>② 国民皆保険制度の堅持、国民のための医療を守るため、講演会等を開催する。</p>	<p>員会</p> <p>※労災診療協議会</p> <p>○鳥取県自動車保険医療指導委員会</p> <p>○鳥取県自動車保険医療連絡協議会</p> <p>○診療情報提供推進委員会</p> <p>○鳥取県国民医療推進協議会</p>
<p>10. 医事法規の整備に関する事項</p> <p>(1) 医療法改正対策</p> <p>① 改正医療法への対応を検討する。</p> <p>② 医療特区・医療ツーリズム・混合診療導入反対、国民皆保険制度堅持の運動を引き続き展開する。</p> <p>(2) 母体保護法対策</p> <p>① 母体保護法指定医師の指定審査を行なう。</p> <p>② 母体保護法指定における不服審査を行なう。</p> <p>③ 母体保護法に関する諸問題について周知する。</p>	<p>○母体保護法指定医師審査委員会</p> <p>○母体保護法指定医師不服審査委員会</p> <p>○家族計画母体保護法指導者講習会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>11. 医療施設の整備に関する事項</p> <p>(1) 医療提供体制の確保対策</p> <p>① 病院、診療所の開設、病床数の増床について対応を図る。</p> <p>② 地域の医療提供体制に積極的に関与し、地域医療の安定を図る。</p> <p>③ 県立病院の運営に関して意見を述べる。</p>	<p>※鳥取県医療審議会、法人部会</p> <p>※鳥取県地域医療対策協議会</p> <p>※県立病院運営評議会</p>
<p>12. 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項</p> <p>(1) 医業経営対策</p> <p>① 医業経営に関する情報提供を行う。(麻薬施用免許、生命保険、協力貯蓄、医師年金、日本医師従業員国民年金基金、医療機関厚生年金基金、調査統計等)</p> <p>② 各種の税制対策に関する情報収集に努める。</p> <p>③ 控除対象外消費税の解消に努める。</p> <p>④ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続を求め、関係者への働きかけを強化する。</p> <p>⑤ 各種検診料、文書料等報酬の適正化を図る。</p> <p>(2) 医事紛争対策</p> <p>① 日本医師会、地区医師会との連携を図り、医事紛争の早期解決処理にあたる。</p> <p>② 医事紛争に関する研修会を開催する。</p> <p>③ 賠償責任保険の加入を推奨し、補償に備える。</p> <p>④ 産科医療補償制度」の周知及び加入を推奨する。</p> <p>(3) 看護職員対策</p> <p>① 看護職員養成対策の強化を図る。</p> <p>② 看護高等専修学校との連携強化、情報交換を図る。</p> <p>③ 訪問看護ステーション、ナースセンター運営事業へ協力する。</p> <p>(4) 勤務医、病院対策</p> <p>① 病院における勤務医の過重労働・疲弊などの諸問題の解消を支援する。</p> <p>② 鳥取県病院協会との連携強化を図る。</p> <p>③ 臨床研修病院と協力して勤務医（研修医）の入会を促進し、会員増強対策、部会活動の充実を図る。</p> <p>④ 医療安全、医事紛争などの勤務医の諸課題に対応する。</p> <p>(5) 医師国保組合との連携強化</p> <p>① 医師国保組合への加入推奨など、医師国保組合の事業運営に協力する。</p> <p>(6) 損害保険、生命保険の団体業務の継続</p> <p>① 医師賠償責任保険、施設賠償責任保険、所得補償保険の募集を行う。(損保ジャパン)</p>	<p>○医事紛争処理委員会</p> <p>○看護高等専修学校連絡協議会</p> <p>※准看護師試験委員会</p> <p>※看護職員確保対策協議会</p> <p>※ナースセンター事業運営委員会</p> <p>○全国医師会勤務部会連絡協議会(松山市 24.10.6)</p> <p>○勤務医委員会</p> <p>○鳥取県医師国民健康保険組合</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>② 勤務医会員の加入を推奨する。</p> <p>③ 日医特約保険（2億円補償）への加入を推奨する。</p> <p>④ Bグループ生命保険の募集を行う。（幹事会社：明治安田生命）</p> <p>(7) 協力貯蓄制度の推進等</p> <p>① 開業医の第10次協力貯蓄を推進する。（積立期間20.5～25.4）</p> <p>② 勤務医の第9次協力貯蓄を推進する。（積立期間22.5～27.4）</p> <p>③ 独立行政法人福祉医療機構の業務の周知</p> <p>・施設整備資金融資の制度内容、融資利率などの情報提供を行う。</p> <p>(8) 会員福祉対策</p> <p>① 日本医師会「医師年金」、日本医師従業員国民年金基金への加入を推奨する。</p> <p>② 鳥取県医療機関厚生年金基金の運営等の現状分析を図る。</p> <p>③ 各種の表彰、弔慰を行なう。</p> <p>・永年在任役員表彰、医業50年会員表彰、米寿・喜寿祝い贈呈</p>	
<p>13. 医師会相互の連絡調整に関する事項</p>	
<p>(1) 日本医師会との連携強化</p> <p>① 日本医師会が主催する諸会議へ役員を派遣し、情報収集、連携強化を図る。</p> <p>(2) 中国四国医師会連合との連携強化</p> <p>① 中国四国医師会連合各県との連携強化を図る。</p> <p>② 中国四国医師会連合主催の諸会議へ役員を派遣し、情報収集、意見交換、連携強化を図る。</p> <p>(3) 地区医師会との連携強化</p> <p>① 各種の担当理事連絡協議会を開催し、諸問題への対応、連携強化を図る。</p> <p>② 事務局職員連絡協議会を開催し、職員相互の親睦、連携強化を図る。</p> <p>(4) 情報ネットワークの推進</p> <p>① 鳥取県医師会のIT化を推進する。</p> <p>② 地域医療情報ネットワークの構築を推進する。</p> <p>③ 情報システムに関する講演会を開催する。</p> <p>④ 日本医師会テレビ会議システムへ参加する。</p> <p>⑤ 地域医療再生基金により導入したテレビ会議システムの積極的な活</p>	<p>○日医代議員会</p> <p>○都道府県医師会長協議会</p> <p>○日医各担当理事連絡協議会</p> <p>○日医の各委員会</p> <p>○日医医療政策シンポジウム</p> <p>○中国四国医師会連合総会（<u>松山市24.6.2—3</u>）</p> <p>○中国四国医師会連合各分科会</p> <p>○中国四国医師会連合常任委員会</p> <p>○中国四国医師会連合各種研究会</p> <p>○各担当理事連絡協議会</p> <p>○事務局職員連絡協議会</p> <p>○情報システム運営委員会</p> <p>○日医医療情報システム協議会</p> <p>○医療情報研究会</p>

事業項目及び主な事業内容	会議・委員会等
<p>用を図る。</p> <p>14. その他に関する事項</p> <p>(1) 県行政との連携強化</p> <p>① 県福祉保健部等との連携を図り、種々の事業に参画し協力する。</p> <p>② 県教育委員会との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会への積極的参画など <p>③ 県警察本部との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟銃等の所持許可にかかる診断書交付医療機関の登録 ・認知症疑い高齢者の運転免許証更新時における診断の協力など <p>(2) 関係団体との連携強化</p> <p>① 関係団体との連携強化を図る。</p> <p>② 人権文化センターとの連携を図り、主に医療を受けるかたの人権擁護活動を推進する。</p> <p>(3) 三師会との連携</p> <p>① 三師会の連携強化を図る。(当番：薬剤師会)</p> <p>② 医療保険対策の連携を図る。</p> <p>(4) 鳥取県医師会報の発行</p> <p>① 取材活動の拡充、編集方針の検討、会報の充実を図る。</p> <p>② ホームページによる情報発信の充実を図る。</p> <p>(5) 広報の強化</p> <p>① 会員向けの広報を徹底する。</p> <p>② 県民向けの広報活動を強化する。</p> <p>③ ホームページコンテンツの充実を図る。</p> <p>(6) 報道機関など対外広報との連絡調整</p> <p>① 報道関係との連絡、各種団体対外広報との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会報、日医ニュース、その他各種資料の配布 <p>② 報道記者との懇談会を開催し、当面の地域医療情勢について幅広い理解を得る。</p> <p>③ 医師会活動のPR、国民皆保険制度などの諸問題等について対外広報を強化する。</p> <p>(7) 犯罪被害者支援対策</p> <p>① とっとり被害者支援センターの運営に協力する。</p> <p>(8) 定款、諸規程の検討</p> <p>① 公益法人改革関連整備法の施行に伴い、定款、諸規程の見直しの検討を行う。</p> <p>② その他必要に応じて、定款、諸規程の見直しの検討を行う。</p> <p>(9) 公益法人制度改革への対応</p> <p>① 移行申請の準備として、事業区分け、収支相償基準、公益目的支出計画など、申請に向けて必要な項目についての検討を行う。</p> <p>② 申請の実務については、法律や税務面での専門的知識が必要であることから、外部へ委託する。</p> <p>③ 公益法人制度改革の対応について検討し、理事会、代議員会、総会での決議等事務的手続きを進める。</p>	<p>○テレビ会議システム運営小委員会</p> <p>※医療懇話会 ※教育委員会との連絡協議会</p> <p>○鳥取県人権文化センター</p> <p>○三師会</p> <p>○広報委員会 ○会報編集委員会</p> <p>○とっとり被害者支援センター</p> <p>○定款諸規程改正検討委員会</p>

平成24年度鳥取県医師会会費減免申請一覧

申請理由 地区	高 齢	傷 病	研 修 医	不慮の災害	そ の 他 特別の事由	計	減 免 総 額
東 部	36	2	13	0	0	51	1,764,000
中 部	21	0	3	0	0	24	576,000
西 部	41	1	0	0	0	42	1,512,000
大 学	0	0	0	0	0	0	0
計	98	3	16	0	0	117	3,852,000

会費減免申請の詳細

【高齢・傷病】

所 属 医師会	会 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	B	渡 辺 元	鳥取市東町	高齢会員 (明治44年2月12日生)
〃	A ₁	西 尾 吉兵衛	〃 富安	〃 (大正7年12月25日生)
〃	A ₁	桑 田 岩 雄	八頭郡智頭町智頭	〃 (大正8年12月1日生)
〃	B	松 岡 京 子	鳥取市行徳	〃 (大正9年6月18日生)
〃	B	縄 田 隆 淑	〃 元町	〃 (大正12年3月31日生)
〃	B	坂 本 紀美子	〃 〃	〃 (大正12年4月9日生)
〃	B	巨 鳥 怜 子	岩美郡岩美町浦富	〃 (大正13年1月1日生)
〃	B	村 尾 ちさと	鳥取市二階町	〃 (大正13年3月11日生)
〃	B	早 川 慶 子	〃 行徳	〃 (大正13年4月22日生)
〃	B	野 津 登志子	〃 卯垣	〃 (大正14年7月20日生)
〃	B	谷 本 泰 夫	〃 青葉町	〃 (大正15年2月24日生)
〃	B	村 江 正 名	〃 吉方温泉	〃 (大正15年6月2日生)
〃	B	岸 良 尚	〃 河原町河原	〃 (大正15年7月7日生)
〃	B	大 谷 伯	八頭郡八頭町宮谷	〃 (大正15年12月13日生)
〃	B	西 本 徹 郎	〃 〃 見槻中	〃 (昭和2年4月12日生)
〃	B	福 田 源次郎	鳥取市瓦町	〃 (昭和2年4月23日生)
〃	B	北 村 正 彦	〃 湯所町	〃 (昭和2年7月1日生)
〃	B	岡 本 孝 夫	〃 寺町	〃 (昭和2年7月25日生)
〃	B	山 本 穰	〃 末広温泉町	〃 (昭和2年10月13日生)
〃	B	面 谷 幹 夫	〃 吉方温泉	〃 (昭和2年11月19日生)
〃	B	深 澤 義 明	〃 湯所町	〃 (昭和2年12月1日生)
〃	B	早 瀬 啓	〃 川端	〃 (昭和3年2月26日生)

所属 医師会	会 種 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	B	飯 塚 幹 夫	鳥取市美萩野	老齡会員 (昭和3年3月7日生)
〃	A ₁	入 江 宏 一	〃 西町	〃 (昭和3年4月2日生)
〃	B	安 田 稔	〃 湯所町	〃 (昭和3年5月18日生)
〃	A ₁	岡 田 不二雄	八頭郡八頭町花	〃 (昭和3年6月10日生)
〃	B	森 納	鳥取市国府町糸谷	〃 (昭和3年9月1日生)
〃	A ₁	田 村 昭 子	〃 掛出町	〃 (昭和3年12月8日生)
〃	B	北 室 文 昭	〃 西町	〃 (昭和4年3月1日生)
〃	B	谷 口 公 子	〃 南町	〃 (昭和4年3月22日生)
〃	B	加 藤 一 吉	〃 湖山町南	〃 (昭和5年3月12日生)
〃	A ₁	芦 川 喬	〃 田園町	〃 (昭和5年9月1日生)
〃	A ₁	米 本 哲 人	〃 吉成南町	〃 (昭和5年10月29日生)
〃	B	前 田 宏 仁	〃 富安	〃 (昭和6年1月4日生)
〃	A ₁	瀧 田 賀久也	〃 湖山町北	〃 (昭和6年7月27日生)
〃	B	加 藤 泰 弘	〃 片原	〃 (昭和6年8月17日生)
〃	B	大 石 徹	〃 鍛冶町	病氣療養中
〃	B	岸 憲太郎	〃 若葉台	〃
中 部	B	松 田 伸	倉吉市新町	老齡会員 (大正9年4月21日生)
〃	B	安 梅 みどり	〃 関金町大鳥居	〃 (大正11年7月16日生)
〃	B	佐々木 安 夫	〃 〃 関金宿	〃 (大正11年8月7日生)
〃	B	徳 岡 淳 一	〃 東巖城町	〃 (大正11年9月20日生)
〃	B	宮 川 鉄 男	東伯郡北栄町瀬戸	〃 (大正12年3月28日生)
〃	B	垣 田 堅二郎	倉吉市東岩倉町	〃 (大正14年11月18日生)
〃	B	門 脇 好 登	〃 瀬崎町	〃 (大正15年1月11日生)
〃	B	岸 田 専 蔵	〃 清谷町	〃 (大正15年7月30日生)
〃	B	音 田 誠 介	東伯郡湯梨浜町田後	〃 (大正15年8月5日生)
〃	B	森 脇 良 省	倉吉市新町	〃 (昭和2年1月22日生)
〃	A ₁	入 江 正 昭	東伯郡琴浦町下伊勢	〃 (昭和2年10月19日生)
〃	B	中 村 克 己	米子市西福原	〃 (昭和2年11月15日生)
〃	B	西 田 龍之介	倉吉市上井町	〃 (昭和3年1月18日生)
〃	B	林 原 不二夫	東伯郡琴浦町赤碕	〃 (昭和3年6月28日生)
〃	B	尾 西 賢 治	倉吉市上井町	〃 (昭和3年8月1日生)
〃	B	土 井 学	東伯郡湯梨浜町旭	〃 (昭和3年10月25日生)
〃	A ₁	上 原 崇 義	倉吉市堺町	〃 (昭和3年12月6日生)
〃	B	北 岡 宇 一	鳥取市東今在家	〃 (昭和4年1月17日生)

所属 医師会	会 種 員 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
中 部	B	佐 藤 暢	米子市旗ヶ崎	老齡会員 (昭和6年5月1日生)
〃	B	西 尾 徹 也	倉吉市伊木	〃 (昭和7年1月12日生)
〃	B	神 波 澄 幸	東伯郡琴浦町逢東	〃 (昭和7年2月2日生)
西 部	B	田 中 喜美恵	米子市錦町	〃 (大正4年5月16日生)
〃	A ₁	板 倉 奨	日野郡日南町多里	〃 (大正6年11月15日生)
〃	B	渡 邊 豊	米子市観音寺	〃 (大正7年10月18日生)
〃	B	木 下 準四郎	〃 皆生温泉	〃 (大正11年7月30日生)
〃	B	木 下 干 城	〃 角盤町	〃 (大正13年2月26日生)
〃	A ₁	花 園 直 人	〃 東福原	〃 (大正14年2月5日生)
〃	B	福 島 武 彦	境港市元町	〃 (大正14年11月5日生)
〃	B	本 田 恭 治	米子市昭和町	〃 (大正15年4月22日生)
〃	B	吹 野 淳 平	〃 米原	〃 (大正15年5月24日生)
〃	B	仲 村 民 広	西伯郡伯耆町大殿	〃 (大正15年7月30日生)
〃	A ₁	三 好 三七夫	米子市道笑町	〃 (大正15年9月30日生)
〃	B	松 野 昭 市	境港市京町	〃 (大正15年12月10日生)
〃	B	薬師寺 廓 磨	米子市東福原	〃 (昭和2年2月7日生)
〃	B	小 坂 博	〃 糺町	〃 (昭和2年3月20日生)
〃	A ₁	足 立 史 郎	〃 淀江町淀江	〃 (昭和2年3月24日生)
〃	B	佐 伯 良 人	日野郡江府町江尾	〃 (昭和2年4月11日生)
〃	B	中 尾 徳 明	米子市角盤町	〃 (昭和2年5月10日生)
〃	B	松 田 泰 彦	日野郡日野町根雨	〃 (昭和2年8月22日生)
〃	B	近 藤 務	米子市新開	〃 (昭和3年1月18日生)
〃	B	立 川 武	境港市湊町	〃 (昭和3年1月28日生)
〃	B	高 野 正 明	米子市博労町	〃 (昭和3年3月31日生)
〃	B	辻 谷 賢 三	〃 観音寺	〃 (昭和3年4月28日生)
〃	B	井 上 愨	〃 日野町	〃 (昭和3年5月4日生)
〃	B	足 立 光 三	境港市幸神町	〃 (昭和3年6月1日生)
〃	B	本 多 和 雄	米子市新開	〃 (昭和3年6月23日生)
〃	B	高 田 貢太郎	境港市東雲町	〃 (昭和3年8月5日生)
〃	B	瀧 川 一 尚	〃 日ノ出町	〃 (昭和3年8月21日生)
〃	B	門 脇 和 範	〃 明治町	〃 (昭和3年8月28日生)
〃	B	中 村 哲 朗	米子市上後藤	〃 (昭和3年12月5日生)
〃	B	高 田 允 克	〃 福万	〃 (昭和5年2月7日生)
〃	B	渡 辺 俊 一	〃 皆生新田	〃 (昭和5年3月2日生)

所属 医師会	会 員 種 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
西 部	A ₁	長谷川 柳 三	米子市車尾	老齡会員（昭和5年7月5日生）
〃	B	原 宏	〃 大崎	〃（昭和5年10月30日生）
〃	A ₁	井 上 淳 一	〃 中島	〃（昭和6年1月2日生）
〃	B	松 本 久	〃 日原	〃（昭和6年1月3日生）
〃	B	中久喜 茂 也	〃 西福原	〃（昭和6年2月9日生）
〃	B	芦 立 巖	〃 西福原	〃（昭和6年5月18日生）
〃	B	武 田 千 濤	日野郡江府町武庫	〃（昭和6年7月7日生）
〃	B	荒 川 雄 司	米子市東福原	〃（昭和6年8月17日生）
〃	B	長 田 昭 夫	〃 上後藤	〃（昭和6年8月26日生）
〃	A ₁	安 田 收 一	〃 二本木	〃（昭和7年4月1日生）
〃	B	山 名 忠 己	〃 東福原	病氣療養中

【研修医】

所 属 医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院	所 属 医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院
東 部	B	長 野 祥 子	鳥取県立中央病院	東 部	B	成 富 徳 仁	鳥取県立中央病院
〃	B	村 上 裕 樹	〃	〃	B	戸 杉 夏 樹	〃
〃	B	森 崎 剛 史	〃	〃	B	武 本 祐	〃
〃	B	近 藤 奈保子	〃	〃	B	井 山 拓 治	鳥取赤十字病院
〃	B	神 谷 裕 子	〃	〃	B	田 渕 真 基	鳥取市立病院
〃	B	倉 敷 妙 子	〃	中 部	B	小 椋 貴 文	鳥取県立厚生病院
〃	B	椋 田 権 吾	〃	〃	B	大 田 里香子	〃
〃	B	坂 口 琢 紀	〃	〃	B	本 田 聡 子	〃

第4号議案 平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算について

平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算〔総括〕

(単位：千円)

収		入			出			部	
科	目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	科目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	
1.	事業活動収入				1. 事業活動支出				
1.	会費 (50.74%)	80,340	80,378	-38	1. 事業費 (37.03%)	58,628	61,061	-2,433	
2.	入会金 (3.16%)	5,000	5,000	0	1. 医字向上費	7,515	6,300	1,215	
3.	負担金 (1.17%)	1,860	1,860	0	2. 地域社会活動費	12,205	11,985	220	
4.	補助金 (9.13%)	14,452	11,539	2,913	3. 社会保険対策費	3,040	3,040	0	
5.	寄付金 (0.01%)	10	10	0	4. 医政対策費	3,900	4,450	-550	
6.	雑収入 (5.03%)	7,961	8,556	-595	5. 医療経済対策費	1,920	1,820	100	
7.	繰入金 (8.64%)	13,680	12,960	720	6. 広報活動費	10,900	10,900	0	
2.	投資活動収入				7. 部会費	7,628	8,446	-818	
1.	特定預金取崩収入 (0.02%)	30	30	0	8. 福祉対策費	3,100	3,150	-50	
3.	財務活動収入				9. 地区医師会連絡費	5,820	5,970	-150	
					10. 諸支出金	2,600	5,000	-2,400	
					2. 管理費 (58.28%)	92,280	91,575	705	
					1. 事務費	76,908	75,913	995	
					2. 会議費	9,370	9,420	-50	
					3. 負担金	1,420	1,660	-240	
					4. 会館管理運営費	4,582	4,582	0	
					2. 投資活動支出				
					1. 特定資産支出 (2.95%)	4,671	4,581	90	
					3. 財務活動支出				
					4. 予備費支出				
					1. 予備費 (1.74%)	2,754	2,116	638	
当期	収入合計(A)	123,333	120,333	3,000	当期支出合計(C)	158,333	159,333	-1,000	
前期	繰越収支差額 (22.10%)	35,000	39,000	-4,000	当期収支差額(A-C)	-35,000	-39,000	4,000	
収	入合計(B)	158,333	159,333	-1,000	次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当 初 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 (50.74%)	80,340	80,378	- 38	
1. 会 費 収 入	80,340	80,378	- 38	
1. 会 費 収 入	78,020	78,020	0	
(1) 均等割会費収入	78,020	78,020	0	A1 { @156,000×406人 = 63,336,000円 @ 72,000× 2人 = 144,000円 @120,000× 6人 = 720,000円 A2 21人 = 4,280,000円 B @ 12,000×795人 = 9,540,000円
2. 特別会費収入	2,320	2,358	- 38	
(1) 医事紛争処理委員会会費	783	788	- 5	@1,800×435人
(2) 学校医部会会費	645	660	- 15	@3,000×215人
(3) 産業医部会会費	892	910	- 18	@2,000×446人
2. 入 会 金 (3.16%)	5,000	5,000	0	
1. 入 会 金 収 入	5,000	5,000	0	
1. 入 会 金 収 入	5,000	5,000	0	@500,000×10人
3. 負 担 金 (1.17%)	1,860	1,860	0	
1. 負担金収入	1,860	1,860	0	
1. 会館維持負担金	1,860	1,860	0	医師国保組合 1,260,000円 損保ジャパン代理店北陽サービス 600,000円
4. 補 助 金 (9.13%)	14,452	11,539	2,913	
1. 補助金等収入	14,452	11,539	2,913	
1. 日医補助金	5,937	5,689	248	都道府県医師会助成費 2,600,000円 生涯教育助成費 1,177,000円 勤務医活動助成費 500,000円 年金普及推進運動助成費 100,000円 医賠償特約保険制度運営経費他 560,000円 医師会立准看護師養成所助成金 450,000円 予防接種対策地域支援費 250,000円 指導医のための教育ワークショップ補助金 300,000円
2. 県委託金・補助金	6,515	3,850	2,665	特別医療協力費 2,500,000円 臨床検査精度管理補助金 500,000円 高度救命処置研修事業補助金 500,000円 かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金 250,000円 精神医療関係者研修事業委託金 300,000円 臨床研修指導医講習会開催事業委託金 1,165,000円 糖尿病予防対策連携強化事業委託金 1,300,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
3. 産業医研修委託金	2,000	2,000	0	産業医研修委託金 1,800,000円 産業医研修連絡協議会委託金 200,000円
5. 寄 付 金 (0.01%)	10	10	0	
1. 寄 付 金	10	10	0	
1. 寄 付 金	10	10	0	
6. 雑 収 入 (5.03%)	7,961	8,556	-595	
1. 雑 収 入	7,961	8,556	-595	
1. 受 取 利 息	20	20	0	普通預金利息
2. 雑 収 入	6,081	6,606	-525	医師賠償保険人件費負担金(北陽サービスより) 1,920,000円 健対協人件費負担金(県より) 2,316,000円 健対協会報印刷代等負担金 1,200,000円 医学雑誌別刷個人負担分 200,000円 有床診療所協議会会費 290,000円 その他 155,000円
3. 広告・手数料他収入	1,860	1,930	-70	会報・医学雑誌・会員名簿広告料 1,200,000円 会場使用料 50,000円 日医認定産業医・スポーツ医申請手数料 400,000円 母体保護法指定医指定手数料(更新年) 210,000円
7. 繰 入 金 (8.64%)	13,680	12,960	720	
1. 繰 入 金	13,680	12,960	720	
1. 繰入金収入	13,680	12,960	720	生命保険取扱特別会計繰入金 12,600,000円 地域産業保健事業会計繰入金 1,080,000円
事業活動収入計	123,303	120,303	3,000	

科 目	当 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 額 増 減 額	摘 要
2. 事業活動支出				
1. 事業費 (37.03%)	58,628	61,061	-2,433	
1. 医学向上費(4.75%)	7,515	6,300	1,215	
1. 医学会費	3,715	2,600	1,115	医学会費(2回) 1,200,000円 生涯教育講座地区委託金 1,000,000円 生涯教育委員会(1回) 250,000円 鳥取医学賞 65,000円 指導医のための教育ワークショップ開催経費 1,200,000円
2. 鳥取医学雑誌発行費	3,800	3,700	100	印刷費・送料(年4回) 3,100,000円 委員会費 500,000円 編集費 200,000円
2. 地域社会活動費 (7.71%)	12,205	11,985	220	
1. 地域社会対策費	2,800	2,300	500	健康対策協議会補助金 1,300,000円 禁煙指導対策委員会 200,000円 禁煙指導対策地区医師会補助金 300,000円 世界禁煙デーイベント地区医師会補助金 150,000円 かかりつけ医と精神科医との連携会議 250,000円 精神医療関係者研修事業費 300,000円 地域社会対策費(印刷費・送料) 300,000円
2. 調査研究費	2,005	2,105	-100	臨床検査精度管理委員会(2回) 250,000円 臨床検査精度管理費・報告書他 1,100,000円 メディファックス購読料 555,000円 資料整備費 100,000円
3. 糖尿病対策費	1,500	600	900	糖尿病対策推進会議 200,000円 糖尿病対策費 200,000円 糖尿病対策推進会議従事者講習会 300,000円 糖尿病医療連携登録医システム構築費 800,000円
4. 救急・防災対策費	1,196	1,178	18	救急医療担当理事連絡協議会 150,000円 災害対策担当理事連絡協議会 150,000円 救急医療・麻薬対策費 200,000円 高度救命処置研修事業費 600,000円 衛星・災害時優先携帯電話使用料 96,000円
5. 情報システム対策費	3,754	4,752	-998	情報システム運営管理費 2,150,000円 ホームページ管理ソフトサポート料 252,000円 情報システム運営委員会(1回) 150,000円 情報システム整備費 200,000円 日医医療情報システム協議会 150,000円 情報システムに関する講演会・会議費 300,000円 テレビ会議システムネットワーク費 342,000円 テレビ会議システム保守料 210,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 額 増 減 額	摘 要
6. 感染症対策費	850	850	0	感染症危機管理対策委員会 300,000円 感染症対策費 150,000円 新型インフルエンザ対策費他 400,000円
7. 特定健診・保健指導対策費	100	200	-100	特定健診・特定保健指導対策費
3. 社会保障対策費 (1.92%)	3,040	3,040	0	
1. 社会保障医療対策費	240	240	0	健保・生保立会旅費
2. 社会保障部費	2,500	2,500	0	医療保険委員会 350,000円 社会保険指導者講習会 300,000円 支払基金・国保連合会との懇談会 350,000円 保険対策費他（印刷費・送料） 1,500,000円
3. 介護保険対策費	300	300	0	介護保険対策委員会（2回） 200,000円 介護保険対策費 100,000円
4. 医政対策費(2.46%)	3,900	4,450	-550	
1. 医政関係費	1,400	1,400	0	医療懇話会 300,000円 三師会 300,000円 県教育委員会連絡協議会 100,000円 国民医療推進対策費 700,000円
2. 診療情報提供・自浄作用活性化・医療安全対策費	950	950	0	診療情報提供推進委員会 200,000円 診療情報提供対策費他 100,000円 医療安全対策委員会 200,000円 医療安全対策費他 200,000円 職業倫理・自浄作用活性化委員会 150,000円 自浄作用活性化対策費 100,000円
3. 個人情報保護対策費	50	100	-50	資料作成費他
4. 会長交際費	600	800	-200	
5. 県医交際費	900	1,200	-300	
5. 医療経済対策費 (1.21%)	1,920	1,820	100	
1. 経営対策費	700	450	250	中四国共同利用施設等連絡協議会(三朝町) 500,000円 共同利用施設対策費 200,000円
2. 医事紛争対策費	1,220	1,370	-150	医事紛争処理委員会(1回) 200,000円 医事紛争研修会 150,000円 旅費・調査費他 200,000円 弁護士顧問料(2名) 670,000円
6. 広報活動費(6.88%)	10,900	10,900	0	
1. 会報費	9,900	9,900	0	印刷費(月1回)・臨時号(年1回) 8,300,000円 送料 1,450,000円 編集費 60,000円 会報編集委員会 90,000円
2. 広報宣伝費	1,000	1,000	0	対内・対外広報活動費 450,000円 広報委員会 150,000円 健康フォーラム経費 400,000円
7. 部会費(4.82%)	7,628	8,446	-818	

科 目	当 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 額 増 減 額	摘 要
1. 母体保護法指定医部会	300	300	0	母体保護法指定助成金 100,000円 母体保護法指定医師審査委員会 180,000円 母体保護法指定対策費 20,000円
2. 学校医部会	2,308	2,996	-688	全国学校保健・学校医大会 250,000円 中国地区学校保健・学校医大会 250,000円 日医学校保健講習会 150,000円 日本学校保健会々報 224,000円 学校保健会拠出金 80,000円 地区医師会補助金(3地区) 604,500円 学校医部会運営委員会・研修会他 750,000円
3. 健康スポーツ医部会	300	300	0	研修会他
4. 労災・自賠償部会	400	400	0	労災保険対策費 200,000円 自賠償保険対策費 200,000円
5. 産業医部会	3,020	3,050	-30	産業医研修会(4回) 2,000,000円 産業医部会運営委員会(1回) 250,000円 産業保健協議会(1回) 350,000円 産業安全衛生大会 80,000円 産業保健活動全国会議他 100,000円 送料他 240,000円
6. 病院連絡会議	100	200	-100	病院協会補助金
7. 勤務医部会	700	700	0	全国医師会勤務医部会連絡協議会 200,000円 勤務医部会委員会 100,000円 勤務医部会総会・講演会 400,000円
8. 有床診療所対策費	500	500	0	有床診療所対策費 500,000円
8. 福祉対策費(1.96%)	3,100	3,150	-50	
1. 福祉事業費	1,900	1,900	0	女性医師の懇談会他 500,000円 会員名簿印刷費・送料 1,400,000円
2. 表彰弔慰費	1,050	1,050	0	表彰費(喜寿米寿白寿祝含) 650,000円 弔慰費 400,000円
3. 協力貯蓄運営費	150	200	-50	印刷費、送料他
9. 地区医師会連絡費 (3.68%)	5,820	5,970	-150	
1. 連絡協議会費	1,450	1,600	-150	地区医師会長協議会 200,000円 地区医師会との懇談会(4回) 800,000円 看護高等専修学校連絡協議会他 300,000円 地区連絡費 150,000円
2. 地区医師会補助金	1,850	1,850	0	各看護高等専修学校補助金 600,000円 医師会立准看護師養成所助成金(日医分) 450,000円 健康教育活動補助金(東・中・西・大学) 800,000円
3. 地区医師会交付金	1,280	1,280	0	東部 450,000円、中部 250,000円 西部 450,000円、大学 130,000円
4. 事務費交付金	1,240	1,240	0	東部 480,000円、中部 200,000円 西部 500,000円、大学 60,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
10. 諸 支 出 金(1.64%)	2,600	5,000	-2,400	
1. 特別事業費	2,600	4,500	-1,900	公益法人移行対策費
2. その他支出金	0	500	-500	
2. 管 理 費 (58.28%)	92,280	91,575	705	
1. 事 務 費 (48.57%)	76,908	75,913	995	
1. 報 酬	8,596	8,596	0	
(1) 役 員 報 酬	8,586	8,586	0	役員報酬 8,050,000円 ・会長 1人 ・副会長 2人 ・理事 12人 ・監事 2人 ・議長 1人 ・副議長 1人 税理士報酬 536,000円
(2) 退任役員慰労金	10	10	0	
2. 給 与	39,206	38,800	406	
(1) 給 料	25,406	25,074	332	職員 8名 基本給
(2) 職 員 手 当	13,790	13,716	74	期末勤勉手当 9,650,000円 管理職・職務手当 1,368,000円 時間外手当 1,400,000円 通勤手当 226,000円 扶養・住居手当 1,146,000円
(3) 退 職 金	10	10	0	
3. 旅 費	5,500	6,000	-500	役員旅費 3,000,000円 職員旅費 2,500,000円
4. 一般事務費	5,450	4,646	804	役務費 1,150,000円 需要費 3,654,000円 法人会計システムリース・保守料 646,000円
5. 交 通 費	1,300	1,300	0	
6. 共 済 費	7,746	7,511	235	健保厚生年金保険料 5,800,000円 労働保険料 650,000円 中小企業退職金共済掛金 576,000円 役員傷害保険料 720,000円
7. 福利厚生費	460	460	0	職員健康診断費用 60,000円 職員福利費 400,000円
8. 光 熱 水 費	3,150	3,100	50	電気代 2,200,000円 水道・ガス代 300,000円 灯油代 650,000円
9. 公 課 費	5,500	5,500	0	固定資産税 4,500,000円 収益事業に係る税金 1,000,000円
2. 会 議 費(5.92%)	9,370	9,420	-50	
1. 総 会 費	800	800	0	
2. 代議員会費	2,500	2,500	0	旅費(3回) 1,500,000円 諸費・資料等 1,000,000円

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額	摘 要
3. 理 事 会 費	5,470	5,470	0	常任理事会 (12回) 1,560,000円 理事会 (12回) 3,910,000円
4. 監 事 会 費	200	200	0	旅費・諸費
5. 委 員 会 費	400	450	-50	裁定委員会費 200,000円 諸規程改正検討委員会費 200,000円
3. 負 担 金 (0.90%)	1,420	1,660	-240	
1. 中国四国医師会連合負担金	1,260	1,460	-200	中国四国医師会連合総会 (松山) 860,000円 中四国連合各種研究会 (松山) 250,000円 中四国連合常任委員会他 150,000円
2. 関係団体負担金	160	200	-40	公衆衛生協会費等
4. 会館管理運営費 (2.89%)	4,582	4,582	0	
1. 維持管理費	4,282	4,282	0	会館清掃料 1,300,000円 エレベーター保守料 756,000円 警備保障料 504,000円 空調設備保守点検料 910,000円 電気関係保安監理手数料 200,000円 自動火災報知設備保守料 160,000円 火災保険料 202,000円 オイルタンク管理料 70,000円 その他の管理料 180,000円
2. 管理運営費	300	300	0	営繕関係諸費
事業活動支出計	150,908	152,636	-1,728	
事業活動収支差額	-27,605	-32,333	4,728	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
1. 特定預金取崩収入 (0.02%)	30	30	0	
1. 特定預金取崩収入	30	30	0	
1. 役員退職慰労金積立 金取崩収入	10	10	0	
2. 職員退職積立金取崩収入	10	10	0	
3. 医事紛争処理積立金 取崩収入	10	10	0	
投資活動収入計	30	30	0	
2. 投資活動支出				
1. 特定資産支出 (2.95%)	4,671	4,581	90	
1. 特定預金支出	4,671	4,581	90	
1. 役員退職慰労金積立金	770	710	60	別途積立金 4,220,000円 (24.1.31現在)

科 目	当 予 算 額	前 年 度 算 額	比 較 額 増 減 額	摘 要
2. 職員退職給与積立金	3,900	3,870	30	25年3月末必要額（8名分） 95,582,300円 中小企業退職金共済積立額 (25.3.31見込 8名分) 22,896,095円 別途積立金 68,789,179円 (24.3.31見込)
3. 医事紛争処理積立金	1	1	0	別途積立金 4,800,000円 (24.1.31現在)
投資活動支出計	4,671	4,581	90	
投資活動収支差額	-4,641	-4,551	-90	
(Ⅲ) 財務活動収支の部 1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(Ⅳ) 予備費支出				
1. 予 備 費 (1.74%)	2,754	2,116	638	
1. 予 備 費	2,754	2,116	638	
1. 予 備 費	2,754	2,116	638	
当期収支差額	-35,000	-39,000	4,000	
前期繰越収支差額 (22.10%)	35,000	39,000	-4,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1. 借入金限度額 0円 該当なし
2. 債務負担額 0円 該当なし

平成24年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 収 入				
1. 積 立 金	9,936	9,984	-48	A1 2,000円×12か月×414人=9,936,000円
2. 雑 収 入				
1. 雑 収 入	1	1	0	普通預金利息
事業活動収入計	9,937	9,985	-48	
2. 事業活動支出				
1. 管 理 費 支 出				
1. 諸 経 費	10	10	0	
2. 修 繕 費	84,607	75,469	9,138	大規模修繕等
事業活動支出計	84,617	75,479	9,138	
事業活動収支差額	-74,680	-65,494	-9,186	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
当期収支差額	-74,680	-65,494	-9,186	
前期繰越収支差額	74,680	65,494	9,186	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成24年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支予算

(単位：千円)

科 目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 団体事務費	12,840	13,200	-360	団体事務取扱手数料 8社分 1,070,000円×12か月
2. 雑収入				
1. 雑収入	1	1	0	普通預金利息
事業活動収入計	12,841	13,201	-360	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 一般事務費	400	400	0	口座振替・振込手数料、通信費
2. 他会計への繰入金支出				
1. 繰出金	12,600	12,960	-360	一般会計へ
事業活動支出計	13,000	13,360	-360	
事業活動収支差額	-159	-159	0	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	101	141	-40	
当期収支差額	-260	-300	40	
前期繰越収支差額	260	300	-40	
次期繰越収支差額	0	0	0	

※配当金については、毎年かなりの変動があるが、全額会員への配当金となるため、計上していない。

平成24年度鳥取県地域産業保健事業収支予算

(単位：円)

科 目	当初予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 委託金	15,960,592	15,965,000	-4,408	鳥取労働局
事業活動収入計	15,960,592	15,965,000	-4,408	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 諸謝金	10,057,720	10,432,000	-374,280	医師、コーディネーター等
2. 旅費	400,000	507,000	-107,000	
3. 庁費	4,040,000	4,265,000	-225,000	
4. 消費税相当額	382,872	761,000	-378,128	
5. 他会計への繰出金	1,080,000	0	1,080,000	一般会計へ
事業活動支出計	15,960,592	15,965,000	-4,408	
事業活動収支差額	0	0	0	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

参 考

平成24年度鳥取県医師会（一般・特別会計）収支予算総括表

（単位：千円）

科 目	一 般 会 計	特 別 会 計			内 部 取 引 消 去	合 計
		会館修繕積立金	生 命 保 険	地 産 保 事 業		
(I) 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1. 会 費 収 入	80,340	9,936				90,276
2. 入 会 金 収 入	5,000					5,000
3. 負 担 金 収 入	1,860					1,860
4. 補 助 金 等 収 入	14,452					14,452
5. 寄 付 金	10					10
6. 雑 収 入	7,961	1	1			7,963
7. 繰 入 金	13,680				-13,680	0
8. 団 体 事 務 費			12,840			12,840
9. 委 託 金				15,960		15,960
事業活動収入計	123,303	9,937	12,841	15,960	-13,680	148,361
2. 事業活動支出						
1. 医 学 向 上 費	7,515					7,515
2. 地 域 社 会 活 動 費	12,205					12,205
3. 社 会 保 障 対 策 費	3,040					3,040
4. 医 政 対 策 費	3,900					3,900
5. 医 療 経 済 対 策 費	1,920					1,920
6. 広 報 活 動 費	10,900					10,900
7. 部 会 費	7,628					7,628
8. 福 祉 対 策 費	3,100					3,100
9. 地 区 医 師 会 連 絡 費	5,820					5,820
10. 諸 支 出 金	2,600					2,600

科 目	一 般 会 計	特 別 会 計			内部取引消去	合 計
		会館修繕積立金	生 命 保 険	地 産 保 事 業		
11. 事 務 費	76,908					76,908
12. 会 議 費	9,370					9,370
13. 負 担 金	1,420					1,420
14. 会館管理運営費	4,582					4,582
15. 諸 経 費		10				10
16. 修 繕 費		84,607				84,607
17. 一 般 事 務 費			400			400
18. 繰 出 金			12,600		-12,600	0
19. 諸 謝 金				10,057		10,057
20. 旅 費				400		400
21. 庁 費				4,040		4,040
22. 消費税相当額				383		383
23. 他会計への繰出金				1,080	-1,080	0
事業活動支出計	150,908	84,617	13,000	15,960	-13,680	250,805
事業活動収支差額	-27,605	-74,680	-159	0	0	-102,444
(Ⅱ) 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
1. 特定預金取崩収入	30					30
投資活動収入計	30	0	0	0	0	30
2. 投資活動支出						
1. 特定預金支出	4,671					4,671
投資活動支出計	4,671	0	0	0	0	4,671
投資活動収支差額	-4,641	0	0	0	0	-4,641
(Ⅲ) 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						

科 目	一 般 会 計	特 別 会 計			内 部 取 引 消 去	合 計
		会館修繕積立金	生 命 保 険	地 産 保 事 業		
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0
(IV) 予 備 費 支 出						
1. 予 備 費	2,754	0	101	0		2,855
当期収支差額	-35,000	-74,680	-260	0		-109,940
前期繰越収支差額	35,000	74,680	260	0		109,940
次期繰越収支差額	0	0	0	0		0

平成24年度 予算参考資料 1

平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算 ～公益法人移行に向けての様式（科目変更）～

平成24年度鳥取県医師会の一般会計予算科目については、公益法人改革に対応して、定款及び事業計画の事業項目に則して変更（科目名変更、並び替え）する必要がある。
これを基に公益認定申請用の損益ベースの収支予算（参考資料2）を作成する。

【主な変更内容】

- ① 事業費の中科目について、事業計画にある事業項目及び並びに合わせて以下のとおり変更した。
 - 従来の事業費中科目
（1. 医学向上費 2. 地域社会活動費 3. 社会保障対策費 4. 医政対策費 5. 医療経済対策費 6. 広報活動費 7. 部会費 8. 福祉対策費 9. 地区医師会連絡費 10. 諸支出金）
 - 変更後の事業費中科目
（1. 医道高揚対策費 2. 医学向上費 3. 公衆衛生活動費 4. 地域医療推進対策費 5. 地域保健向上費 6. 保険医療対策費 7. 医事法規対策費 8. 医業経営対策費 9. 会員福祉対策費 10. 医師会相互連絡調整費 11. その他事業費）
- ② 従来、複数の事業費用をまとめて1つの小科目にしていたので、事業計画の項目に合わせて分けることとし、新たに小科目を追加した。
 - 新たに追加した小科目
（生涯教育費、公衆衛生活動協力費、健康教育活動費、共同利用施設対策費、医師確保対策費、地域保健活動費、臨床検査精度管理事業費、メンタルヘルス・自殺対策費、医療保険対策費、国民医療推進対策費、看護職員対策費、日本医師会連絡協議会費、中国四国医師会連合連絡費、県行政連絡費、三師会連絡費）
- ③ 従来、「会長交際費」と「県医交際費」を事業費としていたが、事業費にはならないとの指導から、管理費へ移動した。
- ④ 従来、日医出張旅費及び中国四国医師会連合会議出張旅費はすべて管理費の「旅費」科目から支出していたが、この度新しく事業費の小科目を追加したので（日本医師会連絡協議会費、中国四国医師会連合連絡費）こちらから支出する。

平成24年度鳥取県医師会一般会計収支予算
～公益法人移行に向けての様式（科目変更）～

(単位：千円)

科 目	当初予算額	摘 要
(I) 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
1. 会 費 (50.74%)	80,340	
1. 会 費 収 入	80,340	
1. 会 費 収 入	78,020	
(1) 均等割会費収入	78,020	A1 { @156,000×406人 = 63,336,000円 @ 72,000× 2人 = 144,000円 @120,000× 6人 = 720,000円 A2 21人 = 4,280,000円 B @ 12,000×795人 = 9,540,000円
2. 特別会費収入	2,320	
(1) 医事紛争処理委員会会費	783	@1,800×435人
(2) 学校医部会会費	645	@3,000×215人
(3) 産業医部会会費	892	@2,000×446人
2. 入 会 金 (3.16%)	5,000	
1. 入会金収入	5,000	
1. 入会金収入	5,000	@500,000×10人
3. 負 担 金 (1.17%)	1,860	
1. 負担金収入	1,860	
1. 会館維持負担金	1,860	医師国保組合 1,260,000円 損保ジャパン代理店北陽サービス 600,000円
4. 補 助 金 (9.13%)	14,452	
1. 補助金等収入	14,452	
1. 日医補助金	5,937	都道府県医師会助成費 2,600,000円 生涯教育助成費 1,177,000円 勤務医活動助成費 500,000円 年金普及推進運動助成費 100,000円 医賠償特約保険制度運営経費他 560,000円 医師会立准看護師養成所助成金 450,000円 予防接種対策地域支援費 250,000円 指導医のための教育ワークショップ補助金 300,000円
2. 県委託金・補助金	6,515	特別医療協力費 2,500,000円 臨床検査精度管理補助金 500,000円 高度救命処置研修事業補助金 500,000円 かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金 250,000円 精神医療関係者研修事業委託金 300,000円 臨床研修指導医講習会開催事業委託金 1,165,000円 糖尿病予防対策連携強化事業委託金 1,300,000円
3. 産業医研修委託金	2,000	産業医研修委託金 1,800,000円 産業医研修連絡協議会委託金 200,000円

科 目	当初予算額	摘 要
5. 寄 付 金 (0.01%)	10	
1. 寄 付 金	10	
1. 寄 付 金	10	
6. 雑 収 入 (5.03%)	7,961	
1. 雑 収 入	7,961	
1. 受 取 利 息	20	普通預金利息
2. 雑 収 入	6,081	医師賠償保険人件費負担金（北陽サービスより） 1,920,000円 健対協人件費負担金（県より） 2,316,000円 健対協会報印刷代等負担金 1,200,000円 医学雑誌別刷個人負担分 200,000円 有床診療所協議会会費 290,000円 その他 155,000円
3. 広告・手数料他収入	1,860	会報・医学雑誌・会員名簿広告料 1,200,000円 会場使用料 50,000円 日医認定産業医・スポーツ医申請手数料 400,000円 母体保護法指定医指定手数料 210,000円
7. 繰 入 金 (8.64%)	13,680	
1. 繰 入 金	13,680	
1. 繰入金収入	13,680	生命保険取扱特別会計繰入金 12,600,000円 地域産業保健事業会計繰入金 1,080,000円
事業活動収入計	123,303	
2. 事業活動支出		
1. 事 業 費 (39.09%)	61,893	
1. 医道高揚対策費 (0.16%)	250	
1. 自浄作用活性化対策費	250	職業倫理・自浄作用活性化委員会 150,000円 自浄作用活性化対策費 100,000円
2. 医 学 向 上 費 (5.00%)	7,915	
1. 医 学 会 費	1,265	医学会費（2回） 1,200,000円 鳥取医学賞 65,000円
2. 医療安全対策費	400	医療安全対策委員会 200,000円 医療安全対策費 200,000円
3. 鳥取医学雑誌発行費	3,800	印刷費（年4回） 3,000,000円 送料 100,000円 委員会費 500,000円 編集費 200,000円
4. 生涯教育費	2,450	生涯教育講座地区委託金 1,000,000円 生涯教育委員会 250,000円 指導医のための教育ワークショップ開催経費 1,200,000円
3. 公衆衛生活動費 (0.35%)	560	
1. 公衆衛生活動協力費	160	公衆衛生協会費等
2. 健康教育活動費	400	健康フォーラム経費
4. 地域医療推進対策費(1.83%)	2,896	

科 目	当初予算額	摘 要
1. 救急・防災対策費	1,196	救急医療担当理事連絡協議会 150,000円 災害対策担当理事連絡協議会 150,000円 救急医療・麻薬対策費 200,000円 高度救命処置研修事業費 600,000円 衛星・災害時優先携帯電話使用料 96,000円
2. 共同利用施設対策費	700	中四国共同利用施設等連絡協議会（三朝町） 500,000円 共同利用施設対策費 200,000円
3. 医師確保対策費	500	女性医師の懇談会他
4. 有床診療所対策費	500	全国有床診療所協議会費 290,000円 全国有床診療所協議会中四国ブロック会費 80,000円 全国有床診療所連絡協議会総会他 130,000円
5. 地域保健向上費（7.72%）	12,228	
1. 地域保健活動費	2,250	健康対策協議会補助金 1,300,000円 禁煙指導対策委員会 200,000円 禁煙指導対策地区医師会補助金 300,000円 世界禁煙デーイベント地区医師会補助金 150,000円 地域保健対策費（印刷費・送料） 300,000円
2. 臨床検査精度管理事業費	1,350	臨床検査精度管理委員会（2回） 250,000円 臨床検査精度管理費・報告書他 1,100,000円
3. 特定健診・保健指導対策費	100	特定健診・特定保健指導対策費
4. 糖尿病対策費	1,500	糖尿病対策推進会議 200,000円 糖尿病対策費 200,000円 糖尿病対策推進会議従事者講習会 300,000円 糖尿病医療連携登録医システム構築費 800,000円
5. メンタルヘルス・自殺対策費	550	かかりつけ医と精神科医との連携会議 250,000円 精神医療関係者研修事業費 300,000円
6. 感染症対策費	850	感染症危機管理対策委員会 300,000円 感染症対策費 150,000円 新型インフルエンザ対策費他 400,000円
7. 学校保健対策費	2,308	全国学校保健・学校医大会 250,000円 中国地区学校保健・学校医大会 250,000円 日医学校保健講習会 150,000円 日本学校保健会々報 224,000円 学校保健会拠出金 80,000円 地区医師会補助金（3地区） 604,500円 学校医部会運営委員会・研修会他 750,000円
8. 健康スポーツ医対策費	300	研修会他
9. 産業保健対策費	3,020	産業医研修会（4回） 2,000,000円 産業医部会運営委員会（1回） 250,000円 産業保健協議会（1回） 350,000円 産業安全衛生大会 80,000円 産業保健活動全国会議他 100,000円 送料他 240,000円
6. 保険医療対策費（2.84%）	4,490	
1. 医療保険対策費	2,740	健保・生保立会旅費 240,000円 医療保険委員会 350,000円 社会保険指導者講習会 300,000円 支払基金・国保連合会との懇談会 350,000円 保険対策費他（印刷費・送料） 1,500,000円
2. 介護保険対策費	300	介護保険対策委員会（2回） 200,000円 介護保険対策費 100,000円

科 目	当初予算額	摘 要
3. 労災・自賠責対策費	400	労災保険対策費 200,000円 自賠責保険対策費 200,000円
4. 診療情報提供対策費	300	診療情報提供推進委員会 200,000円 診療情報提供対策費他 100,000円
5. 個人情報保護対策費	50	資料作成費他
6. 国民医療推進対策費	700	国民医療推進対策費
7. 医事法規対策費 (0.19%)	300	
1. 母体保護法対策費	300	母体保護法指定助成金 100,000円 母体保護法指定医師審査委員会 180,000円 母体保護法指定対策費 20,000円
8. 医業経営対策費 (2.13%)	3,370	
1. 医事紛争対策費	1,220	医事紛争処理委員会 (1回) 200,000円 医事紛争研修会 150,000円 旅費・調査費他 200,000円 弁護士顧問料 (2名) 670,000円
2. 看護職員対策費	1,350	看護高等専修学校連絡協議会他 300,000円 各看護高等専修学校補助金 600,000円 医師会立准看護師養成所助成金 (日医分) 450,000円
3. 勤務医・病院対策費	800	全国医師会勤務医部会連絡協議会 200,000円 勤務医部会委員会 100,000円 勤務医部会総会・講演会 400,000円 病院協会補助金 100,000円
9. 会員福祉対策費 (1.64%)	2,600	
1. 福祉事業費	1,400	会員名簿印刷費・送料
2. 表彰弔慰費	1,050	表彰費 (喜寿米寿白寿祝含) 650,000円 弔慰費 400,000円
3. 協力貯蓄運営費	150	印刷費、送料他
10. 医師会相互連絡調整費 (8.52%)	13,484	
1. 日本医師会連絡協議会費	1,000	日本医師会出張旅費
2. 中国四国医師会連合連絡費	4,260	中国四国医師会連合総会 (松山) 860,000円 中四国連合各種研究会 (松山) 250,000円 中四国連合常任委員会他 150,000円 旅費 3,000,000円
3. 地区医師会連絡協議会費	1,150	地区医師会長協議会 200,000円 地区医師会との懇談会 (4回) 800,000円 地区連絡費 150,000円
4. 地区医師会交付金	2,080	健康教育活動補助金 (東・中・西・大学) 800,000円 特別医療協力費 (東・中・西・大学) 1,280,000円
5. 地区医師会事務費交付金	1,240	東部 480,000円、 中部 200,000円 西部 500,000円、 大学 60,000円

科 目	当初予算額	摘 要
6. 情報システム対策費	3,754	情報システム運営管理費 2,150,000円 ホームページ管理ソフトサポート料 252,000円 情報システム運営委員会(1回) 150,000円 情報システム整備費 200,000円 日医医療情報システム協議会 150,000円 情報システムに関する講演会・会議費 300,000円 テレビ会議システムネットワーク費 342,000円 テレビ会議システム保守料 210,000円
11. その他事業費 (8.72%)	13,800	
1. 県行政連絡費	400	医療懇話会 300,000円 県教育委員会連絡協議会 100,000円
2. 三師会連絡費	300	桜観会
3. 会 報 費	9,900	印刷費(月1回)・臨時号(年1回) 8,300,000円 送料 1,450,000円、編集費 60,000円 会報編集委員会 90,000円
4. 広報活動費	600	対内・対外広報活動費 450,000円 広報委員会 150,000円
5. 特別事業費	2,600	公益法人移行対策費
2. 管 理 費 (56.22%)	89,015	
1. 事 務 費 (46.46%)	73,563	
1. 報 酬	8,596	
(1) 役員報酬	8,586	役員報酬 8,050,000円 ・会長1人 ・副会長2人 ・理事12人 ・監事2人 ・議長1人 ・副議長1人 税理士報酬 536,000円
(2) 退任役員慰労金	10	
2. 給 与	39,206	
(1) 給 料	25,406	職員8名 基本給
(2) 職員手当	13,790	期末勤勉手当 9,650,000円 管理職・職務手当 1,368,000円 時間外手当 1,400,000円 通勤手当 226,000円 扶養・住居手当 1,146,000円
(3) 退職金	10	
3. 旅 費	1,500	役員旅費 1,000,000円 職員旅費 500,000円
4. 一般事務費	6,105	電話料 400,000円 通信運搬費 750,000円 事務用品・雑費 880,000円 コピー使用料 1,480,000円 コピー機リース料 1,075,000円 給与システムレンタル料 63,000円 法人会計システムリース・保守料 646,000円 メディファックス購読料 555,000円 資料整備費 100,000円 ゴミ清掃料 94,000円 新聞購読料 62,000円
5. 交 通 費	1,300	

科 目	当初予算額	摘 要
6. 共 済 費	7,746	健保厚生年金保険料 5,800,000円 労働保険料 650,000円 中小企業退職金共済掛金 576,000円 役員傷害保険料 720,000円
7. 福利厚生費	460	職員健康診断費用 60,000円 職員福利費 400,000円
8. 光 熱 水 費	3,150	電気代 2,200,000円 水道・ガス代 300,000円 灯油代 650,000円
9. 公 課 費	5,500	固定資産税 4,500,000円 収益事業に係る税金 1,000,000円
2. 会 議 費 (5.92%)	9,370	
1. 総 会 費	800	
2. 代議員会費	2,500	旅費(3回) 1,500,000円 諸費・資料等 1,000,000円
3. 理 事 会 費	5,470	常任理事会(12回) 1,560,000円 理事会(12回) 3,910,000円
4. 監 事 会 費	200	旅費・諸費
5. 委 員 会 費	400	裁定委員会費 200,000円 諸規程改正検討委員会費 200,000円
3. 交 際 費 (0.95%)	1,500	
1. 会長交際費	600	
2. 県医交際費	900	
4. 会館管理運営費 (2.89%)	4,582	
1. 維持管理費	4,282	会館清掃料 1,300,000円 エレベーター保守料 756,000円 警備保障料 504,000円 空調設備保守点検料 910,000円 電気関係保安監理手数料 200,000円 自動火災報知設備保守料 160,000円 火災保険料 202,000円 オイルタンク管理料 70,000円 その他の管理料 180,000円
2. 管理運営費	300	営繕関係諸費
事業活動支出計	150,908	
事業活動収支差額	-27,605	
(Ⅱ) 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
1. 特定預金取崩収入 (0.02%)	30	
1. 特定預金取崩収入	30	
1. 役員退職慰労金積立金取崩収入	10	
2. 職員退職積立金取崩収入	10	
3. 医事紛争処理積立金取崩収入	10	
投資活動収入計	30	

科 目	当初予算額	摘 要
2. 投資活動支出		
1. 特定資産支出 (2.95%)	4,671	
1. 特定預金支出	4,671	
1. 役員退職慰労金積立金	770	別途積立金 4,220,000円 (24.1.31現在)
2. 職員退職給与積立金	3,900	25年3月末必要額(8名分) 95,582,300円 中小企業退職金共済積立額(25.3.31見込 8名分) 22,896,095円 別途積立金 68,789,179円 (24.3.31見込)
3. 医事紛争処理積立金	1	別途積立金 4,800,000円 (24.1.31現在)
投資活動支出計	4,671	
投資活動収支差額	-4,641	
(Ⅲ) 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
財務活動収入計	0	
2. 財務活動支出		
財務活動支出計	0	
財務活動収支差額	0	
(Ⅳ) 予備費支出		
1. 予備費 (1.74%)	2,754	
1. 予備費	2,754	
1. 予備費	2,754	
当期収支差額	-35,000	
前期繰越収支差額 (22.10%)	35,000	
次期繰越収支差額	0	

(注) 1. 借入金限度額 0円 該当なし
2. 債務負担額 0円 該当なし

平成24年度 予算参考資料 2

平成24年度鳥取県医師会正味財産増減予算 ～公益法人移行に向けての新様式（損益予算）～

平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで
正味財産増減計算書

No. No. No.	大区分 No. 中区分 No.	公益事業会計										
		公1			公2							
		学術及び科学技術の振興を目的とする事業			公衆衛生の向上を目的とする事業							
		1	2	小計	3	4	5	6	7	8	9	10
医道高揚対策事業	医学向上事業		公衆衛生活動事業	地域医療推進対策事業	地域保健向上事業	地域産業保健事業	保険医療対策事業	医事法規対策事業	医業経営対策事業	医師会相互連絡調整事業	その他事業	
従事割合	0.4%	4.3%	4.7%	0.0%	1.3%	32.0%	2.5%	3.4%	5.0%	2.1%	2.1%	4.5%
従事割合(役員)	0.3%	2.3%	2.8%	0.1%	6.5%	21.8%	0.1%	5.9%	1.8%	6.6%	15.5%	12.1%
面積比	0.4%	5.8%	6.2%	0.0%	1.3%	31.5%	2.4%	3.4%	4.9%	2.1%	2.1%	5.0%
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益												
基本財産運用益計												
特定資産運用益												
特定資産運用益計												
受取入金												
受取入金計												
受取会費												
正会員受取会費												
特別会員受取会費												
受取会費計												
事業収益												
その他事業収益												
事業収益計												
受取補助金等												
受取地方公共団体助成金												
受取民間補助金												
受取民間助成金												
受取補助金等振替額												
受取補助金等計												
受取負担金												
受取負担金計												
受取寄付金												
受取寄付金計												
受取寄附金												
受取寄附金計												
雑収益												
受取利息												
その他雑収益												
雑収益計												
経常収益計												
(2) 経常費用												
事業費												
役員報酬												
給料手当												
役員退職慰労金												
福利厚生費												
会議費												
旅費交通費												
通信運搬費												
減価償却費												
消耗品費												
修繕費												
印刷製本費												
燃料費												
光熱水料費												
賃借料												
保険料												
諸謝金												
租税公課												
支払負担金												
支払助成金												
委託費												
交際費												
事務機器リース料												
図書費												
事務所共益費												
広報費等雑費												
検査調査費												
雑費												
事業費計												
管理費												
役員報酬												
給料手当												
役員退職慰労金												
福利厚生費												
会議費												
旅費交通費												
通信運搬費												
減価償却費												
消耗品費												
修繕費												
印刷製本費												
燃料費												
光熱水料費												
賃借料												
保険料												
諸謝金												
租税公課												
支払負担金												
支払助成金												
委託費												
交際費												
事務機器リース料												
図書費												
事務所共益費												
広報費等雑費												
検査調査費												
雑費												
管理費計												
経常費用計												
評価損益等調整前当期経常増減額												
評価損益等計												
当期経常増減額												
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益計												
(2) 経常外費用												
経常外費用計												
当期経常外増減額												
他会計振替額												
取引前当期一般正味財産増減額												
法人税、住民税及び事業税												
当期一般正味財産増減額												
一般正味財産期首残高												
一般正味財産期末残高												
II 指定正味財産増減の部												
一般正味財産への振替額												
当期指定正味財産増減額												
指定正味財産期首残高												
指定正味財産期末残高												
III 正味財産期末残高												

(単位:千円)

		収益事業会計												
		取1			取2									
		生命保険事業		その他										
		12		13										
		生命保険取	小計	会員福祉対	小計									
		扱事業		策事業										
小計	共通(公益)	小計	12	13	12	13	共通(収益)	小計	法人会計	内部取引消去	合計			
52.9%	4.9%	62.5%	5.0%	5.0%	4.4%	4.4%	0.0%	9.4%	28.1%		100.0%			
70.4%	0.0%	78.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	21.6%		100.0%			
52.7%	4.8%	63.7%	4.8%	4.8%	4.3%	4.3%	0.0%	9.1%	27.2%		100.0%			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	2,500	2,500	-	-	-	-	-	-	2,500	-	5,000			
-	2,500	2,500	-	-	-	-	-	-	2,500	-	5,000			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	39,010	39,010	-	-	-	-	-	-	39,010	-	78,020			
2,320	-	2,320	-	-	-	-	-	-	9,936	-	12,256			
2,320	39,010	41,330	-	-	-	-	-	-	48,946	-	90,276			
15,961	-	15,961	12,840	12,840	-	-	-	12,840	-	-	28,801			
15,961	-	15,961	12,840	12,840	-	-	-	12,840	-	-	28,801			
5,350	-	6,515	-	-	-	-	-	-	-	-	6,515			
1,200	-	2,677	-	-	100	100	-	100	3,160	-	5,937			
2,000	-	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	2,000			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,935	-	9,935			
8,550	-	11,192	-	-	100	100	-	100	13,095	-	24,387			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,860	-	1,860			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,860	-	1,860			
-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10			
-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10			
-	-	-	1	1	-	-	-	1	21	-	22			
4,516	-	5,666	-	-	150	150	-	150	14,725	△12,600	7,941			
4,516	-	5,666	1	1	150	150	-	151	14,746	△12,600	7,963			
31,347	41,520	76,859	12,841	12,841	250	250	-	13,091	81,147	△12,600	158,297			
5,742	-	6,347	18	18	-	-	-	18	-	-	6,365			
20,740	1,921	24,504	1,960	1,960	1,725	1,725	-	3,685	-	-	28,189			
7	-	8	0	0	-	-	-	0	-	-	8			
243	23	288	23	23	20	20	-	43	-	-	331			
7,432	-	8,282	-	-	-	-	-	-	-	-	8,282			
13,418	162	15,323	167	167	145	145	-	312	-	-	15,635			
4,926	56	5,687	458	458	131	131	-	588	-	-	6,275			
7,733	704	9,346	704	704	631	631	-	1,335	-	-	10,681			
521	19	558	19	19	17	17	-	36	-	-	593			
158	14	191	14	14	13	13	-	27	-	-	218			
13,263	73	16,490	74	74	1,535	1,535	-	1,609	-	-	18,099			
344	32	406	33	33	29	29	-	61	-	-	467			
1,323	123	1,563	125	125	110	110	-	235	-	-	1,798			
2,447	75	2,619	75	75	67	67	-	143	-	-	2,762			
4,660	354	5,413	362	362	318	318	-	680	-	-	6,093			
10,908	-	11,978	-	-	-	-	-	-	-	-	11,978			
2,754	216	3,249	216	216	194	194	-	410	-	-	3,659			
1,730	-	1,730	-	-	-	-	-	-	-	-	1,730			
7,084	-	7,084	-	-	-	-	-	-	-	-	7,084			
7,646	211	9,124	211	211	189	189	-	400	-	-	9,524			
150	-	150	-	-	1,050	1,050	-	1,050	-	-	1,200			
410	-	410	-	-	-	-	-	-	-	-	410			
324	-	324	-	-	-	-	-	-	-	-	324			
1,620	-	1,620	-	-	-	-	-	-	-	-	1,620			
150	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	150			
450	-	450	-	-	-	-	-	-	-	-	450			
649	60	767	12,661	12,661	54	54	-	12,715	-	△12,600	882			
116,831	4,042	134,059	17,122	17,122	6,227	6,227	-	23,349	-	△12,600	144,808			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,221	-	2,221			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,017	-	11,017			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	129	-	129			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,770	-	2,770			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,793	-	5,793			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	423	-	423			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,992	-	3,992			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	107	-	107			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	-	82			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	616	-	616			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	183	-	183			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	703	-	703			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	427	-	427			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,185	-	2,185			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	-	150			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,224	-	1,224			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,197	-	1,197			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500	-	1,500			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	-	345			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,064	-	35,064			
116,831	4,042	134,059	17,122	17,122	6,227	6,227	-	23,349	35,064	△12,600	179,872			
△85,485	37,478	△57,400	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	-	△10,258	46,083	-	△21,575			
△85,485	37,478	△57,400	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	-	△10,258	46,083	-	△21,575			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
△85,485	37,478	△57,400	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	-	△10,258	46,083	-	△21,575			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	1,000			
△85,485	37,478	△57,400	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	-	△10,258	45,083	-	△22,575			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	487	-	487			
△85,485	366,729	271,851	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	487	△9,771	117,747	-	379,828			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	△9,935	-	△9,935			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	△9,935	-	△9,935			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	204,699	-	204,699			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	194,764	-	194,764			
△85,485	366,729	271,851	△4,281	△4,281	△5,977	△5,977	487	△9,771	312,511	-	574,592			

第188回鳥取県医師会（臨時）代議員会 議事録

1. 開催の期日

平成24年6月30日（土）
午後3時～午後4時45分

2. 開催の場所

鳥取県医師会館 鳥取市戎町

3. 代議員の総数

46名

4. 出席代議員数

41名

5. 出席の役員等

岡本会長、吉中・魚谷両副会長
渡辺・明穂・笠木・吉田・清水各常任理事
米川・岡田・日野・武信・瀬川・小林各理事
新田・石井両監事
入江・長田両顧問

6. 選挙

「議長及び副議長選挙」と「日本医師会代議員及び同予備代議員補欠選挙」を行い、何れも無投票にて次の通り選出した。

議長：池田宣之代議員、副議長：野坂美仁代議員

日本医師会代議員：魚谷 純副会長、同予備代議員：明穂政裕常任理事

7. 報告事項

平成23年度鳥取県医師会会務報告

8. 議決事項

以下の10議案について何れも承認された。

第1号議案 平成23年度鳥取県医師会一般会計収支決算承認について

第2号議案 平成23年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支決算承認について

第3号議案 平成23年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支決算承認について

第4号議案 平成23年度鳥取県地域産業保健事業会計収支決算承認について

第5号議案 平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について

第6号議案 公益社団法人への移行認定申請について承認を求める件について

第7号議案 公益社団法人鳥取県医師会定

款変更案について承認を求める件について

第8号議案 公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部変更案について

第9号議案 公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則の一部変更案について

第10号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部変更案について

9. 顧問委嘱

入江宏一先生（元会長）、長田昭夫先生（前会長）

10. 会議の状況

〈明穂常任理事〉

失礼致します。私、総務担当常任理事の明穂でございます。

本日の代議員会は、代議員の改選後、初めての代議員会でございますので、議長及び副議長が決まっておりません。定款施行細則第31条第2項によりますと、代議員の年長者の中から仮議長を選任することになっております。従いまして、29番・板倉和資代議員に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。

〔異議なし〕「拍手」

有難うございます。それでは、板倉代議員、議長席へご登壇願います。

〈板倉仮議長〉

東部医師会の板倉でございます。仮議長ということですので、議長が決まるまでしばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

ただいまから第188回鳥取県医師会臨時代議員会を開会致します。まず、事務局より資格確認をお願い致します。

〈谷口事務局長〉

資格確認のご報告を致します。代議員総数は46名でございます。これに対しまして、本日、受付されました代議員の先生は41名で、過半数の出席でございます。以上、ご報告致します。

〈板倉仮議長〉

有難うございました。報告のとおり、過半数の出席ですので、本会議は成立致します。

次に議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長にご一任願えませんでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、13番・辻田哲朗代議員、28番・石田浩司代議員のお二方をお願いします。よろしくお願い致します。

続きまして、議長及び副議長の選挙を行います。

定款施行細則第31条の規定によりますと、代議員会の議長及び副議長は、代議員の選挙後、最初に開かれる代議員会において代議員の互選によることになっております。

ただいままでに文書等を持ちまして立候補を表明された代議員がございます。21番・中部医師会の池田宣之代議員、お一人でございますが、この場で立候補される方はございませんか。

〔なし〕

それでは、その他に立候補を表明される方がないので、池田宣之代議員を議長当選人と決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕「拍手」

有難うございました。ご異議がないものと認めまして、池田宣之代議員を議長当選人と決定致します。

議長が決まりましたので、以上を持ちまして、仮議長の任務を終わることと致します。ご協力大変有難うございました。感謝申し上げます。

それでは、池田宣之代議員、議長席へご登壇願います。

〔板倉仮議長、退席〕〔池田議長、議長席へ〕

〈池田議長〉

失礼致します。仮議長の板倉代議員、本当にご苦勞様でした。

ただいま、代議員会議長に選出していただきました中部医師会の池田です。非常に責任の重大さを感じているところです。代議員会の議長に返り咲きというか、出戻りみたいな感じもするところですが、鳥取県医師会代議

員が議論の場であり、代議員会の活性化が益々盛んになることを祈念しながら、皆さんの協力を得て議長を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

引き続きまして、副議長の選挙を行います。

ただいままでに文書等を持ちまして副議長の立候補を表明された代議員がございます。16番・西部医師会の野坂美仁代議員、お一人ですが、この場で立候補される代議員はおられませんか。

〔なし〕

その他に立候補を表明される方がないので、野坂美仁代議員を副議長当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕「拍手」

ご異議がないものと認めまして、野坂美仁代議員を副議長当選人と決定致します。それでは、野坂副議長、一言ご挨拶をお願い致します。

〈野坂副議長〉

ただいま副議長に選任いただきました西部医師会の野坂です。池田議長を補佐するとともに、鳥取県医師会代議員会の活性化、そして会員の皆様の声を反映させるべく、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〈池田議長〉

どうも有難うございました。よろしくお願い致します。

続きまして、日本医師会代議員及び同予備代議員の補欠選挙を行います。

去る2月16日開催の第186回臨時代議員会において、日本医師会代議員及び同予備代議員の選挙を行いました。代議員には岡本公男君と私、池田宣之が、同予備代議員には吉中正人君、魚谷 純君がそれぞれ当選しました。

その後、4月1日開催の日本医師会代議員会で役員選挙が行われ、岡本公男君が日本医師会理事に当選しました。その結果、日医理事は日医代議員と兼務することができないことから、日医代議員が1名欠員となりました。

また、日医予備代議員に当選した魚谷 純君から5月9日付けで辞任届が提出され、日医予備代議員が1名欠員となったことから、本日、日本医師会代議員及び同予備代議員の補欠選挙を行います。

なお、任期は前任者の残任期間となりますので、選挙の日から平成26年3月31日までの予定ですが、日本医師会が新法人への移行後は、新定款による任期が適用されるため、平成26年6月下旬の日本医師会代議員会開催日前日まで伸延されます。

最初に、日本医師会代議員補欠選挙を行います。期日までに届出のあった候補者は、魚谷 純君の1名でございます。

候補者 魚谷 純君を日医代議員に選任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

有難うございます。異議なしと認め、魚谷 純君を日医代議員に選任することに決定しました。

続いて、日本医師会予備代議員補欠選挙を行います。期日までに届出のあった候補者は、明穂政裕君の1名でございます。

候補者 明穂政裕君を日医予備代議員に選任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」「拍手」〕

有難うございます。異議なしと認め、明穂政裕君を日医予備代議員に選任することに決定しました。

以上で、日本医師会代議員及び同予備代議員選挙を終了します。

引き続き、日程に従いまして、「会長挨拶」をお願い致します。

〈岡本会長〉

会長の岡本でございます。本日は、第188回鳥取県医師会臨時代議員会を開催致しましたところ、大変お忙しいなか、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。

本日の代議員会の主な議事は、先程の代議員会議長と副議長の決定、日医代議員及び同予備代議員の補欠選挙、平成23年度会務報告及び収支決算等の承認、平成24年度会費減免申請の承認、公益社団法人への移行認定申請並びに、公益社団法人鳥取県医師会定款変更案の承認等でございます。詳細につきましては、後程、担当役員の方からご説明申し上げますので、慎重審議の上、何卒ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、平成24年度につきましては、3月の代議員会で事業計画及び予算の承認を得ており、既に会務が始まっておりますが、その後

の状況につきまして、少し申し上げておきます。

先程、議長さんからお話がございましたように、日本医師会の会長以下役員選挙が4月1日に行われ、横倉会長以下役員が選出されました。私も理事に当選し、執行部に参画することになり、日本医師会の理事会に出席することになりました。日医理事会は、非常に面白い格好になっており、いわゆるフリーディスカッションではなくて、ある程度決まったことをし、医師会の広報として発信していく方式になっています。事前に理事の打合せがございます。本日ご出席の顧問の先生方は、それぞれ日医の理事をなされた先生方でご存知ですが、フリーディスカッションは打合会でしてしまおうという格好です。ある程度ガス抜きをしながらやっているという形です。

これまでも都道府県医師会長協議会等を利用して、県医師会員の皆様からのご要望を日医に伝える機会を得ていましたが、日医執行部に入閣したということで、今後はより一層、地域と中央の連携・推進を強化していきたいと考えておりますので、ご支援の程、よろしくお願い致します。

顧みますと3年前に、国民の強い期待の下、民主党への政権交代がなされました。しかしその後、政治不信は一層高まっております。

長びく経済不況下、東日本大震災と原発事故による深刻な被害の影響が続くなか、迅速かつ的確な対応のできない政治状況もあいまって、国民には将来への不安と閉塞感が一層高まっております。政府は、「社会保障と税の一体改革」を掲げ、財政主導による政策を強引に推し進めようとしています。特に消費税やTPPへの参加は、国民生活や医療に大きな影響を及ぼしかねません。

国は、持続可能な安定財源を確保し、全ての国民が質の高い医療を受けられる世界に冠たる国民皆保険制度を堅持すべきと考えております。より一層のご支援をお願い致します。

本代議員会終了後に開催します定例総会の特別講演では、日本医師会副会長の今村 聡先生より、「医療と税制」のテーマで詳細にお話いただきますので、ご清聴をお願い致します。

本日は、提出議題が多数ございますので、議案の審議についてよろしくお願い致します。

〈池田議長〉

どうも有難うございました。続きまして、7番目の「報告」に移ります。「平成23年度鳥取県医師会会務報告」につきまして吉中副会長、よろしくお願い致します。

〈吉中副会長〉

副会長の吉中です。それでは会務報告をさせていただきます。お手元に配付しております冊子の1頁をご覧ください。

平成24年3月末日現在の本会会員数は1,344名で、前年同期に比べて9名の増であります。A1会員431名、A2会員21名、B会員882名で、これを地区別に見ますと、東部521名、中部227名、西部512名、大学84名でございます。

次に、物故会員ですが、平成23年4月1日より本年3月末日に至る間に物故されました先生は、1、2頁に記載のとおり、林原祐治先生、樋口 實先生、谷口 充先生、中尾政和先生、笠置綱清先生、安達 厚先生、中下静夫先生、清水 治先生、西本徹郎先生の9名でございます。

その後、本日までに、佐々木安夫先生がお亡くなりになっておられます。

黙祷は、後程の総会の席上で行いたいと思います。続けて、会務報告を致します。

〔以下、会務報告に基づき説明〕

〈池田議長〉

有難うございました。以上で会務報告は終了しました。

ここでただいままでの会長挨拶と会務報告に関して、ご発言がありましたら、挙手の上、議席番号とお名前を名乗られてから、ご発言をお願い致します。

ないようですので、8番の「議事」に移ります。

第1号議案『平成23年度鳥取県医師会一般会計収支決算承認について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。清水常任理事、よろしくお願い致します。

〈清水常任理事〉

今期より会計を担当しています清水です。ご説明致します。

〔資料「議案書」を説明〕

〈池田議長〉

有難うございました。ここで監事から監査報告をお願い致します。新田監事、よろしくお願い致します。

〈新田監事〉

監事の新田でございます。去る6月21日、石井監事と共に県医師会館におきまして、会計監査を行いましたので、その結果をご報告致します。

平成23年度一般会計収支決算書につきまして、関係諸帳簿並びに通帳等を照合し、慎重に監査致しました結果、適正であることを認めましたので、ご報告致します。以上でございます。

〈池田議長〉

有難うございました。ただいまのご説明について何かご質問はございませんでしょうか。

ここで、決算に関する質問の他、会務全般にわたっての質疑を行います。

昨日までにあらかじめ質問が届いておりますので、そちらを先に取り上げます。受付順でいきます。質問内容は、皆様のお手元に配付していますが、質問者は、議事録作成のために質問内容の要旨の説明を口頭でよろしくお願い致します。

最初に、13番・辻田代議員から質問をお願い致します。

〈13番・辻田代議員〉

失礼します。13番、辻田です。

質問については、去る2月に行われました会長選挙についてのことです。まず、初めてのことであり、なかなか準備期間がなかったと言われましても、会長選挙において所信表明の挨拶がなされたのが代議員会の前の3分間だけで、それを基にして我々代議員が投票する時に自信を持ってできたか、非常に自信が持てなかったということと、そのことに対して、代議員のみならず一般会員への情報提示も十分になされていなかったのではなかったかということがあります。また今後ともに、これから同じような事態が発生することがあるかもしれませんので、代議員を始め一般会員が納得できるような十分な選挙期間の設定、あるいは選挙管理委員会というまでもなくても、それらの責任ある機関の設置、あるいは事前の一般会員への情報公開等の整備が必要

ではないかなと思います。その後の結果報告についても、医師会報へ掲載されましたけれども、余りにも事務的な結果のみ載せたという感を免れませんでしたので、一般会員はあれを見て、ちょっと理解に苦しまれたのではないかなと思いますので、その辺の対応もしていくべきではないかなと思い、質問させていただきました。以上です。

〈池田議長〉

では執行部から回答をお願い致します。

〈明穂常任理事〉

御指摘のとおり、初めてということで昭和45年以来42年ぶりの実施ということがございます。結論から申しますと、御指摘のとおり、選挙管理委員会の規定はございませんが、今後、必要であろうと考えております。

日本医師会も昨年、選挙管理委員会を設置し、4月の代議員会で初めて機能致しました。今後、地区医師会長、代議員の代表者等と交えて協議、検討していきたいと思っております。以上でございます。

〈池田議長〉

辻田代議員、よろしいでしょうか。

〈13番・辻田代議員〉

確か会長選挙の立候補締め切りから選挙までの期間が5日しかなかったと思っておりますけれども、余りにも短過ぎますので、もう少し5日が10日とか2週間とか、期間を置いてもいいのではないかなと思います。それは、この後の定款の改正にも触れていると思っておりますが、ちなみに西部医師会の場合は10日間の猶予を設けております。それぐらいの期間があってもよろしいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

〈池田議長〉

よろしく申し上げます。

〈明穂常任理事〉

いわゆる選挙運動ですが、我々は公職選挙法に慣れております。選挙活動ですから、七つ道具ですとか、いろんな諸規定はそちらで場慣れしているといいますが、そういう感覚で見ますとそういうことであります。ただ、会長選挙につきましては、特に選挙運動の細かなことですとか禁止事項ですとか、そういったことの規定がございません。選挙のやり方の規定はございますが、選挙運動に対する取

り決めはございませんので、そういったこともあわせて検討していけばと思っております。

〈池田議長〉

よろしいですか。魚谷先生、何か御意見ございますか。

〈魚谷副会長〉

ただいま提起していただきました選挙の期間でありますとか、選挙管理委員会を置くかどうかは、この後、定款の施行細則の変更案に提示されますが、当面は諸規程改正検討委員会がございまして、私はその委員長もしておりますので、その場で検討して、また具体的な数字等が出れば、次回の代議員会で決議していただきたいと思っています。

それから、選挙のあり方ですけれども、これは締め切りがあってから選挙運動が始まるのではなくて、一般的にはもっと前から受け付けておりますし、それから例えば我々の身近な市長選挙でありますとか県知事選挙、国会議員選挙においても、確か一番短いのは、市町村長の場合ですと火曜日に公示があって、その日で締め切って日曜日が投票です。市長は1週間、県知事も確か20日ぐらいですが、そういう選挙はもっともっと前から事前に、その立候補者はいろいろ所信表明をやっているわけでございます。そういうことを考えますと、必ずしも5日間しかないから短いということは言えないわけでありまして。ただ、我々の医師会の選挙というのは、今まで、恐らく皆さんそうだと思うのですが、定数内の立候補が普通であって、あまりそういった選挙を想定した規約ではないものですから、今後は当然変えていかなければいけないと思っております。

それと、そういう選挙を想定していない規約でございまして、他県の例でいいますと、つい最近、茨城県の会長選挙がございました。ところが公表されたのは、誰が当選だったかということだけで、得票数も発表されておられません。そういうことから鑑みたら、結構県医師会の会報では、あれは立派な情報公開であって、あれ以上のことを、例えば終わった選挙についてどういう経過でどうこうということを、県の医師会報とか、そういった公の機関誌で出すことは、むしろおかしいのではないかなと思っております。例えば米子市なら

米子市の市報に選挙の得票と結果は出るわけですが、それに対するコメント等は恐らく出ないと思います。それはまた、もし出すのであれば、新聞に出すとか、別な機関で出すとか、あるいは皆さん方の中で体験談を県の医師会報に投稿されるとかは可能ではないかと思っております。対処としてはそういうふうには思っております。

西部医師会の場合も、代議員の選挙をやりませんが、誰が何票で得票順にどうこうということは発表していません。ただ当選人をあいうえお順から発表して、次点ということでやっております。その辺のことも考慮していただいて、いい方向に今後、検討していただきたいと思っております。

〈池田議長〉

よろしいですか。どうぞ。

〈13番・辻田代議員〉

情報公開に対しては、どういう方法をとられても構わないので、とにかく開かれた医師会として、一般の会員に広く知らせていただければ、それだけで満足します。よろしくをお願いします。

〈池田議長〉

この辺で打ち切ってよろしいでしょうか。

今の発言に対する回答はなしということで。

〈29番・板倉代議員〉

選挙にかかわった者として、一言申し上げたいと思います。

会長の選挙が決ってから投票まで5日ぐらいしかなかったものですから、中にはテレビ会議で公表して選挙演説をしたらどうかという意見もございましたけれども、何分にも時間がないものですので、とりあえず2人の候補に所信表明だけはしてもらおうということで文書を出していただきました。それで、郵送するのが本来の姿だと思いましたが、時間がございませんので、ファクスで代議員の先生方には皆、所信表明を送ったと思っております。それを一般の会員まで広げるかという、これはちょっと間違いではないかと。やっぱり選挙権がある人だけに知らせるのが本来の姿ではないかと思っておりました。

それで、先生が言われましたけど、選挙の前に3分ほど時間をいただきまして、何か文章にできなかったこととか、何か言いたいこ

とが他にありはしないかということで、選挙の前に演説をしていただいたということでございます。私も最初のことで、どうしたらいいか迷いましたが、所信表明の文書を出してもらって、選挙の前に3分間話してもらって、それで十分ではないかなと自分では思っております。以上です。

〈池田議長〉

有難うございました。

今後、この件に関しては、執行部の方が選挙管理委員会なり選挙のやり方なりを考えると、辻田代議員、どうでしょうか。よろしいですか。

〈16番・野坂代議員〉

関連して。

〈池田議長〉

どうぞ、簡単に。

〈16番・野坂代議員〉

今、議長は今後の選挙のあり方について、執行部の方が選挙管理委員会なり選挙のやり方なりを考えると、後で決めればよいというふうに言われましたけど、新しい定款を見ますと、役員を選任と会長の選任事項に関しては、「本定款の定めるところにより」ということで書いてあります。定款変更をしないと改正ができないと思います。役員選挙規程とかという細則みたいなものをつくっておけばいいのだろーとは思いますが、今回の新定款については、「本定款の定めるところにより」という記載があるので、後で決めると言われても、その変更については大変なことであるのではと思いますが、如何でしょうか。

〈池田議長〉

岡本会長、どうぞ。

〈岡本会長〉

まだその定款は、全部決まっているわけではございませんので、今御質問いただいて、これから考えていかなければいけないと思っています。来年の4月ぐらいまでにはできるのではないかなと思っているのですが、先生方の御意見もお伺いしながら、やっていこうと思っておりますので、今は出しておりません。

〈魚谷副会長〉

今日のこの後、定款施行細則の変更案が出ますが、定款ではそういうふうを書いてあ

て、それは別途、施行細則で具体的な選挙の方法等は決めるわけです。その定款施行細則の方は、この公益法人のいわゆる届け出事項ではないようでございますので、定款で定めるその細かい選挙方法については定款施行細則となっております。施行細則の方は今言っておりますように、今後定款を変えなくても変更可能です。

〈池田議長〉

15番、中曾代議員。簡単にして下さい。

〈15番・中曾代議員〉

ごくごく簡単に。すみません。15番の西部の中曾といいます。この決算書の13ページですけれども。

〈池田議長〉

先生、関連でなかったら、前もっていただいている木村先生の方が済んでからにさせて下さい。すみません。

〈15番・中曾代議員〉

はい。

〈池田議長〉

それでは、ここで打ち切らせていただきまして、次に前もって提出されております木村代議員さんからお願い致します。

〈8番・木村代議員〉

8番、西部の木村秀一朗といいます。お手元にあります文書を読ませていただきます。

指導監査における県医師会の取り組みについて伺います。

鳥取県内において指導監査業務が地方厚生局移管する直前の、2007年に6人、翌年さらに1人の保険医が、わずか1年半の間に7人の保険医取り消しが行われました。保険医の指定取消は医師にとって死刑宣告に等しく、監査から取り消しは30%といわれており、その頻度は全国的にみても非常に特異な出来事でした。取り消しありきの監査が立て続けに行われたように思われます。県医師会の主張が余りに弱過ぎたため、厚生局の暴走を抑えられなかったのではないのでしょうか。

現在進行中の、西部地区の透析関連の保険医療機関に行われている監査事例についてですが、先週の水曜、木曜日に23回、24回目の監査が行われ、私も立会をしました。今後も監査が継続していく様相でした。普通、監査実施期間は全国的に見て約1ヶ月余りだと聞

いております。今回の監査は異常なほど長期間にわたり実施されています。私も含めてですが、立ち会った西部医師会の先生方の感じでは、取り消しに値するものだろうか、それほど悪いことをしているのだろうかという意見が多数でした。

県医師会としてもっと強く発言すれば、取り消しはないと思います。厚生局側の恣意的な主張をなすがままに受け入れるのではなく、善良な医師会員を守るべき県医師会として発言を強くしてほしいと思います。

今後は、県医師会が厚生局に対してもっと強く対抗し、主張すべきことは主張できる関係の構築を望みます。会長の厚生局に対する姿勢について見解を伺えればと思います。以上です。

〈岡本会長〉

今日配付致しました参考資料をご覧くださいませでしょうか。木村代議員の御質問にお答えしたいと思います。まずは、県医師会と厚生局との打合わせの際、私が挨拶した原稿を会報に載せておりますので、参考資料にあげさせていただきます。

せっかくですから読ませていただきますと、指導・監査については、「適正な保険診療」ということを常に会員へ周知徹底を図っているところだが、末端まで徹底できておらず、現在も監査が1件進行中である。百歩譲って適正な医療を行っていない者に対する監査は仕方のないことだが、医師免許取り消しや保険医取り消しという厳しい結果になれば、その後の生活にも影響があり、住民の為の良い医療ができなくなると、会員は戦々恐々として非常に危機感を抱いている。従って、萎縮医療にも繋がっている。是非とも、適正な審査・指導をお願いしたいと。

もう1点、進行中の監査についてでございますが、大変長期間に及んでいるということで、立会の役員も疲弊している。迅速かつ適正に対応していただきたい。しかも健康保険法上は立会者の身分保証はなく、これは全国的にも問題となっているため、何とか検討して対応していただきたいということを述べております。これは木村先生の御質問をいただいてから考えたものではなくて、私共は常々そのように対応しているのが現状でございます。

す。弱いと言われたら弱いのですが、ただ私は厚生局へおととも出かけて行って話をしてきたのですが、彼らは調べる立場にあり、決定は全くできず、自分達の力ではできないということです。広島厚生局もその決定力はなく、厚労省本部の方がしてくるということで、今どういうふうになっているかということは軽率にお答えできないということです。我々も、特に透析医療機関でもございますので、住民も非常に困るということも強く申し入れておりますし、それほど私も喧嘩はしておりませんが、「そうですか、そうですか。」とは申し上げません。ただ、結果がどうあれ、憶測でこれぐらいだったら何とかなるよということをおし申し上げておりません。野坂会長にはよくいろいろと相談するわけですが、私はどちらかという、結果については軽率に申し上げないということです。毎月第4木曜日に厚生局の会議がございまして、その時、いつも2時半からの会議ですが、私は大体1時半頃に出かけて行って、いろいろ相談したり、お願いしたり、文句を言ったりしてことにしております。どういうふうに出たらいいのかというのは非常に悩んでいるところでございますので、これからも毅然としてやっていこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〈池田議長〉

よろしいですか。どうぞ。

〈8番・木村代議員〉

どうも有難うございます。ついでに伺ってもよろしいですか。監査について、もう1点質問させていただきます。弁護士の帯同、あるいは録音なのですが、医師会の立場としては推奨されますか。

〈岡本会長〉

推奨するとも推奨しないとも申し上げることはできないのですが、録音の話をおししますと、私は以前に東部の事例と一緒に立ち会ったことがございます。その時に黙って録音していたところが、録音は悪くはないと。していただいたら結構ですが、録音するならあらかじめ言っておいていただいて、自分のところも録音したいということがございました。

それから、今回の事例においては非常に長

くなっているということの一つには、弁護士さんが帯同しているからということがあるということは聞いていますが、それは向こうの言うことでありまして、私はうのみにして、そう思っているわけではございません。ですから、それは希望があれば帯同しても別に構わないと思っておりますが、医師会として、絶対これをつけなければいけないとか、そういう感覚を私は持っていません。これは野坂先生にもいつも申し上げているのですが、結局、確かに一つの戦いであるから勝たなくてはならないということはわかりますが、ただ我々の立場というものは、ある程度主義主張はしても決めることはできないという立場ですので、それほど跳んだりねたりしたら逆になるのかなということもありますので、慎重に対応しているというのが現状でございます。

もうちょっと考えさせて下さい。その帯同については、ちょっと私もよくわかりません。

〈8番・木村代議員〉

どうも有難うございました。

〈池田議長〉

それでは、先ほど挙手のありました15番、中曾先生、お願いします。

〈15番・中曾代議員〉

時間が少ないようですので、大した質問ではありませんから、取り消させてもらっていいでしょうか。

〈池田議長〉

それは御協力有難うございますが、一言でも何かどうですか。

〈15番・中曾代議員〉

そうですか。ちょっと申しわけない質問ですけれども、13ページの2番の管理費の(2)の退職役員慰労金です。これは要するに退職金のことですね。大体普通は全員が退職した時に何も圧迫しないように給与引当金というのをずっと積み立てるのですが、県医師会の場合は全然そういうことはされていないのですか。事務職なんかは大体引当金を積み立ててやっているのですが。

〈池田議長〉

退職金引当金ということですか。簡単に説明、回答をお願いします。

〈岡本会長〉

事務局の職員につきましては、すべてござ

います。ですから、今、全員がやめても大丈夫なだけ積み立てております。ただ、役員には、そういう積み立てはしていないものですから、とりあえず1万円だけ置いておいて、それで必要な時にどこから持ってくるというのが今までずっと続いております。その辺は確かに先生がおっしゃることもよくわかりますので、考えさせていただきます。そういうふうにはずっと続けております。

〈15番・中曾代議員〉

結局ずっとそれは慣例になっているわけですね。

〈岡本会長〉

はい、そうです。

〈15番・中曾代議員〉

そうですか。

〈池田議長〉

よろしいですか。どうぞ、簡単に。

〈魚谷副会長〉

3月まで会計担当をやっていた魚谷でございますが、17ページをご覧下さい。役員退職慰労金積立金等に別途積立金として350万を積み立ててございまして、何名退職するかわからないものですから、予算としては1万円しか計上していなかったということで、別途、積立金はこのようにございます。

〈池田議長〉

よろしいですか。

〈15番・中曾代議員〉

はい、わかりました。

〈池田議長〉

御理解いただけたと思います。

それでは、決算に関する質問、その他会務全般にわたっての質問は、その他ございませんでしょうか。

ではないようですので、議案に対する採決を行います。

第1号議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

「挙手多数」と認めます。従いまして、第1号議案は承認されました。

続きまして、第2号議案『平成23年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支決算承認について』、第3号議案『平成23年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支決算承認につ

いて』、第4号議案『平成23年度鳥取県地域産業保健事業会計収支決算承認について』、以上の3議案の特別会計を一括上程致します。執行部のご説明をお願い致します。清水常任理事、よろしくお願い致します。

〈清水常任理事〉

それでは、特別会計の3議案についてご説明致します。

〔資料「議案書」を説明〕

〈池田議長〉

有難うございました。ここで、第2号議案から第4号議案までの特別会計3議案の決算について、新田監事から監査報告をお願い致します。

〈新田監事〉

先程の一般会計と合わせまして、特別会計分を去る6月21日、石井監事と共に県医師会館におきまして会計監査を行いましたので、ご報告申し上げます。

平成23年度特別会計収支決算書並びに財産目録につきまして、関係諸帳簿並びに通帳等を照合し、慎重に監査を致しました結果、適正であることを認めましたのでご報告致します。以上でございます。

〈池田議長〉

有難うございました。それでは、ただいまご説明のありました、第2号議案から第4号議案までの3議案に対しまして、どなたかご質問、ご意見はございませんか。

ないようでございますので、議案に対する採決を行います。

第2号議案から第4号議案までの3議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

「挙手多数」と認めます。従いまして、第2号議案から第4号議案までの3議案は承認されました。

続きまして、第5号議案『平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について』を上程致します。執行部のご説明をお願いします。清水常任理事、よろしくお願い致します。

〈清水常任理事〉

ご説明致します。

〔資料「議案書」を説明〕

〈池田議長〉

有難うございました。ただいまのご説明に

ついて、何かご質問はございませんか。

ないようですので、採決に移ります。第5号議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

「挙手多数」と認めます。よって、第5号議案は承認されました。

続いて、第6号議案『公益社団法人への移行認定申請について承認を求める件について』ご説明をお願い致します。明徳常任理事、お願い致します。

〈明徳常任理事〉

ご説明致します。

鳥取県医師会では、公益法人を目指す方針として準備、検討を開始致しました。

申請にあたっては、財務、法務など専門的事項が多く、専門家の助言が必要との判断から、東京の高野総合会計事務所と業務委託契約をすることとしました。

ご存知のとおり、公益法人になるためには、さまざまな基準、欠格事由などが数多くありますが、特に財務面においては、①公益事業比率50%以上、②収支相償（公益事業が収支トントン又は赤字）、③遊休財産の保有制限、の3つが大きな条件となります。平成23年度予算をベースとして試算したものを平成23年6月23日の理事会で説明を受け、公益事業比率61.8%、収支相償は適合、遊休財産はなし、ということで公益法人への移行が可能と判断致しました。

認定の審査の実務について鳥取県では「公益法人・団体指導課」が行います。県庁の指導により、今までに相談会を4回持ちまして、役員、事務局が県庁に出向いて、申請にあたっての留意事項、助言等を受けてまいりました。

一方、高野会計事務所とは、随時、テレビ会議、電話会議での相談や、訪問による詳細な打合せなどを密にして、申請に向けて準備を進めてまいりました。

一番の課題は、代議員制でございまして、内閣府が示す留意事項において、資料のとおり、いわゆる5要件を満たすことが示されており、県庁からはこの点を守るよう特に重点的に指示を受けました。この点につきましても、高野会計事務所の担当弁護士の助言を受

け、留意事項を満たす方法をとることで対応することができました。

この点について詳しくご説明致します。まず、定款変更案には最初の役員と代議員名簿を記載することになりますが、役員については、業務執行役員として現在の会長、副会長、常任理事を記載します。

問題の代議員（社員）については、現在の代議員は、定款変更案にのっとり選出されていないこと、5要件を満たしていないこと、から再度選出する必要がございます。

5要件の留意事項として、代議員（社員）の選出にあたり、「他の法人に完全に委ねることは不相当である」とされていることから、本日の代議員会、総会で定款変更案が承認された後に、再度代議員を選出することとします。

その手順ですが、まず、代議員（社員）選出の「公告」を行います。定款変更案第73条で、「公告は電子公告により行う」としていますので、鳥取県医師会のホームページに掲載します。また、鳥取県医師会報7月号にも掲載しておきます。文案は資料のとおりであります。

そして、立候補の届出受理等の事務を各地区医師会の事務局で行っていただき、代議員を選出したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。なお、地区ごとの人数は現行のまま変更はございません。

こうして選出された代議員（社員）を定款変更案に記載することで、県庁の指摘に対応できることになっておりますので、よろしくお願い致します。

公益法人への移行申請については、去る5月24日開催の第2回理事会の承認を経て、本日の代議員会並びに総会の承認の決議を経てから、申請したいと考えております。

なお、去る4月27日の県庁相談会では、①定款変更案は了承、②財務諸表は概ね良好、③申請書類が出来たものから提出すること、④申請書に記載する事業内容をまとめること、などの指示をいただき、9月の認定審議会に提案する方針が示されました。

以上、経過の概要についてご説明致しました。何卒、公益法人への移行認定申請について代議員会のご承認をいただきたいと思いま

すので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

〈池田議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見はございませんか。

質問がないようですので、採決を致します。

鳥取県医師会について、公益社団法人への移行認定申請について承認を与えることに賛成の方は「起立」をお願い致します。

[起立多数]

有難うございました。起立多数と認めます。よって本案は、原案のとおり、承認されました。

続いて、「第7号議案 公益社団法人鳥取県医師会定款変更案について承認を求める件」についてご説明をお願い致します。

〈明穂常任理事〉

ご説明致します。

公益社団法人への移行認定申請では、現行定款の変更が必要であり、内閣府がモデル定款を示しております。そのモデル定款を基本として、日本医師会でも同様に定款変更案が検討されており、岡本会長が平成20年から2年間、日本医師会の定款・諸規程改定検討委員会に参画し、副委員長を務めておられたことから、日本医師会の定款変更案をベースとして、本会の実状に合わせた定款変更案について事務的に準備を進めてまいりました。

また一方、外部コンサルティング会社の弁護士の助言、県の公益法人・団体指導課の数回にわたる文言、内容等を事前に点検いただき、平成24年1月21日、本会の定款・諸規程改正検討委員会と各地区医師会の公益法人制度改革担当理事により合同会議を開催し、詳細について検討、ご意見をいただきました。

新旧定款の比較対照表につきましては、去る3月17日開催の前の代議員会において、代議員の先生方へお配りしましたが、詳細の説明はしませんでしたので、本日は、改正の主な点の概要についてご説明致します。

資料「比較対照表」をご覧ください。

改正の基本は、内閣府のモデル定款、日本医師会の変更案に参考にして、本会の実状に合わせた内容にしています。右側に留意点と弁護士の助言等が書いてあります。

1ページは目次でございます。赤字が改正

部分、緑字は弁護士のコメントです。

2ページでございます。第1章、名称、第2章、目的、事業を列挙しております。

3ページ、第3章、会員の規定です。第5条、組織、第6条、会員の資格及びその喪失を規定しています。第7条、入会・退会・異動ですが、入会・退会いずれも任意にできる規定が示されています。

4ページ、第10条、会員の権利、5ページ、第13条、会員の制裁を規定しています。

6ページ、第4章、代議員、予備代議員の規定です。代議員をもって法人法上の「社員」となります。その任期は2年間です。

7ページ、代議員の選出を規定しています。基本は従来通りですが、地区医師会へ完全に委ねることは不可とされています。先程ご説明したとおりです。

8ページ、代議員の資格の喪失のこと、予備代議員のことを規定しています。

第5章、代議員会の規定です。代議員会をもって法人法上の「社員総会」となります。定例代議員会は6月下旬となります。

9ページ、代議員会の内容は概ね従来通りであります。

10ページから12ページ、第24条以下に代議員会の任務の規定を記載してあります。

12ページ、第6章、役員の規定です。人数については従来通りです。会長、副会長を法人法上の代表理事とします。常任理事をもって業務執行理事とします。

13ページ、第29条以下、役員の職務等を規定しています。

15ページ、第31条、役員の任期です。概ね2年ですが、改選期が6月の定例代議員会となります。

17ページ、第38条、役員報酬の基準は公表することが求められています。

18ページ、第40条、顧問の人数と職務を規定しています。

第7章、理事会及び常任理事会の規定です。概ね現行の内容での表現と、法令で定められた任務を記載しています。

第7章、理事会及び常任理事会です。

19ページ、第42条以下、理事会、常任理事会の任務を記載しています。

21ページ、変更案では代議員会が総会とな

りますので、左側、現行の総会の項目は全て削除となります。

22ページ、第8章、学会の規定です。現行の通りです。

23ページ、第9章、裁定委員会の規定です。現行の通りです。

24ページ、第10章、委員会の規定です。第58条、現行の表現を一部変更しています。

第11章、団体契約及び意見表明の規定です。現行の通りです。

第12章、資産及び会計の規定です。会計年度は現行の通りで4月始まり3月締めです。従来と異なるのは、事業計画と収支予算は理事会の承認で足りることです。法人法上は社員総会（代議員会）への報告で足りることになります。このことについての対応は今後、皆さま方と検討してまいりたいと考えております。

25ページ、第64条、事業報告は代議員会への報告、決算については代議員会の承認事項となっています。

27ページ、第13章、事務局は従来通りです。

28ページ、第14章、雑則は、法令で定められた内容、条文となっています。

29ページ、第73条、公告は電子公告、いわゆるホームページへの掲載となります。医師会報にも掲載することに致したいと考えております。

30ページ、公益社団法人への移行時の会長、副会長、常任理事の名簿です。

最初の代議員名簿です。これは先程ご説明したとおり、定款変更案に基づき、後日改めて代議員を選出して、決定した名簿を記載します。

以上、定款変更案の概要の主な項目をご説明致しました。ご承認をよろしくお願い致します。

なお、定款変更案の内容については、移行認定申請後の、鳥取県公益認定等審議会の指導等により、字句の修正を求められる可能性もあります。迅速かつ適切な公益移行のために「その指導等による字句の修正に関しては、会長一任とする」ことも併せて、ご承認をお願い致します。以上でございます。

〈池田議長〉

有難うございました。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見はございませんか。

〈16番・野坂代議員〉

16番、野坂です。先程の会長等の役員選挙ですが、選挙の選任の仕方に関して、定款の定めるところというのは、この後審議される施行細則によるということですね。先程、魚谷副会長が言われたことは、そのように解釈したのですが、いかがでしょうか。

〈魚谷副会長〉

定款では大まかなことしか決めていません。日本国憲法のようなもので、実際の例えば衆議院選挙でしたら、それに該当する箇所、つまりどういうふう実際に選挙をしていくかということは、この次の議案の施行細則に挙がっておりますので、よろしくお願い致します。

〈池田議長〉

他にございませんか。ないようですので、採決を致します。

公益社団法人鳥取県医師会定款変更案について、承認することに賛成の方は「起立」をお願い致します。

[起立多数]

〈池田議長〉

有難うございました。

起立多数と認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、「第8号議案 公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部変更案について」ご説明をお願い致します。

〈明穂常任理事〉

ご説明致します。

先程の定款変更案は、公益社団法人への認定申請に添付する書類ですが、定款とセットになっていますので、新定款と齟齬がないように一部変更しようとするものであります。

大きな変更点はございませんが、資料をご覧下さい。主な変更部分をご説明致します。

2ページ、第2章、役員を選任。今まで「選挙」という言葉でしたが、定款に合わせて「選任」としています。

第8条、立候補届出には会員3名以上10名以内の推薦を必要と変更しました。

3 ページ、第9条、理事会が、代議員会に議案として提出する規定です。

第10条、立候補届出には経歴表を添付することになりました。

第13条以下、事務的な項目について会長の任務を事務局へ変更しました。

4 ページ、第16条以下、「投開票立会人」と「開票管理人」をそれぞれ3名代議員の中から指名して、任務にあたっていただくこととしました。

第18条、候補者の数その員数を超えないときは、無投票となりますが、候補者ごとに選任の同意を取ることとします。前回そのようにさせていただきました。

5 ページ、無効投票、投票の効力、開票の規定です。

6 ページ、当選人の決定の規定です。

7 ページ、第27条、候補者が定数に達しない場合の規定で、代議員会当日でも補欠の選任を行うことができる規定です。新設の内容です。

8 ページ、代議員を各地区医師会毎に区分して選出しますが、完全に委ねることはできませんので、その旨の規定です。

以上で説明を終わります。よろしく願い致します。

〈池田議長〉

有難うございました。

ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

〈16番・野坂代議員〉

ここには変更案しかないのですが、細則すべては分からないのですが、先程から質問しています会長選挙に関する規程は、細則には載っているわけですね。確認です。

〈明穂常任理事〉

これは、変更箇所だけを抜粋しております。原案には載っております。

〈16番・野坂代議員〉

会長選挙で、例えば告示が5日しかないけれども、もう少し長くしようとか、選挙管理委員会の設立、代議員会が選挙をしなくてはいけないとか、そういうところは細則の方にはきちんと規程ができていますね。確認です。

〈明穂常任理事〉

本項のところには記載があるはずでございます。

〈魚谷副会長〉

これに変更案が書いてありまして、ほとんど網羅してあるわけですが、先程の期日等は、これまでの現行案とほとんど変わらないように日程等は現行案のままにしております。この件につきましては、初めから私が申し上げておりますように、もしここをこういうふうに変えて欲しいということがございましたら、今後の諸規定改正検討委員会で討議をして、次回の代議員会に諮って変えていきます。

先程、明穂常任理事がおっしゃいましたように、この定款施行細則というのは、定款と違って県に届ける必要はないわけでございますので、自由に今後も変えていくことが出来るわけです。そこら辺はまたいい具合に変えていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

もう1点、付け加えておくと、2ページの留意点等、真ん中に、「理事、監事は代議員会で選任した後、会長、副会長を選定する」と説明が書いてあります。これは日本医師会の規則が変わる前のことをこのまま書いておられて、そうではなくて会長は会長、副会長は副会長、それから理事は理事というふうに選挙をしていく予定になっております。ですからこの説明のところはカットしていただいた方が分かりやすいと思います。

〈池田議長〉

よろしいですか。

その他、ご質問がないようですので、「第8号議案 公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部変更案について」、採決を致します。

これを原案のとおり、承認することに賛成の方は「起立」をお願い致します。

[起立多数]

有難うございました。

起立多数と認めます。よって第8号議案は、原案のとおり承認されました。

続いて、「第9号議案 公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則の一部変更案について」ご説明をお願い致します。

〈明穂常任理事〉

ご説明致します。

先程の細則と違ひまして、この規則は、公益社団法人への認定申請に添付する大事な書類でございます。特段、金額等、現行と変更はございません。ただ、第4条ですが、公益法人になりますと、この規則、金額を県医師会のホームページで公表することになりますことをご了承下さい。

〈池田議長〉

有難うございました。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

質問がないようですので、採決を致します。「第9号議案 公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則の一部変更案について」、原案のとおり、承認することに賛成の方は「起立」をお願い致します。

[起立多数]

有難うございました。

起立多数と認めます。よって第9号議案は、原案のとおり、承認されました。

それでは、「第10号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部変更案について」ご説明をお願い致します。

〈明穂常任理事〉

ご説明致します。

公益法人の移行に伴ひまして、会費の用途を明らかにしていませんと、その内50%を公益目的事業収入（公益目的事業財産）となります。あまり得策ではないという指摘を高野会計事務所の担当弁護士より受けましたので、あえてこの第11条におきまして、第3条に規程する会費について毎事業年度における当該会費の合計額がこの法人の管理費に使用するというにさせていただきます、使い勝手がいいように、応用が利くようにということで、これを加えさせていただきました。以上でございます。

〈池田議長〉

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

質問がないようですので、第10号議案の採決に移ります。

「第10号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部変更案について」、

原案のとおり、承認することに賛成の方は「起立」をお願い致します。

[起立多数]

有難うございました。

起立多数と認めます。よって第10号議案は、原案のとおり、承認されました。

議事の方は、第1議案から第10号議案まで、全て終わりました。

それでは、9番の「顧問委嘱」について、岡本会長の方から提案をよろしくお願い致します。

〈岡本会長〉

岡本でございます。定款第18条によりますと、「顧問は代議員会の議決を経て、会長が委嘱する」と規定されています。そう致しますと、元会長の入江宏一先生、前会長の長田昭夫先生を顧問としてご委嘱申し上げたいと思います。以上、ご提案致しますので、よろしく、ご審議をお願い致します。

〈池田議長〉

ただいまの岡本会長からのご提案につきまして、何かご意見はございませんか。

〔「異議なし」という声多数あり〕

ないようですので、ご提案のとおり、入江宏一先生、長田昭夫先生を顧問にご委嘱申し上げることについて了解をしていただきたいので、挙手をお願い致します。

(挙手多数)

会長の提案は承認されました。

有難うございました。よろしくお願い致します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。最後に、岡本会長よりご挨拶をお願い致します。

〈岡本会長〉

本日は、平成23年度会務報告及び収支決算、公益社団法人鳥取県医師会定款変更案等10議案につきまして、すべてご承認を賜りまして誠に有難うございました。

今後は、先程報告がございましたように、決算が苦しくなっていますので、我々も経費節減に努めてまいりたいと思っています。代議員の先生方におかれましては、今後ともご理解、ご協力の程をお願いしまして最後の挨拶と致します。どうも有難うございました。

[拍手]

〈池田議長〉

以上をもちまして、第188回鳥取県医師会
臨時代議員会を閉会致します。有難うござい
ました。
[拍手]

[午後4時45分閉会]

第188回鳥取県医師会臨時代議員会
[議長] 池田宣之印
[署名人] 辻田哲朗印
[署名人] 石田浩司印

第188回鳥取県医師会（臨時）代議員会名簿

平成24年6月30日

番号	地区	氏名	番号	地区	氏名	番号	地区	氏名
1	大学	豊島良太	17	西部	長谷川真弓	33	東部	池田光之
2	〃	長谷川純一	18	〃	飛田義信	34	〃	石谷暢男
3	〃	小川敏英	19	〃	藤瀬雅史	35	〃	尾崎真人
4	西部	瀧田寿彦	20	〃	門脇敬一	36	〃	小林恭一郎
5	〃	稲賀潔	21	中部	池田宣之	37	〃	斎藤基
6	〃	遠藤秀之	22	〃	松田隆	38	〃	下田光太郎
7	〃	神鳥高世	23	〃	安梅正則	39	〃	杉山長毅
8	〃	木村秀一朗	24	〃	西田法孝	40	〃	西土井英昭
9	〃	小酒浩	25	〃	青木哲哉	41	〃	松木勉
10	〃	作野嘉信	26	〃	山本敏雄	42	〃	早田俊司
11	〃	左野喜實	27	〃	藤井武親	43	〃	福永康作
12	〃	角賢一	28	〃	石田浩司	44	〃	松田裕之
13	〃	辻田哲朗	29	東部	板倉和資	45	〃	渡邊賢司
14	〃	面谷博紀	30	〃	松浦喜房	46	〃	吉田泰之
15	〃	中曾庸博	31	〃	森英俊			
16	〃	野坂美仁	32	〃	安陪隆明			

平成23年度鳥取県医師会会務報告

[23. 4. 1 ~ 24. 3. 31]

庶 務 関 係

1 会員数について

平成24年3月末日現在、本会会員数は1,344名にして、A1会員431名、A2会員21名、B会員882名となっており、このうち、会費免除会員は114名である。

更に、これを地区別に示せば次のとおりである。

東部521名、中部227名、西部512名、
大学84名計1,344名

2 物故会員について

平成23年4月1日より、本年3月末日に至る間の物故会員は次のとおりである。

林 原 祐 治 先生 (80歳)

米子市 (23. 4. 22逝去)

〔略歴〕

昭和32年3月 鳥取大学医学部卒業

昭和43年9月 開業

樋 口 實 先生 (83歳)

鳥取市 (23. 4. 24逝去)

〔略歴〕

昭和25年3月 鳥取大学米子医学専門学校卒業

昭和35年5月 開業

昭和47年4月 鳥取県東部医師会理事

昭和51年4月 鳥取県医師会常任理事

谷 口 充 先生 (84歳)

倉吉市 (23. 5. 21逝去)

〔略歴〕

昭和25年3月 鳥取大学米子医学専門学校卒業

昭和28年2月 開業

昭和40年4月 鳥取県中部医師会理事

昭和58年4月 鳥取県議会議員

中 尾 政 和 先生 (83歳)

鳥取市 (23. 9. 21逝去)

〔略歴〕

昭和25年3月 鳥取大学米子医学専門学校卒業

昭和31年4月 開業

昭和47年4月 東部医師会代議員

平成6年4月 鳥取県医師会代議員

笠 置 綱 清 先生 (72歳)

米子市 (23. 10. 30逝去)

〔略歴〕

昭和41年3月 鳥取大学医学部卒業

昭和61年4月 鳥取大学医療技術短期大学部教授

平成11年10月 鳥取大学医学部保健学科教授

平成17年4月 YMCA米子医療福祉専門学校長

平成20年4月 鳥取県医師会監事

安 達 厚 先生 (85歳)

米子市 (23. 11. 23逝去)

〔略歴〕

昭和25年3月 鳥取大学米子医学専門学校卒業

昭和36年2月 開業

中 下 静 夫 先生 (91歳)

境港市 (23. 12. 13逝去)

〔略歴〕

昭和18年9月 金沢医科大学附属医学専門部卒業

昭和28年3月 開業

昭和35年4月 西部医師会代議員

清 水 治 先生 (79歳)

八頭郡 (24. 2. 28逝去)

〔略歴〕

昭和35年3月 大阪市立大学医学部卒業

昭和59年7月 開業

平成8年4月 東部医師会代議員

西 本 徹 郎 先生 (84歳)

八頭郡 (24. 3. 19逝去)

〔略歴〕

昭和25年3月 鳥取大学米子医学専門学校卒業

昭和39年1月 開業

昭和55年4月 東部医師会代議員

3 代議員について

平成24年3月末日現在の代議員、予備代議員は次のとおりである。

〔代議員〕

東部 ◎板 倉 和 資 福 島 明

松浦喜房安陪隆明
石谷暢男尾崎眞人
加藤大司小林立恭一郎
杉山長毅下田田光太郎
竹内勤作田中紀章
福永康茂樹松森英俊
三宅泰之
吉田泰夫松田隆
森尾正則青山木哲哉
安梅喜美山本敏雄
湯川法孝石津吉彦
西田美仁神鳥高世
野坂嘉信飛田義信
作野敏明辻田哲朗
安達敏哲左野喜實
小林賢一中曾庸博
角川真弓木村秀一朗
長谷川小夜藤瀬雅史
永井賀潔小酒浩
稲賀充孝
松野貴央長谷川純一
鳥大井上敏英岸本拓治
〔予備代議員〕
東部 麻木宏栄石河利一郎
石丸昌宏岩下和人
川口俊夫神戸直登
小濱美昭斎藤基雄
杉本勇二中山裕文
西土井英昭濱崎尚文
深澤哲藤田直樹
松木勉松松下公紀
水本清
中部 阿藤孝二郎塩孜
松田哲郎石田浩司
森廣敬一谷口宗弘

藤井武親大津敬一
瀬口正史高見康雄
根津勝嗣野坂明秀
宝意規嗣細田明秀
阿部博章遠藤秀之
越智寛一面谷博紀
門脇敬一高田照男
瀧田寿彦廣江ゆ
吹野陽一丸山茂樹
南崎剛
鳥大清水英治神崎晋
近藤博史北野博也
◎議長 ○副議長

4 役員について

平成23年度の役員は次のとおりである。

会 長 岡本 公男
副 会 長 富長 将人 池田 宣之
理 事 *渡辺 憲 *吉中 正人
*明穂 政裕 *笠木 正明
*魚谷 純 武田 倬
吉田 真人 井庭 信幸
米川 正夫 清水 正人
村脇 義和 岡田 克夫
監 事 新田 辰雄 石井 敏雄
裁 定 委 員 芦川 喬 中尾 政和
岸 良尚 山本 栄
増田 昇 門脇 和範
木村 禎宏 佐々木博史
花木 啓一
顧 問 入江 宏一 長田 昭夫
日医代議員 岡本 公男 池田 宣之
同予備代議員 富長 将人 魚谷 純
*常任理事

5 理事業務分担について

平成23年度の役員業務分担は次のとおりである。

役 員 の 会 務 分 担

会 務	主担当	副担当
総 務 (公益法人対策)	明 穂	魚谷・岡田
財 務	魚 谷	明穂
生涯教育、学術	武 田	渡辺・村脇
医療保険	富 長	吉中・吉田
介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉	池 田	富長・渡辺

労災保険、自賠責保険	清 水	明穂・米川
健康対策協議会	吉 中	井庭・岡田
感染症	笠 木	吉中・村脇
医療安全、診療情報開示（個人情報保護）、職業倫理、自浄作用	富 長	渡辺・明穂
医事紛争	井 庭	池田・渡辺
救急医療、防災対策	清 水	武田・米川
広報、会報編集	渡 辺	米川・清水
情報システム	米 川	笠木・岡田
臨床検査	吉 田	富長
学校保健、少子化対策	笠 木	池田・井庭
産業保健	吉 田	富長・吉中
健康スポーツ医	明 穂	池田・米川
医療関係職種、共同利用施設	池 田	武田
勤務医（女性医師対策を含む）	村 脇	池田・清水
医療政策・環境対策	岡 田	渡辺・清水
糖尿病対策	武 田	富長
メンタルヘルス、自殺対策	渡 辺	魚谷・吉田
有床診療所対策	米 川	明穂・魚谷

6 各種委員会委員の委嘱について

平成24年3月末日現在、本会内委員会委員・部会委員は次のとおりである。なお、各委員会においては、それぞれ所管事項について審議を行った。

〔敬称略〕

1. 医療保険委員会委員（担当：富長副会長）

【委員長】 富長 将人

【副委員長】 福島 明

渡辺 憲 吉中 正人

笠木 正明 魚谷 純

吉田 真人 米川 正夫

長谷川晴己 阿藤孝二郎

工藤 浩史 梅澤 潤一

渡邊 賢司 植木 寿一

下田光太郎 吉田 泰之

福永 康作 池田 宣之

森尾 泰夫 神鳥 高世

安達 敏明 村脇 義和

2. 医療安全対策委員会委員（担当：富長副会長）（診療情報提供推進を含む）

【委員長】 ※岡本 公男

【副委員長】 松本美智子（県立中央病院看護局長）

※富長 将人 ※渡辺 憲

※明穂 政裕 ※魚谷 純

藤原 和男（弁護士）

國米 洋一（県医療指導課長）

田中松市郎（鳥取赤十字病院薬剤部長）

虎井佐恵子（県看護協会会長）

板倉 和資 池田 宣之

野坂 美仁 北野 博也

※常任委員会委員

3. 職業倫理・自浄作用活性化委員会委員（担当：富長副会長）

【委員長】 岡本 公男

富長 将人 渡辺 憲

明穂 政裕 井庭 信幸

板倉 和資 池田 宣之

野坂 美仁

4. 医事紛争処理委員会委員（担当：井庭理事）

〔16名〕—規程あり—

【委員長】 岡本 公男

【副委員長】 富長 将人

池田 宣之 渡辺 憲
吉中 正人 明穂 政裕
魚谷 純 井庭 信幸
板倉 和資 松浦 喜房
小林恭一郎 松田 隆
安梅 正則 野坂 美仁
神鳥 高世 辻田 哲朗

5. 生涯教育委員会委員 (担当：武田理事)

【委員長】 武田 倬

渡辺 憲 村脇 義和
安陪 隆明 福島 明
湯川 喜美 阿藤孝二郎
都田 裕之 角 賢一
北野 博也 福本 宗嗣

6. 広報委員会委員 (担当：渡辺常任理事)

【委員長】 渡辺 憲

米川 正夫 清水 正人
松田 裕之 小林恭一郎
森廣 敬一 石津 吉彦
伊藤 慎哉 永井 小夜
豊島 良太

7. 会報編集委員会委員 (担当：渡辺常任理事)

渡辺 憲 米川 正夫
清水 正人 秋藤 洋一
中安 弘幸 山口 由美
松浦 順子

8. 情報システム運営委員会委員 (担当：米川理事)

【委員長】 米川 正夫

【副委員長】 渡辺 憲

笠木 正明 岡田 克夫
安陪 隆明 石津 吉彦
左野 喜實 近藤 博史

9. 感染症危機管理対策委員会委員 (担当：笠木常任理事)

【委員長】 笠木 正明

吉中 正人 村脇 義和
岡田 克夫 石谷 暢男
山本 敏雄 丸山 茂樹
堀井 俊伸

10. 臨床検査精度管理委員会委員 (担当：吉田理事)

【委員長】 富長 将人

【副委員長】 吉田 真人

清水 正人

吉田 泰之 大津 敬一

遠藤 秀之 野上 智

西川 清司 (県臨床検査技師
会長)

11. 介護保険対策委員会委員 (担当：池田副会長)

【委員長】 池田 宣之

富長 将人 渡辺 憲

清水 正人 杉山 長毅

藤井 武親 細田 明秀

浦上 克哉

12. 鳥取県自動車保険医療指導委員会委員 (担当：清水理事)

明穂 政裕 米川 正夫

清水 正人 福島 明

阿藤 孝二郎 瀧田 寿彦

13. 鳥取医学雑誌編集委員会委員 (担当：富長副会長)

【委員長】 富長 将人

【副委員長】 西土井英昭

秋藤 洋一 阿藤孝二郎

大石 大博 神鳥 高世

杉本 勇二 助川 鶴平

西村 元延 根本 良介

花木 啓一 濱本 哲郎

山口 由美 山根 哲実

吉田 明雄 吉田 泰之

14. 定款・諸規程改正検討委員会委員 (担当：魚谷常任理事)

【委員長】 魚谷 純

渡辺 憲 明穂 政裕

清水 正人 岡田 克夫

杉山 長毅 小林恭一郎

西田 法孝 安梅 正則

安達敏 明 小林 哲

西村 元延

15. 母体保護法指定医師審査委員会委員 (担当：井庭理事)

【委員長】 井庭 信幸

梅澤 潤一 皆川 幸久

澤住 和秀 中曾 庸博

伊藤 隆志

原田 省 (鳥大医学部生殖
機能医学分野教

授)
16. 母体保護法指定医師不服審査委員会委員
(担当：井庭理事)

藤原 和男 (弁護士)
虎井佐恵子 (鳥取県看護協会
長)

板倉 和資 池田 宣之
野坂 美仁

17. 学校医部会運営委員会委員 (担当：笠木常
任理事)

【委員長】 笠木 正明
【副委員長】 池田 宣之
明穂 政裕 魚谷 純
井庭 信幸 石谷 暢男
松浦 喜房 青木 哲哉
妹尾 磯範 神鳥 高世
瀬口 正史

18. 健康スポーツ医委員会委員 (担当：明穂常
任理事)

【委員長】 明穂 政裕
【副委員長】(2名) 米川 正夫 岡田 克夫
池田 宣之 福島 明
青木 哲哉 根津 勝
豊島 良太

19. 産業医部会運営委員会委員 (担当：吉田理
事)

【委員長】 岸本 拓治
【副委員長】 富長 将人
渡辺 憲 吉中 正人
吉田 真人 岡田 克夫
黒沢 洋一 森 英俊
杉山 長毅 湯川 喜美
大石 一康 越智 寛
門脇 敬一

20. 勤務医委員会委員 (担当：村脇理事)

【委員長】 村脇 義和
【副委員長】(2名) 武田 倬 清水 正人
池田 宣之

〔地区推薦〕

田中 紀章 森尾 泰夫
高見 徹 大倉 裕子

〔県医推薦〕

井上 一彦 (鳥取医療セン
ター)
牧野 正人 (野島病院)
山代 豊 (鳥取赤十字病

院)

鏑木 紀子 (鳥取市立病院)
角田 直子 (鳥取生協病院)
米谷 康 (岩美病院)
三浦さおり (県立中央病院)
大谷 恭一 (智頭病院)
橋本 達宏 (県立厚生病院)
野坂 仁愛 (山陰労災病院)
松永 佳子 (米子医療セン
ター)

村田 裕彦 (西伯病院)

21. 労災保険委員会委員・自賠責保険委員会委
員 (担当：清水理事)

【委員長】 清水 正人
明穂 政裕 米川 正夫
福島 明 石田 浩司
根津 勝

22. 禁煙指導対策委員会委員 (担当：渡辺常任
理事)

【委員長】 渡辺 憲
笠木 正明
安陪 隆明 松田 隆
飛田 義信 長谷川純一

23. 鳥取県糖尿病対策推進会議委員 (担当：武
田理事)

【委員長】 岡本 公男
【副委員長】 武田 倬 (日本糖尿病学会
中四国支部鳥取
県幹事)
富長 将人 魚谷 純
松浦 喜房 大津 敬一
越智 寛
池田 匡 (日本糖尿病協会
鳥取県支部長)
大口 豊 (県健康政策課長)
木下 一朝 (県教育委員会)

7 顧問弁護士・顧問税理士について

平成24年3月末日現在、本会顧問弁護士・顧
問税理士は次の通りである。〔敬称略〕

顧問弁護士 藤原 和男 (鳥取市)
川中 修一 (米子市)
顧問税理士 岸本 信一 (鳥取市)

8 会員表彰について

本年度、一般表彰並びに会長表彰は次のとお
りであった。

1 叙位・叙勲

23. 4. 24 正六位：故樋口 實
(鳥取市)

23. 4. 29 旭日双光章：栗原 達郎
(米子市) 保健衛生功労者
瑞宝中綬章：佐藤 暢
(琴浦町) 教育研究功労者
瑞宝小綬章：瀧田親友朗
(鳥取市) 保健衛生功労者
瑞宝双光章：太田原美子
(鳥取市) 学校保健功労者

23. 11. 3 瑞宝中綬章：福間 悦夫
(鳥取市) 保健衛生功労者
瑞宝双光章：芦田 泰
(大山町) 保健衛生功労者

2 一般表彰

日本医師会最高優功賞
第64回日本医師会設立記念医学大会席上

23. 11. 1 岡本 公男 (鳥取市)
在任 6 年都道府県医師会長と
しての功績

厚生労働大臣表彰

23. 10. 11 白石 眞博 (米子市)
国民健康保険関係功績者
藤田 和寿 (鳥取市)
国民健康保険関係功績者

23. 10. 26 坂本 雅彦 (倉吉市)
支払基金関係功労者

24. 1. 27 梅澤 潤一 (鳥取市)
産科医療功労者

24. 3. 13 池田 宣之 (倉吉市)
公衆衛生事業功労者

文部科学大臣表彰

23. 10. 27 岡空謙之輔 (米子市)
学校保健功労者

日本公衆衛生協会会長表彰

24. 3. 13 中島 公和 (鳥取市)
公衆衛生事業功労者
松田 隆 (倉吉市)
公衆衛生事業功労者
作野 嘉信 (境港市)
公衆衛生事業功労者

第40回医療功労賞

24. 2. 3 湯川 喜美 (三朝町)
都道府県医療功労賞

第40回医療功労賞 (厚生労働大臣賞・読売新聞社賞・日本テレビ放送網賞・エーザイ賞)

24. 3. 16 湯川 喜美 (三朝町)
厚生労働省労働基準局長表彰

23. 11. 23 阿藤孝二郎 (倉吉市)
鳥取労働局地方労災医員 10
年以上

全国国民健康保険診療施設協議会長表彰

23. 11. 11 田村 矩章 (南部町)
地域医療功労者

国保中央会表彰

23. 10. 3 谷口 玲子 (鳥取市)
永年介護給付費審査委員

鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰
(国保事業功労者)

23. 7. 28 米谷 康 (岩美町)
久野 淑枝 (大山町)
池田 宣之 (倉吉市)
谷口 玲子 (鳥取市)

鳥取県知事表彰

23. 6. 11 湯川 喜美 (三朝町)
検診事業推進向上に貢献した
功績
三浦 邦彦 (米子市)
検診事業推進向上に貢献した
功績
工藤 浩史 (鳥取市)
検診事業推進向上に貢献した
功績

23. 9. 9 石部 裕一 (米子市)
救急医療功労者
平岡 裕 (日南町)
救急医療功労者
竹茂 幸人 (日南町)
救急医療功労者

23. 9. 27 吉中 正人 (琴浦町)
結核予防事業功労者

鳥取県教育委員会表彰

23. 11. 18 柿坂 紀武 (若桜町)
学校保健功労者

鳥取県学校保健会長表彰 (学校保健功労者)

24. 2. 26 尾崎 健一 (鳥取市)
井東 弘子 (倉吉市)
井庭 信幸 (米子市)
木村 禎宏 (米子市)
富長 瑞穂 (米子市)

鳥取県健康対策協議会長表彰

23. 6. 11 富長 将人 (米子市)

重政 千秋（鳥取市）
秋藤 洋一（倉吉市）
松田 裕之（鳥取市）

鳥取県保健事業団理事長感謝状

23. 9. 6 松下 公紀（鳥取市）
対がん運動功労者
秋藤 洋一（倉吉市）
対がん運動功労者
藤原 義夫（鳥取市）
結核予防事業功労者

3 鳥取県医師会長表彰

23. 7. 9 定例総会席上

岸 良尚（鳥取市）開業50年以上
中曾 庸博（米子市）永年役員
高見 徹（日南町）永年役員

23. 7. 5 鳥取県産業安全衛生大会席上

湯川 喜美（三朝町）
馬淵 康二（倉吉市）

4 第20回鳥取医学賞；23. 7. 9 定例総会席上

清水 辰宣（鳥取県立中央病院）

5 米寿御祝；23. 7. 9 定例総会席上

巨鳥 怜子（岩美町）
木下 干城（米子市）
村尾ちさと（鳥取市）
早川 慶子（鳥取市）

6 喜寿御祝；23. 7. 9 定例総会席上

提嶋 一文（米子市）
瀧川 淳子（境港市）
縄田 昌平（鳥取市）
佐々木孝夫（米子市）
戸崎 正雄（鳥取市）
岡田 俊次（鳥取市）
林 千尋（米子市）
木下 大吉（米子市）
福間 悦夫（鳥取市）
松本 拾（米子市）
小嶋 良平（米子市）
山本 栄（倉吉市）
石村 唯彦（倉吉市）
吉岡 千尋（倉吉市）
川崎 寛中（米子市）

9 県及び関係団体委員会委員の推薦について

平成23年度、本会から推薦した県及び関係団体委員会委員は次のとおりである。委員会の審議に当っては本会方針の反映に努めた。（一部

本会推薦以外も含む）

〔鳥取県福祉保健部健康医療局：医療政策課〕

1 鳥取県准看護師試験委員（至H24. 8. 16）

米川正夫 岡田克夫 新田辰雄

2 鳥取県医療審議会委員（至H25. 10. 13）

岡本公男 魚谷 純 明穂政裕

3 鳥取県精度管理専門委員（至H26. 2. 14）

吉田真人 都田裕之

4 鳥取県地域医療対策協議会委員（至H25. 1. 27）

岡本公男

5 ドクターヘリ運航調整委員会委員（任期：未定）

清水正人

6 鳥取県地域医療支援センター運営委員会委員（任期：未定）

渡辺 憲

〔鳥取県福祉保健部健康医療局：健康政策課〕

1 鳥取県感染症危機管理対策協議会情報解析部会委員（任期：未定）

笠木正明 北室知巳

2 鳥取県感染症対策協議会委員（至H25. 3. 31）

笠木正明

3 鳥取県感染症対策協議会結核部会委員（至H25. 3. 31）

笠木正明

4 鳥取県がん対策推進県民会議委員（至H24. 3. 31）

岡本公男

5 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員（至H27. 3. 14）

魚谷 純

6 次期健康づくり文化創造プラン策定専門会議専門委員（至H25. 3. 31終了）

魚谷 純

7 鳥取県麻しん対策会議委員（至H23. 12. 21）

笠木正明

8 鳥取県8020運動推進協議会委員（至H24. 12. 21）

杉山長毅

9 鳥取県心といのちを守る県民運動委員（至H24. 10. 15）

渡辺 憲

〔鳥取県福祉保健部：長寿社会課〕

1 鳥取県介護保険審査会委員

- 日笠親績 新田辰雄
高見 徹 (至H25. 6.10)
- 2 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会委員 (至H26. 3.31)
- 渡辺 憲
- [鳥取県福祉保健部：福祉保健課]
- 1 鳥取県社会福祉審議会委員(至H24. 9. 1)
- 吉田真人 林 裕人 山家 武
村田雅明 桶川了二 鈴木健男
小坂博基 工藤浩史
松田裕之 (至H24. 9. 1)
- 2 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会(臨時委員) (至H24. 9. 1)
- 中野英二
- [鳥取県福祉保健部健康医療局：医療指導課]
- 1 鳥取県医療安全推進協議会委員 (至H24. 3.14)
- 富長将人
- 2 鳥取県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員 (至H24. 3.31終了)
- 吉田真人
- 3 鳥取県インフルエンザワクチン対策委員会委員 (任期：未定)
- 笠木正明
- 4 鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会委員 (任期：未定)
- 笠木正明
- 5 鳥取県後期高齢者医療審査会委員(至H26. 4.30)
- 吉田真人
- 6 鳥取県国民健康保険診療報酬請求書審査会委員 (至H25. 5.31)
- 「公益代表」
- 福島 明 吉田泰之 植木壽一
田村矩章 早田俊司 平尾正人
渡邊賢司 谷田 理
- 「保険者代表」
- 伊藤久太郎 紀川純三 下田光太郎
古城治彦 藤田和寿 田中 潔
川上 伸 秋藤洋一
- 「保険医代表」
- 田村公平 林 裕史 福永康作
浪花紳悟 高須宣行 白石眞博
葉狩良孝 小寺正人
- 7 社会保険医療担当者指導員 (至H25. 5.31)

- 内科：坂本雅彦 吉田明雄
古城治彦 下田光太郎
田村矩章 田中孝幸
- 外科：岸 清志 渡邊賢司
整形外科：阿藤孝二郎 鱸 俊朗
小児科：奈良井栄 平尾正人
耳鼻咽喉科：藤田和寿 竹内裕美
精神科：田中 潔
眼科：伊藤久太郎 山崎厚志
皮膚泌尿器科：葉狩良孝 江川尚男
泌尿器科：井上明道
- 8 鳥取県国民健康保険審査会委員 (至H26. 9.20)
- 板倉和資
- [鳥取県福祉保健部：障がい福祉課]
- 1 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員 (至H25. 4.30)
- 田中宏和 幡 碩之
- 2 地域依存症対策推進委員会委員 (至H24. 3.31終了)
- 山下陽三
- 3 鳥取県社会福祉審議会心身障害福祉専門分科会指定医師等審査会委員
- 吉田真人 小坂博基 桶川了二
鈴木健男 村田雅明 北室知巳
池田光之 (至H27. 9. 1)、
松田裕之 (至H27.11.26)
- [鳥取県福祉保健部子育て王国推進局：子育て応援課]
- 1 鳥取県小児慢性特定疾患診査会委員 (任期：未定)
- 笠木正明
- [鳥取県企画部：青少年・文教課]
- 1 鳥取県青少年問題協議会委員 (至H24.10.4)
- 田中 清
- [鳥取県危機管理局：危機管理政策課]
- 1 鳥取県版業務継続計画 (BCP) 策定推進会議委員 (至H25. 3.31)
- 日野理彦
- [鳥取県危機管理局：消防防災課]
- 1 鳥取県防災会議委員 (至H24. 7.20)
- 清水正人
- 2 鳥取県救急搬送高度化推進協議会委員 (至H24. 3.31)
- 清水正人 吉田泰之 山本敏雄

面谷博紀

〔鳥取県総務部：福利厚生課〕

- 1 鳥取県公務災害補償等審査会委員(至H25.11.30)

安陪隆明

- 2 鳥取県公務災害補償等認定委員会委員(至H25.11.30)

田中香寿子

- 3 地方公務員災害補償基金鳥取県支部審査会委員(至H25.11.30)

安陪隆明

〔鳥取県病院局：総務課〕

- 1 鳥取県立病院運営評議会委員(至H24.7.31)

岡本公男

〔鳥取県教育委員会：スポーツ健康教育課〕

- 1 鳥取県学校結核対策委員会委員(至H24.3.31)

笠木正明

- 2 心や性の健康問題対策協議会委員(至H26.3.31)

笠木正明

〔鳥取労働局〕

- 1 労災保険診療費審査委員(至H25.3.31)

鱸 俊朗 石井博之 那須吉郎
明穂政裕 石田浩司 永井琢己

- 2 地方労災医員

山本哲章 阿藤孝二郎 那須吉郎
沼田秀治 林 永祥(至H25.3.31)
柏木 徹 幡 碩之
塩崎かおる(至H26.3.31)

- 3 労災協力医：公的病院等勤務医(至H26.3.31)

坂本雅彦 中安弘幸 吉田泰之
日笠親績 藤田和寿 倉信耕爾
頼田孝男 藤原義夫 魚谷 純

- 4 母性健康管理指導医(至H26.6.30)

竹内 薫

- 5 看護師等の「雇用の質」の向上のための企画委員会委員(任期：未定)

清水正人

〔厚生労働省中国四国厚生局〕

- 1 中国地方社会保険医療協議会委員(至H25.9.30)

岡本公男

〔中国四国厚生局鳥取事務所〕

- 1 保険指導医(至H25.3.31)

内 科：坂本雅彦 吉田明雄
古城治彦 下田光太郎

田村矩章 田中孝幸

外 科：岸 清志 渡邊賢司

整形外科：阿藤孝二郎 鱸 俊朗

小 児 科：奈良井栄 平尾正人

耳鼻咽喉科：藤田和寿 竹内裕美

精 神 科：田中 潔

眼 科：伊藤久太郎 山崎厚志

皮膚泌尿器科：葉狩良孝 江川尚男

泌尿器科：井上明道

〔鳥取大学〕

- 1 国立大学法人鳥取大学学長選考会議委員(至H25.3.31)

岡本公男

- 2 国立大学法人鳥取大学経営協議会委員(至H25.3.31)

岡本公男

〔鳥取大学医学部附属病院がんセンター〕

- 1 鳥取県がん診療連携協議会委員(任期：未定)

岡本公男 吉中正人

〔鳥取県警察本部：警務課〕

- 1 鳥取県留置施設視察委員会委員(至H26.5.31)

瀧田親友朗

〔鳥取刑務所〕

- 1 視察委員会委員(至H25.3.31)

安陪隆明

各種団体

〔社会保険診療報酬支払基金鳥取支部〕

- 1 社会保険診療報酬支払基金鳥取支部幹事(至H24.8.31)

岡本公男

- 2 鳥取県社会保険診療報酬請求書審査会委員(至H25.5.31)

〔学識経験者〕

小田 大 坂本雅彦 濱崎尚文

奈良井栄 梅澤潤一 稲垣裕敬

山家 武 田中孝幸 阿藤孝二郎

村上 敏 竹内裕美 森本啓介

〔保険者代表〕

中安弘幸 工藤浩史 光延文裕

中岡明久 助川鶴平 大山賢治

森下嗣威 鱸 俊朗 井上明道

山崎厚志 竹内 薫 高橋芳香
松木 勉

〔診療担当者代表〕

江川尚男 瀬川謙一 小林恭一郎
吉田明雄 松田裕之 谷口昌弘
松浦順子 尾崎真人 米川正夫
佐々木知啓 麻木宏栄 庄司公平

〔社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会〕

1 鳥取県済生会境港総合病院評議員(至H25.11.17)
野坂美仁

〔鳥取県看護協会〕

1 鳥取県看護職員確保対策連絡協議会委員(至H25.3.31)
明穂政裕

2 地域包括ケア推進事業の実施に係る訪問看護推進協議会委員(至H25.3.31)
乾 俊彦

〔鳥取県公衆衛生協会〕

1 鳥取県公衆衛生協会理事(至H26.6.8)
岡本公男 渡辺 憲 笠木正明

〔鳥取県社会福祉協議会〕

1 福祉サービス運営適正化委員会委員(至H24.8.31)
下田光太郎

2 生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員(至H26.3.31)
谷口玲子

3 地域福祉権利擁護事業・契約締結審査会委員(至H25.10.31)
高田耕吉

〔鳥取県町村職員退職手当組合〕

1 鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等審査会委員(至H26.3.31)
岡本公男

〔鳥取県保健事業団〕

1 役員(至H25.3.31)
理事長 岡本公男
理 事 岡田克夫

〔財団法人結核予防会鳥取県支部〕

1 財団法人結核予防会鳥取県支部支部長(至H25.3.31)
岡本公男

〔鳥取県学校保健会〕

1 学校保健会評議員(至H26.3.31)

会 長 岡本公男
理 事 瀬川謙一

2 学校安全表彰審査会委員(任期:随時)
岡本公男(学校保健会長) 笠木正明

〔財団法人日本学校保健会〕

1 日本学校保健会理事(至H25.5.29)
岡本公男

〔独立行政法人日本スポーツ振興センター〕

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター広島支所業務運営委員会委員(至H25.3.31)
明穂政裕

〔鳥取県国民健康保険団体連合会〕

1 鳥取県国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会委員
神谷 剛 杉山長毅(至H26.4.30)

2 鳥取県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会委員(至H26.3.31)
吉田真人

3 常務処理審査委員(至H25.5.31)
植木壽一

〔公益財団法人鳥取県国際交流財団〕

1 公益財団法人鳥取県国際交流財団理事(至H25.5.31)
岡田克夫

〔日本年金機構中国ブロック本部〕

1 国民年金の年金給付に係る障害認定審査医員(至H25.3.31)
明穂政裕 藤田和寿 元村嘉男
幡 碩之 宮本二郎

〔公益財団法人鳥取県暴力追放センター(旧:暴力追放鳥取県民会議)〕

1 公益財団法人鳥取県暴力追放センター顧問(任期:未定)
岡本公男

〔財団法人鳥取県環境管理事業センター〕

1 財団法人鳥取県環境管理事業センター参与(至H25.5.31)
岡本公男

〔財団法人鳥取県臓器バンク〕

1 財団法人鳥取県臓器バンク副理事長(至H25.3.31)
岡本公男

〔公益社団法人鳥取県人権文化センター〕

1 公益社団法人鳥取県人権文化センター理事(任期:H26.5月総会)
谷口直樹

〔鳥取県薬剤師会〕

- 1 鳥取県薬剤師会薬事情報センター運営委員
(至H26. 6)
魚谷 純

〔鳥取県精神保健福祉協会〕

- 1 鳥取県精神保健福祉協会理事 (至H25. 3. 31)
岡本公男

〔鳥取産業保健推進連絡事務所〕

- 1 鳥取産業保健推進連絡事務所運営協議会会長 (至H25. 3.31)
岡本公男
- 2 メンタルヘルス対策支援センター業務運営協議会委員 (至H24. 3.31)
岡本公男 渡辺 憲

〔鳥取県後期高齢者医療広域連合〕

- 1 鳥取県後期高齢者医療懇話会委員(至H25. 3.31)
池田宣之

〔関西広域連合協議会〕

- 1 関西広域連合協議会委員 (至H25. 9.23)
岡本公男

〔第30回全国都市緑化とっとりフェア〕

- 1 第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員会委員 (至H25のフェア閉会以降)
岡本公男

〔日本医師会〕

- 1 日本医師会乳幼児保健検討委員会(至H24. 3.31)
笠木正明
- 2 日本医師会看護職員検討委員会 (至H24. 3.31)
清水正人
- 3 日本医師会病院委員会委員(至H24. 3.31)
渡辺 憲
- 4 日本医師・従業員国民年金基金第9期理事
(至H26. 3.31)
瀬川謙一

〔その他〕

- 1 山陰救急医学会幹事 (任期：未定)
清水正人
- 2 日本救急医学会中国四国地方会評議員 (至H24. 3.31)
清水正人
- 3 全国有床診療所連絡協議会理事 (至H26. 3.31)

米川正夫

- 4 鳥取県柔道整復師会顧問
岡本公男

- 5 鳥取県鍼灸師会顧問
岡本公男

- 6 鳥取県難病医療連絡協議会、鳥取県難病相談・支援センター運営委員会委員 (至H24. 3.31)

安部喬樹

10 各種会合について

本年3月末日までに開催された総会、代議員会、その他各種会合は次のとおりである。

1 総会 (1回)

平成23年度定例総会は、平成23年7月9日(土)、午後4時50分から鳥取県医師会館において開催し、平成22年度庶務、事業概況に関する報告並びに平成22年度決算について、これを承認された。

また、鳥取県医師会会長表彰、鳥取医学賞並びに特別講演「日本医師会の医療政策—東日本大震災と最近の医療課題—」(講師：日本医師会副会長 横倉義武先生)を行い盛会であった。詳細は、会報第674号へ掲載した。

2 代議員会 (3回)

1) 第185回(臨時)代議員会平成23年7月9日、県医師会館において開催し、平成22年度鳥取県医師会収入支出決算5議案等について承認した。詳細は、会報第674号へ掲載した。

2) 第186回(臨時)代議員会 平成24年2月16日、ホテルニューオータニ鳥取において開催し、任期満了に伴う役員選挙を行った。詳細は、会報第681号へ掲載した。

3) 第187回(定例)代議員会 平成24年3月17日、県医師会館において開催し、平成24年度鳥取県医師会事業計画、予算等7議案について原案どおり承認可決した。詳細は、会報第682号へ掲載した。

3 常任理事会及び理事会

本年3月までに開催した常任理事会は11回、理事会は12回、日常会務の処理及び当面の重要問題の執行について協議を行った。

なお、緊急を要する問題については、必要により担当理事打合会を開催し、会務運営に万全を期した。また、理事会会議記録等については、県医師会報及び県医師会メーリング

リスト並びにホームページ（会員用）への掲載を以て、概要の周知を図った。

4 会議メモ

4月7日 第1回理事会

〳 鳥取県保健・医療・福祉関係者観桜会

14日 中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会準備委員会

〳 5大がん地域連携パスの検討会

20日 中国地方社会保険医療協議会

21日 第232回鳥取県医師会公開健康講座

〳 産業医部会運営委員会

23日 中国四国医師会連合常任委員会

24日 中国四国医師会連合連絡会

〳 日本医師会定例代議員会

28日 鳥取県地域医療対策協議会

〳 第1回常任理事会

〳 健保指導計画打合せ

5月8日 全国有床診療所連絡協議会役員会

10日 鳥取県医療審議会

12日 鳥取県糖尿病対策推進会議

19日 第233回鳥取県医師会公開健康講座

〳 第2回理事会

〳 鳥取県医師会救急医療担当理事連絡協議会

〳 学校医部会運営委員会

24日 鳥取県臓器バンク理事会

〳 鳥取県公衆衛生協会理事会

25日 鳥取県病院協会総会

26日 鳥取県保健事業団理事会

27日 全国国民健康保険診療施設協議会

28日 中国四国医師会連合常任委員会

〳 中国四国医師会連合総会分科会

29日 中国四国医師会連合総会

6月1日 都道府県医師会環境保健担当理事連絡協議会

2日 第2回常任理事会

5日 春季医学会

11日 鳥取県健康対策協議会理事会

〳 鳥取県健康対策協議会創立40周年記念講演・式典

16日 鳥取県健康対策協議会若年者心臓検診対策専門委員会

〳 産業保健支援の在り方に関する都

道府県医師会ヒアリング

16日 第234回鳥取県医師会公開健康講座

21日 第1回都道府県医師会長協議会

22日 都道府県医師会有床診療所担当理事連絡協議会

23日 鳥取県学校保健会定例理事会・評議員会

〳 第3回理事会

27日 鳥取大学経営協議会・学長選考会議

30日 中国地区学校保健研究協議大会実行委員会

〳 生涯教育委員会

7月5日 鳥取県産業安全衛生大会

7日 第3回常任理事会

〳 鳥取県がん診療連携協議会

9日 第185回鳥取県医師会（臨時）代議員会

〳 平成23年度鳥取県医師会定例総会

10日 鳥取外傷セミナーJPTECプロバイダーコース

14日 心や性の健康問題対策協議会

〳 鳥取県DMAT連絡協議会

15日 鳥取県公衆衛生学会

21日 第4回理事会

〳 第235回鳥取県医師会公開健康講座

24日 日医総研シンポジウム

〳 第1回産業医研修会

28日 厚生局鳥取部会

〳 鳥取県薬剤師会薬事情報センター運営委員会

〳 鳥取県肝炎対策協議会・鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

30日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会大腸がん部会・鳥取県健康対策協議会大腸がん対策専門委員会、大腸がん検診従事者講習会及び症例研究会

〳 第7回男女共同参画フォーラム

8月1日 鳥取県雇用創造1万人推進会議

〳 心といのちを守る県民運動

〳 鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ

- 2日 鳥取県地域医療対策協議会
- 4日 鳥取県立病院運営評議会
 ♪ 第4回常任理事会
- 6日 全国有床診療所連絡協議会役員会・総会（～7日）
 ♪ 鳥取県医師国民健康保険組合第127回通常組合会
 ♪ 鳥取県医師連盟執行委員会
- 9日 鳥取県がん対策推進県民会議
- 11日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会・鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会
 ♪ かかりつけ医と精神科医との連携会議
- 18日 第5回理事会
 ♪ 第236回鳥取県医師会公開健康講座
 ♪ 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん部会・鳥取県健康対策協議会胃がん対策専門委員会
 ♪ 中国地区学校保健研究協議大会（～19日）
- 20日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会・鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会、乳がん検診従事者講習会及び症例検討会
- 21日 中国四国学校保健担当理事連絡会議
 ♪ 中国地区学校保健・学校医大会
 ♪ 鳥取県連合婦人会課題別研修会シンポジウム
- 25日 平成23年度がん登録対策専門委員会
- 27日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会循環器疾患等部会・鳥取県健康対策協議会生活習慣病対策専門委員会、特定健診従事者講習会
- 9月1日 第5回常任理事会
 ♪ 感染症危機管理対策委員会実務者会議
 ♪ 鳥取県准看護師試験委員会
- 6日 鳥取県がん征圧大会
- 8日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会
- 14日 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会
- 15日 第5回理事会
 ♪ 鳥取県地域連携クリティカル・パス検討会
- 22日 公益法人等移行相談会
- 24日 第1回関西広域連合協議会
- 29日 第237回鳥取県医師会公開健康講座
- 10月2日 第2回産業医研修会
- 5日 中国地方社会保険医療協議会
- 6日 鳥取県インフルエンザワクチン対策委員会・鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会
 ♪ 第6回常任理事会
 ♪ 日本医師会産業保健活動推進全国会議
- 8日 感染症危機管理対策委員会実務者会議
- 13日 日本医師会社会保険指導者講習会（～14日）
 ♪ 鳥取県国民医療推進協議会総会
 ♪ 鳥取県産業保健協議会
- 18日 全国都市緑化とっとりフェア実行委員会設立及び総会
- 19日 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会
- 20日 第7回理事会
 ♪ 鳥取県糖尿病対策推進会議
 ♪ 中国地区学校保健研究協議大会実行委員会
 ♪ 第238回鳥取県医師会公開健康講座
- 22日 健康フォーラム2011
- 23日 中国四国医師会連合連絡会
 ♪ 日本医師会臨時代議員会
- 25日 鳥取県臓器バンク理事会
 ♪ 鳥取県地域医療対策協議会
- 27日 鳥取県看護職員確保対策連絡協議会
 ♪ 鳥取県医師会と県教育委員会との連絡協議会
- 28日 鳥取県医療審議会〔県医〕
- 29日 鳥取県健康対策協議会マンモグラ

	フィ読影講習会（～30日）	地域特性対策専門委員会
29日	全国医師会勤務医部会連絡協議会	1日 医療保険委員会
〃	第42回全国学校保健・学校医大会	2日 中国四国医師会事務局長会議
30日	全国豊かな海づくり大会鳥取大会式典	3日 平成23年度日本医師会家族計画・母体保護法指導者講習会
11月1日	日本医師会設立記念医学大会	4日 日本医師会生涯教育協力講座セミナー
5日	中国四国医師会連合常任委員会・各種委員会	〃 鳥取県臨床検査精度管理調査報告会
6日	中国四国医師会連合各種研究会特別講演	〃 全国有床診療所連絡協議会役員会並びに「有床診療所の日」記念式典
〃	厚生労働省新型インフルエンザの診療に関する研修	8日 第8回常任理事会
8日	看護師等の「雇用の質」の向上のための企画委員会	〃 感染症危機管理対策委員会
10日	第7回常任理事会	〃 都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会
〃	第3回感染症危機管理対策委員会実務者会議	〃 第240回鳥取県医師会公開健康講座
14日	世界糖尿病デーin鳥取 仁風閣ブルーライトアップ	9日 日本の医療を守るための総決起大会
17日	鳥取産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センター運営協議会	14日 鳥取刑務所医療協議会
〃	鳥取県健康対策協議会読影体制見直し検討会議	15日 鳥取県成人病検診管理指導協議会乳がん部会・鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会
〃	第239回鳥取県医師会公開健康講座	22日 第8回理事会
20日	中国四国医師会連合 医事紛争研究会	〃 テレビ会議システム運用検討委員会
21日	鳥取県雇用創造1万人推進会議	1月5日 第10回理事会
22日	鳥取県がん対策推進県民会議	〃 鳥取県医療懇話会
23日	秋季医学会	12日 鳥取県健康対策協議会平成23年度公衆衛生活動対策専門委員会
24日	第8回理事会	〃 鳥取医学雑誌編集委員会
〃	鳥取県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会	14日 心の医療フォーラム①in鳥取
〃	日本の医療を守るための総決起鳥取大会	15日 平成23年度日本医師会医療事故防止研修会
〃	災害時の医療体制検討ワーキンググループ	17日 平成23年度第2回都道府県医師会長協議会
27日	第3回産業医研修会	19日 鳥取県学校保健会学校保健及び学校安全表彰審査会
30日	都道府県医師会看護問題担当理事連絡協議会	〃 第9回常任理事会
〃	都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会	〃 第241回鳥取県医師会公開健康講座
〃	鳥取県医療審議会医療法人部会	20日 鳥取大学経営協議会
12月1日	鳥取県感染症対策協議会	21日 定款・諸規程改正検討委員会、公益法人制度改革担当理事連絡協議会合同会議
〃	鳥取県健康対策協議会疾病構造の	

26日	鳥取県医療安全推進協議会	議会肺がん部会・鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会、肺がん検診従事者講習会及び症例研究会
〳	鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会循環器疾患等部会・鳥取県健康対策協議会生活習慣病対策専門委員会	26日 鳥取県健康対策協議会心臓検診従事者講習会及び症例検討会
28日	心の医療フォーラム②in米子	〳 学校医・学校保健研修会
31日	鳥取県地域医療対策協議会	3月1日 鳥取産業保健推進連絡事務所運営協議会
2月1日	第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	〳 鳥取県地域産業保健事業運営協議会
2日	第10回常任理事会	〳 禁煙指導対策委員会
〳	鳥取県立病院運営評議会	〳 都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会
〳	鳥取県麻しん対策会議	5日 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会
3日	全国メディカルコントロール協議会連絡会	6日 鳥取県保健事業団理事会
〳	心といのちを守る県民運動	7日 都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会
7日	透析医療体制等についての意見交換会	8日 第11回常任理事会
9日	鳥取県生活習慣病検診管理指導協議会大腸がん部会・鳥取県健康対策協議会大腸がん対策専門委員会	〳 鳥取県母子保健対策協議会・母子保健対策専門委員会
11日	平成23年度日本医師会医療情報システム協議会（～12日）	〳 鳥取県准看護師試験委員会
14日	鳥取県医療審議会	〳 診療報酬点数改定打合せ会
15日	日本医師会シンポジウム「会員の倫理・資質向上をめざして」	9日 ドクターヘリ安全研修会
〳	鳥取県社会福祉審議会	10日 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん部会・鳥取県健康対策協議会胃がん対策専門委員会
16日	心や性の健康問題対策協議会	〳 日本医師会「JMATに関する災害医療研修会」（兼都道府県医師会災害医療担当理事連絡協議会）
〳	第242回鳥取県医師会公開健康講座	11日 平成23年度医療政策シンポジウム「災害医療と医師会」
〳	第11回理事会	13日 鳥取大学学長選考会議・鳥取大学経営協議会
〳	鳥取県医師国民健康保険組合第128回臨時組合会	14日 鳥取県DMAT連絡協議会・災害時の医療救護体制ワーキンググループ
〳	第186回臨時代議員会	15日 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議
18日	心の医療フォーラムin倉吉	〳 介護保険対策委員会
〳	鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会	〳 鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会総合部会
〳	日本医師会学校保健講習会	17日 第187回定例代議員会
19日	日本医師会母子保健講習会	22日 鳥取県立病院運営評議会
〳	中国四国医師会会長会議	〳 鳥取県学校結核対策委員会
23日	鳥取県健康対策協議会母子保健対策専門委員会小委員会	
〳	鳥取県医師国民健康保険組合第4回理事会	
24日	日本医師会事務局長連絡会	
25日	鳥取県生活習慣病検診管理指導協	

22日 第12回理事会
 〃 第243回鳥取県医師会公開健康講座
 24日 医事紛争処理委員会
 〃 医療安全対策委員会
 25日 日本医師会長候補者演説会

26日 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会
 27日 鳥取県臓器バンク理事会
 29日 鳥取県がん対策推進県民会議
 31日 中国四国医師会連合常任委員会

経 理 関 係

1 平成22年度歳入・歳出決算について

平成22年度一般会計及び特別会計決算並びに財産目録等について、平成23年6月23日、県医師会館において新田、石井両監事によって厳正なる監査が行われ、いずれも適正妥当であったことが認められた。

次いで、7月9日開催の第185回（臨時）代議員会において承認された。

2 平成23年度会費減免について

平成23年度会費減免については、第184回（定例）代議員会、第185回（臨時）代議員会〔追加〕において申請どおり承認になった。減免

3 鳥取県地域産業保健事業会計

申請の内訳は次のとおりである。

会費免除会員……136名（高齢97名、傷病4名、研修医35名）

3 平成24年度歳入・歳出予算について

平成24年度予算については、平成24年3月17日開催の第187回（定例）代議員会において原案どおり可決され、4月1日から施行する。

また、本会特別会計については下記の如く認められており、各予算はそれぞれの事業推進の費途に充てられている。

- 1 鳥取県医師会会館修繕積立金会計
- 2 生命保険取扱特別会計

医療安全対策・自浄作用活性化対策、診療情報提供の推進

1 医療安全対策

1 医療安全対策委員会

平成24年3月24日、県医師会館において開催した。議事として、1/15 日医 医療事故防止研修会出席報告、2/15 日医シンポジウム「会員の倫理・資質向上をめざして」出席報告の後、鳥取県医療安全支援センターに寄せられた医療相談等の内容説明、日医「医療事故調査に関する検討委員会」答申に関するアンケート調査集計結果報告などを行った。今後の活動方針として、患者さんにとって、より安全な医療を提供するとともに、萎縮医療にならないよう会員をサポートしていく方針を確認した。詳細は、会報第682号へ掲載した。

2 鳥取県医療安全推進協議会

平成24年1月26日、県庁において開催され、富長副会長が出席した。医療安全支援センターは、医療に関する患者の苦情や相談等を

迅速に対応し、医療機関への情報提供、連絡調整を実施する体制を整備して医療の安全と信頼を高めることを目的に設置されたもので、本協議会において運営方針並びに運営内容の検討をし、個別の相談事例で重要な事例に関わる指導や助言をする。

報告事項として、(1)医療安全支援センターの概要、(2)鳥取県医療安全支援センター設置要綱の一部改正、(3)鳥取県の医療安全対策、(4)医療相談窓口の対応状況、(5)医療機関の医療事故報告、(6)鳥取県感染制御地域支援ネットワーク、が行われた後、相談受付事例の中で問題となった事項について協議、意見交換が行われた。鳥取県医療安全支援センターは平成15年に設置されたが、相談内容は治療、接遇に関するものが多い。また、医療機関の医療事故報告は年々少なくなってきている。

3 日本医師会シンポジウム「会員の倫理・資質向上をめざして」

平成24年2月15日、「ケーススタディから学ぶ医の倫理」をテーマに日医会館において開催され、明穂常任理事が出席した。議事として、会員の倫理・資質向上についての日医の取り組み、大阪府医師会「第21回会員意見調査」報告があった後、3つのテーマ(1)判断

の正常でない認知症高齢医師をどうするか、(2)わいせつ行為を訴えられた医師をどうするか、(3)診療時間内に来所したのに診療を断られた患者をどうするか、について9グループに分かれケーススタディが行われた。詳細は、会報第681号へ掲載した。

医学医術の研究奨励及び生涯教育関係

1 医学会

1 春季医学会（学会長：国立病院機構米子医療センター院長 濱副隆一先生）

平成23年6月5日（日）午前9時より米子市・西部医師会館において、鳥取県医師会主催、米子医療センター・西部医師会共催により開催した。（出席者67名）

- 1) 研究発表……18題
- 2) 鳥取県健康対策協議会推薦演題……2題
- 3) 特別講演

「アウトブレイク時の感染管理」

講師 鳥取大学医学部附属病院感染制御部長・高次感染症センター長 堀井俊伸先生

- 4) アンケート回収 30枚
春季医学会抄録は、鳥取医学雑誌第39巻3・4号へ掲載した。

2 秋季医学会（学会長：藤井政雄記念病院院長 荒賀 茂先生）

平成23年11月23日（水・祝）午前9時30分より、倉吉市・倉吉交流プラザ「視聴覚ホール」において、鳥取県医師会主催、藤井政雄記念病院・鳥取県中部医師会共催により開催した。（出席者44名）

- 1) 研究発表……17題
- 2) 特別講演
「放射線の健康影響とその対応の考え方」

講師 鳥取大学医学部附属病院放射線部 准教授 小谷和彦先生

- 3) アンケート回収 37枚
秋季医学会抄録は、鳥取医学雑誌第40巻1号へ掲載した。

2 日本医師会生涯教育制度への参加について

昭和62年度より本制度として始まった日本医

師会生涯教育制度については、平成22年度実施要綱が大幅に改正され、制度改正後初めての申告となった。

- 1 平成22年度申告状況（一括申告制を採用）
〈単位取得者率〉

全県：76.7%「参考：平成21年度申告率82.0%」

（東 部71.3%中 部80.0%西 部79.5%鳥 大83.3%）

平成23年10月1日付けで「学習単位取得証」が発行（551名）されたので、地区医師会経由交付した。

なお、平成22年度・23年度・24年度の連続した3年間で、単位数+カリキュラムコード数の合計60以上取得者に、平成25年12月1日付けで「日医生涯教育認定証」が発行される。（有効期限3年間）

2 生涯教育委員会

平成23年6月30日、県医師会館において開催した。議事として、平成22年度生涯教育事業及び平成23年度春季医学会の開催、第28回日本医学会総会における日医生涯教育制度の単位・カリキュラムコードの付与について報告があった後、今年度の秋季医学会開催と今後の医学会のあり方、日医生涯教育制度、日医生涯教育協力講座セミナー「地域医療と予防接種～ワクチンがもたらす恩恵～」の開催、などについて協議、意見交換を行なった。今後の医学会の運営において出席者を増やす工夫として、平成23年度秋季医学会より出席者名簿を本会会報へ公表する案、例えば3年に1回は必ず出席するというような義務化にする案、各病院から研修医に演題を提出して頂き、同時に聴講も呼びかけて頂く、などの意見があった。

詳細は、会報第673号へ掲載した。

3 日医生涯教育協力講座；
セミナー「地域医療と予防接種～ワクチン
がもたらす恩恵～」について

本年度は次の通り開催した。

日 時 平成23年12月4日（日）午後1
時30分～4時30分

場 所 鳥取県医師会館

出席者 47名（医師38名、医療関係者9
名）

1. 基調講演

「日本のワクチンギャップを解消するた
めに」

国立病院機構福岡病院統括診療部長
岡田 賢司先生

2. パネルディスカッション（各30分）

司会 鳥取県医師会常任理事

笠木 正明先生
（小児科）「予防接種の実際～同時接種
も含め～」

鳥取県医師会常任理事

笠木 正明 先生
（内科）「ワクチンを用いた呼吸器感染
症対策」

鳥取大学医学部統合内科医学講座分子
制御内科学分野

講師 千酌 浩樹 先生
（産婦人科）「子宮頸癌と HPVワクチ
ン」

鳥取大学医学部婦人科腫瘍科教授・附
属病院がんセンター長

紀川 純三 先生

3. 総合討論

4 「日本医師会生涯教育講座」の開催につ
いて

本年度は次のとおり開催した。

23. 5. 29 中国四国医師会連合総会特別講
演 I

6. 5 鳥取県医師会春季医学会

7. 9 鳥取県医師会定例総会（特別講
演）

7. 24 第1回鳥取県医師会産業医研修
会

8. 21 中国地区学校保健・学校医大会
（第17回鳥取県医師会学校医・
学校保健研修会）

10. 2 第2回鳥取県医師会産業医研修

会

11. 6 中国四国医師会連合各種研究会
特別講演

11. 23 鳥取県医師会秋季医学会

11. 27 第3回鳥取県医師会産業医研修
会

12. 4 日医生涯教育協力講座セミナー
「地域医療と予防接種～ワクチ
ンがもたらす恩恵～」

3 鳥取大学及び医学諸団体との連絡強調

1 鳥取大学経営協議会・鳥取大学学長選考会
議

1) 平成23年6月27日、鳥取大学において開
催され、岡本会長が出席した。主な議題と
して、学長選考会議委員の推薦、平成22年
度業務実績報告書及び決算、平成24年度概
算要求、入学料及び授業料にかかる奨学融
資制度、などについて報告、協議、意見交
換が行なわれた。鳥取大学の経営状況は大
変良いとのことである。また、第1期中期
目標期間の業務に関する評価の結果、鳥取
大学における東日本大震災の対応状況につ
いて報告があった。

引き続き、学長選考会議が開催され、学
長選考会議委員に役員を加えること、議長
の選出、学長候補者選考手続き、などにつ
いて協議が行なわれた。次期学長の任期は、
平成25年4月1日より、能勢学長続投であ
れば2年間、新任であれば4年間である。

2) 平成24年1月20日、鳥取大学において開
催され、岡本会長が出席した。主な議事と
して、平成23年度の第1次学内補正予算案
について協議、意見交換が行われた。また、
「平成24年度運営費交付金等内示の概要及
び学内予算編成方針」、「財務分析」、「平
成23年度学長経費の採択」、「高次感染症セ
ンター、感染症病床の設置及び附属病院手
術室増設に伴う整備事業」、「平成24年度入
学者に係る入学検定料免除の特別措置」、「鳥
取労働局長からの障害者雇用に関する要
請」などについて報告があった。鳥取大学
の経営は、附属病院の増収等により、大変
順調に推移しているとのことであった。

3) 平成24年3月13日、鳥取大学において開
催され、岡本会長が出席した。鳥取大学学
長選考会議では、能勢学長の任期はあと1

年であり、学長の再任審査及び学長選考手続きの確認が行われた。引き続き、鳥取大学経営協議会が開催され、平成24年度学内当初予算及び事業計画案等について協議、意見交換が行われた。鳥取大学の経営状況は大変良好である。

2 鳥取県立病院運営評議会

1) 平成23年8月4日、県庁において開催され、岡本会長、池田副会長（中部医師会長として出席）が出席した。主な議事として、県立病院における平成22年度決算の状況、県立病院と同規模自治体病院との比較、県立病院のトピックス、などについて報告等があった。平成22年度は、県立中央病院及び県立厚生病院とも黒字であった。

2) 平成24年3月22日、県庁において開催され、岡本会長が出席した。主な議事として、第2期県立病院改革プランの平成23年度上半期実績と計画の修正、地域医療再生計画における県立病院の役割及び整備内容、県立病院における災害への対応、地方公営企業会計制度の見直し、などについて協議、意見交換が行われた。

3 鳥取県がん診療連携協議会

平成23年7月7日、鳥大医学部附属病院において開催され、吉中常任理事が出席した。

主な議事として、鳥取県がん医療フォーラム、平成23年度に県が新たに取り組むがん対策事業、緩和ケア研修会修了証書交付要綱の制定について報告があった後、地域連携クリティカル・パスなどについて協議、意見交換が行われた。地域連携クリティカル・パスを早く運用するためには、地区医師会において説明会を開催し、手あげ方式により連携保険医療機関リストを作成し、鳥大医学部附属病院がんセンター及び地域連携室に早急に届けることである。そして鳥大医学部附属病院は、各地区医師会からのリストを計画策定病院へ送付し、計画策定病院はそのリスト及び「がん治療連携計画策定料の施設基準に係る届出書」を、連携保険医療機関は、「特掲診療料の施設基準に係る届出書」をそれぞれ中国四国厚生局へ提出する。

なお、胃がんについて平成20年度は県内

で約750例発見されている。約6割が早期がんであるため、連携パスに沿って治療を行なって欲しい。この件については、健対協 総合部会において協議を行ないたい。

4 5 大がん地域連携パスの検討会

平成23年4月14日、鳥大医学部附属病院において県がん拠点病院（大学病院）、県内4地域がん拠点病院、準拠点病院（鳥取赤十字病院）、県福祉保健部などが参集し開催され、吉中常任理事が出席した。

5 大がん（胃癌、肝臓癌、大腸癌、乳癌、肺癌）を県下で統一した地域連携パスを運用することについて協議、意見交換が行われ、地域連携診療計画に沿って、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを目的に、がん治療地域連携パスが作成された。参加施設は鳥取県および周辺地域において連携する医療機関で、計画策定病院及び連携病院は、確定した地域連携診療計画書を中国四国厚生局長宛に届出する。なお、がん地域連携パスは、患者の立場になってフォローアップを考えていくことが大切である。

5 鳥取県地域連携クリティカル・パス検討会

平成23年9月15日、鳥大医学部附属病院において開催され、吉中常任理事が出席した。各地区における状況報告や鳥取県医療連携手帳、今後の手続きについての協議が行われた。申請に必要な条件はほぼ整っているようであるが、厚生局への申請手続きが進展していない状況である。

4 鳥取医学雑誌の発行について

本年度（平成23年3・6・9・12月）発行した医学雑誌は第39巻1・2号（合併号）、3・4号（合併号）で、収載論文数は総数22編（内訳：興味ある症例1編、総説2編、原著3編、症例報告11編、報告1編、記録4編）であった。

本年度編集委員会は平成24年1月12日県医師会館において開催した。主な議事として、「平成23年の鳥取医学雑誌発行状況」「鳥取医学雑誌査読要項の見直し」などについて報告、協議、意見交換を行った。年齢の記載の仕方について、査読要項では、「〇〇歳代とする」になっているが、明記していいのではないかと会員より意見があり、学会の指針を参考にし、検討することとした。また、平成22年と23年に各病院長及

び鳥大各臨床教室教授へ「鳥取医学雑誌への投稿依頼」文書を発送したが、本年は見合わせる

こととした。詳細は、会報第680号に掲載した。

地域社会活動対策

1 健康診査管理指導事業

鳥取県健康対策協議会と共同で、がん対策を中心として事業を行った。平成23年度事業報告は、会報に掲載予定である。

1 鳥取県がん対策推進県民会議

1) 平成23年8月9日、県医師会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。

主な議事として、鳥取県のがん対策に係る平成23年度事業の概要について報告があった後、(1)鳥取県のがんを取り巻く状況に係る課題と今後の対応、(2)平成23年度市町村がん検診に対する鳥取県知事表彰の推薦、について協議が行われた。会議のなかで、子供の頃から、がんについて勉強する必要があることから教育委員会と連携を持ちながら保健教育を充実していった方がよいのではないかと意見があった。また、(1)では、休日がん検診の実施など、既に健対協で話し合われたことがとりあげられ、各委員に対して説明があった。(2)では、総合部門、優良取組部門の市町村(各1)が選定され、9月6日(火)とりぎん文化会館において開催される「鳥取県がん征圧大会」の席上にて表彰式が行われる。

2) 平成23年11月22日、とりぎん文化会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。がん検診受診率向上のために事業所への理解を求めていくことなどが確認された。「鳥取県のがん罹患・死亡の地域特性」、「鳥取県における受診率向上策についての今後の取組(鳥取県のがん検診受診率、鳥取県西部圏域の事業所におけるがん検診実態調査等、受診率向上の取組課題)」について協議、意見交換が行われた。今年度、県西部総合事務所が県西部事業所の従業員を対象に実施したがん検診の実態調査結果を公表された。受診理由については、「職場の検診内容に含まれていたから」の回答が最も多く、また検診への事業者の理解が受診率向上につながる可能性を示す結果と

なった。今後は、がん検診受診率向上策として、女性特有のがん検診受診勧奨、休日がん検診などについて取組んでいく。

なお、県内の平成23年における5大がんの受診率は約27%で全国平均約25%より高く、県は平成25年度に50%に引き上げる目標を掲げている。

3) 平成24年3月29日、とりぎん文化会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。鳥取県のがん対策推進計画アクションプランの見直しについて協議、意見交換が行われた。平成24年度は、平成22年の鳥取県がん死亡率が全国ワースト2位になったことを受けて専門部会を設置し、本県の死亡率が高い原因究明や有効ながん対策について検討し、次期推進計画に反映させる。

2 鳥取県臨床検査精度管理事業

1 委員会

平成24年2月2日の委員会開催日は、大雪の為、委員会を取り止めた。

2 調査報告会

平成23年12月4日、県医師会館において県臨床検査技師会との共催で開催し、会長代理として吉田理事が挨拶を述べてきた。

9月に実施したサーベイの結果について、臨床化学、一般、血液、病理、細胞診、生理、免疫血清の各部門で2会場に分かれて実績報告及び質疑応答が行われた。県内施設における検査値については標準化対応ができており、ほとんど問題なかったが、カルシウムとアルブミンは試薬の違いにより、バラツキが出た。LDLコレステロールは直接法が行き届いているが、生血清の検査値ではほぼ一定した数値が出ていた。HbA1cは小型の分析装置を使用した場合は精度がおちている、また基準値の統一がJCCを中心に進んでおり、大病院から統一化されてきている。

3 特定健診・保健指導への対策

1 特定健診・特定保健指導について

○平成23年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書調印

平成23年度特定健康診査・特定保健指導委託契約を平成23年4月1日に鳥取県医師会と鳥取県の代表保険者である「鳥取県市町村職員共済組合」との間で締結した。

特定健診委託料は、特定健診の基本健診8,000円、詳細健診（貧血210円、心電図1,300円、眼底1,120円）で、特定保健指導（動機付け支援8,000円、積極的支援30,000円）となっている。

4 地域保健活動の推進

1 喫煙健康被害予防対策の取り組みについて 本会ホームページに「禁煙指導医・講演医」名簿を掲載したほか、次の通り活動した。

1) 禁煙指導対策委員会

平成24年3月1日、県医師会館と中部・西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して県健康政策課にも参画いただき開催した。

主な議事として、各地区医師会より「講習会開催状況」「世界禁煙デー関連イベント」「禁煙に対する取組等」について、また県より禁煙の取組みについて報告があった後、今後の活動方針について協議、意見交換を行った。平成24年1月4日より県庁本庁舎、第2庁舎、県議会棟、県警本部庁舎が建物内禁煙となった。また、県では健康づくり応援施設に認定した飲食店等に限らず公共施設も含めて禁煙に関するアンケート調査を実施し、結果を公表しながら取組みを進めたいとのことであった。

鳥取県医師会では、平成16年11月に全医師会員を対象に「喫煙・禁煙指導に関する意識調査」を実施したが、8年経過しており、改めて24年11月に実施予定。アンケートの項目については今後委員の意見も踏まえ検討する。その他、本会会報の「医療機関の禁煙化・分煙化にご協力下さい」の記事について、会員より医療機関は完全禁煙であるべきとの意見があり、「分煙化」を削除し、文面を修正することとした。詳細は、会報第681号へ掲載した。

2) 「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会

地区医師会との共催により、次のとおり

開催した。

[東部地区]

日時 平成23年10月7日（金）

午後7時～8時30分

場所 東部医師会館鳥取市富安1-62

演題及び講師

「禁煙外来のコツ・タバコをめぐる情勢を含めて」

鹿野温泉病院 木村 正美先生

出席者 30名

[中部地区]

日時 平成23年7月22日（金）

午後7時～8時30分

場所 中部医師会館倉吉市旭田町18

演題及び講師

「禁煙支援において押さえておくべきツボ」

鳥取大学医学部薬物治療学分野
教授 長谷川純一先生

出席者 17名

[西部地区]

日時 平成23年10月7日（金）

午後7時～8時40分

場所 米子市文化ホール

演題及び講師

「禁煙支援～最近の話題を中心に～」

鳥取大学医学部薬物治療学分野
教授 長谷川純一先生

出席者 20名

日本禁煙学会認定5単位

3) 鳥取県禁煙治療費助成金交付要綱の制定について

鳥取県においては、禁煙施策への取り組みの一環として、「鳥取県禁煙治療費助成金交付要綱」を制定し、「保険適用となる禁煙治療を希望する者で、ブリンクマン指数要件（200以上）だけが不適合である者」を対象に助成事業を開始した。このため、事業の運営にあたって協力依頼があったので、ニコチン依存症管理料届出受理医療機関（69箇所）へ協力依頼の文書を発送するとともに、会報第675号へ掲載した。

4) 鳥取県議会棟禁煙化に関する請願について

鳥取県議会の議員提案により「鳥取県が

ん対策推進条例」が制定（平成22年6月29日施行）されたが、県議会棟が禁煙となっていなかったため、平成22年度鳥取県議会議長外へ「県議会棟の全面禁煙化の要望書」を提出した。しかし、県議会議長が交代されたことなどにより、県会議員2名を紹介議員として、改めて平成23年5月16日付けにて鳥取県議会議長伊藤美都夫氏へ県医師会長・禁煙指導対策委員長の連名で鳥取県議会棟禁煙化に関する請願書を提出した。また、同じく平成23年5月16日付けにて鳥取県知事平井伸治氏へも鳥取県庁本庁舎等の禁煙化について要望した。

請願審査の結果、「採択」と決定された旨、平成23年6月23日付け鳥取議第99号にて通知があったので、会報第673号へ掲載した。

2 鳥取県がん征圧大会

平成23年9月6日、とりぎん文化会館において鳥取県、鳥取県医師会、鳥取県保健事業団の主催で開催され、岡本会長が挨拶を述べた。平成23年度がん征圧月間スローガンは、「健やかな未来のためにがん検診」である。

表彰では、がん検診の受診率向上に貢献した日吉津村と鳥取市に知事表彰が贈られた。日吉津村は平成22年度の各種がん検診の平均受診率が高かったこと、鳥取市は広報活動や未受診者の掘り起こしに向けた取組みがそれぞれ評価された。また、対がん事業功労者として医師2名、結核予防事業功労者として医師1名に鳥取県保健事業団理事長感謝状が贈られた。

引き続き、特別講演「切らずに治せる放射線治療～上手に使えばこわくない～」(県立中央病院放射線科部長 中村一彦先生)、がんに関するQ&Aなどが行われた。

なお、鳥取県内の各種がん検診の受診率は25.6%で、全国平均16.3%を上回っているが、県は50%達成を目指している。

5 糖尿病対策

1 鳥取県糖尿病対策推進会議および同実務者会議の開催

本年度は、鳥取県と委託契約を締結した「糖尿病疾病管理強化対策事業」について、次の通り推進会議および同実務者会議を開催して協議した。なお、地域住民を対象とした

「糖尿病予防講演会」および、例年行ってきた「かかりつけ医を対象とした日常診療における糖尿病臨床講座」については地区医師会に委託実施した。

1) (推進会議) 平成23年5月12日、県医師会館において開催した。

議事として、地区医師会及び県医師会における平成22年度活動状況について報告があった後、鳥取県と委託契約を締結した「糖尿病疾病管理強化対策事業」について県から説明があり、協議、意見交換を行なった。今後は、かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会を地区医師会で行ない、作業部会を設置して具体的な検討を行なって推進会議において全体の方向を決めていくこととなった。詳細は、会報第672号へ掲載した。

2) (実務者会議) 平成23年6月23日、県医師会館において開催した。

主な議事として、鳥取県受託事業である糖尿病疾病管理強化対策事業について協議、意見交換が行なわれた。本日の会議で決定したことは、これまで地区医師会単位で活動が行われていたが、全県的な活動とし、かかりつけ医に登録制度を設け、糖尿病専門医と連携し、責任を持って糖尿病の診断・治療をしてドロップアウトを防ぎ合併症を少なくすることである。

その他、県民への啓発活動や世界糖尿病デーイベント行事、公開講座を実施する。詳細は会報第673号へ掲載した。

3) (推進会議) 平成23年10月20日、県医師会館において開催した。

議事として、鳥取県受託事業である「糖尿病疾病管理強化対策事業」の鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度・要領(案)について協議、意見交換を行なった。医師会として、健診で糖尿病と診断された方への適切な治療及びフォローアップ、予防対策について検討を行うため、まずは鳥取県医療連携登録医制度を設けることとした。登録された医師は県医師会が企画及び認定した講習会に年1回以上出席し毎年更新とする。講習会の内容等について今後検討する。また、糖尿病の患者さんには手帳を持参いただき、通院に利用する。医師会は糖尿病の

医療機関リストを作成し住民に周知する。
なお、本日協議された案をとりまとめて委員へ送付し意見を伺い、要領を作成する。

今後は、糖尿病地域連携パスとの整合性を踏まえながら、全県で統一した連携パスを作成するか、各地区で作成するのかなどを検討していく。詳細は、会報第677号へ掲載した。

2 「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度・要領」制定について

上記推進会議等での協議を経て、「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度・要領」を制定（平成24年4月1日施行）した。本要領は、平成20年4月に策定された「鳥取県保健医療計画」及び平成23年3月に定められた「糖尿病疾病管理強化対策事業実施要綱」等に基づき、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療が受けられる体制の構築を図ることを目的とする。登録要件は、鳥取県糖尿病対策推進会議の指定する研修会のうちのいずれかを年1回以上受講していることとし、更新に関しても同様とする。ただし日本糖尿病学会専門医、日本糖尿病協会療養指導医についてはこれらの要件を免除する。登録、更新要件となる当該年度の研修会は、鳥取県糖尿病対策推進会議において前年度3月末日までに決定し、ホームページ等で周知する。また、必要に応じて追加、変更することも可能とし、追加、変更に際しては、鳥取県糖尿病対策推進会議委員長の承認を受け、ホームページ等で周知することとした。

なお、登録方法及び登録医の周知方法等の実務的事項は、24年度の推進会議で検討する。

3 「世界糖尿病デー」in鳥取・仁風閣ブルーライトアップ（第3回）

「世界糖尿病デー実行委員会」より補助を受け、次の通りライトアップを行った。

期 日	平成23年11月14日
会 場	鳥取市東町2丁目121「仁風閣」
日 程	当日準備17：00～17：30 点灯式（式典）；17：30～18：00 ライトアップ時間；17：45～21：00 撤収；21：00～22：00
入場者	414名
主 催	鳥取県糖尿病対策推進会議（鳥

取県医師会）、鳥取県、日本糖尿病学会中国・四国支部、日本糖尿病協会鳥取県支部

6 情報ネットワークの推進

1 日本医師会 医療情報システム協議会

平成24年2月11～12日、日医会館において、「災害時に強い情報システムはどうあるべきか」をメインテーマに開催され、米川理事、地区医師会の関係者が出席した。

11日は、シンポジウムⅠとして「医師会事務局の災害時対応は大丈夫か？」とシンポジウムⅡ「ORCAプロジェクトについて」があり、13日は、シンポジウムⅢ「東日本大震災の情報システムはどうだったか」、シンポジウムⅣ「レセプト情報電子化による利用の功罪—光と影」と題して講演等が行われた。詳細は、会報第681号へ掲載した。

2 テレビ会議システム運用検討会

平成23年12月22日に鳥取県医師会館と各地区医師会館の4拠点を結んだテレビ会議システムを使用して開催した。「運用に関する細則」及び「使用料金規則」を基に運用について協議を行った。協議された細則等は、本年3月22日に開催された第12回鳥取県医師会理事会にて承認された。詳細は、会報第679号へ掲載した。

3 テレビ会議システム

地域医療再生基金を使って医療従事者の負担軽減を目的として整備した県医師会館と各地区医師会館の4拠点を結ぶテレビ会議システムであるが、23年12月の導入から本年3月末までの間に本会、鳥取県、鳥取県健康対策協議会などが主催する会議を12回開催した。多くの会議、研修会で利用することで医療従事者の負担軽減に繋がることが期待される。

7 環境対策

1 日医 環境保健担当理事連絡協議会

平成23年6月1日、日医会館において、環境に起因する健康影響力に対する取組を推進するとともに、都道府県医師会との情報の共有を図ることを目的に初めて開催され、吉田理事が出席した。今後も継続して開催される予定である。

東京電力福島第一電子力発電所の事故による放射線汚染・被曝の問題が注目を集める中で、樺田尚樹 国立保健医療科学院生活環境

研究部長による特別講演「環境中の放射線・放射能と健康に関する基本的知識」では、放射線と放射能の違い、被曝と汚染の形式や放射線量の推計の流れ等、放射線及び放射能に関する基礎知識を解説された。

続いて、議事4題(1)日本医師会・都道府県医師会(徳島・愛知・宮城)の環境に対する取組、(2)環境省の取り組み(東日本大震災におけるアスベスト対策および光化学オキシダント対策、水銀条約の制定に向けた対応および熱中症対策)、(3)子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)への対応、(4)石綿の健康被害と医療、が行われた。なお、日医から各都道府県医師会に対して今後環境保健担当理事を決めて委員会を開催して欲しいとの要望があった。

詳細は、会報第672号に掲載した。

8 救急医療・防災対策

1 高度救命処置研修開催事業について(委託事業)

平成16年度より、医師、看護師、救急救命士等を対象とした「高度救命処置研修開催事業」を鳥取県から委託された。目的はメディカルコントロール協議会の中心となるJPTEC、ACLSの概念の理解を得て、鳥取県下のインストラクター・プレインストラクター等の養成。

○JPTEC研修会

- 1) 平成23年7月10日(日):鳥取県東部広域行政管理組合消防局、参加者数17人
- 2) 平成23年9月19日(日):鳥取大学医学部保健学科棟、参加者数23人
- 3) 平成23年11月27日(日):倉吉総合看護専門学校、参加者数24人

○ACLS研修会

- 1) 平成23年8月28日(日):中部医師会館、参加者数11人
 - 2) 平成24年2月26日(日):中部医師会館、参加者数12人
- 2 小児救急地域医師研修事業(委託事業)
平成23年度から委託先が県から地区へ変更となった。
- 3 小児救急電話相談事業について
全国で実施していないのは、鳥取県を含めて3県だけである。県主催による小児ワーキンググループにおいて協議した結果、小児救

急電話相談は民間業者へ委託し、時間は7時~22時か23時位までとして平成21年度から開始することとした。また、子育て家庭向けに小児救急の受診の仕方・救急の対処方法のパンフレットを作成するほか、各地区で一般市民を対象にした救急の受診の仕方などの講演会を開催するなどとし、経過を見ながらその後のことを検討していく。

*小児救急無料電話相談事業「#8000」の運用における問題について

平成21年2月より、休日、夜間に子どもが急な病気やケガで緊急に受診すべきかどうかなど心配な時に「#8000(相談料無料、通話料は利用者負担で東京までの通話料)」を利用していただく、「とっとり子ども救急ダイヤル」が県の事業として民間委託の形で開始されている。案内カードは、県内医療機関、学校関係などに配布されているが、その表示に鳥取県内の休日(夜間)急患センター(東部医師会附属急患診療所、中部休日急患診療所、米子市急患診療所、境港日曜休日応急診療所)を受診していただきたい旨、掲載してあるが、住民の誤解から急患センターに電話相談がかかっているため、現場では多少混乱が起きている状況である。

対策としては、その都度、主旨を説明し、緊急であれば、直接急患センターに来ていただくこと、余裕があれば電話相談にのること、など適宜対応していく。

4 救急担当理事連絡協議会

平成23年5月19日、県医師会館において、県(中央病院、医療政策課)、地区医師会担当者、JMAT派遣関係者等に参集いただき開催した。

議事として、東日本大震災における鳥取県医師会災害医療チーム(JMAT)の医療活動と鳥取県医療救護班の活動概要及び活動内容について報告があった。主な意見として、「東日本大震災における医療救護活動は、県で窓口を一本化して調整した方が情報もスムーズであったこと」、「鳥取県では現在、災害医療コーディネーターは決まっておらず、統括DMATという立場はあるが、長期的な医療救護になった場合は決まっておらず、今後県として検討して欲しい」などがあった。

協議事項として、災害時における今後の鳥取県医師会災害医療チームについて意見交換を行なった。本会においても、活動できる人が活動できる体制を平時より整えておくことが必要である。その場合、県行政とも情報を共有し県と一体となって取組み、災害時医療では指揮命令系統を一本化し、災害対策本部は行政が中心となって県知事をトップとすることが望ましい。本日の会議を始めとして、急性期後の医療チームという位置付けで県行政と協力して鳥取県医師会災害医療チームの検討を始めることとなった。詳細は、会報第672号に掲載した。

5 ドクターヘリ安全研修会

平成24年3月9日、公立豊岡病院において、ドクターヘリを運営する上で全ての職種の方との情報共有を目的に今回初めて開催され、事務局が出席した。基調講演「安全の確保とヒューマンファクター」(日本ヒューマンファクター研究所顧問 垣本由紀子氏)と、「ドクターヘリを安全に運航するために一現状と今後の課題」をテーマに4名の講師によるパネルディスカッションが行われた。ドクターヘリと消防防災ヘリの統一的な安全管理(支援)体制を構築すべきとの声があった。

6 全国メディカルコントロール協議会連絡会

平成24年2月3日、浜松市において消防庁主催、厚労省及び日医の共催で開催され、清水理事が出席した。

当日は、演題発表4題(1)東日本大震災におけるメディカルコントロール体制、(2)改正消防法に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準策定後の検証体制、(3)救急救命士の処置範囲、(4)ガイドライン2010、が行われた。実際に東日本大震災における活動報告があった。渋滞により救急車が出動できないため徒歩で傷病者の搬送、停電により在宅酸素療法及び人工呼吸器を使用されている患者で作動が停止することに対する救急要請が多かった。課題としては、医療機関との通信連絡がとれないこと、DMATチームとの連携がうまくできなかったこと、救急隊の安全管理をどのようにしていくか、停電に対する対策、を挙げられた。また、救急救命士の処置範囲の拡大が検討されているとのことであった。

7 日医JMATに関する災害医療研修会(兼日医 災害医療担当理事連絡協議会)

平成24年3月10日、日医会館において、我が国で起こりうる様々な災害に対して、JMATによる医療支援活動を行うために必要な知識と技術を学び、従来の災害医療教育とは一線を画し、避難所等の支援活動に必要な公衆衛生や災害における倫理を含んだ教育を内容とし、今後各地区医師会で行われる災害医療研修会におけるモデルケースとなることを目的に、災害医療担当理事連絡協議会と兼ねて開催され、清水理事が出席した。

当日は、日医よりJMAT総論について説明があった後、「人道支援と倫理」「災害時における公衆衛生活動の国際標準」「災害における初期迅速調査」「DMATとJMATの役割分担」「緊急被ばく医療」「大規模災害・事故時の検視」「特殊災害と国民保護法」「パンデミック対応」についての研修及び協議が行われた。詳細は、会報第682号に掲載した。

8 鳥取県DMAT連絡協議会

1)平成23年7月14日、県立厚生病院において開催され、清水理事が出席した。委員長は、鳥大医学部救急・災害医学科教授 本間正人先生。

議事として、東日本大震災による鳥取県DMATの派遣及び活動、鳥取県医療救護班の派遣及び関係機関の活動状況について報告があった後、鳥取県DMAT養成研修、平成23年度DMAT関係研修及び訓練計画、鳥取DMAT派遣に伴う課題等について協議、意見交換が行なわれた。

この度の東日本大震災における鳥取県DMATの対応は迅速であった。また、今回の東日本大震災においてJMATとして医師会がどのような活動をしたのか報告した。日医ではJMAT(日医災害医療チーム)の位置付けとして、DMATと連携・協力し、災害急性期以降の災害医療、健康活動管理を行なうことを想定していたが、今回の大震災では、DMATの活動を受け継ぎ、現地のニーズに合わせた医療を継続的(長期的)に提供することとし活動を行なった。

今後は、県医療救護班、DMATは被災県からの要請により知事が派遣を決定し、費用については被災県へ求償することが出

来ることから、鳥取県医療救護班及びDMATと医師会とが情報を共有しながら協力し、関係を構築していきたい。

- 2) 平成24年3月14日、県庁において開催され、清水理事が出席した。鳥取県DMAT連絡協議会では、4つの報告事項(1)平成23年度災害医療関係研修・訓練実施状況、(2)災害派遣医療チーム標準資機材の改定、(3)DMAT出動時の麻薬管理の施用・管理、(4)平成23年度第3回日本DMAT検討委員会、があった後、平成24年度鳥取DMATA隊員養成研修・訓練実施について協議、意見交換が行われた。国のDMAT事務局によると、「麻薬施用者免許を受けた都道府県以外にDMATとして出動する際に麻薬を携行・施用することは差し支えない」と厚労省と確認しているとのことであるが、鳥取DMATについては、現在「携行しない」ということで統一している。今後、県として統一した見解を示すべきとの意見があり、改めて県から国へ確認することとなった。

9 災害時の医療救護体制ワーキンググループ

- 1) 平成23年11月24日、県庁において、東日本大震災で認識された災害医療の対応に関する課題を踏まえ、鳥取県の医療救護体制の整備を検討するため初めて開催され、清水理事、地区医師会代表者が出席した。

主な議事として、(1)鳥取県災害医療活動指針(案)、(2)緊急被ばく医療体制、について協議、意見交換が行われた。(1)では、現在県では災害時医療救護マニュアル(平成14年3月)があるが、具体的な活動内容については明記されていないため、鳥取県災害医療活動指針が出来れば、マニュアルにもその内容を盛り込み、最終的には鳥取県地域防災計画にも反映していきたいとのことであった。県医師会は、救護本部の要請により救護班を編成し派遣を行うことになるが、今後県と県医師会で災害時の医療救護活動に関する協定が必要であり、本日の会では協定等の話にまでは至らなかった。(2)では、国において原発から半径30km圏とすることが合意されたことに伴い、境港市及び米子市の一部が含まれることになり、被ばく医療体制の構築が必要となった。

- 2) 平成24年3月14日、県庁において開催され、清水理事が出席した。災害時の医療救護体制ワーキンググループが開催された。策定中の鳥取県災害医療活動指針(案)をもとに、指針の適合性について検討し、明らかとなった課題を改善して理想的な指針とするために、机上シミュレーションが行われた。現在、県においては災害時医療救護マニュアル(平成14年3月)があるが、具体的な活動内容については明記されていないため、この指針ができれば、マニュアルにもその内容を盛り込み、最終的には鳥取県地域防災計画にも反映していくこととしている。なお、県では本日の机上シミュレーション及び各団体からの要望を踏まえ、さらに修正を加えて指針を完成させたいとのことだった。詳細は、会報第682号に掲載した。

10 災害対策担当理事連絡協議会

平成24年1月19日、県医師会館において県、地区医師会長及び担当理事に参集いただき、中部医師会と回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催した。

最初に、「平成23年度中国四国医師会連合防災対策研究会」、「災害時の医療救護体制ワーキンググループ」、「鳥取県における津波、原発事故対策」について報告があった後、災害時における鳥取県医師会及び地区医師会の対応について協議、意見交換を行った。

鳥取県では、超急性期から中長期の医療体制について、「県災害保健医療コーディネーターチーム(案)」を県医療救護対策本部内に設置し、DMATの活動を引き継ぎ、医療機関の被災状況の把握や医療救護班等の派遣調整を統括して行う機能を検討しており、構成は医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤、災害拠点病院、鳥大附属病院などを想定している。

今後は、当日の議論を踏まえ、平成24年度中に県内医療機関における衛星携帯電話の整備や慢性期の医療チームの具体的な協定などについて、医師会としての方向性を示していく。

詳細は、会報第680号に掲載した。

11 東日本大震災被災地への鳥取県医師会JMATチームの医療支援活動報告

〈事務局より報告：第1回理事会に於いて〉

東日本大震災被災地への医療救護支援チームの第1陣派遣報告

鳥取県医師会では、日医からの派遣要請に応え、医師2名（永井小夜先生（西部）、岡空輝夫先生（西部））、看護師1名（矢田貝双美氏（日南病院））、事務2名（小林昭弘氏（県医）、神戸将浩氏（東部））からなるJMATチームを編成し、3月30日～4月3日まで、宮城県・石巻赤十字病院を災害本部とした石巻圏合同救護チームに合流し、医療支援活動を行なった。その活動内容について小林事務局係長、神戸東部医師会事務局より報告があった。

この合同救護チームには、医師会JMATチーム、各地の赤十字病院の医療チーム、各県からの医療チーム、病院単位で入っている医療チームなど様々な医療チームが災害本部の下に活動する。全ての医療チームを災害本部が統括して限られた医療資源を最大限有効に投入するために尽力している。

〈岡田理事より報告：第2回理事会に於いて〉

4月23～26日、JMAT第5派チームとして石巻市へ派遣され、医療支援活動を行ってきた。午前は湊地区の湊小学校で診療を行ない、午後は公民館等を他のチームと分担して巡回する体制をとった。また、中国四国のチームは、石巻市医師会館を宿泊等の活動拠点においており、情報交換を行なった。最初の派遣チームは大変であったと思われるが、医療救護活動においてはある程度のシステムが出来ており、また県医師会の手厚いバックアップもあったことから、非常にスムーズな対応が出来た。詳細は、会報第671号に掲載した。

なお、4月22日（金）石巻赤十字病院内合同救護チーム本部よりの連絡として、ゴールデンウィーク後の派遣は徐々に医療ニーズが足りてきていることから、本会からの派遣については第8派で活動を終了したので、石巻市医師会館に保管していた荷物を5月8～9日、撤収してきた（谷口事務局長より報告）。

12 東日本大震災における支援金の取扱いについて

鳥取県医師会では東日本大震災に対して日

医の要請に応え、支援金の拠出を全会員へお願いした結果、本日現在、16,100,000円（635件）集まった。心から感謝申し上げます。

会員から集まった支援金の取扱いについて協議した結果、鳥取県医師会災害医療チーム（JMAT）活動諸経費が4,196,418円（うち100万円は日医からの支援金）かかったため、残りのJMAT必要経費3,446,418円を引いた12,653,582円を日医へ送金した。

9 メンタルヘルス・自殺予防対策

1 心といのちを守る県民運動

1) 平成23年8月1日、白兔会館において開催され、渡辺常任理事より出席報告があった。議事として、「鳥取県の自殺の現状・分析」「自死遺族自助グループと各団体との意見交換結果」について報告があった後、今後重点的に取り組むべき施策の提案等について協議が行われた。鳥取県の自殺率は27～30%で推移しており、全国平均より上回っている。また、今年度は全国的に4、5月の自殺者が多く、大震災の影響かどうか今後の検証が待たれるところである。自死遺族との意見交換において労働局は、小規模事業所への個別指導も行なっているが、大規模事業所からしていく方針で、波及効果に期待している。50人以下の事業所には産業医がないので、地産保センターを活用していただきたいということであった。

続いて各団体から自殺対策に向けた取組について協議・意見交換が行われた。鳥取県医師会において平成23年度特に取り組む事業は、うつ病の早期発見・医療への円滑なアクセスの促進である。これについては、(1)うつ病についての地域住民への啓発、(2)うつ病に対する地域における医療連携の強化（かかりつけ医と精神科医との連携会議の開催、マニュアルの配布等）、(3)産業医学におけるうつ病対策並びにメンタルヘルス推進、職場復帰支援、を中心に実行する。

2) 平成24年2月3日、とりぎん文化会館において開催され、渡辺常任理事より出席報告があった。報告事項として、鳥取県の自殺者数及び自殺対策に向けた各団体の取組あり、内閣府地域自殺対策緊急強化募金の状況では、当初平成23年度で終了予定であったが、24年度も(1)長引く景気低迷のた

め自殺対策を取り巻く状況は厳しさを増していること、(2)東日本大震災により経済情勢の激変や社会不安を増大させていることから、延長することが決定され、26年度まで再延長予定で、27年度以降は計画的に事業を執行するよう各度道府県に要請しているとのことであった。

また、協議事項として、平成23年度自殺対策事業及び24年度事業計画、各団体からの提案・要望等について意見交換が行われた。

2 かかりつけ医と精神科医との連絡会議

平成23年8月11日、県医師会館において開催した。議事として、平成22年度に実施した各地区におけるうつ病対応力向上研修と本会思春期精神疾患対応力向上研修について実施報告があった後、うつ病に対する医療等の支援体制の強化について協議、意見交換を行なった。うつ病に対する医療等の支援体制の強化として、平成23年度は、(1)新たに精神科医療機関従事者向け研修会の開催、(2)各地区うつ病対応力向上研修の開催、(3)思春期精神疾患対応力向上研修(2回)の開催、を実施する。また、「かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル」の更なる活用に向け、アンケート調査結果を踏まえて協議した結果、2年に1回改訂して発行することとなった。詳細は、会報第675号に掲載した。

3 心の医療フォーラム

1) 平成24年1月14日、県の委託による標記研修会を県医師会館において、県医師会主催、地区医師会等の共催により開催した。なお、この研修会は、「精神医療関係者研修」「思春期精神疾患対応力向上研修」と、地区医師会の「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の対象研修となっている。

講演2題(1)「広汎性発達障害(アスペルガー症候群等)の理解」(鳥大医学部精神行動医学分野助教 佐竹隆宏先生)、(2)「パーソナリティ障害にともなう抑うつ関連症状の理解とケア」(鳥大医学部精神行動医学分野教授 兼子幸一先生)と4名のシンポジストによるシンポジウム「皆で取り組む地域における心の医療」、総合討論を行った。

2) 平成24年1月28日、県の委託による標記

研修会を米子国際ファミリープラザにおいて、県医師会主催、地区医師会等の共催により開催した。なお、この研修会は、「精神医療関係者研修」「思春期精神疾患対応力向上研修」と、地区医師会の「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の対象研修となっている。

講演2題(1)「広汎性発達障害(アスペルガー症候群等)の理解」(鳥大医学部精神行動医学分野助教 佐竹隆宏先生)、(2)「パーソナリティ障害にともなう抑うつ関連症状の理解とケア」(鳥大医学部精神行動医学分野教授 兼子幸一先生)と「皆で取り組む地域における心の医療」をテーマに4名のシンポジストによるシンポジウム形式による発表4題を行った。

3) 平成24年2月18日、県の委託による標記研修会を倉吉未来中心において、「～皆で取り組む地域における心の医療～」をテーマに県医師会主催、中部医師会等の共催により開催した。この研修会は、「精神医療関係者研修」「思春期精神疾患対応力向上研修」「日医認定産業医 基礎実地&生涯実地2単位」と、地区医師会の「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の対象研修である。

講演2題(1)「思春期精神疾患の特徴と治療のポイント～症例を中心に～」(名古屋大学医学部附属病院 親と子どもの心療科講師 岡田 俊先生)、(2)「発達障害を基盤として成年期に顕在化する心の病気と治療のポイント～職場不適応症例を中心に～」(国立精神・神経医療研究センター 上級専門職 中込和幸先生)の後、総合討論を行った。

10 感染症対策

1 感染症対策について

1) 感染症危機管理対策委員会実務者会議

(1) 平成23年9月1日、県医師会館において県福祉保健部担当課及び県医薬品卸業協会に参集いただき、平成22年度インフルエンザ総合対策報告及び23年度インフルエンザワクチン予防接種対策などについて報告、協議、意見交換を行なった。詳細は、会報第675号に掲載した。

(2) 平成23年10月8日、県医師会館におい

て、県内医療機関を対象にインフルエンザワクチン納入状況アンケート調査を実施した結果、納入に苦情を呈している医療機関数は東部7.8%、中部26.3%、西部23.3%、全県18.1%の割合で、今まで北里のワクチンを主に使用していた医療機関に顕著な影響が出ていることが分ったため、県医師会及び地区医師会担当理事、県福祉保健部担当課、県医薬品卸業協会に急遽参集いただき開催し、対応策を協議した。詳細は、会報第676号に掲載した。

- (3) 平成23年11月10日、県医師会館において、地区医師会、県福祉保健部担当課及び県医薬品卸業協会に参集いただき、開催した。インフルエンザワクチン在庫状況調査結果（10/31時点）の報告及び、今冬のインフルエンザワクチン安定供給対策について協議、意見交換を行なった。詳細は、会報第678号に掲載した。

2) 感染症危機管理対策委員会

平成23年12月8日、ホテルセントパレス倉吉において、県福祉保健部担当課にもご参集いただき開催した。議事として、これまで3回開催した本会感染症危機管理対策委員会実務者会議及び県で開催されたインフルエンザワクチン関連会議の報告があった後、今冬の季節性インフルエンザ総合対策などについて協議、意見交換を行なった。今年度は、10月初旬～下旬頃に季節性インフルエンザワクチンが一部医療機関で品薄感があり、一時納入制限を行ったが、最終的には納入調整・制限は行わず、卸業者から出来るだけ早めに確約したワクチン納入時期・納入本数を医療機関へ連絡すること、12月に入って卸業者から医療機関へ未納品のワクチンについて確認して頂き、使用予定のない未納品ワクチンがあれば早めに必要とする医療機関へ融通することとした。また、季節性インフルエンザワクチン予防接種の助成について、低所得者及び小児へ助成していない市町村があるため、本会として来年度に向け、助成をしていない市町村に対し要望書を提出することにした。詳細は、会報第679号に掲載した。

3) 鳥取県インフルエンザワクチン対策委員

会及び鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会

平成23年10月6日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。鳥取県インフルエンザワクチン対策委員会は、主な議事として、「鳥取県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について」(1)平成22年度の状況、(2)今年度の状況（ワクチン製造業者・販売業者の今シーズンにおける取組み、北里第一三共ワクチン(株)の出荷見込み、平成23年9月30日現在の鳥取県の予約状況）、(3)今年度の鳥取県の具体的な対応（各種調査実施計画、予約状況調査及び在庫状況調査の内容及び方法、インフルエンザワクチン不足時の対応）について報告、協議、意見交換が行われた。

また、鳥取県抗インフルエンザウイルス薬対策委員会は、主な議題として、「鳥取県における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制について」(1)鳥取県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況及び供給方法について、(2)抗インフルエンザウイルス薬在庫状況調査について（平成23年度在庫状況調査実施計画、在庫状況調査の内容及び方法、不足時の対応）について協議を行った。詳細は、会報第676号に掲載した。

4) 鳥取県感染症対策協議会

平成23年12月1日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。議事として、新型インフルエンザ対策等（新型インフルエンザ行動計画、今期のインフルエンザ対策、鳥インフルエンザ発生状況、感染症病床の整備）、その他の感染症（麻しん対策、結核対策、平成22年度感染症発生動向調査事業報告）、予防接種（子宮頸がん等ワクチン接種事業、日本脳炎・ポリオ不活化ワクチン・インフルエンザワクチン等）などについて報告、協議、意見交換が行なわれた。

5) 厚労省新型インフルエンザの診療に関する研修

平成23年11月5日、ベルサーユ八重洲において、厚労省主催により、「今後発生が予想される病原性の高い新型インフルエンザに備えて～」をテーマに開催され、笠木

常任理事が出席した。当日は、基調講演2題(1)「新型インフルエンザの総括及び鳥インフルエンザの流行の現状」(岡部信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長)、(2)「鳥インフルエンザの経験症例」(工藤宏一郎 公益財団法人結核予防会複十字病院診療アドバイザー)と今後の課題2題(1)「今後発生が予想される病原性の高い新型インフルエンザへの対策」(神ノ田昌博 厚労省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室長)、(2)「病原性の高い新型インフルエンザ診療に求められる診療体制」(森島恒雄 岡大大学院小児医科学教授、野口博史 成田赤十字病院感染症科部長)、総合討論が行なわれた。

6) 子ども予防接種週間の実施協力について

日本医師会では、昨年同様、2012年3月1日(木)から3月7日(水)までの7日間、子ども予防接種週間を実施することとした。各協力医療機関において、種々の予防接種の相談に応じるとともに、通常の診療時間に予防接種が受けにくい人たちに対して土曜日、日曜日等に予防接種を行う。本会では地区医師会の協力を得て、週間中に予防接種の実施が協力可能な医療機関の取りまとめを行ったところ155医療機関の賛同を得て、日医へ報告したほか、県健康政策課を通して各市町村にて住民に対する子ども予防接種週間の実施について情報提供をお願いした。

7) 感染症だよりについて

日本医師会感染症危機管理対策室及び鳥取県等から感染症に関する通知があり次第、本会会報で会員に周知した。主な内容は、「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の変更について」、「予防接種法施行令及び予防接種実施規則の一部改正について」、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施について」等である。

なお、各医療機関への即時性を求める情報の場合は、ファックスで全医療機関に周知した。主な内容は、「小児に対するインフルエンザHAワクチンの接種用量及び投与間隔の変更等について」、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の対象ワクチンの追加について」、「季節性インフルエンザ

ワクチンの供給の遅延・不足について」等である。

2) 鳥取県麻しん対策会議

平成24年2月2日、県庁において開催されたが、豪雪のため、出席できなかったので、あらかじめ資料提供等をしておいた。

平成23年度麻しん対策の取り組みでは、麻しん発生動向(全国・鳥取県)、麻しん検査診断の実施(保健所)、麻しんワクチン接種状況、について報告、協議、意見交換が行われた。近年、国内ではワクチン接種により麻しん発生は減少しているが、今年に入って輸入例による麻しんが発生し、今後輸入例に端を発する麻しんが広がる(「麻しん輸出国から輸入国へ?」)ことが懸念されるようになってきた。なお、麻しん排除の定義としては、(1)患者発生時の迅速な対応(輸入例を除き、麻しん確定例が1年間に人口100万人当たり1例未満であること)、(2)医療機関からの全数報告の徹底(全ての症例報告や調査報告を網羅した質の高いサーベイランスが実施されていること)、(3)予防接種の推進(全ての地域において、全ての定期接種対象群が95%以上の免疫を保有していること)、が挙げられる。また、平成23年度麻しん(MR)ワクチン接種勧奨月間として平成23年7月と平成24年3月に行政、教育関係、医療機関がワクチン未接種者に対して接種勧奨(月間)を行った。

11 県及び関係諸団体への協力

1) 鳥取県公衆衛生協会理事会

平成23年5月24日、県医師会館において開催され、岡本会長(協会長)、渡辺・笠木両常任理事が出席した。

議事として、平成22年度事業報告及び収支決算案、平成23年度事業計画及び収支予算案、第54回鳥取県公衆衛生学会の開催、第57回中国地区公衆衛生学会への派遣、などについて報告、協議、意見交換が行なわれた。第54回鳥取県公衆衛生学会は、7月15日(金)米子コンベンションセンターにおいて開催される。内容は、特別講演「災害医療の現場について(仮称)」(鳥大医学部附属病院救命救急センター長 本間正人先生)、東日本大震災における災害応援活動報告(医師会、看護協会)、2分科会による研究発表。

2 鳥取県公衆衛生学会

平成23年7月15日、米子コンベンションセンターにおいて開催され、渡辺・笠木両常任理事が出席した。今回は、東日本大震災において県内の医療関係団体より被災者支援活動報告等を頂きながら、大規模災害発生時に公衆衛生業務に携わる者がどのような取組みが出来るかについて意見交換が行われた。

午前中は、「大規模災害発生時に私達が出来ること～東日本大震災における被災者支援の活動報告より～」をテーマに、講演(1)「災害時の医療対応：迅速性と優先順位からみたDMAT活動の意義」(鳥大医学部附属病院救命救急センター長 本間正人先生)、各団体からの災害応援活動報告(1)「東日本大震災医療活動報告(鳥取県医師会JMAT)」(山陰労災病院第2呼吸器内科部長 加藤和宏先生)、(2)「医療救護班としての活動報告～看護師の立場から～」(県立厚生病院手術室副看護師長 小椋美保子先生)、質疑が行われた。午後からは、2分科会に分かれて研究発表が行われ、「精神保健」の座長を渡辺常任理事が、「感染症」の座長を笠木常任理事が務めた。

学会終了後、研究発表演題の中から優れた演題を決定する選考会が行われ、8月25日(木)広島市において開催される第57回中国地区公衆衛生学会に口演4題、誌上6題を推薦した。

3 鳥取県保健事業団理事会

1) 平成23年5月26日、事業団本部において開催され、岡本会長、岡田理事が出席した。

主な議事として、平成22年度事業報告及び収支決算、役員の変任、などについて協議、意見交換が行われた。また、公益財団法人移行認定申請に関するスケジュール案、職員の採用について報告があった。

2) 平成24年3月6日、事業団本部において開催され、岡本会長、岡田理事が出席した。

議事として、平成24年度事業計画及び収支予算、規程の制定について協議、意見交換が行われた。また、検診車のデジタル化、中部支部の移転及び立川事務所、職員採用、公益認定取得に係る進行状況について報告があった。

4 鳥取県臓器バンク理事会

1) 平成23年5月24日、県医師会館において開催され、岡本会長が出席した。主な議事として、平成22年度事業報告及び収支決算、平成23年度収支予算の変更、役員の変更、評議員選定委員の選任、アイバンク業務の追加、などについて報告、協議、意見交換が行われた。アイバンクはこれまで鳥大医学部眼科教室に設置されていた。鳥取県臓器バンク事業は、非常に円滑な運営が出来ている。

2) 平成23年10月25日、県医師会館において開催され、岡本会長が出席した。主な議事として、公益財団法人移行後の名称、最初の理事・監事の選任、などについて協議、意見交換が行われた。今後、理事・監事は公益財団法人移行後、理事会に委任状による出席は認められないとのことであった。なお、移植医療が緩和されてきたが、鳥取県では進んでいないのが現状である。また、アイバンクも臓器バンクに合併される。

3) 平成24年3月27日、県医師会館において開催され、岡本会長が出席した。主な議事として、平成23年度収支予算の変更、平成24年度事業計画及び収支予算、アイバンク事業開始に伴う寄附行為変更案、賛助会員規程、公益財団法人への移行に伴う定款案、などについて報告、協議、意見交換が行われた。

5 鳥取県社会福祉審議会

平成24年2月15日、とりぎん文化会館において開催され、吉田理事が出席した。審議事項として、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について協議が行われ、承認された。また、社会福祉法人の指導監査について報告があり、県も対応に苦慮しているとのことであったが、介護福祉施設も含めて利用者のためにきちんとした運営をお願いして欲しいと発言しておいた。他に先般身体障がい者手帳の詐欺事件があり、なぜ認可されたのか等について説明があったが、医師としても診断書作成には十分に気をつける必要がある。

12 共同利用施設対策

1 第18回中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会準備委員会

平成24年4月14日、県医師会館において開

催され、池田副会長より出席報告があった。池田副会長が準備委員長に選出された。

本連絡協議会は平成21年度まで全国との隔年開催で、平成21年度は鳥根県の担当により開催された。平成23年度は鳥取県が担当の予定であったが、全国会議が平成23年9月3日、山形市において開催されることから、平成24年度に延期開催となった。

開催準備について協議・意見交換した結果、期日は平成24年8月25日（土）、会場は中部地区（倉吉市又は三朝町）とし、特別講演とコメンテーターについては日医へ依頼することとした。なお、次回以降の準備打合せは中部医師会に全面一任でお願いする。詳細は、会報第671号に掲載した。

2 第18回中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会予備調査結果

平成24年8月25日（土）本会担当で中部地区において開催する標記協議会に向けて予備調査を行った。参加予定者は56名、質問事項として、(1)医師会立の介護施設と会員診療所の連携の実例、(2)共同利用施設について地域医療に与える影響あるいは現在かかえている問題とその対応、について各施設から伺った。また、公益社団法人に移行するより一般団体ののではないかとの意見があったが、県にお

法人に移行する施設の方が多かった。今後は、1月中旬に準備委員会を開催し、開催要項等について最終的な決定をする。

13 健康づくり文化の創造推進

1 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議

平成24年3月15日、白兔会館において開催され、魚谷常任理事が出席した。鳥取県では、「健康づくり文化創造プラン」を策定し、県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に自然な形で、地域全体でよい生活習慣を実践しようとする機運を盛り上げ、健康づくり文化の創造に繋げることを目標に、「栄養・食生活」「身体活動」「自殺予防対策」「循環器病」「糖尿病」「たばこ」「アルコール」「歯科保健」を中心に、県民の健康づくりを推進している。本プランは、平成24年度に終期を迎えるため、平成23年度中に評価を行い、次期プランについては平成24年度中に議論し、新たに策定していく。平成24年度は、健康づくりの重要な取組である「日常的な運動習慣」を定着させていくため、更なるウォーキングの普及と日常的な運動習慣の定着を図る。

また、各団体の健康づくり関連事業について報告があった。がん対策に対する取組がないのは他の会議で取り組んでいる。

地 域 医 療 対 策

1 医師確保対策・男女共同参画

1 第7回日本医師会男女共同参画フォーラム

平成23年7月30日、秋田市において秋田県医師会の主催により、「育てる 男女共同参画のための意識改革から実践へ」をメインテーマに開催され、清水理事、松永典子先生（東部医師会）が出席した。

当日は、基調講演「これからの『支え手』を考える—男女共同参画と子ども・子育て支援—」（村木厚子 内閣府政策統括官—共生社会政策担当）、保坂日医常任理事からの提言「災害と男女共同参画」、報告(1)日医男女共同参画委員会、(2)日医女性医師支援センター事業、が行われた。引き続き、シンポジウム「育てる～男女共同参画のための意識改革から実践へ～」では、6名のシンポジスト

がそれぞれの立場から講演され、総合討論では秋田大学の男女共同参画の先進的な取組を参考として、全国の医学部も積極的に取組む必要があるとの討論がなされた。最後に「第7回男女共同参画フォーラム宣言」が採択された。次回担当は富山県医師会。詳細は、会報第675号に掲載した。

2 日医「2020.30」推進懇話会

平成24年1月27日、日医会館において開催され、尾崎 舞先生（東部医師会）が出席した。

本懇話会は、第3次男女共同参画基本計画の閣議決定により、「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が明記され、各分野の女性

の積極的登用の成果目標が掲げられたことにより日医においても開催された。なお、日医では、(1)平成24年度までに委員会委員に女性を最低1名登用、(2)平成26年度までに理事、監事に女性を最低1名、常任理事に女性を最低1名登用、の2点を成果目標としている。詳細は、会報第681号に掲載した。

3 日医 女性医師支援担当理事連絡協議会

平成24年2月17日、日医会館において開催され、清水理事が出席した。当日は、9医師会（青森県、東京都、神奈川県、愛知県、鳥根県、岡山県、広島県、愛媛県、鹿児島県）より、日医との共催で行った「女子医学生、研修医等をサポートするための会」の開催事例報告があった。また、兵庫県、徳島県、福岡県の3医師会からは、資料による発表があった。その後、各医師会の取り組みに対する質疑応答及び意見交換が行われた。

岡山県では、女子医学生・女性医師と岡山県医師会女医部会役員との懇談会を開催している。広島県では、女性医師へのフォロー体制等に関する広島大学各講座・診療科へのアンケート調査を行い、多くの講座が積極的な女性医師支援への取組みを表明した。また、情報交換・共有のためには、女子医学生・女性研修医とのネットワーク作りの必要性を痛感したとのことであった。詳細は、会報第681号に掲載した。

2 地域医療計画対策

1 鳥取県医療審議会

1) 平成23年5月10日、県庁において開催され、岡本会長、井庭理事、宮崎博実先生が出席した。

議事として、「鳥取県地域医療再生計画案」について協議が行われ、了承された。計画案は、国の補正予算で地域医療再生臨時特例交付金が追加されたのを受け、平成25年度までの新たな地域医療再生計画として策定された。救急・災害医療体制やがん対策の充実などが盛り込まれており、総額50億円で県は計画を6月に国へ提出する。このうち、医療連携体制の充実を図るため、耐震化が必要な鳥取赤十字病院の施設整備費に約10億円が計上された。これは、東部圏域には急性期医療を提供する病院が複数あり、医師不足に影響することから、県立

中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担で医療資源の集約を図ることが目的である。

2) 平成23年10月28日、県医師会館において開催され、岡本会長、明穂・魚谷両常任理事が出席し、岡本会長が審議会長に選出された。また、法人部会委員に魚谷常任理事が選出された。議事として、新たな地域医療再生計画、医療機関のIT化促進への支援事業に係る補助制度について協議、意見交換が行われた。また、平成22年度地域医療支援病院の業務状況報告、平成22年度鳥取県保健医療計画実施状況、医療法の改正について報告があった。

3) 法人部会：平成23年11月30日、県庁と西部総合事務所を回線で繋いだテレビ会議が開催され、魚谷常任理事が西部総合事務所の方へ出席し、部会長に選出された。主な議事として、2つの諮問議案「医療法人の設立認可（1件）」と「医療法人の解散認可（3件）」について協議が行われ、何れも承認された。

4) 平成24年2月14日、県医師会において中部及び西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、岡本会長、明穂・魚谷両常任理事が出席した。

主な議事として、(1)緩和ケア病床の特例許可、(2)医療法の改正により県の条例に委任された項目等、について協議、意見交換が行われた。(2)のなかで、常勤医師3名以上の診療所は、例え院外処方であっても薬剤師1名を専任しなければいけないとのことであったが、再度国に問い合わせただくこととなった。また、医療法人の設立・解散の認可の状況について報告があった。

2 鳥取県地域医療対策協議会

1) 平成23年4月28日、県医師会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。主な議事として、新たな地域医療再生計画案について協議、意見交換が行われた。「医師・看護師の確保」「医療連携体制の充実」「救急医療・災害医療体制等の充実」「がん対策の充実」を重点ポイントとし、病院機能の再編・統合、地域完結型医療体制の整備、がん医療の標準化による地域間格差の解消を観点に、地域医療の持続的な

発展と高度化を図る。今後は、県医療審議会で検討を行ない、厚労省へ6月16日までに計画案を提出する。

- 2) 平成23年8月2日、県医師会館において開催され、岡本会長、池田副会長（中部医師会長として出席）が出席した。主な議事として、「災害時の医療体制」「へき地保健医療計画案」「地域医療資源の将来予測」について協議、意見交換が行われた。災害時の医療体制では、今回の大震災における鳥取県のDMAT及びJMAT派遣報告があった。今後は、実際に鳥取県へ地震や津波が発生した際のマップをきちんと作成し、災害コーディネーターを選任することが必要であるため、早急に進めていく。また、地域医療再生計画（1次計画）の進捗状況及びあらたな地域医療再生計画について報告があった。
- 3) 平成23年10月25日、県医師会館において開催され、岡本会長、地区医師会長が出席した。主な議事として、新たな地域医療再生計画、医療機関のIT化促進への支援事業に係る補助制度、雇用創出1万人計画（医療分野）、などについて協議、意見交換が行われた。また、医療法の改正及び医療機関のBCP（業務継続計画）について報告があった。
- 4) 平成24年1月31日、県医師会館と中部及び西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催され、岡本会長、地区医師会長が出席した。主な議事として、医療機関のBCP（業務継続計画）、災害時の医療救護体制、医療法の改正により県の条例に委任された項目等、鳥取県地域医療資源将来予測、などについて協議、意見交換が行われた。災害時の医療救護体制については、県では災害時の医療救護体制ワーキンググループにおいて鳥取県災害医療活動指針案を検討されており、県医師会においても連絡協議会を開催し、地区医師会代表者及び県に出席いただいて検討を進めているところである。また、現時点では医師不足であるが、このままの状態が続けば、将来的には医師が充足して余っていく可能性があり、さらに医師の平均年齢がかなり高齢化することが予想されるとのことで

あった。

3 地域医療連携推進対策

1 鳥取県がん対策推進県民会議

平成23年8月9日、県医師会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。主な議事として、鳥取県のがん対策に係る平成23年度事業の概要について報告があった後、(1)鳥取県のがんを取り巻く状況に係る課題と今後の対応、(2)平成23年度市町村がん検診に対する鳥取県知事表彰の推薦、について協議が行われた。会議のなかで、子供の頃から、がんについて勉強する必要があることから教育委員会と連携を持ちながら保健教育を充実していった方がよいのではないかとの意見があった。また、(1)では、休日がん検診の実施など、既に健対協で話し合われたことがとりあげられ、各委員に対して説明があった。(2)では、総合部門、優良取組部門の市町村（各1）が選定され、9月6日（火）とりぎん文化会館において開催される「鳥取県がん征圧大会」の席上にて表彰式が行われる。

4 有床診療所対策

1 全国有床診療所連絡協議会

役員会

- 1) 平成23年5月8日、学士会館において開催され、米川理事が出席した。主な議事として、東日本大震災の視察報告、被災地からの報告、支援金、平成22年度庶務事業報告及び決算について報告があった後、平成23年度事業計画案（1. 大震災被災地における診療所の復興支援、2. 次回診療報酬改訂における入院基本料の引き上げ、有床診療連の点数の引き上げ、条件緩和をめざす、3. 有床診を地域における医療と介護の拠点として制度化をめざす、4. 電子媒体による広報活動を行うとともにIT化を含めた事務局機能の充実）及び予算案について協議、意見交換が行われた。今年度の総会は8月6・7日（土・日）さいたま市において開催される。また、名簿など印刷物の電子媒体での配布をお願いした。
- 2) 平成23年12月4日、学士会館において、「有床診療所の日」記念式典が日医会館等で日医及び全国有床診療所連絡協議会の共催により開催され、米川理事が出席した。役員会では、前回役員会以降の主な活動

として、次期診療報酬改定に関する要望書を厚労省へ提出したこと等の報告があった後、今回の診療報酬及び介護保険改定について、入院基本料は確かにアップしたが、外来で入院を補てんしていること、がん加算以外は非常に厳しいこと、介護と医療の一体化を目指していくこと等の説明があった。

記念式典では、小石川植物園での除幕式の後、日医会館へ移動して、3講演(1)「小石川養生所の設立と有床診療所」(酒井シヅ 日本医史学会理事長)、(2)「有床診療所への期待」(横倉日医副会長)、(3)「東日本大震災被災地の状況」(森田潔 宮城県気仙沼市 森田医院長)並びに梅村 聡参議院議員、渡辺俊介東京女子医科大学客員教授を交えたシンポジウム等が行われた。

総会

平成23年8月6・7日の2日間、さいたま市において開催され、米川理事が出席した。6日の総会では、平成22年度事業報告(会員数3,596名、前年度より139名減少)、東日本大震災支援金、事務局移転、会員名簿、有床診のロゴマーク決定、などについて報告後、平成22年度収支決算と平成23年度事業計画及び収支予算案が承認された。事業計画では、有床診療所が地域において医療を中心とした包括的ケアの拠点として役割を果たすべき、医療計画と介護計画の中で、有床診療所を位置づけし、制度化するように活動すること、などが挙げられた。総会に引き続き、講演「将来に向けての有床診療所の役割」(原中日医会長)が行われた。次回担当は宮崎県医師会である。

7日のシンポジウムは、「在宅医療の支援」と「有床診療所経営の現状」をテーマにシンポジウムが行われ、三上日医常任理事からは「在宅医療における有床診療所の役割」、日医総研の江口主席研究員からは

「前回報酬改訂の影響と今後の方向性」と題して基調講演があった。詳細は、会報第675号に掲載した。

2 全国有床診療所連絡協議会中国四国ブロック会総会

平成24年1月29日、岡山市において開催され、米川理事、池田光之先生(鳥取県有床診療所協議会長)が出席した。

主な議事として、副会長交代、平成22年度事業及び収支決算報告、平成24年度事業及び収支予算案等について報告及び協議があった後、特別講演2題(1)「有床診療所に期待される役割について」(岡山県保健福祉部長 佐々木 健氏)、(2)「日本の医療費の使われ方と中協審議」(中央社会保険医療協議会委員・京都府医師会副会長 安達秀樹先生)、特別発言(全国有床診療所連絡協議会専務理事 鹿子生 健一先生)が行われた。詳細は、会報第681号に掲載した。

3 都道府県医師会有床診療所担当事務連絡協議会

平成23年6月22日、日医会館において開催され、米川理事が出席した。最初に、有床診療所に関する検討委員会委員長 大道 久先生から日医有床診療所に関する検討委員会中間とりまとめ報告があった。有床診療所の5つの機能として、(1)病院から施設への橋渡し、(2)専門医療に特化した有床診療所、(3)一次二次救急が出来る診療所、(4)在宅医療の中心としての有床診療所、(5)終末期に看取りが出来る施設、とまとめ、有床診療所の施設体系としての理念を示し、法制上の位置付けが必要とした。

引き続き、岐阜県包括的地域ケアネットワーク(はやぶさネット)報告(有床診療所に関する検討委員会副委員長 小林 博先生・岐阜県医師会常任理事 二宮保典先生)があり、諸問題に関する協議が行われた。詳細は、会報第673号に掲載した。

社会 保障 医療 対策

1 医療保険制度対策

1 鳥取県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

平成23年11月24日、県庁において開催され、吉田理事より出席報告があった。最初に、「前回までの協議会開催状況」、「国・県レベ

ルの最近の動き等」、「国・県・薬剤師会・保険者等の対応状況等」などについて報告があった。鳥取県監査委員からは、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという国の目標に対して、鳥取県の実績は平成22年度で21.6%と全国平均以下であるため、後発医薬品の情報を県民及び医療関係者に提供するとともに、県病院協会、県医師会及び県薬剤師会などに要請する等、後発医薬品の利用を促進するようにとの指摘がなされた。今後は県内45病院における後発医薬品採用状況調査を今年度内に公表する。また県内薬局の後発医薬品調剤体制加算の届出状況では県内137薬局（県内薬局数263）が中国四国厚生局へ届出しているとのことであった。

鳥取県及び各関係者の今後の取組みについて協議、意見交換が行われた結果、患者の負担軽減や医療保険財政の改善に効果的な施策であるが、医師の処方権や患者がジェネリック医薬品を理解した上での選択権に配慮する必要があるため、使用促進のためには医療関係者や患者の十分な理解が必要であることを踏まえて、医師会等に相談させて頂きたいとのことであった。また、「医療従事者へのジェネリック医薬品の普及に何が障害になっているのか。その障害をどのように解決してこられたのか。」について先進県の取組み等に関する研修会を関係機関と調整し、今年度中に開催する予定である。

2 鳥取県薬事情報センター運営委員会

平成23年7月28日、米子ワシントンホテルにおいて開催され、富長副会長が出席した。

議事として、平成22年度事業実績及び収支決算について報告があった後、平成23年度事業計画及び収支予算について協議、意見交換が行われた。薬事情報センターの主な業務は、電話等による質疑に対する応答と「薬事情報とっとり」の編集である。質疑応答はインターネットの普及等により年々減ってきている。また、鳥取県の処方せん受取率の推計は62.8%（全国63.1%）であった。

2 介護保険制度対策

1 介護保険対策委員会

平成24年3月15日、県医師会館において開催した。日医及び中国四国医師会連合における介護保険に関する会議の出席報告、各地区

における介護予防事業との連携について報告があった後、県長寿社会課より、(1)第5期介護保険事業支援計画・老人福祉計画、(2)平成24年度介護報酬改定、(3)鳥取県若年者認定症の実態と鳥取県の施策、について説明いただき、協議、意見交換を行った。平成24年度の介護報酬改定率は+1.2%（在宅+1.0%、施設+0.2%）でポイントは、(1)在宅サービスの充実と施設の重点化、(2)自立支援型サービスの強化と重点化、(3)医療と介護の連携・機能分担、(4)介護人材の確保とサービスの質の向上、である。詳細は、会報第682号に掲載した。

2 都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会

平成24年3月7日、日医会館において開催され、渡辺常任理事が出席した。三上日医常任理事より平成24年4月から実施される介護報酬改定等について説明があった後、講演「平成24年度介護報酬改定について」（厚労省老健局老人保健課長 宇都宮 啓氏）が行われ、質疑等があった。平成24年度は、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、介護報酬改定率は+1.2%（在宅分+1.0%、施設分+0.2%）となった。今後は、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組む。また、今後のサービス提供の方向性として、(1)在宅サービス・居住系サービスの強化、(2)介護予防・重度化予防、(3)医療と介護の連携の強化、(4)認知症対応の推進、を4本柱に挙げ、これらに対応するような介護報酬改定が今回なされ、(1)地域医療包括ケアシステムの基盤強化、(2)医療と介護の役割分担・連携強化、(3)認知症にふさわしいサービスの提供、(4)質の高い介護サービスの確保、(5)処遇改善等を通じた介護人材の確保、を中心に取組んでいく。さらに国家公務員の地域手当に準じ、地域区分を7区分に見直しとともに、適用地域、上乘せ割合について見直しを行う。なお、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、平成26年度末までの経過措置等を設定する。詳細は、会報第682号に掲載した。

3 第5期鳥取県介護保険事業支援計画・老人

福祉計画策定・推進委員会

1) 平成23年6月20日、ホテルニューオータニ鳥取において、開催され、渡辺常任理事が出席した。平成24年4月から始まる第5期計画策定に向けて今後介護保険をどのように運営していくのか県全体で方針をたてて計画を立案することを目的に開催された。

この度、改正介護保険法が改正され、医療と介護の連携の強化等に向けて、(1)医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）、(2)日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえて介護保険事業計画を策定、(3)単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設、(4)保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする、(5)介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（新たな指定は行わない）が挙げられた。今後は、介護療養病床の6年間の存続が決定したことにより、実態調査を基に現状を踏まえ、廃止された後、どのように運用するか検討していく。また、地域において在宅ケアの推進のなかで病床あるいは施設ケアのあり方について実態を把握しながら提言していく。

2) 平成23年9月14日、県庁において開催され、渡辺常任理事が出席した。第5期計画期間中に取組むべき具体の施策検討について、「高齢者の暮らしを支える介護基盤の整備」「介護人材の確保・育成、介護サービスの質の向上」「認知症の人と家族への対応の強化」「介護給付適正化への対応策」を柱に協議、検討が行われた。介護給付適正化への対応策として、国が示す「第2期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、市町村及び県が実施すべき取組を第5期支援計画に位置づけるとともに、市町村においても取組内容を第5期計画に明示するよう要請があった。保険者（市町村）が行う介護給付適正化として、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修・福祉用具購入の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」「地域密着型サービス事業者への指導監査」を主要事

業とする。また、県は、「保険者が行う適正化事業への支援」「介護サービス事業者への指導監査」をする。

3) 平成23年10月19日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、渡辺常任理事が出席した。第5期計画期間中に取組むべき具体的な施策検討として、「支え愛まちづくりの展開」を中心に議論が行われた。

平井知事のアジェンダ「みんなで やらいや 未来づくり」を推進していくエンジンとして県庁内で部局横断的に施策を展開する組織体制「未来づくり推進本部」を設置（本部長は知事）し、「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム（チーム長は副知事）を立ち上げる。プロジェクトチームでは、「住民誰もが住み慣れた地域で、地域のつながりやふれあいの中で、安全・安心に生活が続けられるまちづくり」を目標に、「独居の高齢者や障がい者等援護の必要な方への『見守り』の体制」、「援護の必要な方が『災害時等に速やかに避難』できる体制」、「住民誰もが、住み慣れた地域で『必要な生活支援』が受けられ、『安全・安心』に暮らせる体制」を目指していく。

今後は、課題テーマごとに、関係団体と意見交換会等を随時に開催するなど、具体的な検討を実施する（次期中山間地域対策検討懇談会「安全・安心部会とも連携」）。

4) 平成24年2月1日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、渡辺常任理事が出席した。第5期計画の素案について、「鳥取県の高齢者をとりまく現状と課題」、「プランの基本目標と施策体系」、「具体の施策の実施」「介護サービス量等の見込みと介護保険施設等の整備目標」を中心に協議、意見交換が行われた。具体的な施策として、鳥取型地域生活支援システム(1)生き活きと元気に暮らす高齢者を支援するために（高齢者の健康づくりと生きがいづくり、介護予防の推進）、(2)地域住民が主役となって高齢者を支えるために（支え愛まちづくりの展開）、(3)介護や支援が必要な方が安心してサービスを受けられるために（介護基盤の整備）、を中心に地域における高齢者等が要介護状態にあるか否かを問わず、可能な限り、引き続き住み慣れた地域で安

全・安心に暮らしていけるよう、介護サービス事業者や病院・診療所を中心に、民生委員や老人クラブ等の地域資源の活用、地域住民組織や地域住民が主体的に支援の輪に参加することにより、高齢者等の地域生活を支えていくシステムを構築していく。

また、今後は、行政や介護サービス事業者だけでなく、地域住民が一丸となって、高齢者がこれまでどおり住みなれた地域で安心して安全に暮らしていける「支え愛のまちづくり」の推進が求められており、検討していくこととなった。

5) 平成24年3月26日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、渡辺常任理事が出席した。この度、鳥取県老人福祉計画と介護保険事業支援計画とを一体的に策定し、高齢社会の現状を踏まえ、今後の課題や取組の方向性、具体的な施策等を明らかにするため、『鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成24～26年度）～みんなでやらいや「とっとり福祉のまちづくり」～』が作成された。プランの策定に当たっては、鳥取県の将来ビジョン「活力あんしん鳥取県」における「支え合い（高齢者の質の高い生活の確立）」を実現するための具体的な計画となるよう、また、県が定める保健医療計画、医療費適正化計画、健康増進計画、障害者計画、障害者福祉計画、高齢者居住安定確保計画と調和し、市町村等が定める老人福祉計画及び介護保険事業計画と連携を図っている。

3 社会保障医療対策

1 第55回社会保険指導者講習会

平成23年10月13・14日の2日間に亘り、日医会館において、「画像診断update—検査の組み立てから診断まで」をテーマに日医と厚労省の共催で開催され、富長副会長、東部：松木勉先生（鳥取市立病院）、中部：橋本政幸先生（県立厚生病院）、西部：周藤裕治先生（済生会境港総合病院）が出席した。

1日目は講演6題、2日目は講演4題の後、厚労省から2題の講演(1)「東日本大震災による被災と対応」、(2)「診療報酬改定によるイノベーションの評価について」が行われ、最後に日医より総括がなされた。なお、厚労省からは、既に解除されているが緊急時避難準

備区域の医療機関に対する支援として東京電力に現地の医療機関の要望を踏まえて対応していただくよう賠償金の支払いを要請したこと、福島県に対して地域医療再生基金を活用した医療機関の運転資金及び医療従事者確保の支援をしたこと、被災した3県に対して診療報酬算定要件を緩和した、との報告があった。今後は各地区医師会で伝達講習を行う。詳細は、会報第677号に掲載した。

2 医療保険委員会

平成23年12月1日、県医師会館において開催し、富長副会長より開催報告があった。協議事項として、事前に県下の全医療機関を対象に実施した支払基金及び国保連合会の審査、県医師会に対する要望事項のアンケート32件について、基金、国保及び県医師会より回答・意見が述べられ、協議、意見交換を行った。詳細については、別途会報「医療保険のしおり」に掲載するので、ご覧いただきたい。

平成22年度に中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘した事項について情報提供があり、本会会報平成23年7月号（No.673）に掲載した。この中で数点、厚生局側へ確認すべき内容があり、さらに意見等があれば要望していく。国保連合会が平成24年4月より本稼動するジェネリック医薬品差額通知についての連絡、医療保険に関する諸会議報告を行なった。

なお、次年度からは各地区医師会経由で各会員に対して要望事項のアンケートを募集し、整理して頂いた事項について協議、意見交換することとした。詳細は、会報第679号に掲載した。

3 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会

平成24年3月5日、日医会館において開催され、富長副会長、吉中常任理事、吉田理事とともに出席した。

鈴木日医常任理事より点数改定の経緯について解説があった後、具体的な改定内容についてパワーポイントの資料をもとに説明があった。詳細な内容については後日各地区医師会において説明会が開催されるので、そちらで願います。その後、中医協委員の安達秀樹先生（京都府医師会副会長）よりコメン

トがあった。全体で+0.004%になったことは、東日本大震災の影響を考えれば、よくここまでできたというのが正直なところである。中医協は改定率に関わることはできないが、執行部の先生方に多大な努力をいただき、厚く御礼を申し上げたいとのことであった。詳細は、会報第681号に掲載した。

4 診療報酬点数改定に関する打合せ

平成24年3月8日、県医師会館において中国四国厚生局鳥取事務所、県長寿社会課、支払基金、国保連合会に参集いただき、各地区医師会での説明会に備えるための打合会を開催した。当日は、質疑応答は行わず、質問等があれば、後日県医師会事務局へ送付していただく。また、説明会終了後、中国四国厚生局より診療報酬改定時における集団指導が実

施される。詳細は、会報第682号に掲載した。(医療保険のしおり)

4 県及び関係団体との連絡強調

1 中国地方社会保険医療協議会総会

- 1) 平成23年4月20日、広島合同庁舎において開催され、岡本会長が出席した。保険医(歯科医師)の再登録申請について協議が行なわれた。該当する保険医は今回2回目の停止であることから、保険医の登録は認められないこととなった。
- 2) 平成23年10月5日、広島合同庁舎において開催され、岡本会長が出席した。中国地方社会保険医療協議会の部会に所属する委員及び臨時委員について協議を行い、今回より公益を代表する委員として磯田鳥取県赤十字血液センター事務部長が委嘱された。

医 政 対 策

1 日医との連携

1 日医代議員会

- 1) 平成23年4月24日、日医会館において開催され、岡本会長、池田副会長が出席した。なお、本代議員会は3月27日に予定されていたが、震災後の医療救護支援を最優先するため、日医の各種会合が延期・中止されて約1ヶ月遅れて開催された。

原中会長挨拶、会務報告が行われた後、議事として、(1)平成22年度日医会費減免申請、(2)平成23年度日医事業計画、(3)平成23年度日医予算、(4)日医会費賦課徴収、の4議案について審議が行われ、何れも原案どおり承認、可決された。なお、24件(代表8、個人16)の質問に対して日医担当役員から回答があり、活発な質疑応答が行われたが、個人質問の7題については、「東日本大震災に関する決議(案)」の提出があり協議が行われ、結局取り下げられたが、予定時間を大幅に超過したため質疑応答を行わず、後日書面での回答となった。

代議員会終了後、定例総会が行われ、(1)庶務及び会計の概況(2)事業の概況(3)代議員会において議決した主要な決議、に関する事項について報告があった。内容の詳細については、日医ニュースに掲載されるので

ご覧いただきたい。

- 2) 平成23年10月23日、日医会館において開催され、岡本会長、池田副会長が出席した。

原中会長挨拶、本年4月以降の会務概要報告があった後、議事に移った。第1号議案「平成22年度日医決算」について説明があり、前日に開催された財務委員会での審議結果の報告がなされ、賛成多数で可決された。引き続き、第2号議案「日医定款施行細則一部改正」、第3号議案「日医代議員会議事規則一部改正」が一括上程され、選挙管理委員会を設置することに伴い、定款施行細則及び代議員会議事規則の一部改正を行うこととなった。また、会長選挙の当選者は有効投票総数の1/2以上の得票を得る必要があると改めた他、役員選挙の候補者の所信等を日医HPに掲載出来るようになるとの説明があり、審議の結果、いずれも賛成多数で可決された。

その後、代表質問8題、個人質問16題の計24題の質問・要望に対して、執行部から回答があった。国民皆保険の根幹を揺るがす「受診時定額負担」「TPP参加問題」に反対意見が相次いだ。内容の詳細については、日医ニュースに掲載されるのでご覧いただきたい。

2 都道府県医師会長協議会

第1回：平成23年6月21日、日医会館において開催され、岡本会長が出席した。日医会館において開催され、各県医師会及び日医から提出された12議題(1)母体保護法(石川)、(2)災害に対する医療支援(石川)、(3)災害時医療等の支援に対するタイムリーな情報提供システムの構築(新潟)、(4)予防接種ワクチン価格(山口)、(5)消費税補填分問題(福岡)、(6)改めて診療報酬、介護報酬の同時改定論議(静岡)、(7)診療報酬・介護保険同時改定についての日医の申し入れ(要請)、(8)医療・介護制度の改革案、(9)監査の立会(岡山)、(10)日医代議員の任期及び届出期限の変更(宮崎)、(11)日医定款施行細則改正(選挙管理委員会関連)(日医)、(12)特定看護師(仮称)(日医)について、日医執行部からそれぞれ回答、説明があり、討論がなされた。内容の詳細については、後日日医ニュースに掲載されるのでご覧いただきたい。

第2回：平成24年1月17日、日医会館において開催され、岡本会長より出席報告があった。

各県医師会並びに日医から提出された10議題について、日医執行部からそれぞれ回答、説明があり、討論がなされた。日医からは、「総合医とかかりつけ医」・「総合診療医」の語句の定義が示された。「総合医とかかりつけ医」とは、就業形態や診療科を問わず、「医療的機能」以外に、「社会的機能」すなわち「かかりつけ医機能」を有する医師である。主に地域医療を担う地域の診療所や中小病院の医師であることが多いが、病院勤務医等もこうした役割を担っており、どの医師であっても該当する。なお、国民皆保険下のフリーアクセスにおいて、既に患者から選ばれ、地域医療を担っている医師も、「かかりつけ医」であり、「総合医」である。また、「総合診療医」とは、内科、外科、精神科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、小児科、産婦人科など、広い領域にわたって行う診療について、「医療的機能」の面のみから評価された医師である。内容の詳細については、日医ニュースに掲載されるので、ご覧いただきたい。

3 日医 設立記念医学大会

平成24年11月1日、日医会館において開催され、岡本会長が、この度在任6年都道府県医師会長表彰として日医最高優功賞を授与されたことから、表彰式に出席した。

当日は、日医最高優功賞26名、日医優功賞40名、日医医学賞3名、日医医学研究奨励賞15名に対する表彰、並びに長寿会員慶祝者紹介が行われた。また、今回は東日本大震災においてJMATの派遣に尽力された都道府県医師会を代表して井戸俊夫岡山県医師会長及びJMATの一員として活動された方々を代表して船松洋先生(東京都)に感謝状が贈呈された。式典終了後、医学賞受賞者3名の講演が行われた。

4 医療政策シンポジウム

平成24年3月11日、日医会館において、「災害医療と医師会」をテーマに開催され、清水・岡田両理事が出席した。

当日は、講演9題(1)東日本大震災とJMATの活動、(2)東日本大震災と関連研究への取り組み、(3)災害と医師会の役割、(4)米国の救命救急の現状、(5)東日本大震災後の復旧はどうあるべきか—公衆衛生の立場から、(6)米国の大災害時の医療提供体制、(7)『平時の戦争』としての医療、(8)福島第一原発事故と放射線被ばくについて、(9)災害医療における救急医の使命、の後「災害医療と医師会」をテーマにパネルディスカッションが行われた。詳細は、会報第682号に掲載した。

5 日医総研シンポジウム

平成23年7月24日、日医会館において、「更なる医療の信頼に向けて—無罪事件から学ぶ—」をテーマに開催され、井庭・清水両理事が出席した。

当日は、基調講演「医師法21条を考える」(東京大学法学部教授 樋口範雄先生)、シンポジウム6題(1)東京女子医大事件(弁護士・当事者の立場から)、(2)杏林大学割り箸事件(耳鼻科医・弁護人の立場から)、(3)県立大野病院事件(弁護士・特別弁護士・当事者の立場から)、(4)医療刑事裁判の現状と課題、(5)プレスコメント、(6)医療事故調査委員会への取り組み、パネルディスカッション「医療事故と刑事裁判」が行なわれた。パネルディスカッションでは、医師法21条改正が可能なのか議論されたが、各パネリストから

は明確な発言はなかった。なお、日医は医療事故調査検討委員会の答申に基づき、実現に向けて進んでいく強い決意を示された。詳細は、会報第674号に掲載した。

6 日本の医療を守るための総決起大会

平成23年12月9日、日医会館において、国民医療推進協議会（医療関連40団体で組織）主催により開催され、岡本会長、渡辺・明穂両常任理事、清水理事が出席した。参加者は約1,000名（国会議員33人含む）であった。

国民医療推進協議会長である原中日医会長と協力団体の野中博東京都医師会長から挨拶があった後、来賓として民主党、国民新党、自民党等出席した各党の代表者からの挨拶が行われた。引き続き、横倉日医副会長から開催の趣旨説明と「受診時定額負担の導入に反対する署名運動」では773万2,801人分の署名が集まり、集まった署名は衆参両院の議長に請願書として提出したことが報告された。その後、大久保満男 日本歯科医師会長と児玉孝 日本薬剤師会長からの決意表明に続き、山崎學 日本精神科病院協会会長が受診時定額負担の導入とTPP参加交渉などによる医療の市場化に反対し、国民皆保険を断固として守り続けるとする決議案を提案し、満場の拍手をもって採択された。最後に、羽生田日医副会長による「頑張ろうコール」が行われ、大会は終了した。詳細は、会報第678号に掲載した。

2 中国四国医師会連合との連携

1 中四国医師会連合出席諸会議

- 23. 4. 23 中国四国医師会連合常任委員会
[東京ドームホテル]
- 4. 24 中国四国医師会連合連絡会〔日医〕
- 5. 28 中国四国医師会連合常任委員会
[ホテルニューオータニ鳥取]
- 5. 28 中国四国医師会連合分科会
[ホテルニューオータニ鳥取]
- 5. 29 中国四国医師会連合総会
[ホテルニューオータニ鳥取]
- 10. 23 中国四国医師会連合連絡会〔日医〕
- 11. 5 中国四国医師会連合常任委員会
[ホテルニューオータニ鳥取]
- 11. 5 中国四国医師会連合各種研究会
[ホテルニューオータニ鳥取]
- 11. 20 中国四国医師会連合医事紛争研究

会 [ホテルグランヴィア岡山]

- 12. 2 中国四国医師会事務局局長会議
[ホテルニューオータニ鳥取]

24. 2. 19 中国四国医師会会長会議
[ホテルグランヴィア岡山]

- 3. 25 日本医師会長候補者演説会
[ホテルグランヴィア岡山]

- 3. 31 中国四国医師会連合常任委員会
[東京ドームホテル]

2 平成23年度中国四国医師会連合総会一鳥取県医師会担当

[5月28日（土）]

- (1) 常任委員会

- (2) 分科会

〈第1分科会〉：医療保険（労災・自賠責を含む）

〈第2分科会〉：介護保険

〈第3分科会〉：地域医療・地域保健・その他

[5月29日（日）]

総会（分科会報告・議事）

特別講演Ⅰ「日本医師会の考える医療政策と規制制度改革の問題点」

日本医師会副会長 中川俊男

特別講演Ⅱ「鳥取砂丘のいきもの」

鳥取自然に親しむ会会長 清末忠人

詳細は、会報第672号へ掲載した。

3 平成23年度中国四国医師会連合各種研究会一鳥取県医師会担当

[11月5日（土）]

- (1) 常任委員会

- (2) 各種研究会

○医療保険・介護保険研究会

○地域医療・地域保健研究会

○防災研究会

[11月6日（日）]

各種研究会報告

特別講演Ⅰ「中央情勢報告」

日本医師会長 原中勝征

特別講演Ⅱ「医学からみた広島原爆と福島原発災害」

（財）広島原爆被爆者援護事業団理事長

鎌田七男

詳細は、会報第678号へ掲載した。

3 県及び関係団体との連携

- 1 第63回医療懇話会

平成24年1月5日、県医師会館において県福祉保健部、県病院局、各総合事務所、医師会が参集して開催し、役員全員が出席した。

最初に岡本会長、林県福祉保健部長より挨拶があった。続いて、県医師会より9項目について県に質問形式で議題を提出し、その議題に対する県の回答及び協議、意見交換を行った後、県より12項目について報告及び説明があった。詳細は、会報第680号に掲載した。

2 鳥取県雇用創造1万人推進会議

1) 平成23年8月1日、ホテルニューオータニ鳥取において初めて開催され、岡本会長より出席報告があった。経済、医療・福祉、教育機関などの各団体と行政関係者が一堂に会し、雇用情勢や雇用促進策について意見交換が行われた。本会議は、県が策定する「雇用創造1万人計画」の検討に当たり助言を行うとともに、雇用創造に資する各種施策への協力・協調等を通して、県内に若者が定着できる雇用環境の実現に向けた機運醸成を図ることが目的である。

平井知事の挨拶に続き、推進会議の設立について説明があり、その後、現下の経済・雇用環境、雇用創造に向けた施策検討の視点を中心に意見交換が行われた。医療・福祉・介護関連職の現場からは、介護福祉サービスの多様化や待遇などから離職率が高いことが課題として挙げられた。これについては財源を確保し、質を評価して精査する組織を作り、労働性を担保することが必要である。また、看護師確保については育児支援策の充実を求める声が挙げられた。

今後、県は各組織の実務担当者らで構成するプロジェクトチームと、介護や中小企業、農林水産業など分野別の部会で雇用促進の施策をまとめ、11月頃に雇用創造1万人の計画案を作成する予定である。

2) 平成23年11月21日、ホテルモナーク鳥取において開催され、事務局長が会長代理として出席した。

雇用創造に向けた施策骨子案について概略説明があった後、産業分野及び医療・福祉・教育分野に分けて協議、意見交換が行われた。医療分野では、(1)医師、看護師、理学療法士等の確保(医師、看護師、理学

療法士等確保関係奨学金など)、(2)医師・看護師の負担軽減(医療クラーク〈医師事務作業補助者〉配置への支援など)、(3)潜在看護師の再就業支援及び看護師の離職防止(看護職員家族等への看護職理解促進、就業支援体制の充実、院内保育所設置支援など)について雇用創造に向け検討中である。

3 関西広域連合協議会

平成23年9月24日、大阪市において開催され、「産業・経済」「観光・文化」など6分野のうち「医療・福祉」分野の委員として岡本会長が出席した。

広域連合の運営や分野別広域計画などについて意見交換を行った。鳥取県としては、ドクターヘリ運用の一層の充実と山陰海岸ジオパークの推進や日本海側の交通インフラの整備を主張していく。

4 鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会

平成23年10月27日、白兔会館において開催し、岡本会長以下関係役員が出席し、双方から提出した議題について報告、協議、意見交換を行なった。

本会からは、(1)学校保健委員会の内容の精査・検討、(2)MR接種率向上のために、(3)感染症情報収集システム(前・学校欠席者情報収集システム)の今後、(4)心とからだいきいきキャンペーン、(5)若年者中絶、などについて議題を提出した。なお、平成23年度第18回学校医・学校保健研修会・鳥取県学校保健研修会は、平成24年2月26日(日)に倉吉市において開催予定とし、内容については笠木常任理事に一任する。その他、がん死亡率減少のためには、子供の頃からがんに対する正しい知識を持つことが重要であることから、今後がん教育についても検討していく。詳細は、会報第677号に掲載した。

5 心と性の健康問題対策協議会

1) 平成23年7月14日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。本協議会は、昨年度まで設置していた「性教育推進委員会」と「心や性等の健康問題対策事業協議会」を統合したものである。

主な議事として、平成25年にかけて見直しが行なわれる鳥取県健やかな心身の育成

推進基本計画について報告があった後、鳥取県児童生徒の心や性の健康問題の現状及び取組みについて協議、意見交換が行なわれた。

2) 平成24年2月16日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。事務局は県スポーツ健康教育課内に設置されている。

平成23年度に実施した学校保健関連事業の取組について報告があった。なかでも本県は以前人工妊娠中絶率が対人口比で全国ワースト1位になった年があったが、最近では全国的にも下がっており、10位くらいになっている。また、思春期保健対策関連として、家庭及び学校現場においていかにコミュニケーションをしやすい環境を構築していくかという主旨のもと、県庁では青少年・家庭課、子育て応援課、健康政策課など各課が取り組んでいるが、平成24年度より統括して取り組んでいくとのことであった。

6 鳥取県学校結核対策委員会

平成24年3月22日、県庁において開催され、笠木常任理事が出席した。主な議事として、平成23年度結核健康診断結果報告があった後、平成24年度結核健康診断実施と学校における結核感染者発生時の連絡体制などについて協議、意見交換が行われた。平成15～20年度の6年間で結核を発症した全国の小中学生患者295名のうち、学校検診をきっかけに発見された者は19名で、検診時の問診票で該当した項目では、「家族に結核患者あり」が8名、「高まん延国の居住歴あり」が8名であった。

今後の小中学校における結核検診対策として、問診の項目は特に「家族等の結核罹患歴」「高まん延国での居住歴」が重要で、学校においても漏れなく確認し、効率性の点で問題があれば保健調査票等に統合してよい。また、現行では精密検査を行う際は、結核対策委員会を開催してその意見も聞くこととされているが、結核診療を専門としない学校医が診断する際に参考とする基準やマニュアルが提示できれば、学校医が直接精密検査を指示することは十分可能であるとのことであった。

7 鳥取県連合婦人会課題別研修会シンポジウム

平成23年8月21日、さざんか会館において、

「どうなる日本の将来」をテーマに開催され、シンポジウム「TPPで変わる地域の暮らし」のシンポジストとして明穂常任理事が出席した。

当日は、講演「どうなる日本の農村」（県畜産農業協同組合代表理事組合長 鎌谷一也氏）の後、シンポジウムが行なわれ、利益追求が目的の医療は手抜きやサービス低下を招き、自由診療や混合診療は金次第となるため、国民にとって幸せな制度といえない。また、海外からの医療従事者では安心な医療が行なえるかどうか不安がある。TPP加入は必要なく、持ち込むことでいろんな混乱が起こってくるのは必定であると述べておいた。

8 全国都市緑化とっとりフェア実行委員会設立会議及び総会

平成23年10月18日、白兎会館において開催され、岡本会長が出席した。標記フェアは、平成25年9月下旬から11月中旬にかけて湖山池公園（鳥取市）を中心に開催予定であり、事務局設置が承認されたほか、基本計画や本年度予算案などが可決された。また、同フェアの愛称には、「水と緑のオアシスとっとり2013」が選ばれた。委員長は平井伸治鳥取県知事。

9 全国豊かな海づくり大会鳥取大会式典

平成23年10月30日、鳥取市において、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、「つくろよ みんなが笑顔になれる海～がんばろう日本 災害からの復興～」をテーマに式典行事（とりぎん文化会館）及び海上歓迎・放流行事（鳥取港西浜地区）が開催され、岡本会長が出席した。天皇・皇后両陛下の皆さん達への時代に満ちた立ち居振る舞いに感動した。梨花ホールが満席で大変盛会であった。

4 国民のための医療推進協議会ととりの推進

1 国民のための医療推進協議会とっとり総会

平成23年10月13日、県医師会館において急遽関係団体にご参集いただき開催した。日医など41団体で構成している「国民医療推進協議会」では、「受診時定額負担」の導入について9月23日に協議会を開催し反対決議を採択した。その後、病院団体等も反対を表明しており、「日本の医療を守るための国民運動」の全国各地での展開、受診時定額負担に反対

する署名運動の実施について国民の声を政府に届けるべく要請がきていることから開催した。

役員は互選により、会長に岡本県医師会長、副会長に樋口県歯科医師会長、小林県薬剤師会長、虎井県看護協会会長、監事に入川県放射線技師会長、西川県臨床検査技師会長が選任された。また、本協議会の名称を「鳥取県国民医療推進協議会」とする改正案が了承された。

なお、平成23年11月24日（木）午後2時から3時30分まで、「日本の医療を守るための総決起鳥取大会」を県医師会館において開催する。大会では、本日の会議のなかで、鍼灸マッサージ師会の国岡会長より、「最近、整体など無資格者が誇大な宣伝をしており、大変迷惑をしている。」とのご発言があり、この件について当日発言していただく時間を設けることとした。また、「署名活動」については、後日署名用紙、報告様式を付けて各団体へ送付するので、ご協力できる範囲でよろしく願います。詳細は、会報第677号に掲載した。

2 日本の医療を守るための総決起鳥取大会

平成23年11月24日、鳥取県国民医療推進協議会（県医師会など20団体で構成。会長は岡本県医師会長）主催により、県医師会館において開催し、「受診時定額負担」は、所得によって受けることができる医療に格差をもたらすことになり、国民皆保険の崩壊につなが

るもので、受診時定額負担の導入を阻止するための反対署名運動をすることについて確認した。

総決起大会では、県薬剤師会長 小林健治先生より開会宣言の後、岡本会長から挨拶があり、引き続き、日医常任理事 今村 聡先生より、「日本の宝、国民皆保険を守ろう」と題して講演が行われた。講演では、上限額を超えた医療費を患者に戻す高額療養費制度維持のため、受診時定額負担の導入が検討されていると説明があり、受診回数が多い高齢者らの負担増大につながると強調された。また、医療の市場化も協議するとしたTPP参加についても言及され、政府がどのように対応するのか、国民が納得できる説明を求めた。

最後に、患者にさらなる負担を求める受診時定額負担の導入や、日本の優れた国民皆保険制度を崩壊へと導く医療への株式会社の参入阻止、国民皆保険制度の維持を求めることを盛り込んだ大会決議案（朗読：県看護協会 長 虎井佐恵子氏）が採択された後、出席者約250人全員が、県歯科医師課長 樋口壽一郎先生の音頭のもと、「頑張ろうコール」をして閉会した。現段階で県内約21,300人の署名が集まっており、今後も継続し、最終的には日医を通じて野田総理大臣をはじめ関係大臣、与野党の代表、関係各方面に提出する（なお、最終的には30,882人の署名が集まった）。詳細は、会報第678号に掲載した。

医 療 経 済 対 策

1 看護職員対策

1 看護高等専修学校卒業生の表彰

本年3月、鳥取・倉吉・米子の各看護高等専修学校の卒業式にはそれぞれ関係役員が出席、祝辞を述べた。また、成績優秀な卒業生1名に対し、県医師会長表彰として表彰状と記念品を贈った。

2 鳥取県准看護師試験委員会

1) 平成23年9月1日、県庁において開催され、米川・岡田両理事、新田監事が出席した。

鳥取県准看護師試験の実施状況等につい

て報告があった後、平成23年度鳥取県准看護師試験の実施方法及び試験問題の作成分担について協議、意見交換が行われた。今年度の試験は、平成24年2月17日（金）に県看護研修センターにおいて実施される。合格発表は平成24年3月14日（水）。なお、次回委員会は平成24年3月8日（木）に開催される。

2) 平成24年3月8日、県庁において開催され、岡田理事、新田監事が出席した。平成23年度鳥取県准看護師試験は2月17日に実施され、受験者127人全員が合格し、中国

5 県と比較して高得点であった。試験問題については医師会から米川理事、新田監事とともに作成し、特に問題はなかった。また、今回鳥取県ではいなかったが、近年、他県では外国人の受験者が増加しており、今後対応が必要になってくるとのことであった。

3 鳥取県看護職員確保対策連絡協議会

平成23年10月27日、看護研修センターにおいて開催され、明穂理事より出席報告があった。

主な議事として、「平成23年度鳥取県看護職員確保対策事業実施状況報告」、「平成23年度ナースセンター事業実施報告」、「潜在看護職員再就業支援事業実施状況報告」、「看護職員の継続就労のために必要な対策・支援」などについて報告、協議、意見交換が行なわれた。なお、新規事業として鳥取県ナースセンターでは、潜在看護職員再就業支援のため、看護職員就業支援コーディネーター2名を配置し、潜在看護職員の掘り起こしから再就業までの定着促進及び離職防止の支援を行なうとのことであった。

4 看護師等の「雇用の質」の向上のための企画委員会

平成23年11月8日、鳥取労働局において初めて開催され、清水理事が出席した。本委員会は、昨年6月に閣議決定された新成長戦略に基づいており、医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として位置付け、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備し、現在の看護師等は夜勤を含む交代制などにより厳しい勤務環境に置かれている者も多く、「雇用の質」の向上が喫緊

の課題となり、厚労省より各県で設置するよう指示があったことから開催された。

主な議事として、看護師等の勤務実態や課題（看護師等の勤務環境の現状、県内の看護職員の現状）、研修会の開催などについて報告、協議、意見交換が行われた。今年度中に看護師の労働環境を改善するために管理者を対象とした研修会を開催する予定である。次回委員会において日程及び詳細な内容を決定する。

5 都道府県医師会看護問題担当理事連絡協議会

平成23年11月30日、日医会館において開催され、明穂常任理事、清水理事（日医看護職員検討委員会委員）が出席した。

当日は、原中日医会長挨拶、日本看護協会坂本すが会長の来賓挨拶に続き、報告として「看護職員を巡る最近の動向について」（岩澤 厚労省医政局看護課長）、協議として「准看護師卒後研修」について説明があった後、全般にわたり質疑応答が行われ、最後に羽生田日医副会長から総括があった。特定看護師（仮称）に対する日医の見解として「反対」であることの説明があった。また、准看護師の卒後研修は、全国で9県の医師会が実施しており、中国四国では島根県医師会が実施している。報告として千葉県、東京都から取り組み状況について説明があった。意見としては、男子学生に対する母性実習が困難であること、実習病院の確保が難しくなっていること、看護教員の確保が難しいこと、補助金が満額交付されていないこと、などが出された。詳細は、会報第678号に掲載した。

広報活動の充実

1 県医師会報の発行

県医師会報は本会広報の主力をなすものであり、県医師会報の充実を目途に広報活動の強化に努めた。編集方針は、情報の伝達、執行部の意見開陳のほか、エッセイ等発表の場とし、本年度より表紙を「鳥取県らしさを強調しデザイン」にリニューアルした。

本年3月15日までの発行回数は、第670号か

ら第681号の12回と臨時号3回の計15回であった。毎月の発行部数は1,600部で、全会員のほか日医及び各都道府県医師会、関係機関等へ送付した。

2 鳥取県医師会メーリングリストについて

本会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に次の6つのメーリングリストを運営している。

1. 総合メーリングリスト（一般的な話題）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡など）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコン等の情報関係の話題）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題）
6. 学校医メーリングリスト（学校保健等の話題）

3 鳥取県医師会ホームページ

平成9年11月に開設し、対外的（一般の頁）かつ対内的（会員用の頁）に情報提供を行っている。一般の頁では、公開健康講座の案内、県医からのお知らせ等を掲載し、会員用の頁では、データ化された県医会報などの情報を会員に提供している。

4 県民健康教育

昭和55年9月より日本海新聞に掲載している「保健の窓」は1,167回となった。また、平成6年2月より日本海新聞に掲載している「健康なんでも相談室『鳥取県医師会Q&A』」は536回となった。

1 健康フォーラム2011開催について

例年日本海新聞社と共催で開催している「健康フォーラム」を、本年度は次のとおり開催した。（聴講者278名）なお、「健康セミナー」との通算では26回目となる。

なお、当初9月3日（土）開催として案内していたが、台風12号接近の影響を考慮して中止し、10月22日に延期開催した。

日 時 平成23年10月22日（土）

午後1時30分～4時

会 場 「とりぎん文化会館・小ホール」
鳥取市尚徳町

テーマ 生活習慣病予防のための生活改善

講演および講師

1. 「生活習慣病と放射線健康障害—予防医学の立場から—」

鳥取大学 学長 能勢 隆之先生

2. 「運動による生活習慣病予防効果と日常生活でできる有効な運動について」

鳥取大学医学部社会医学講座 病態

運動学分野准教授

加藤 敏明 先生

- 2 鳥取県医師会公開健康講座・健康医療相談
平成3年4月、鳥取県健康会館竣工に伴いひろく県民の健康教育を図るため、同年5月16日より毎月1回、第3木曜日の午後2時から3時30分まで（講演1時間・質疑応答30分）鳥取県健康会館において「鳥取県医師会公開健康講座」を開催している。但し、このうち2回は昨年度同様、米子・倉吉でそれぞれ1回開催した。

なお、本講座は、平成7年度より鳥取県立生涯学習センターが行う「とっとり県民カレッジ・健康スポーツコース」の連携講座として協力している。

公開健康講座の広報については日本海新聞「保健の窓」欄を利用して周知したほか、日医白クマ通信、各新聞社等へもPRしている。

また、毎月1～4の各木曜日の午後1時間30分から1時間実施している面談による健康医療相談については、第1週：精神科、第2・4週：内科、第3週：整形外科として実施した。

「本年度開催した公開健康講座」

第232回 平成23年4月21日

「美しく老いる—骨粗鬆症からロコモティブシンドロームの予防へ」

鳥取市立病院整形外科診療部長

森下 嗣威先生

第233回 平成23年5月19日

「暮らしの中のがん予防」

鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学分野准教授 尾崎 米厚先生

第234回 平成23年6月16日

「生活習慣病と心臓病～生活習慣を改善して心臓病を予防しましょう～」

鳥取赤十字病院副院長 小坂 博基先生

第235回 平成23年7月21日

「脳卒中は予防が大切！でも脳卒中が起こったら……」

鳥取大学医学部附属病院神経内科講師

和田 健二先生

第236回 平成23年8月18日

「夏バテ解消法～疲れをためない生活のくふう～」

栄町クリニック院長 松浦 喜房先生

- 第237回 平成23年9月29日 *倉吉交流プラザ「視聴覚ホール」
「中高年とスポーツ」
鳥取県医師会理事 清水 正人先生
- 第238回 平成23年10月20日
「高齢者の頸椎疾患」
鳥取県立中央病院整形外科医長
村田 雅明先生
- 第239回 平成23年11月17日
「冬場に多いウイルス感染症への備え」
鳥取大学医学部感染制御学講座ウイルス学分野教授 景山 誠二先生
- 第240回 平成23年12月8日 *米子市文化ホール「イベントホール」
「冬場に多いウイルス感染症への備え」

- 鳥取大学医学部感染制御学講座ウイルス学分野教授 景山 誠二先生
- 第241回 平成24年1月19日
「目のかすみ、歳（トシ）のせいだと言う前に」
神鳥眼科医院院長 神鳥 高世先生
- 第242回 平成24年2月16日
「メタボリックシンドロームが何故問題なの？」
よしだ内科医院 吉田 真人先生
- 第243回 平成24年3月22日
「ここまできた認知症医療の進歩」
鳥取大学医学部脳神経医科学講座 脳神経内科学分野教授 中島 健二先生

部 会 活 動 の 強 化

1 母体保護法指定医部会

- 1 母体保護法指定医師審査委員会
平成24年3月末日現在、指定医師数は38名（東部12名、中部8名、西部16名、鳥大2名）で、昨年同期に比して1名の減である。本年度の新規指定は、2名であった。
- 2 家族計画・母体保護法指導者講習会
平成23年12月3日、日本医師会館において開催され、井庭理事が出席した。原中日医会長より、「未来ある社会へ向けて」と題して、(1)国民皆保険の雇用環境、(2)超高齢化社会を見据えた社会保障、(3)適正な医療を支えるための医療費、(4)医師確保に向けて、(5)医療の非営利性の確保、の5項目について講演があった。引き続き行われた3人のシンポジストによるシンポジウム「母体保護法の適正な運用」では、(1)「母体保護法をめぐる法的問題」、(2)「人工妊娠中絶手術に関わる医療事故事例」、(3)「改正母体保護法と今後の課題」の各講演と、行政の立場から、「母体保護法指定医師の任命は医師会に運用がまかされているが、国は法の適正な運用を願っており、指導の立場にもある。」との指定発言があった。詳細は会報第678号に掲載した。
- 3 家族計画・母体保護法指導者講習会
平成23年12月3日、日医会館において開催され、井庭理事が出席した。当日は、原中日

医会長より、「未来ある社会へ向けて」と題して、(1)国民皆保険の雇用環境、(2)超高齢化社会を見据えた社会保障、(3)適正な医療を支えるための医療費、(4)医師確保に向けて、(5)医療の非営利性の確保、の5項目について講演があった。

引き続き行われた3人のシンポジストによるシンポジウム「母体保護法の適正な運用」では、(1)「母体保護法をめぐる法的問題」、(2)「人工妊娠中絶手術に関わる医療事故事例」、(3)「改正母体保護法と今後の課題」の各講演と、行政の立場から、「母体保護法指定医師の任命は医師会に運用がまかされているが、国は法の適正な運用を願っており、指導の立場にもある。」との指定発言があった。詳細は、会報第678号に掲載した。

2 学校医部会

- 1 学校医部会運営委員会
平成23年5月19日、県医師会館において開催した。平成22年度学校医部会事業報告、日医学校保健講習会出席報告、(仮称)鳥取県医師会指定学校医制度の検討会開催報告が行われた後、鳥取県医師会の担当で8月21日（日）米子ワシントンホテルにおいて開催する「平成23年度中国四国学校保健担当理事連絡会議」及び「平成23年度中国地区学校保健・学校医大会」の運営方針、本年度本会が行な

う研修会の開催、県教育委員会との連絡協議会の出席者と提出議題、などについて協議、意見交換を行なった。(仮称)指定学校医制度については6月を目処に全会員を対象にアンケート調査実施する。また、「中国地区学校保健・学校医大会」を本会が行なう研修会(平成23年度第1回)とする。詳細は、会報第672号に掲載した。

2 鳥取県医師会学校医・学校保健研修会

第18回；平成24年2月26日(日)、倉吉市倉吉体育文化会館「大研修室」において鳥取県学校保健会と共催にて開催した。研修会出席者31名(内訳；医師会13名学校保健会18名)。

なお、研修内容は講演形式とせず、「学校保健委員会を活性化するために」をテーマとして、KJ法を使用したグループワークによる問題解決(方法)として開催し、基調講演と総括を笠木正明常任理事(担当理事)が行った。詳細は、会報第681号に掲載した。

3 中国地区学校保健・学校医大会

平成23年8月21日、米子ワシントンホテルにおいて本会の担当により開催した。

なお、平成22年度に行った中国四国各県学校保健担当理事打ち合わせ等での協議により、23年度より会の名称を「中国地区学校医大会」から「中国地区学校保健・学校医大会」へ変更した。当日は、各県からの研究発表5題、教育講演5題(1)「側弯のみかたと治療」(鳥大医学部附属病院整形外科講師 永島英樹先生)、(2)「低身長を見つけたら」(鳥取市立病院小児科部長 長石純一先生)、(3)「小児肥満治療に向けての5つのキーワード」(鳥大医学部保健学科母性・小児家族看護学講座教授 花木啓一先生)、(4)「学童期の発達障害の気づきと支援」(鳥大医学部脳神経医科学講座脳神経小児科分野准教授 前垣義弘)、(5)「低線量被曝と内部被曝への対応」(鳥大医学部附属病院放射線部准教授 小谷和彦先生)を行なった。

次期担当は岡山県医師会で、平成24年8月19日(日)に岡山市において開催される。

また、中国地区学校保健・学校医大会に先立ち「中国四国学校保健担当理事連絡会議」を行った。池田副会長の司会、岡本会長の挨拶に続き、日医より石川広己常任理事をコメントーターにお迎えして、各県から提出され

た議題及び日医への要望17題について活発な討議が行われた。鳥取県医師会からは、「認定学校医(仮称)制度」について議題を提出した。

なお、この大会は「第17回鳥取県医師会学校医・学校保健研修会」を兼ねて開催した。詳細は、会報第675号に掲載した。

4 第42回全国学校保健・学校医大会

平成23年10月29日、静岡市において、「『学校医』我々にできること～子ども達の健やかな身体とゆたかなこころを育むために～」をメインテーマに開催され、笠木正明常任理事が地区医師会担当役員とともに出席した。

午前中に5分科会「からだ・こころ(1)心臓検診・腎臓検診」、「からだ・こころ(2)脊柱検診・運動器検診・生活習慣病健診」、「からだ・こころ(3)こころ・精神保健・アレルギー疾患・性教育・感染症」、「耳鼻咽喉科」、「眼科」の後、都道府県医師会連絡会議が行われ、次期担当県が熊本県医師会に決定した。午後からは、表彰式、シンポジウム「学校における検診システムの現状と課題」、基調講演「子どもの生活習慣病予防に向けて～検診の重要性と学校医の役割～」(浜松医科大学名誉教授・共立女子短期大学看護学科教授 大関武彦先生)特別講演「21世紀の幸福論—ITは人を幸せにするか—」(静岡理工科大学工学部物質生命化学科教授 志村史夫先生)が行われた。詳細は、会報第678号に掲載した。

5 放射線に関する研修会

平成23年10月28日、静岡市において、29日に同所にて全国学校保健・学校医大会に先立ち、文科省主催、日医他の共催で開催され、笠木常任理事が出席した。本研修会は、日医が文科省に対して、学校医等による放射線に関する健康教育の充実のためには、学校医等への研修の充実が必要と訴えたことにより、開催されたものである。

当日は、研修2題(1)「放射線と健康への影響」(明石真言 放射線医学総合研究所理事)、(2)「学校で放射線を教えるためには」(米原英典 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー)が行われた。なお、文科省では、放射線に関する副読本を作成された。文科省ホームページに掲載されており閲覧出来るので、ご覧頂

きたい。

6 日医学校保健講習会

平成24年2月18日、日医会館において「学校感染症の見直し」をテーマに開催され、笠木常任理事、地区医師会代表者が出席した。

午前中は、講演2題(1)「最近の学校健康教育行政の課題について」、(2)「原子力発電所事故にかかわるリスクコミュニケーション—学校保健とのかかわりから—」、午後からシンポジウム「学校における感染症」が行われた。講演(1)では、インフルエンザの出席停止期間は、現在「解熱した後2日を経過するまで」とされているが、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」に改められる予定である。また、百日咳や流行性耳下腺炎の出席停止期間の見直しが行われる予定であり、正式に施行される時に本会より会員に対して周知する。シンポジウムでは、(1)感染症発生動向の近況、(2)麻疹対策の動向、(3)インフルエンザ、(4)耳鼻咽喉の学校感染症、(5)眼の学校感染症、(6)皮膚の学校感染症、について講演の後、討議が行われた。今後は、各地区医師会において伝達講習を行う。詳細は、会報第681号に掲載した。

7 日医母子保健講習会

平成24年2月19日、日医会館において、「子ども支援日本医師会宣言の実現を目指して—6—」をメインテーマに開催され、笠木常任理事、地区医師会代表者が出席した。午前中は、講演2題(1)「妊娠等に関する相談窓口事業について」、(2)「災害と周産期医療について」、午後から「産科医療補償制度の現状と課題」をテーマにしたシンポジウムがあり、「産科医療保障制度」「原因分析」「再発防止」「見えてきたもの、見直しに向けて」について4人のシンポジストによる講演の後、討議が行われた。本制度の見直される項目として、(1)補償対象範囲、(2)補償金等、(3)調整の仕組みの在り方、(4)原因分析の仕組みの在り方、(5)運営組織の機能分割、等が考えられる。詳細は、会報第681号に掲載した。

3 スポーツ医部会

平成3年度より発足した日本医師会認定健康スポーツ医は、平成24年3月末現在70名である。

1 健康スポーツ医学講習会

〔日本医師会主催〕於日本医師会館

前期：平成23年11月12日・13日

後期：平成23年11月26日・27日

この他、(財)日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会受講者の推薦依頼があったので、受講希望のあった会員を報告した。

2 健康スポーツ医学再研修会

1)〔鳥取臨床スポーツ医学研究会主催〕取得単位2単位

期 日：平成23年4月9日

場 所：米子市・ホテルサンルート米子

2)〔鳥取県中部医師会主催〕取得単位2単位

期 日：平成23年11月12日

場 所：東伯郡・水明荘

3)〔鳥取県東部医師会主催〕取得単位1単位

期 日：平成24年1月19日

場 所：鳥取市・鳥取県東部医師会館

なお、平成23年4月より再研修会60分が1単位となった。

4 産業医部会

1 日医認定産業医

平成2年度より発足した「日本医師会認定産業医制度」による認定産業医は、平成24年3月末現在369名（東部：143名、中部：56名、西部：156名、鳥大：14名）である。なお、平成23年度の更新者は48名（東部：24名、中部：8名、西部：14名、大学：2名）であった。

2 産業医部会運営委員会

平成23年4月21日、県医師会館において開催し、平成22年度事業報告及び平成23年度事業計画、平成23年度鳥取県地域産業保健事業などについて協議、意見交換を行った。詳細は、会報第671号へ掲載した。

平成23年6月16日、「産業保健支援の在り方に関する都道府県医師会ヒアリング」が日医会館において開催され、吉田理事が出席した。詳細は、会報第673号へ掲載した。

3 第33回産業保健活動推進全国会議

平成23年10月6日、日医会館において開催され、吉田理事、地区医師会担当理事、コーディネーターなどが出席した。詳細は、会報第677号へ掲載した。

4 産業医研修会

〔第1回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯

研修（更新・実地・専門）：5単位]
日 時 平成23年7月24日（日）
場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
出席者 124名（県内：107名、県外：17名）
〔認定産業医：103名、未認定産業医：21名〕
〔内容〕

- (1) 『労働安全衛生対策について』
鳥取労働局労働基準部健康安全課
東好宣 課長
- (2) 『勤労者のVDT対策について～勤労者の
眼の健康～』
鳥取県医師会常任理事 魚谷純 先生
- (3) 『働く女性の健康管理』
鳥大医学部附属病院ワークライフバラン
ス支援センター
副センター長（内分泌代謝内科）
福井裕子 先生
- (4) 『勤労者のメンタルヘルス～メンタルヘ
ルス不調者への支援（職場復帰支援対策も
含め）～』
鳥取県医師会常任理事 渡辺 憲 先生
- (5) 『職場における放射線障害対策について
―福島原子力発電所事故をうけて―』
鳥取県立中央病院放射線科部長
中村一彦 先生

〔第2回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯
研修（更新・実地・専門）：5単位]
日 時 平成23年10月2日（日）
場 所 まなびタウンとうはく 琴浦町徳万
出席者 85名（県内：78名、県外：7名）〔認
定産業医：76名、未認定産業医：9名〕
〔内容〕

- (1) 『労働安全衛生対策について』
鳥取労働局労働基準部健康安全課
東 好宣 課長
- (2) 『勤労者の VDT対策について～勤労者
の眼の健康～』
山陰労災病院眼科部長
佐々木勇二 先生
- (3) 『勤労者のメンタルヘルス対策について』
鳥大医学部精神行動医学分野講師
山田武史 先生
- (4) 『働く女性の健康管理』
母と子の長田産科婦人科クリニック副院
長 伊藤隆志 先生
- (5) 『職場における放射線障害対策について

―福島原子力発電所事故をうけて―』

鳥取県立中央病院放射線科部長

中村一彦 先生

〔第3回〕【基礎研修（実地・後期）&生涯
研修（更新・実地・専門）：5単位]

日 時 平成23年11月27日（日）
場 所 国際ファミリープラザ 米子市加茂
町
出席者 85名（県内：79名、県外：6名）
〔認定産業医：78名、未認定産業医：7名〕
〔内容〕

- (1) 『労働安全衛生対策について』
鳥取労働局労働基準部健康安全課
東 好宣 課長
- (2) 『勤労者のVDT対策について～勤労者の
眼の健康～』
鳥取県医師会常任理事 魚谷 純 先生
- (3) 『勤労者のメンタルヘルス対策について』
鳥大医学部精神行動医学分野講師
山田武史 先生
- (4) 『働く女性の健康管理』
母と子の長田産科婦人科クリニック副院
長 伊藤隆志 先生
- (5) 『職場における放射線障害対策について
―福島原子力発電所事故をうけて―』
鳥取県立中央病院放射線科部長
中村一彦 先生

5 鳥取県地域産業保健事業

平成22年度より、これまで各地区医師会へ
委託・運営されてきた地域産業保健事業を本
会が一括受託して実施しており、平成23年度
も引き続き一括受託した。各地区における健
康相談回数、相談者数とも、昨年度より上
回っている。

第2回運営協議会を平成24年3月1日、県
医師会館において関係者が参集し、平成23年
度事業実績報告、鳥取産業保健推進連絡事務
所及びメンタルヘルス対策支援センターとの
連携、今後の事業活動などについて協議、意
見交換を行った。詳細は、会報第669号へ掲
載した。

6 鳥取県産業保健協議会

平成23年10月13日、ホテルモナーク鳥取に
おいて県医師会産業医部会運営委員・地区医
師会長・県福祉保健部・山陰労災病院・鳥取
労働局・鳥取産業保健推進連絡事務所など関

係者が参集し、「大規模災害における取り組み」について協議、意見交換を行った。また、県医師会より産業医部会の平成22年度事業報告及び23年度事業計画、労働局より労働衛生行政及び労災補償の現状等について説明があった。詳細は、会報第677号へ掲載した。

7 第43回産業医学講習会

平成23年10月8～10日、日医会館において開催された。

8 第39回鳥取県産業安全衛生大会

平成23年7月5日、倉吉未来中心において、『「安全専一」から100年未来へつなごう安全の心』をテーマに開催され、池田副会長が出席した。席上、永年産業医功労により湯川喜美先生（三朝町）、馬渕康二先生（倉吉市）に鳥取県医師会長表彰を授与した。大会では各企業から活動事例発表、特別講演などが行われた。

9 鳥取産業保健推進連絡事務所

連絡事務所主催、県医師会共催による産業医研修会を下記のとおり開催し、本会から日医認定産業医制度指定研修会として申請し、承認を受けている。

○ 実地研修（職場巡視）【生涯研修（実地）：2単位】

(1) 日 時：平成24年3月8日（木）

場 所：株式会社米子鉄工所 米子市夜見町

講 師：高島病院副院長

梅田整一 先生
鳥取産業保健推進連絡事務所
労働衛生工学担当相談員

米田明真 氏

(2) 日 時：平成24年3月15日（木）

場 所：ダイヘン産業機器株式会社
鳥取市用瀬町

講 師：井上医院長 井上雅勝先生
鳥取産業保健推進連絡事務所
労働衛生工学担当相談員

米田明真 氏

5 病院部会

1 鳥取県病院協会定期総会

平成23年5月25日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、会長代理として池田副会長が会長代理として来賓挨拶を述べてきた。

6 勤務医部会

1 全国医師会勤務医部会連絡協議会

平成23年10月29日、富山市において、「勤務医の働き方と生きがい（よりよい就労環境を求めて）」をメインテーマに開催され、清水常任理事より出席報告があった。

午前は、特別講演(1)「日本医師会の医療政策」（横倉日医副会長）、(2)「勤務医の処遇改善」（国立がん研究センター理事長・総長・中央病院長 嘉山孝正先生）が行われた。午後からは、日医勤務医委員会報告、報告「東日本大震災一現地からの報告・被災地への医療支援」、基調講演「若い外科医の過重労働と改善のための方策」（九州大学大学院医学研究院循環器外科教授富永隆治先生）、4名のパネリストによるパネルディスカッション「よりよい就労環境を求めて」が行われ、最後に「富山宣言」が採択されて閉会した。次期担当県は愛媛県医師会で、平成24年10月6日（土）に松山全日空ホテルで開催される。詳細は、会報第678号へ掲載した。

2 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会

平成23年11月30日、日医会館において開催され、村脇理事より出席報告があった。議事として、本年度担当の富山県医師会より10月29日に開催した全国医師会勤務医部会連絡協議会の実施報告と平成24年度担当の愛媛県医師会から挨拶があった後、勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会活動報告、勤務医委員会臨床研修医部会活動報告、3医師会（東京都、石川県、岐阜県）の勤務医活動報告が行われた。

続いて、「震災における活動を通じた医師の協働」をテーマとした協議では、日医及び各都道府県医師会から、あらかじめ寄せられていた対応報告や提案事項等について活発な意見交換が行われた。詳細は、会報第678号に掲載した。

会 員 福 祉 対 策

1 協力貯蓄の推進

1 協力貯蓄の運営状況

協力貯蓄は、平成20年5月より第10次の積立（平成25年4月まで）を開始している。

平成24年3月末現在の加入者数は、東部76名、中部21名、西部54名、計151名である。融資利率は、短期プライムレート及びそれに連動する新長期プライムレートを基準にしている。

2 勤務医協力貯蓄の推進

1 勤務会員協力貯蓄の運営状況

勤務会員協力貯蓄は、平成22年5月より第9次の積立（平成27年4月まで）を開始している。平成24年3月末現在の加入者数は、東部37名、中部11名、西部31名、大学12名、計91名である。

融資利率は、協力貯蓄と同じく、短期プライムレート及びそれに連動する新長期プライムレートを基準にしている。

融 資 期 間	協力貯蓄 融資利率	勤務会員協力 貯蓄融資利率
1 年 以 内	1.680%	2.030%
1年超 3年以内	1.780%	2.130%
3年超 5年以内	1.880%	2.230%
5年超 10年以内	2.080%	2.430%
10年超 15年以内	2.280%	2.630%
15年超 20年以内	2.480%	2.830%
20年超 25年以内	2.680%	3.030%

3 医事紛争対策

1 医事紛争処理委員会

平成24年3月24日、県医師会館において開催した。議事として、7/24日医総研シンポジウム「更なる医療の信頼に向けて—無罪事件から学ぶ—」出席報告、11/20中国四国医師会医事紛争研究会開催報告（岡山市）、12/8日医医事紛争担当理事連絡協議会出席報告の後、県内における今後の医事紛争処理方針等について協議、意見交換を行った。平成23年度の状況は、新規受付2件、解決済2件（示談1件、和解1件）、応訴中3件（裁判中3件）、折衝中5件（継続分3件、新規分2件）、年度未解決分8件などとなっている。なお、長期間進展のない事例3件は、

「立ち消え解決」にすることを確認した。

2 中国四国医師会連合医事紛争研究会

平成23年11月20日、ホテルグランヴィア岡山において、本会の担当により、ブロック会議の研究会として開催し、岡本会長以下医事紛争関係役員が出席した。日医からは葉梨常任理事（医賠償担当）、高杉常任理事（医療安全担当）、畔柳参与（弁護士）をコメンテーターに迎えた。各県からの議題提出は14題で、中でも「医療事故調査制度の創設に向けた基本的提言について」の日医の取組み、医療事故削減システムに盛り込まれているインシデント・アクシデントの事例収集、Aiの運用状況、予見義務、医事紛争処理委員会とADRについて活発な議論が交わされた。答申に対する日医の取組みについて質疑が集中したが、日医からは具体的な構想は示されなかった。また、各県の多くは医師法21条の改正を目指しての事故調査委員会を創設すべきとの意見であったが、日医からは明確な方針が示されなかったため、日医が中心となって早急に答申の実現に向けて具体的な取組みをお願いしたい。詳細は、会報第678号へ掲載した。

3 都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会

平成23年12月15日、日医会館において開催され、井庭理事が出席した。日医医賠償保険の運営に関する経過と福井・奈良両県医師会から医療事故紛争対策と活動状況について報告があった後、事前に寄せられていた都道府県医師会からの質問及び要望に対する日医の見解や回答が示された。引き続き、茨城県医師会から「茨城県医療問題中立処理委員会」活動報告、高杉日医常任理事から「医療事故調査制度の創設に向けた基本的提言」についての説明及び質疑が行われた。今後の目標は、「日医としての考え方」を公表し、約1年間かけて、全国医師会などに説明、意見募集の機会を設けるとともに一般会員、医療関係団体などに幅広く意見を求め、国会議員との意見交換などをして法制化を行う。詳細は、会報第679号へ掲載した。

4 日本医師会医療事故防止研修会

平成24年1月15日、日医会館において、「医療事故削減戦略システムの実践報告と新たな課題」をテーマに開催され、富長副会長、地区医師会代表者が出席した。当日は、講演5題(1)愛知県医師会の取り組み、(2)大阪府医師会の取り組み、(3)茨城県医師会の取り組み、(4)医療安全情報等の活用方法、(5)医療事故対応、の後、総合討論が行われた。後日、冊子「医療事故削減戦略システム」が日医雑誌とともに日医会員等に配布される。詳細は、会報第680号へ掲載した。

4 日医医師賠償責任保険

日医医師賠償責任保険（100万～1億円補償）は、昭和48年7月から発足し、勤務会員も加入しているが、現行の日医医師賠償責任保険でカバーできない部分について、日医A会員が任意で加入できる「日医医師賠償特約保険（1億超～2億円補償）」が平成13年度より創設された。平成23年7月1日～平成24年7月1日までの期間の加入者は、192名である。

5 損保ジャパン医師賠償責任保険加入会員

平成24年3月末日現在、医師賠償責任保険加入会員数は524名で、地区別に示すと次のとおりである。

東部223名 中部84名 西部202名 大学15名 計524名

6 日本医師会医師年金の加入

平成23年12月末現在、本県会員の医師年金加入者は126名で、加入者数を地区別に示すと次のとおりである。

東部49名 中部20名 西部56名 鳥大1名 計126名

この他に年金受給者は

東部65名 中部26名 西部65名 計156名

7 日本医師従業員国民年金基金

日医が設立母体となり、平成3年4月創設、同年5月14日設立認可を得て発足し、本県加入総数66名である。（平成24年3月31日現在）

8 生命保険加入代理店の業務

第一、日本、明治安田、住友、T&Dフィナンシャル、損保ジャパン、三井の7社との契約を存続、新たに朝日生命と契約を締結し、会員福祉向上に努めている。平成24年3月末日現在、各社の契約件数は次のとおりである。

第一	129件	日本	158件
明治安田	36件	住友	39件
グループ	680件	T&Dフィナンシャル	13件
退職共済	29件	損保ジャパン	171件
三井	47件	朝日	17件

9 鳥取県医療機関厚生年金基金への対応

1) 加入者数

平成5年4月1日に発足した「鳥取県医療機関厚生年金基金」について、加入者数は4,559名、加入事業所は120である。（平成24年3月31日現在）

10 会員名簿発行について

平成23年6月1日現在にて1,700部発行、全会員並びに関係諸方面に配付した。

なお、平成17年4月1日より個人情報保護法が施行されたことにより、個人情報の不正な流出を防ぐため、配布時に文書で会員名簿の取り扱いについて厳重に管理（処分を含む）していただくようお願いした。

11 図書斡旋

2012年医師日記を希望会員に斡旋した。

定款・諸規程改正の検討

1 定款・諸規程改正検討委員会、公益法人制度改革担当理事連絡協議会との合同会議

平成24年1月21日、県医師会館と中部及び西部医師会館を回線で繋ぎ、テレビ会議システムを利用して開催した。

これまでの経過報告と定款改正案及び定款施行細則改正案の概要について報告があった後、これからの公益法人制度改革への対応について、

県医師会及び各地区医師会の状況説明を参考にしながら、当面の諸問題と今後のスケジュールについて協議、意見交換を行った。定款変更案について県からの指摘に基づき定款を一旦変更（承認権限を総会から代議員会へ移す）するかどうかで移行に向けての機関決定の手順等が決まってくる。具体的な手法等については平成24年1月23日の県相談会で確認することとした。

詳細は、会報第680号へ掲載した。

公益法人制度改革への対応

1 公益法人制度改革に向けての準備について

高野総合会計事務所より、鳥取県医師会における今後の公益法人制度改革に向けての準備について、公益認定基準のうち、特にシミュレーションが必要な(1)「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産保有制限」の財務3基準、(2)機関運営への制約、について説明があり、その後質疑応答を行なった。その結果、本会の公益法人への移行プランとして、公益法人を名乗るメリットの大きさはあるものと認められる。現時点では公益法人への移行は財務3基準を充足しており、事業区分、費用配賦等の一定の作業を実施すれば可能である。今後は、平成25年4月1日からの公益法人化へ向けて、理事会及び代議員会で随時検討していく。

2 公益法人改革対応にあたっての事業区分の編成について

「1. 医学・医政・広報関連事業」「2. 社会

保障・医療経済対策事業」「3. 部会」「4. その他事業」「5. 産業保健センター」の5区分で編成する。

3 公益法人等移行相談会

平成23年9月22日、県庁において開催され、岡本会長、明穂・魚谷両常任理事、事務局が出席した。

今回は事務局のみであったため、今回は役員を交えて新公益法人制度の概略、公益目的事業の定義等の説明を受けた。今後申請に向けて、公益目的事業内容等ある程度まとまった段階で指導課に事前チェックをお願いし、適宜相談会を実施した。

4 公益法人制度改革への対応について

鳥取県医師会は、平成25年4月1日に公益法人へ移行認可登記を行う予定であり、そのスケジュール案について確認した。

第1号議案 平成23年度鳥取県医師会一般会計収支決算承認について

平成23年度鳥取県医師会一般会計収支決算書〔総括〕

(単位：円)

収 入 の 部				支 出 の 部			
科 目	現計予算額	決 算 額	差 異	科 目	現計予算額	決 算 額	差 異
1. 事業活動収入				1. 事業活動支出			
1. 会 費 (44.48%)	80,378,000	79,807,000	-571,000	1. 事業費 (36.17%)	69,986,000	54,048,526	-15,937,474
2. 入会金 (1.95%)	5,000,000	3,500,000	-1,500,000	1. 医学向上費	6,300,000	3,734,212	-2,565,788
3. 負担金 (1.04%)	1,860,000	1,860,000	0	2. 地域社会活動費	20,910,000	19,721,837	-1,188,163
4. 補助金 (13.24%)	20,464,000	23,760,679	3,296,679	3. 社会保障対策費	3,040,000	1,354,550	-1,685,450
5. 寄付金 (0%)	10,000	0	-10,000	4. 医政対策費	4,450,000	2,922,989	-1,527,011
6. 雑収入 (5.98%)	8,556,000	10,726,681	2,170,681	5. 医療経済対策費	1,820,000	1,583,162	-236,838
7. 繰入金 (7.36%)	12,960,000	13,200,000	240,000	6. 広報活動費	10,900,000	9,448,374	-1,451,626
				7. 部会費	8,446,000	5,747,025	-2,698,975
				8. 福祉対策費	3,150,000	2,351,970	-798,030
				9. 地区医師会連絡費	5,970,000	4,563,327	-1,406,673
				10. 諸支出金	5,000,000	2,621,080	-2,378,920
				2. 管理費 (60.77%)	91,982,983	90,818,791	-1,164,192
				1. 事務費	75,913,000	75,186,092	-726,908
				2. 会議費	9,420,000	8,982,716	-437,284
				3. 負担金	1,924,707	1,924,707	0
				4. 会館管理運営費	4,725,276	4,725,276	0
2. 投資活動収入				2. 投資活動支出			
1. 特定預金取崩収入 (0.80%)	30,000	1,430,000	1,400,000	1. 特定資産支出 (3.06%)	4,581,000	4,580,000	-1,000
3. 財務活動収入				3. 財務活動支出			
				4. 予備費支出			
				1. 予備費 (0%)	1,708,017	0	-1,708,017
当期収入合計(A)	129,258,000	134,284,360	5,026,360	当期支出合計(C)	168,258,000	149,447,317	-18,810,683
前期繰越収支差額 (25.15%)	39,000,000	45,133,292	6,133,292	当期収支差額(A-C)	-39,000,000	-15,162,957	23,837,043
収入合計(B)	168,258,000	179,417,652	11,159,652	次期繰越収支差額(B-C)	0	29,970,335	29,970,335

平成23年度鳥取県医師会一般会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1. 会 費	80,378,000	0	80,378,000	79,807,000	-571,000	
1. 会 費 収 入 (44.48%)	80,378,000	0	80,378,000	79,807,000	-571,000	
1. 会 費 収 入	78,020,000	0	78,020,000	77,495,000	-525,000	
(1) 均等割会費収入	78,020,000	0	78,020,000	77,495,000	-525,000	
2. 特別会費収入	2,358,000	0	2,358,000	2,312,000	-46,000	
(1) 医事紛争処理 委員会会費	788,000	0	788,000	783,000	-5,000	東部 289,800円、中部 135,000円、西部 358,200円
(2) 学校医部会会費	660,000	0	660,000	645,000	-15,000	東部 267,000円、中部 111,000円、西部 261,000円、 大学 6,000円
(3) 産業医部会会費	910,000	0	910,000	884,000	-26,000	東部 320,000円、中部 154,000円、西部 374,000円、 大学 36,000円
2. 入 会 金 収 入	5,000,000	0	5,000,000	3,500,000	-1,500,000	
1. 入 会 金 収 入 (1.95%)	5,000,000	0	5,000,000	3,500,000	-1,500,000	
1. 入 会 金 収 入	5,000,000	0	5,000,000	3,500,000	-1,500,000	7名
3. 負 担 金	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	
1. 負 担 金 収 入 (1.04%)	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	
1. 会館維持負担金	1,860,000	0	1,860,000	1,860,000	0	医師国保組合 1,260,000円、損保ジャパン代理店北 陽サービス 600,000円

科 目	当初予算額	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要	摘 要
4. 補 助 金	11,539,000	8,925,000	20,464,000	23,760,679	3,296,679	
1. 補助金等収入 (13.24%)	11,539,000	8,925,000	20,464,000	23,760,679	3,296,679	
1. 日医補助金	5,689,000	0	5,689,000	7,804,420	2,115,420	都道府県医師会助成費 2,588,000円 生涯教育助成費 1,177,750円 勤務医活動助成費 500,000円 年金普及推進運動助成費 100,000円 医師会立准看護師養成所助成金 450,000円 医賠償特約保険制度運営経費 588,670円 糖尿病対策地域支援費 450,000円 予防接種対策地域支援費 250,000円 東北地方太平洋沖地震復興活動支援金 1,000,000円 セミナー「地域医療と予防接種」開催補助金 200,000円 日本の医療を守る国民運動展開に係る活動経費補助金 500,000円
2. 県委託金・補助金	3,850,000	8,925,000	12,775,000	13,994,764	1,219,764	特別医療費助成事業協力費 2,500,000円 臨床検査精度管理推進事業補助金 464,278円 高度救命処置研修開催事業補助金 571,111円 かかりつけ医と精神科医との連携会議委託金 367,951円 かかりつけ医心の健康対応力向上研修事業委託金 136,000円 精神医療関係者研修委託金 534,000円 糖尿病疾病管理強化対策事業委託金 496,424円 地域医療再生基金事業補助金(テレビ会議システム構築事業) 8,925,000円
3. 産業医研修委託金	2,000,000	0	2,000,000	1,961,495	-38,505	産業医研修委託金 1,761,495円 産業医研修連絡協議会委託金 200,000円
5. 寄 付 金	10,000	0	10,000	0	-10,000	
1. 寄 付 金 (0%)	10,000	0	10,000	0	-10,000	
1. 寄 付 金	10,000	0	10,000	0	-10,000	
6. 雑 収 入	8,556,000	0	8,556,000	10,726,681	2,170,681	
1. 雑 収 入 (5.98%)	8,556,000	0	8,556,000	10,726,681	2,170,681	

科 目	当初予算額	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要	摘 要
1. 受 取 利 息	20,000	0	20,000	22,842	2,842	普通預金利息 8,195円 積立金利息 14,647円
2. 雑 収 入	6,606,000	0	6,606,000	9,082,339	2,476,339	医師賠償保険人件費負担金 1,920,000円 健対協人件費負担金 2,316,000円 健対協会報印刷代負担金 870,244円 健対協電話・コピー代負担金 661,762円 労災保険情報センター協力費 690,000円 会員名簿代 3,000円 会報購読料 60,000円 医学雑誌別刷他個人負担分 86,400円 医学雑誌許諾抄録利用料 10,500円 産業医研修会県外受講者受講料 102,000円 世界糖尿病デーライトアップイベントに対する助成金 481,713円 有床診療所協議会会費 310,000円 地域産業保健事業事務所共益費 600,000円 地域産業保健事業事務補助労務費 480,000円 第28回日本医学会総会参加登録費返戻金 211,200円 その他 279,520円
3. 広告・手数料他収入	1,930,000	0	1,930,000	1,621,500	-308,500	会場使用料 54,500円 母体保護法指定医師新規申請手数料 40,000円 会報・医学雑誌・会員名簿広告料 1,157,000円 日医認定産業医・スポーツ医申請手数料 370,000円
7. 繰 入 金	12,960,000	0	12,960,000	13,200,000	240,000	
1. 繰 入 金(7.36%)	12,960,000	0	12,960,000	13,200,000	240,000	
1. 生命保険取扱特別 会計繰入金収入	12,960,000	0	12,960,000	13,200,000	240,000	
事業活動収入計	120,303,000	8,925,000	129,228,000	132,854,360	3,626,360	

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 事業活動支出								
1. 事業費 (36.17%)	61,061,000	8,925,000	0	0	69,986,000	54,048,526	-15,937,474	
1. 医学向上費 (2.50%)	6,300,000	0	0	0	6,300,000	3,734,212	-2,565,788	
1. 医学会費	2,600,000	0	0	0	2,600,000	1,979,532	-620,468	医学会費 822,894円 生涯教育講座地区委託金 1,000,000円 生涯教育委員会 91,395円 生涯教育費(送料) 7,368円 鳥取医学賞 57,875円
2. 鳥取医学 雑誌発行費	3,700,000	0	0	0	3,700,000	1,754,680	-1,945,320	印刷費 1,327,200円 送料 65,134円 総説論文執筆等謝礼 74,443円 委員会費 287,903円
2. 地域社会活動費 (13.20%)	11,985,000	8,925,000	0	0	20,910,000	19,721,837	-1,188,163	
1. 地域社会対策費	2,300,000	0	976,007	0	3,276,007	3,276,007	0	健康対策協議会補助金 1,300,000円 禁煙指導対策委員会 40,640円 禁煙指導対策地区補助金 300,000円 世界禁煙デーイベントに関する地区医師会補助金 150,000円 かかりつけ医と精神科医との連携会議 192,226円 かかりつけ医と精神科医との連携マ ニユアル第2版印刷費 214,200円 心の医療フォーラム開催経費 1,032,096円 送料 46,845円
2. 調査研究費	2,105,000	0	-590,105	0	1,514,895	1,514,895	0	資料整備費 51,440円 臨床検査精度管理費 909,055円 メディファックス購読料 554,400円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
3. 糖尿病対策費	600,000	0	653,426	0	1,253,426	1,253,426	0	糖尿病対策推進会議 117,954円 糖尿病対策地区医師会助成金 306,117円 糖尿病疾病管理強化対策事業地区委託金 321,947円 世界糖尿病デーブルーライトアップイベント経費 481,713円 送料他 25,695円
4. 救急・防災 対 策 費	1,178,000	0	-133,082	0	1,044,918	1,044,918	0	救急医療担当理事連絡協議会 139,026円 災害対策担当理事連絡協議会 170,125円 日本救急医学会中国四国地方会費等 5,000円 高度救命処置研修開催経費 571,111円 衛星・災害時優先携帯電話代 103,290円 麻薬者免許申請書印刷費 35,700円 送料他 20,666円
5. 情報システム 対 策 費	4,752,000	8,925,000	-266,087	0	13,410,913	12,222,750	-1,188,163	日医医療情報システム協議会 141,640円 テレビ会議システム運用検討会 15,000円 情報システム運営管理費 48,300円 Bフレッツ他利用料 550,620円 WEB・FILE・メールサーバーリース・保守料 1,529,970円 FILEサーババックアップ増設費 241,500円 ホームページ管理ソフトサポート料 252,000円 テレビ会議システム導入費 8,925,000円 テレビ会議システム導入費(追加分) 117,600円 テレビ会議システム保守料 273,000円 テレビ会議システムネットワーク費 128,120円
6. 感染症対策費	850,000	0	-462,319	0	387,681	387,681	0	感染症危機管理対策委員会 225,246円 予防接種対策地区助成金 150,000円 送料 12,435円
7. 特定健診・ 保 健 指 導 対 策 費	200,000	0	-177,840	0	22,160	22,160	0	送料 22,160円
3. 社会保障対策費 (0.91%)	3,040,000	0	0	0	3,040,000	1,354,550	-1,685,450	

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
1. 社会保障医療 対 策 費	240,000	0	0	0	240,000	215,000	-25,000	健保個別指導・監査立会旅費
2. 社会保障部費	2,500,000	0	0	0	2,500,000	1,078,870	-1,421,130	医療保険委員会 375,355円 日医社会保険指導者講習会 30,980円 点数改正打合せ会 54,130円 印刷費他 613,012円 送料 5,393円
3. 介護保険 対 策 費	300,000	0	0	0	300,000	60,680	-239,320	介護保険対策委員会 60,680円
4. 医政対策費 (1.96%)	4,450,000	0	0	0	4,450,000	2,922,989	-1,527,011	
1. 医政関係費	1,400,000	0	41,346	0	1,441,346	1,441,346	0	医療懇話会 196,330円 三師会 217,534円 県教育委員会連絡協議会 137,660円 国民のための医療推進協議会 17,860円 日本の医療を守るための総決起鳥取大会 430,822円 日本の医療を守るための総決起大会旅費(日医) 441,140円
2. 診療情報提 供・自浄作用 活性化・医療 安全対策費	950,000	0	-41,346	0	908,654	86,894	-821,760	医療安全対策委員会 86,894円
3. 個人情報 保護対策費	100,000	0	0	0	100,000	0	-100,000	
4. 会長交際費	800,000	0	0	0	800,000	427,558	-372,442	
5. 県医交際費	1,200,000	0	0	0	1,200,000	967,191	-232,809	
5. 医療経済対策費 (1.06%)	1,820,000	0	0	0	1,820,000	1,583,162	-236,838	
1. 経営対策費	450,000	0	-50,542	0	399,458	162,620	-236,838	中四国共同利用施設等連絡協議会準備委員会 62,620円 中四国共同利用施設等連絡協議会準備委託費 100,000円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 医 事 紛 争 費 対 策 費	1,370,000	0	50,542	0	1,420,542	1,420,542	0	医事紛争処理委員会 189,736円 弁護士顧問料 666,666円 医事紛争相談料 53,600円 日医医療事故防止研修会地区助成金 180,000円 中国四国連合医事紛争研究会旅費 330,540円
6. 広 報 活 動 費 (6.32%)	10,900,000	0	0	0	10,900,000	9,448,374	-1,451,626	
1. 会 報 費	9,900,000	0	0	0	9,900,000	9,116,568	-783,432	印刷費 7,904,190円 送料 1,152,378円 編集費 60,000円
2. 広 報 宣 伝 費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	331,806	-668,194	健康フォーラム経費 225,804円 報道との懇談会 85,822円 送料 20,180円
7. 部 会 費 (3.85%)	8,446,000	0	0	0	8,446,000	5,747,025	-2,698,975	
1. 母 体 保 護 法 会 指 定 医 部 会	300,000	0	0	0	300,000	107,430	-192,570	母体保護法指定助成金 100,000円 送料 7,430円
2. 学 校 医 部 会	2,996,000	0	0	0	2,996,000	2,012,304	-983,696	全国学校保健・学校医大会 93,520円 中国地区学校保健・学校医大会(米子) 858,590円 中国地区学校保健研究協議大会負担金 69,303円 日医学校保健講習会 141,640円 日本学校保健会会報 224,000円 学校保健会負担金 80,000円 学校医部会運営委員会 32,100円 学校医・学校保健研修会 48,530円 地区医師会補助金 441,000円 送料他 23,621円
3. 健 康 ス ポ ー ツ 会 医 部 会	300,000	0	0	0	300,000	41,490	-258,510	送料 41,490円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
4. 労災・自賠責会 部	400,000	0	0	0	400,000	0	-400,000	
5. 産業医部会	3,050,000	0	0	0	3,050,000	2,562,416	-487,584	産業医研修会 1,722,086円 産業医部会運営委員会 268,758円 産業保健協議会 288,261円 産業安全衛生大会 106,000円 産業保健活動推進全国会議 34,760円 送料他 142,551円
6. 病院連絡会議	200,000	0	0	0	200,000	100,000	-100,000	病院協会補助金 100,000円
7. 勤務医部会	700,000	0	-285,885	0	414,115	137,500	-276,615	全国医師会勤務医部会連絡協議会 137,500円
8. 有床診療所 対 策 費	500,000	0	285,885	0	785,885	785,885	0	全国有床診療所連絡協議会総会等旅費 391,040円 全国有床診療所協議会費 310,000円 全国有床診療所協議会中四国ブロック会費 80,000円 送料 4,845円
8. 福祉対策費 (1.57%)	3,150,000	0	0	0	3,150,000	2,351,970	-798,030	
1. 福祉事業費	1,900,000	0	0	0	1,900,000	1,420,770	-479,230	会員名簿印刷代 1,374,450円 送料 46,320円
2. 表彰弔慰費	1,050,000	0	0	0	1,050,000	931,200	-118,800	表彰費 675,600円 弔慰費 255,600円
3. 協力貯蓄費 運 営	200,000	0	0	0	200,000	0	-200,000	
9. 地区医師会 連絡費(3.05%)	5,970,000	0	0	0	5,970,000	4,563,327	-1,406,673	
1. 連絡協議会費	1,600,000	0	0	0	1,600,000	193,327	-1,406,673	看護高等専修学校表彰者記念品代他 43,327円 地区連絡費 150,000円
2. 地区医師会 補 助 金	1,850,000	0	0	0	1,850,000	1,850,000	0	東部 550,000円、 中部 550,000円 西部 550,000円、 大学 200,000円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
3. 地区医師会 交付金	1,280,000	0	0	0	1,280,000	1,280,000	0	東部 450,000円、 中部 250,000円 西部 450,000円、 大学 130,000円
4. 事務費交付金	1,240,000	0	0	0	1,240,000	1,240,000	0	東部 480,000円、 中部 200,000円 西部 500,000円、 大学 60,000円
10. 諸 支 出 金 (1.75%)	5,000,000	0	0	0	5,000,000	2,621,080	-2,378,920	
1. 特別事業費	4,500,000	0	0	0	4,500,000	2,417,300	-2,082,700	新公益法人制度移行コンサルティング料 1,050,000円 新公益法人制度移行準備打合せ 117,300円 鳥取県医師会災害医療チーム(JMAT)活動諸経費 1,250,000円
2. その他支出金	500,000	0	0	0	500,000	203,780	-296,220	東北地方太平洋沖地震義援金募集送料他 203,780円
2. 管理費 (60.77%)	91,575,000	0	0	407,983	91,982,983	90,818,791	-1,164,192	
1. 事 務 費 (50.31%)	75,913,000	0	0	0	75,913,000	75,186,092	-726,908	
1. 報 酬	8,596,000	0	1,420,000	0	10,016,000	10,015,500	-500	
(1) 役員報酬	8,586,000	0	0	0	8,586,000	8,585,500	-500	役員報酬 8,050,000円 顧問税理士報酬 378,000円 収益事業申告書作成報酬 157,500円
(2) 退任役員 慰労金	10,000	0	1,420,000	0	1,430,000	1,430,000	0	6名
2. 給 与	38,800,000	0	0	0	38,800,000	38,567,580	-232,420	
(1) 給 料	25,074,000	0	15,600	0	25,089,600	25,089,600	0	
(2) 職員手当	13,716,000	0	-15,600	0	13,700,400	13,477,980	-222,420	
(3) 退 職 金	10,000	0	0	0	10,000	0	-10,000	
3. 旅 費	6,000,000	0	-1,386,590	0	4,613,410	4,613,410	0	役員旅費 2,199,740円 職員旅費 2,413,670円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
4. 一般事務費	4,646,000	0	478,552	0	5,124,552	5,124,552	0	コピー使用料 1,270,500円 コピー機・パソコンリース料 910,602円 電報電話料 558,451円 送料、口座振込・振替手数料 788,418円 法人会計システムリース・保守料 645,630円 給与システムレンタル料 63,000円 事務用品・雑費 732,227円 ゴミ清掃料 93,240円 新聞購読料 62,484円
5. 交通費	1,300,000	0	161,670	0	1,461,670	1,461,670	0	タクシー利用料 1,461,670円
6. 共 済 費	7,511,000	0	-33,410	0	7,477,590	7,406,721	-70,869	健保厚生年金保険料 5,649,659円 労働保険料 469,312円 中小企業退職金共済掛金 576,000円 役員傷害保険料 711,750円
7. 福利厚生費	460,000	0	-161,670	0	298,330	51,819	-246,511	職員健康診断費用 51,819円
8. 光 熱 水 費	3,100,000	0	0	0	3,100,000	3,042,226	-57,774	電気代 2,106,246円 水道代 174,542円 ガス代 30,658円 灯油代 730,780円
9. 公 課 費	5,500,000	0	-478,552	0	5,021,448	4,902,614	-118,834	固定資産税 4,359,600円 収益事業に係る税金 543,014円
2. 会議費(6.01%)	9,420,000	0	0	0	9,420,000	8,982,716	-437,284	
1. 総 会 費	800,000	0	-195,285	0	604,715	509,923	-94,792	
2. 代議員会費	2,500,000	0	195,285	0	2,695,285	2,695,285	0	旅費(3回) 1,445,800円 諸費(3回) 912,735円 印刷費・送料 336,750円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
3. 理事会費	5,470,000	0	130,743	0	5,600,743	5,600,743	0	常任理事会（11回） 1,657,242円 理事会（12回） 3,943,501円
4. 監事会費	200,000	0	-130,743	0	69,257	0	-69,257	
5. 委員会費	450,000	0	0	0	450,000	176,765	-273,235	定款諸規程改正検討委員会・公益法人制度改革担当理事連絡協議会合同会議 176,765円
3. 負担金(1.29%)	1,660,000	0	0	264,707	1,924,707	1,924,707	0	
1. 中国四国医師会連合負担金	1,460,000	0	41,800	264,707	1,766,507	1,766,507	0	中国四国医師会連合総会(鳥取) 992,914円 中国四国医師会連合各種研究会(鳥取) 386,037円 中国四国医師会連合常任委員会他 225,206円 中国四国医師会事務局長会議(鳥取) 162,350円
2. 関係団体金負担	200,000	0	-41,800	0	158,200	158,200	0	
4. 会館管理運営費(3.16%)	4,582,000	0	0	143,276	4,725,276	4,725,276	0	
1. 維持管理費	4,282,000	0	0	3,911	4,285,911	4,285,911	0	会館清掃料 1,211,700円 エレベーター保守料 756,000円 警備保障料 504,000円 空調設備保守点検料 987,000円 電気関係保安監理手数料 180,936円 自動火災報知設備保守点検料 157,500円 火災保険料 201,600円 オイルタンク管理料 57,750円 特殊建築物定期調査報告業務料 122,850円 緑地管理料 90,300円 簡易専用水道検査料 16,275円

科 目	当初予算額	補正予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 管理運営費	300,000	0	0	139,365	439,365	439,365	0	会館誘導灯非常用バッテリー取替代 31,185円 会館屋根塗装補修工事代 134,820円 自動火災報知受信機非常用バッテリー取替代 29,610円 空調設備修理代 78,750円 会館駐車場除雪代 165,000円
事業活動支出計	152,636,000	8,925,000	0	407,983	161,968,983	144,867,317	-17,101,666	
事業活動収支差額	-32,333,000	0	0	-407,983	-41,665,983	-12,012,957	29,653,026	

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(Ⅱ) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
1. 特定預金取崩収入	30,000	1,430,000	1,400,000	
1. 特定預金取崩収入 (0.80%)	30,000	1,430,000	1,400,000	
1. 役員退職慰労金積立金取崩収入	10,000	1,430,000	1,420,000	
2. 職員退職積立金取崩収入	10,000	0	-10,000	
3. 医事紛争処理積立金取崩収入	10,000	0	-10,000	
投資活動収入計	30,000	1,430,000	1,400,000	

科 目	当初予算額	流 用 額	予 備 費 の 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 投資活動支出							
1. 特定資産支出 (3.06%)	4,581,000	0	0	4,581,000	4,580,000	-1,000	
1. 特定預金支出	4,581,000	0	0	4,581,000	4,580,000	-1,000	
1. 役員退職慰労金積立金	710,000	0	0	710,000	710,000	0	(別途積立金 3,500,000円)
2. 職員退職給与積立金	3,870,000	0	0	3,870,000	3,870,000	0	(別途積立金 68,789,179円)
3. 医事紛争処理積立金	1,000	0	0	1,000	0	-1,000	(別途積立金 4,800,000円)
投資活動支出計	4,581,000	0	0	4,581,000	4,580,000	-1,000	
投資活動収支差額	-4,551,000	0	0	-4,551,000	-3,150,000	1,401,000	

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(Ⅲ) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	

科 目	当初予算額	流 用 額	予 備 費 の 額 使 用 額	現計予算額	決 算 額	差 異	摘 要
2. 財務活動支出							
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	
(Ⅳ) 予備費支出							
1. 予備費(0%)	2,116,000	0	-407,983	1,708,017	0	-1,708,017	
1. 予備費	2,116,000	0	-407,983	1,708,017	0	-1,708,017	
1. 予備費	2,116,000	0	-407,983	1,708,017	0	-1,708,017	
当期収支差額	-39,000,000	0	0	-39,000,000	-15,162,957	23,837,043	
前期繰越収支差額(25.15%)	39,000,000	0	0	39,000,000	45,133,292	6,133,292	
次期繰越収支差額	0			0	29,970,335	29,970,335	

平成23年度鳥取県医師会会費納入明細書

(1) 均等割会費

(単位：円)

地区医師会名	平成23年2月1日現在 会費額(予算額)	調 定 額	収入済額	未 収 額	当初予算額に対する 増 減
東 部 医 師 会	29,186,000	28,731,000	28,731,000	0	-455,000
中 部 医 師 会	13,094,000	12,945,000	12,945,000	0	-149,000
西 部 医 師 会	34,488,000	34,707,000	34,707,000	0	219,000
鳥大医学部医師会	1,252,000	1,112,000	1,112,000	0	-140,000
計	78,020,000	77,495,000	77,495,000	0	-525,000

平成23年度鳥取県医師会会館修繕積立金会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 会 費 収 入				
1. 積 立 金	9,984,000	9,944,000	-40,000	東部 3,626,000円 中部 1,704,000円 西部 4,614,000円
2. 雑 収 入				
1. 雑 収 入	1,000	13,707	12,707	普通預金利息
事業活動収入計	9,985,000	9,957,707	-27,293	
2. 事業活動支出				
1. 管理費支出				
1. 諸 経 費	10,000	420	-9,580	口座振込手数料
2. 修 繕 費	75,469,000	768,180	-74,700,820	地上デジタルテレビ放送対 応工事費等 537,180円 会館自家発電設備始動用バッ テリー取替代 231,000円
事業活動支出計	75,479,000	768,600	-74,710,400	
事業活動収支差額	-65,494,000	9,189,107	74,683,107	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	-65,494,000	9,189,107	74,683,107	
前期繰越収支差額	65,494,000	65,505,032	11,032	
次期繰越収支差額	0	74,694,139	74,694,139	

平成23年度鳥取県医師会生命保険取扱特別会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 団体事務費	13,200,000	13,355,220	155,220	第一生命他9社
2. 雑収入				
1. 雑収入	1,000	1,906	906	普通預金利息
事業活動収入計	13,201,000	13,357,126	156,126	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 一般事務費	400,000	379,364	-20,636	口座振込・振替手数料、送料
2. 他会計への繰入金支出				
1. 繰出金	12,960,000	13,200,000	240,000	一般会計へ
事業活動支出計	13,360,000	13,579,364	219,364	
事業活動収支差額	-159,000	-222,238	-63,238	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	141,000	0	-141,000	
当期収支差額	-300,000	-222,238	77,762	
前期繰越収支差額	300,000	487,142	187,142	
次期繰越収支差額	0	264,904	264,904	

※配当金については、毎年かなりの変動があるが、全額会員への配当金となるため計上していない。

平成23年度鳥取県地域産業保健事業会計収支決算書

(単位：円)

科 目	当初予算額	決 算 額	差 異	摘 要
(I) 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
1. 事業収入				
1. 委託金	15,965,000	14,274,141	-1,690,859	鳥取労働局
事業活動収入計	15,965,000	14,274,141	-1,690,859	
2. 事業活動支出				
1. 事業費支出				
1. 諸謝金	10,432,000	8,796,954	-1,635,046	医師、コーディネーター等
2. 旅費	507,000	205,563	-301,437	
3. 庁費	4,265,000	4,929,438	664,438	
4. 消費税相当額	761,000	342,186	-418,814	
事業活動支出計	15,965,000	14,274,141	-1,690,859	
事業活動収支差額	0	0	0	
(II) 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
(IV) 予備費支出				
1. 予備費				
1. 予備費	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成23年度鳥取県医師会（一般・特別会計）収支決算書総括表



(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去
			会館修繕積立金	生命保険	地産保事業	
(I) 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1. 会費収入	89,751,000	79,807,000	9,944,000			
2. 入会金収入	3,500,000	3,500,000				
3. 負担金収入	1,860,000	1,860,000				
4. 補助金等収入	23,760,679	23,760,679				
5. 寄付金	0	0				
6. 雑収入	10,742,294	10,726,681	13,707	1,906		
7. 繰入金	0	13,200,000				-13,200,000
8. 団体事務費	13,355,220			13,355,220		
9. 委託金	14,274,141				14,274,141	
事業活動収入計	157,243,334	132,854,360	9,957,707	13,357,126	14,274,141	-13,200,000
2. 事業活動支出						
1. 事業費	68,702,031	54,048,526		379,364	14,274,141	
2. 管理費	91,587,391	90,818,791	768,600			
3. 繰出金	0			13,200,000		-13,200,000
事業活動支出計	160,289,422	144,867,317	768,600	13,579,364	14,274,141	-13,200,000
事業活動収支差額	-3,046,088	-12,012,957	9,189,107	-222,238	0	
(II) 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
1. 特定預金取崩収入	1,430,000	1,430,000				
投資活動収入計	1,430,000	1,430,000	0	0	0	
2. 投資活動支出						
1. 特定資産支出	4,580,000	4,580,000				
投資活動支出計	4,580,000	4,580,000	0	0	0	
投資活動収支差額	-3,150,000	-3,150,000	0	0	0	
(III) 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
(IV) 予備費支出						
1. 予備費	0	0	0			0
当期収支差額	-6,196,088	-15,162,957	9,189,107	-222,238	0	
前期繰越収支差額	111,125,466	45,133,292	65,505,032	487,142	0	
次期繰越収支差額	104,929,378	29,970,335	74,694,139	264,904	0	

会 計 監 査 報 告 書

平成23年度一般会計、特別会計収支決算書並びに財産目録について、関係諸帳簿等を照合し慎重に監査した結果、適正であることを認めます。

平成24年 6月21日

監 事 新 田 辰 雄 
 監 事 石 井 敏 雄 

鳥取県医師会長 岡 本 公 男 殿

第5号議案 平成24年度鳥取県医師会会費減免申請承認について

平成24年度鳥取県医師会会費減免申請一覧（追加分）

地区	申請理由					計	減免総額
	高 齢	傷 病	研 修 医	不慮の災害	そ の 他 特別の事由		
東 部	0	1	13	0	0	14	166,000
中 部	0	0	0	0	0	0	0
西 部	0	0	1	0	0	1	12,000
大 学	0	0	1	0	0	1	12,000
計	0	1	15	0	0	16	190,000

会費減免申請の詳細

【傷病】

所 属 医師会	会 員 種 別	氏 名	住 所	申 請 理 由
東 部	B	能 勢 順 吉	八頭郡 八頭町 下門尾	病気療養中

【研修医】

所 属 医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院	所 属 医 師 会	会 員 種 別	氏 名	所 属 病 院
東 部	B	久 留 弘 美	鳥取県立中央病院	東 部	B	三 橋 耕 平	鳥取赤十字病院
〃	B	石 田 孝 次	〃	〃	B	椋 大 知	〃
〃	B	松 居 真 司	〃	〃	B	新 雅 史	〃
〃	B	上 平 佑 子	〃	〃	B	西 川 大 祐	鳥取市立病院
〃	B	山 本 章 裕	〃	〃	B	谷 悠 真	〃
〃	B	木 村 有 佑	〃	西 部	B	江 原 由 布 子	山陰労災病院
〃	B	白 川 裕 子	〃	鳥取大学	B	高 橋 輝 一	鳥取大学医学部附属病院
〃	B	高 須 勇 太	鳥取赤十字病院				

正味財産増減計算書（総括表）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 険 会 計	地産保事業会計	内 部 取 引 消 去	合 計
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 基本財産運用益 財産収入	0	0	0	0	0	0
基本財産運用益計						
② 特定資産運用益 特定資産運用益計	0	0	0	0	0	0
③ 受取入会金 受取入会金 受取入会金計	3,500,000 3,500,000	0	0	0	0	3,500,000 3,500,000
④ 受取会費 受取会費 特別受取会費 積立金収入 受取会費計	77,495,000 2,312,000 9,944,000 79,807,000	9,944,000 9,944,000	0	0	0	77,495,000 2,312,000 9,944,000 89,751,000
⑤ 事業収益 団休事務費収益 委託金 事業収益計			13,355,220 13,355,220	14,274,141 14,274,141	0	13,355,220 14,274,141 27,629,361
⑥ 受取補助金等 日医補助金 県委託金・補助金 産業医研修委託金	7,804,420 13,994,764 1,961,495	0	0	0	0	7,804,420 13,994,764 1,961,495

科 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 険 会 計	地 産 保 事 業 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
受取国庫補助金振替額		10,521,008				10,521,008
受取補助金等計	23,760,679	10,521,008	0	0	0	34,281,687
⑦ 受取負担金 会館維持負担金	1,860,000					1,860,000
受取負担金計	1,860,000	0	0	0	0	1,860,000
⑧ 受取寄付金						
受取寄付金計	0	0	0	0	0	0
⑨ 雑収益						
受取利息	22,842		1,906			24,748
広告・手数料他収益	1,621,500					1,621,500
雑収益	9,082,339	13,707				9,096,046
雑収益計	10,726,681	13,707	1,906	0	0	10,742,294
⑩ 他会計からの繰入額						
他会計からの繰入額	13,200,000				13,200,000	0
他会計からの繰入額計	13,200,000	0	0	0	13,200,000	0
経常収益計	132,854,360	20,478,715	13,357,126	14,274,141	13,200,000	167,764,342
(2) 経常費用						
① 事業費						
医学向上費	3,734,212					3,734,212
地域社会活動費	10,679,237					10,679,237
社会保障対策費	1,354,550					1,354,550
医政対策費	2,922,989					2,922,989
医療経済対策費	1,583,162					1,583,162
広報活動費	9,448,374					9,448,374
部会費	5,747,025					5,747,025
福祉対策費	2,351,970					2,351,970
地区医師会連絡費	4,563,327					4,563,327
諸支出金	2,621,080					2,621,080

科 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 險 会 計	地 産 保 事 業 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
修繕費		768,180				768,180
通信費			379,364			379,364
諸謝金				8,796,954		8,796,954
旅費				205,563		205,563
庁費				4,929,438		4,929,438
租税公課				342,186		342,186
事業費計	45,005,926	768,180	379,364	14,274,141	0	60,427,611
② 管理費						
報酬	8,585,500					8,585,500
給与	25,089,600					25,089,600
職員手当	13,477,980					13,477,980
退職金	1,430,000					1,430,000
共済費	7,406,721					7,406,721
旅費	4,613,410					4,613,410
一般事務費	5,124,552					5,124,552
交通費	1,461,670					1,461,670
福利厚生費	51,819					51,819
光熱水費	3,042,226					3,042,226
建物減価償却費	25,578	10,948,529				10,974,107
構築物減価償却費	20,073	210,937				231,010
什器備品減価償却費	2,053,876	487,381				2,541,257
ソフトウェア減価償却費	239,300					239,300
公課金	4,902,614					4,902,614
総会費	509,923					509,923
代議員会費	2,695,285					2,695,285
理事会費	5,600,743					5,600,743
監事会費	0					0
委員会費	176,765					176,765
中国四国医師会連合負担金	1,766,507					1,766,507
関係団体負担金	158,200					158,200
会館維持管理費	4,285,911					4,285,911

科 目 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 険 会 計	地 産 保 事 業 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
会館管理運営費	439,365					439,365
諸経費		420				420
管理費計	93,157,618	11,647,267	0	0	0	104,804,885
③ 他会計への繰出額			13,200,000		13,200,000	0
他会計への繰出額			13,200,000		13,200,000	0
他会計への繰出額計	0	0	13,200,000	0	13,200,000	0
経常費用計	138,163,544	12,415,447	13,579,364	14,274,141	13,200,000	165,232,496
当期経常増減額	△5,309,184	8,063,268	△222,238	0	0	2,531,846
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
① その他の経常外費用						
退職給付引当金繰入額	7,370,000					7,370,000
その他の経常外費用計	7,370,000	0	0	0	0	7,370,000
経常外費用計	7,370,000	0	0	0	0	7,370,000
当期経常外増減額	△7,370,000	0	0	0	0	△7,370,000
税引前当期一般正味財産増減額	△12,679,184	8,063,268	△222,238	0	0	△4,838,154
当期一般正味財産増減額	△12,679,184	8,063,268	△222,238	0	0	△4,838,154
一般正味財産期首残高	329,251,696	72,664,378	487,142	0	0	402,403,216
一般正味財産期末残高	316,572,512	80,727,646	264,904	0	0	397,565,062
II 指定正味財産増減の部						
一般正味財産への振替額		△10,521,008				△10,521,008
当期指定正味財産増減額	0	△10,521,008	0	0	0	△10,521,008

科 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 險 会 計	地 産 保 事 業 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
指定正味財産期首残高	0	204,698,865	0	0	0	204,698,865
指定正味財産期末残高	0	194,177,857	0	0	0	194,177,857
Ⅲ 正味財産期末残高	316,572,512	274,905,503	264,904	0	0	591,742,919

正味財産増減計算書（一般会計）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入会金			
受取入会金	3,500,000	4,500,000	△1,000,000
受取入会金計	3,500,000	4,500,000	△1,000,000
② 受取会費			
受取会費	77,495,000	77,749,000	△254,000
特別受取会費	2,312,000	2,350,000	△38,000
受取会費計	79,807,000	80,099,000	△292,000
③ 受取補助金等			
日医補助金	7,804,420	7,298,900	505,520
県委託金	13,994,764	5,663,109	8,331,655
産業医研修委託金	1,961,495	1,990,861	△29,366
受取補助金等計	23,760,679	14,952,870	8,807,809
④ 受取負担金			
会館維持負担金	1,860,000	1,860,000	0
受取負担金計	1,860,000	1,860,000	0
⑤ 雑収益			
受取利息	22,842	61,725	△38,883
広告・手数料他収益	1,621,500	1,869,000	△247,500
雑収益	9,082,339	22,849,609	△13,767,270
雑収益計	10,726,681	24,780,334	△14,053,653
⑥ 他会計からの繰入額			
他会計からの繰入額	13,200,000	13,200,000	0
他会計からの繰入額計	13,200,000	13,200,000	0
経常収益計	132,854,360	139,392,204	△6,537,844
(2) 経常費用			
① 事業費			
医学向上費	3,734,212	9,019,038	△5,284,826
地域社会活動費	10,679,237	8,433,890	2,245,347
社会保障対策費	1,354,550	1,490,032	△135,482
医政対策費	2,922,989	1,600,977	1,322,012
医療経済対策費	1,583,162	2,540,010	△956,848
広報活動費	9,448,374	9,564,089	△115,715
部会費	5,747,025	5,852,437	△105,412
福祉対策費	2,351,970	2,593,789	△241,819
地区医師会連絡費	4,563,327	4,695,161	△131,834
諸支出金	2,621,080	297,939	2,323,141
事業費計	45,005,926	46,087,362	△1,081,436
② 管理費			
報酬	8,585,500	8,525,500	60,000

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
給与	25,089,600	24,380,800	708,800
職員手当	13,477,980	13,174,930	303,050
退職金	1,430,000	500,000	930,000
共済費	7,406,721	7,036,346	370,375
旅費	4,613,410	3,670,680	942,730
一般事務費	5,124,552	4,846,933	277,619
交通費	1,461,670	1,322,050	139,620
福利厚生費	51,819	52,827	△1,008
光熱水費	3,042,226	3,144,040	△101,814
建物減価償却費	25,578	23,628	1,950
構築物減価償却費	20,073	24,984	△4,911
什器備品減価償却費	2,053,876	283,470	1,770,406
ソフトウェア減価償却費	239,300	279,625	△40,325
公課金	4,902,614	4,984,639	△82,025
総会費	509,923	614,700	△104,777
代議員会費	2,695,285	2,147,152	548,133
理事会費	5,600,743	5,539,349	61,394
監事会費	0	0	0
委員会費	176,765	0	176,765
中国四国医師会連合負担金	1,766,507	847,800	918,707
関係団体負担金	158,200	148,200	10,000
会館維持管理費	4,285,911	4,078,011	207,900
会館管理運営費	439,365	648,900	△209,535
管理費計	93,157,618	86,274,564	6,883,054
経常費用計	138,163,544	132,361,926	5,801,618
当期経常増減額	△5,309,184	7,030,278	△12,339,462
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
① その他の経常外費用			0
退職給付引当金繰入額	7,370,000	11,270,000	△3,900,000
その他の経常外費用計	7,370,000	11,270,000	△3,900,000
経常外費用計	7,370,000	11,270,000	△3,900,000
当期経常外増減額	△7,370,000	△11,270,000	3,900,000
税引前当期一般正味財産増減額	△12,679,184	△4,239,722	△8,439,462
当期一般正味財産増減額	△12,679,184	△4,239,722	△8,439,462
一般正味財産期首残高	329,251,696	333,491,418	△4,239,722
一般正味財産期末残高	316,572,512	329,251,696	△12,679,184
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	316,572,512	329,251,696	△12,679,184

正味財産増減計算書（会館修繕積立金会計）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費 積立金収入	9,944,000	10,046,000	△102,000
② 受取補助金等 受取国庫補助金振替額	10,521,008		
③ 雑収益 雑収益	13,707	14,045	△338
経常収益計	20,478,715	10,060,045	10,418,670
(2) 経常費用			
① 事業費 修繕費	768,180	640,500	127,680
事業費計	768,180	640,500	127,680
② 管理費 建物減価償却費	10,948,529	11,043,303	△94,774
構築物減価償却費	210,937	201,673	9,264
什器備品減価償却費	487,381	259,805	227,576
諸経費	420	420	0
管理費計	11,647,267	11,505,201	142,066
経常費用計	12,415,447	12,145,701	269,746
当期経常増減額	8,063,268	△2,085,656	10,148,924
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	8,063,268	△2,085,656	10,148,924
当期一般正味財産増減額	8,063,268	△2,085,656	10,148,924
一般正味財産期首残高	72,664,378	279,448,899	△
一般正味財産期末残高	80,727,646	277,363,243	△206,784,521
II 指定正味財産増減の部			196,635,597
一般正味財産への振替額	△10,521,008		
当期指定正味財産増減額	△10,521,008	0	△10,521,008
指定正味財産期首残高	204,698,865	0	204,698,865
指定正味財産期末残高	194,177,857	0	194,177,857
III 正味財産期末残高	274,905,503	277,363,243	△2,457,740

正味財産増減計算書（生命保険会計）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益			
団体事務費収益	13,355,220	13,703,500	△348,280
② 雑収益			
受取利息	1,906	1,962	△56
経常収益計	13,357,126	13,705,462	△348,336
(2) 経常費用			
① 事業費			
通信費	379,364	363,164	16,200
② 他会計への繰出額			
他会計への繰出額	13,200,000	13,200,000	0
経常費用計	13,579,364	13,563,164	16,200
当期経常増減額	△222,238	142,298	△364,536
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△222,238	142,298	△364,536
当期一般正味財産増減額	△222,238	142,298	△364,536
一般正味財産期首残高	487,142	344,844	142,298
一般正味財産期末残高	264,904	487,142	△222,238
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	264,904	487,142	△222,238

正味財産増減計算書（地産保事業会計）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益			
委託金	14,274,141	15,834,594	△1,560,453
経常収益計	14,274,141	15,834,594	△1,560,453
(2) 経常費用			
① 事業費			
諸謝金	8,796,954	9,559,103	△762,149
旅費	205,563	353,270	△147,707
庁費	4,929,438	5,542,860	△613,422
租税公課	342,186	379,361	△37,175
事業費計	14,274,141	15,834,594	△1,560,453
経常費用計	14,274,141	15,834,594	△1,560,453
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0

貸借対照表 (総括表)

平成24年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	会館修繕積立金会計	生 命 保 険 会 計	地 産 保 セ ン タ ー 会 計	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	23,091,656	74,694,139	264,904	2,033,865	100,084,564
未収金	9,689,259	0	0	0	9,689,259
流動資産合計	32,780,915	74,694,139	264,904	2,033,865	109,773,823
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産合計	0	0	0	0	0
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	72,289,179	0	0	0	72,289,179
医事紛争積立資産	4,800,000	0	0	0	4,800,000
共済会積立資産	0	0	0	0	0
特定資産合計	77,089,179	0	0	0	77,089,179
(3) その他固定資産					
建物	1,085,808	609,250,780	0	0	610,336,588
構築物	1,000,000	18,687,331	0	0	19,687,331
什器備品	15,513,015	48,511,552	0	0	64,024,567
土地	273,522,350	0	0	0	273,522,350
減価償却累計額	△ 9,385,321	△ 476,238,299	0	0	△ 485,623,620
無形固定資産償却累計額	△ 3,195,550	0	0	0	△ 3,195,550
投資有価証券	0	0	0	0	0
コンピュータソフトウェア	3,261,875	0	0	0	3,261,875
その他固定資産合計	281,802,177	200,211,364	0	0	482,013,541
固定資産合計	358,891,356	200,211,364	0	0	559,102,720
資産合計	391,672,271	274,905,503	264,904	2,033,865	668,876,543
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	2,810,580	0	0	347,414	3,157,994
仮受金	0	0	0	1,686,451	1,686,451
流動負債合計	2,810,580	0	0	2,033,865	4,844,445
2. 固定負債					
退職給付引当金	72,289,179	0	0	0	72,289,179
固定負債合計	72,289,179	0	0	0	72,289,179
負債合計	75,099,759	0	0	2,033,865	77,133,624
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
正味財産	316,572,512	194,177,857	264,904	0	194,177,857
正味財産合計	316,572,512	80,727,646	264,904	0	397,565,062
2. 一般正味財産					
正味財産	316,572,512	274,905,503	264,904	0	591,742,919
正味財産合計	391,672,271	274,905,503	264,904	2,033,865	668,876,543
負債及び正味財産合計					

貸借対照表（一般会計）

平成24年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,091,656	39,846,073	△ 16,754,417
未 収 金	9,689,259	9,047,909	641,350
流動資産合計	32,780,915	48,893,982	△ 16,113,067
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	72,289,179	69,139,179	3,150,000
医事紛争積立資産	4,800,000	4,800,000	0
特定資産合計	77,089,179	73,939,179	3,150,000
(3) その他固定資産			
建 物	1,085,808	1,085,808	0
構 築 物	1,000,000	1,000,000	0
什器備品	15,513,015	6,470,415	9,042,600
土 地	273,522,350	273,522,350	0
減価償却累計額	△ 9,385,321	△ 7,285,794	△ 2,099,527
無形固定資産償却累計額	△ 3,195,550	△ 2,956,250	△ 239,300
投資有価証券	0	0	0
コンピュータソフトウェア	3,261,875	3,261,875	0
その他固定資産合計	281,802,177	275,098,404	6,703,773
固定資産合計	358,891,356	349,037,583	9,853,773
資産合計	391,672,271	397,931,565	△ 6,259,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	2,810,580	3,760,690	△ 950,110
流動負債合計	2,810,580	3,760,690	△ 950,110
2. 固定負債			
退職給付引当金	72,289,179	64,919,179	7,370,000
固定負債合計	72,289,179	64,919,179	7,370,000
負債合計	75,099,759	68,679,869	6,419,890
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	316,572,512	329,251,696	△ 12,679,184
正味財産合計	316,572,512	329,251,696	△ 12,679,184
負債及び正味財産合計	391,672,271	397,931,565	△ 6,259,294

貸借対照表（会館修繕積立金会計）

平成24年 3月31日 現在

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	74,694,139	56,085,907	18,608,232
流動資産合計	74,694,139	56,085,907	18,608,232
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建 物	609,250,780	609,250,780	0
構 築 物	18,687,331	18,687,331	0
什器備品	48,511,552	48,511,552	0
減価償却累計額	△ 476,238,299	△ 453,086,671	△ 23,151,628
その他固定資産合計	200,211,364	223,362,992	△ 23,151,628
固定資産合計	200,211,364	223,362,992	△ 23,151,628
資産合計	274,905,503	279,448,899	△ 4,543,396
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	194,177,857		
2. 一般正味財産	80,727,646	279,448,899	△ 198,721,253
正味財産合計	274,905,503	279,448,899	△ 4,543,396
負債及び正味財産合計	274,905,503	279,448,899	△ 4,543,396

貸借対照表（生命保険会計）

平成24年3月31日 現在

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	264,904	487,142	△ 222,238
流動資産合計	264,904	487,142	△ 222,238
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	264,904	487,142	△ 222,238
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	264,904	487,142	△ 222,238
正味財産合計	264,904	487,142	△ 222,238
負債及び正味財産合計	264,904	487,142	△ 222,238

貸借対照表（地産保事業会計）

平成24年3月31日 現在

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,033,865	1,857,868	175,997
流動資産合計	2,033,865	1,857,868	175,997
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	2,033,865	1,857,868	175,997
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	347,414	379,361	△ 31,947
仮受金	1,686,451	1,478,507	207,944
流動負債合計	2,033,865	1,857,868	175,997
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,033,865	1,857,868	175,997
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	0	0	0
負債及び正味財産合計	2,033,865	1,857,868	175,997

財 産 目 録

平成24年 3月31日

資産の部

(単位 ; 円)

科 目	内 訳	金 額	額
I. 流動資産			109,773,823
1. 預 金			100,084,564
	鳥取銀行・本店 普通預金(一般会計)	16,416,960	
	山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金(一般会計)	6,674,696	
	鳥取銀行・本店 普通預金(会館修繕積立金会計)	37,292,126	
	山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金(会館修繕積立金会計)	37,402,013	
	鳥取銀行・本店 普通預金(生命保険会計)	264,904	
	山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金(地産保事業会計)	2,033,865	
2. 未収入金			9,689,259
	〔一般会計〕		9,689,259
	均等割会費収入	2,548,000	
	日医補助金	110,000	
	県委託金・補助金	5,069,764	
	産業医研修委託金	1,961,495	
II. 固定資産			559,102,720
1. 有形固定資産			481,947,216
(1) 建 物			610,336,588
	鳥取市戎町317番地		
	鉄筋コンクリート 4階建一部5階建		
	健康会館		
	建築面積866.94㎡ 延床面積2,091.84㎡		
	建 物	463,119,780	
	付属設備	147,216,808	
(2) 構 築 物			19,687,331
	舗装工事	6,362,671	
	花 壇	8,029,355	
	ブロック塀	3,760,149	
	擁 壁 他	1,535,156	
(3) 器具備品			64,024,567
	1階研修センター連結イス	9,225,000	
	1階研修センター舞台吊物装置	5,500,000	
	2階理事會室會議テーブル・イス	5,827,200	
	2階常任理事會室會議テーブル・イス	4,030,400	
	3階資料室平行移動書庫	1,216,000	
	3階研修室テーブル・チェアー	1,160,000	
	4階図書室移動棚コンパクトルーム	3,635,160	
	4階集會室テーブル	1,314,000	
	4階集會室チェアー	1,296,000	
	4階集會室ウォール	1,266,900	
	ハートシムACLSトレーニングシステム	2,486,925	
	研修室備品他	18,024,382	
	テレビ會議システム	9,042,600	

科 目	内 訳	金 額	額
(4) 土 地	鳥取市戎町317番地 宅地 1,957.37㎡	273,522,350	273,522,350
(5) 減価償却累計額	建 物 付属設備 構 築 物 器具備品	-273,758,678 -138,688,726 -18,173,704 -55,002,512	-485,623,620
2. 無形固定資産			66,325
(1) コンピュータソフトウェア	控除システム等 法人会計システム指導料・会員情報管理システム設計料 ホームページ管理ソフト	1,517,250 749,750 994,875	3,261,875
(2) 減価償却累計額			-3,195,550
3. 特定資産			77,089,179
(1) 医事紛争積立金	鳥取銀行・本店 普通預金	4,800,000	
(2) 役員退職積立金	鳥取銀行・本店 普通預金	3,500,000	
(3) 職員退職積立金	鳥取銀行・本店 普通預金	48,015,150	
	山陰合同銀行・鳥取営業部 普通預金	10,386,179	
	中央三井信託銀行・鳥取支店 普通預金	10,387,850	
資 産 合 計			668,876,543

負債の部

(単位；円)

科 目	内 訳	金 額	額
I. 流動負債			4,844,445
1. 未払金			3,157,994
	〔一般会計〕		2,810,580
	調査研究費	5,000	
	糖尿病対策費	628,064	
	救急・防災対策費	72,806	
	情報システム対策費	45,885	
	会長交際費	-3,943	
	会報費	88,204	
	地区医師会交付金	1,280,000	
	給与職員手当	105,900	
	旅費	-212,280	
	一般事務費	72,625	
	共済費	394,811	
	光熱水費	62,769	
	公課費	107,714	
	代議員会費	4,275	
	中国四国医師会連合負担金	80,000	
	管理運営費	78,750	
	〔地産保事業会計〕		347,414
	庁費	5,228	
	消費税相当額	342,186	
2. 仮受金			1,686,451
	〔地産保事業会計〕		1,686,451
	委託金	1,686,451	
II. 固定負債			72,289,179
1. 退職給与引当金		72,289,179	
	負債合計		77,133,624
	差引正味財産		591,742,919

現行「社団法人 鳥取県医師会定款」と「公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案」との比較対照表

平成24年5月24日（第5版）

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>下線(実線) ⇒ 必要的記載事項、認定を受けるために記載が必要な事項</p> <p>上線(点線) ⇒ 相対的記載事項</p> <p>下線なし ⇒ 任意的記載事項</p> <p>黒色文字 ⇒ 理事会を設置する一般社団法人に移行する場合でも参考にごできる記載</p> <p>茶色文字 ⇒ 公益社団法人についてのみ適用される記載</p>	<p>注：「公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案」の条文に合わせて並び替えています。</p>	<p>注：現行定款からの変更箇所を赤で示しています。</p>	<p>緑字</p> <p>① 鳥取県からの修正指導を受けた箇所</p> <p>② ①を受け県医師会事務局様との検討内容を反映して弊職からご提案する箇所を赤字で記載しています。</p> <p>◆：現行定款に対するコメントです。</p> <p>●：変更案に対するコメントです。</p>
<p>公益社団法人〇〇〇〇〇定款</p>	<p>社団法人鳥取県医師会定款 〔昭和62年12月21日施行〕</p> <p>目次</p> <p>第1章 名称及び事務所（第1条～第2条）</p> <p>第2章 組織（第3条）</p> <p>第3章 目的及び事業（第4条～第5条）</p> <p>第4章 会員（第6条～第12条）</p> <p>第5章 役員及び顧問（第13条～第18条）</p> <p>第6章 理事会及び常任理事会（第19条～第22条）</p> <p>第7章 代議員及び予備代議員（第23条～第26条）</p> <p>第8章 代議員会（第27条～第35条）</p> <p>第9章 総会（第36条～第39条）</p> <p>第10章 学会（第40条～第43条）</p> <p>第11章 裁定委員会（第44条～第50条）</p> <p>第12章 委員会（第51条）</p> <p>第13章 団体契約及び意見表明（第52条～第53条）</p> <p>第14章 会計（第54条～第62条）</p> <p>第15章 事務局（第63条）</p> <p>第16章 雑則（第64条～第66条）</p> <p>附 則</p>	<p>公益社団法人鳥取県医師会定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 名称及び事務所（第1条～第2条）</p> <p>第2章 目的及び事業（第3条～第4条）</p> <p>第3章 会員（第5条～第13条）</p> <p>第4章 代議員及び予備代議員（第14条～第18条）</p> <p>第5章 代議員会（第19条～第27条）</p> <p>第6章 役員（第28条～第40条）</p> <p>第7章 理事会及び常任理事会（第41条～第46条）</p> <p>第8章 学会（第47条～第50条）</p> <p>第9章 裁定委員会（第51条～第57条）</p> <p>第10章 委員会（第58条）</p> <p>第11章 団体契約及び意見表明（第59条～第60条）</p> <p>第12章 資産及び会計（第61条～第68条）</p> <p>第13章 事務局（第69条）</p> <p>第14章 雑則（第70条～第74条）</p> <p>附 則</p>	

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<例>東京都〇〇区>に置く。</p>	<p>第1章 名称及び事務所 (名称) 第1条 本会は、社団法人鳥取県医師会という。</p> <p>(事務所) 第2条 本会の事務所は、鳥取市戎町317番地に置く。</p> <p>第2章 組織 (組織) 第3条 本会は、鳥取県を区域とし、社団法人鳥取県東部医師会、社団法人鳥取県中部医師会、社団法人鳥取県西部医師会及び社団法人鳥取県北部医師会（以下「地区医師会」という。）の会員を、もって組織する。</p> <p>第3章 目的及び事業 (目的) 第4条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進 ； ； (n) その他この法人の目的を達成するために必</p>	<p>第1章 名称及び事務所 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県医師会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。</p> <p>第3章 目的及び事業 (目的) 第3条 本会は、日本医師会及び鳥取県内に主たる事務所を有する医師会（以下「地区医師会」という。）との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 医道の高揚に関する事項 (2) 医学教育の向上に関する事項 (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 (4) 医師の生涯研修に関する事項 (5) 医学、医療の国際交流に関する事項 (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項 (7) 地域医療の推進発展に関する事項</p>	<p>◎一般社団法人の場合の条文 第1条 本会は、一般社団法人鳥取県医師会と称する。</p> <p>●事務所の所在地は、最小行政区（市町村）を記載すれば足りません。</p> <p>◆第5条を追加し、かつ、第6条に文言を足したため、この規定は削除しました。</p> <p>●日本医師会及び地区医師会が鳥取県医師会の連携法人であることを明らかにするために文言を追加しました。 ⇒地区医師会という言葉の定義説明がない等の指導を受けて、記載しました。（徳田）</p> <p>●以前、県から、「行っていない事業は削除すること」との指導を受けており、削除するかどうかの対応が課題です⇒韓国との交流事業等の計画実績もあり、今後実施する可能性がある事業は残しておくのが適切と思われる（徳田）。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>要な事業</p> <p>2 前項第1号の事業は、＜例1：日本全国、例2：○○県、例3：○○県、・・・及び○○県、例4：○○県及びその周辺、例5：○○市、例6：本邦及び海外＞、同項第2号の事業は、・・・において行うものとする。</p> <p>第3章 社員</p> <p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は、＜例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者＞をもつて構成する。</p>	<p>(8) 地域保健の向上に関する事項</p> <p>(9) 保険医療の充実に関する事項</p> <p>(10) 医事法規の整備に関する事項</p> <p>(11) 医療施設の整備に関する事項</p> <p>(12) 医療経営の改善に関する事項</p> <p>(13) 会員の福祉に関する事項</p> <p>(14) 医師会相互の連絡調整に関する事項</p> <p>(15) その他本会の目的を達成するため必要な事項</p> <p>第4章 会員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第6条 本会会員は、地区医師会の会員である者とする。</p> <p>2 本会会員が所属の地区医師会の会員である資格を失つたときは、同時に、本会会員の資格も失うものとする。</p>	<p>(8) 地域保健の向上に関する事項</p> <p>(9) 保険医療の充実に関する事項</p> <p>(10) 医事法規の整備に関する事項</p> <p>(11) 医療施設の整備に関する事項</p> <p>(12) 医療経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項</p> <p>(13) 医師会相互の連絡調整に関する事項</p> <p>(14) その他本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した医師をもつて組織する。</p> <p>(会員の資格及びその喪失)</p> <p>第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した地区医師会の会員である者とする。</p> <p>2 本会会員が所属の地区医師会の会員の資格を失つたときは、同時に、本会会員の資格も失うものとする。</p> <p>3 前項の他、会員は次に掲げる事由によつて会員の資格を失う。</p> <p>(1) 第13条第1項(会員の制裁)の規定による除名</p> <p>(2) 退会又は死亡</p>	<p>◆ 現行定款第5条第12号及び第13号を一つにまとめ、これらの事業を通じて公益の増進に寄与すると謳うことで、この規定を根拠に行う事業が公益事業であると説明できるよう担保しました。</p> <p>⇒鳥取県公益認定等委員会の提出のため必要になります。</p> <p>● 医師の職能団体であることを明らかにするために、この規定を新たに設けました。</p> <p>● 社員の資格の得喪に関しては、法人の目的に照らし不当な差別的条件を付してはならないとされています。不当な条件かどうかは、社会通念に従い判断されることになり、法人の目的、事業内容に照らし当該条件が合理的な関連性及び必要性があれば不当な条件に該当しないとされています(内閣府「公益認定等ガイドライン」認定法第5条第14号イ関係)。</p> <p>そこで、第3条で地区医師会との連携を謳い、かつ、第6条で「本会の目的及び事業に賛同した地区医師会の会員」とすることで、鳥取県医師会の会員資格を地区医師会の会員とすることの合理的な関連性及び必要性を明確にし、不当な条件と見られないよう手当てしました。</p> <p>● 社員の資格の得喪に関する規定は、定</p>
<p>(社員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の社員になろうとする者は、＜</p>	<p>(入会、異動及び退会)</p> <p>第7条 本会に入会しようとする者は、所属の地区</p>	<p>(入会、退会及び異動)</p> <p>第7条 本会に入会しようとする者は、所属の地区</p>	

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>（任意退社）</p> <p>第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p>	<p>医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならぬ。</p> <p>2 会員がその届出事項に変更を生じた場合は退会しようとする場合は、その旨の届出をしなければならぬ。</p> <p>3 本会を除名された者は、裁定委員会の審議裁定を経て、会長が承認したときに限り、再入会を承認することができる。</p>	<p>医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならぬ。</p> <p>2 会員で退会しようとする者は、所属の地区医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならぬ。</p> <p>4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長が再入会を承認することができる。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づき処分を行うことができる。地区医師会において同条項に準ずる手続きの審議にかかっている会員についても同様とする。この場合、当該会員は、上記審議に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。</p> <p>（会費及び負担金）</p> <p>第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。</p> <p>2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の議決を経て、その額を減免することができる。</p> <p>（会員の責務）</p> <p>第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するよう努めなければならない。</p>	<p>款に必ず定めなければなりません（法人法第6条第1項第5号）。そこで、会員資格の得喪についても準用し、法令等にならう形で現行定款にあたる条文を規定し直しました。</p> <p>● 処分を逃れるための自主退会を規制するための条文です。退会届を保留する間の会費の扱いをどのようにするかについては、別に定めておく必要があると考えます。</p> <p>● 代議員を社員とする旨の定款の定めを置く公益社団法人における会員が支払う会費の取扱いについては、代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うことになり、目的を定めれば新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」（以下、FAQ）問IV-3-(1)-②。</p> <p>● 内閣府「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際して特に留意すべき事項について（以下、留意事項）」において示された代議員制度採用の場合の5要件の一つである、「会員に社員と同等の情報開示請求権等を付与すること</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>〔除名〕</p> <p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>＜例＞</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(報告、発表及び意見具申)</p> <p>第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表できるとともに、本会の事業について意見を具申することができる。</p> <p>(表彰)</p> <p>第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。</p> <p>(会員の制裁)</p> <p>第12条 会長は、会員で次の各号の一に該当する者があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。</p> <p>(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名譽又は本会の名譽を毀損した者</p> <p>(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者</p> <p>2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、その氏名及び事由の概要を所属の地区医師会に通知しなければならない。</p>	<p>(3) 法人法第57条第4項の権利(代議員会議事録の閲覧等)</p> <p>(4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書面等の閲覧等)</p> <p>(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)</p> <p>(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</p> <p>(報告、発表及び意見具申)</p> <p>第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表できるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。</p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。</p> <p>(会員の制裁)</p> <p>第13条 会長は、会員について次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。</p> <p>(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名譽又は本会の名譽を毀損した者</p> <p>(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者</p> <p>2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、所属の地区医師会に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失</p>	<p>を定款に記載していること」を充たすための規定です。(留意事項Ⅱ3)</p> <p>⇒「同法」とあるのを「法人法」としました。</p> <p>● 法人法上の社員たる代議員の除名については、同法第30条第1項及び第49条第2項第1号により、社員総会の特別決議が必要となりますが、社員ではない会員の除名について定めた条文はないため、従来通り、裁定委員会の審議裁定を経て、会長が除名することができますとしています。</p> <p>● 除名した社員への対抗要件はその旨を当該社員に通知すること(法人法第30条第2項)であり、この規定でもそれを準用して文言を足しました。</p> <p>● 代議員を除名する場合、第17条第2</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第7章 代議員及び予備代議員 (代議員の員数その他) 第23条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定めるところの基準によるものとする。</p> <p>2 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。</p> <p>(代議員の任期) 第24条 代議員の任期は、2年とする。</p>	<p>第4章 代議員及び予備代議員 (代議員の員数その他) 第14条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定める基準のとおり、概ね会員30名につき1名の割合とする。</p> <p>2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。</p> <p>3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。</p> <p>(代議員の任期) 第15条 代議員の任期は、選出後最初に到来する4月1日より2年間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。)</p> <p>3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任され</p>	<p>失については、第17条第2項をもって行う。</p>	<p>項による代議員会の特別決議をもって代議員資格を喪失された後、本条第1項の手続きを経て除名することになりません。これは、代議員資格と会員身分とを分ける考え、それぞれ資格・身分を失わせる手続きを慎重に足らしめるという意図によるものです。</p> <p>●留意事項において示され代議員制度採用の場合の5要件の一つである、「代議員選出のための制度の骨格を定款で定めていること」を充たすための規定です(留意事項II 3)。</p> <p>●法人法上の名称とは異なる通称名や略称を使用する場合には「法律上の名称」と「定款で使用する名称」がどのような関係にあるのかを定款上で明らかにする必要があります(留意事項II 2)、この規定を設けました。</p> <p>●代議員について定めた法律はないため、その任期をどのように設定するかは、法人の裁量によります。</p> <p>●留意事項において示された代議員制度採用の場合の5要件の一つである、「法律上認められた各種訴権を行使中の代議員の任期は修了しない旨定款に記載されていること」を充たす規定です(留意事項II 3)。</p> <p>なお、法人法第48条第2項(社員総会において決議する事項の全部につき社員が議決権を行使できない旨の定款の定めは無効)に抵触しないよう、当該代議員に解散の議決権のみを与えました。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
	<p>るまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。</p> <p>(代議員の選挙)</p> <p>第25条 代議員は、地区医師会の会員であり、かつ、鳥取県医師会の会員の中から、別に定めるところにより、地区医師会の総会又は代議員会において、選挙する。</p> <p>2 代議員に欠員を生じたときは、当該地区医師会は、補欠選挙を行うものとする。</p> <p>3 補欠として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>るまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。</p> <p>(代議員の選出)</p> <p>第16条 代議員は、別に定めるところにより、本会の主導のもと、地区医師会ごとに区分して選出を行うものとする。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</p> <p>2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。</p> <p>3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該地区医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。</p> <p>4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>● 留意事項において示された代議員制度採用の場合の5要件の一つである、「代議員選出のための制度の骨格を定款で規定していること並びに選挙が理事及び理事会から独立していることを定款で規定していること」を満たす規定です(留意事項Ⅱ3)。</p> <p>なお、留意事項Ⅱ3の注11を見ると、「特例社団法人の社員(代議員)の選挙を他の法人や団体に完全に委ねることは不相当である」としたうえで、「当該特例社団法人の責任者による一定の関与の下にその社員(代議員)の選挙が行われることが必要であることに留意すべき」としています。</p> <p>このため、例えば、現行の定款施行細則第33条に以下に示すような規定を追加するなどして、一定の関与が行えるよう手当てすることが必要です。</p> <p>「(現行定款施行細則第33条)」</p> <p>第33条 定款第16条及び第18条の規定に基づき本会の代議員及び予備代議員の選出は、本会の主導のもと、地区医師会ごとに区分して委託して行うものとする。</p> <p>【追加】</p> <p>2 会長は前項の委託に関する状況の報告を、いつでも地区医師会長に対して求めることができる。</p> <p>3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と判断する処置の実施を、いつでも地区医師会長に対して、求めることができる。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(社員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。</p> <p>(2) 総社員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。</p>	<p>現行 社団法人 鳥取県医師会定款</p> <p>(予備代議員)</p> <p>第26条 本会には、予備代議員を置く。</p> <p>2 予備代議員は、代議員に事故があるときはその職務を職務を代理し、代議員が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 第23条(代議員の員数その他)、第24条(代議員の任期)及び前条(代議員の選挙)の規定は、予備代議員についても準用する。</p> <p>第8章 代議員会 (代議員会)</p> <p>第27条 代議員会は、代議員をもって組織し、会長が招集する。</p>	<p>公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案</p> <p>5 地区医師会の会員のうち、本会の会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。</p> <p>(代議員の資格の喪失)</p> <p>第17条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。</p> <p>2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3 前各号のほか、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。</p> <p>(1) 第6条第2項又は同条第3項第2号の規定による会員資格の喪失</p> <p>(2) すべての代議員の同意</p> <p>(予備代議員)</p> <p>第18条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。</p> <p>2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。</p> <p>3 第14条第1項及び第3項(代議員の員数その他)、第15条第1項及び第3項(代議員の任期)、第16条(代議員の選出)並びに第17条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。</p> <p>第5章 代議員会 (代議員会)</p> <p>第19条 代議員会は、すべての代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会</p>	<p>留意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンス確保の観点から、法人の社員たる代議員の選出に係る議決権を、法人に属さない者へ付与することを禁じました。 ● 法人法第28条による規定です。 ● 法人法第30条及び第49条第1項の規定から代議員の資格の喪失にあたっては、当該代議員に弁明の機会を与えらるるとともに、代議員会の特別決議をもって行うこととしています。 ● 代議員たる会員の除名については、第13条第3項部分の「留意点等」欄を参照して下さい。 ● 法人法第29条による規定です。
<p>第4章 社員総会 (構成)</p> <p>第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p>	<p>第8章 代議員会 (代議員会)</p> <p>第27条 代議員会は、代議員をもって組織し、会長が招集する。</p>	<p>第5章 代議員会 (代議員会)</p> <p>第19条 代議員会は、すべての代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行定款では、第26条第2項において「代議員が欠けたときはその職務を行う」との規定から、欠員の代議員枠に予備代議員をたてて代議員会に出席させることが可能でしたが、新制度下では、法人法第50条第2項の「代理権の授与は社員総会ごとにしななければならない」との規定があるため、代理権の授与が不可能な欠員について、予備代議員をたてることができなくなり、予備代議員をたてることができなくなり、予備代議員制度は、代議員会の実質の維持のためにも、存続させる必要があります。(徳田) ● 代議員会の招集の決定にあたっては、理事会決議による必要です(法人法第38条第2項)。

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(招集)</p> <p>第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。</p> <p>(開催)</p> <p>第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及びび)必要がある場合に開催する。</p> <p>(権限)</p> <p>第12条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p>	<p>第28条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。</p> <p>2 定例代議員会は、毎年1回、招集しなければならぬ。</p> <p>3 臨時代議員会は、会長が必要があると認める場合、招集する。ただし、3分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。</p> <p>4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を、代議員に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知は代議員会開催の7日前までに発せなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第29条 社員総会の議長は、<例1：当該社員総会において社員の中から選出する、例2：代表理事がこれに当たる。></p>	<p>とす。</p> <p>(定例代議員会及び臨時代議員会)</p> <p>第20条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。</p> <p>2 定例代議員会は、事業年度終了後3か月以内に1回、招集しなければならない。</p> <p>3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。</p> <p>(代議員会の議長及び副議長の選定)</p> <p>第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。</p> <p>2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。</p> <p>3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。</p> <p>(議長及び副議長の職務)</p> <p>第22条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、</p>	<p>● 法人法上の名称とは異なる通称名や略称を使用する場合には「法律上の名称」と「定款で使用される名称」がどのような関係にあるのかを定款上で明確にする必要があるため(留意事項II 2)、この規定を設けました。</p> <p>⇒開催時期としては、法律上の表現に準拠した定めを置きました(法人法36条1項)</p> <p>● 社員による招集請求は、法人法上、総社員の10分の1以上が必要とされていますが、定款で5分の1以下の割合を定めることも可能です(法人法第37条第1項)。</p> <p>● 法人法第37条第2項第2号の規定により、代議員からの臨時代議員会招集の請求から開催までの期間は、現行定款の3か月以内から6週間以内に改められました。</p> <p>◆ 法人法第39条により、代議員会の招集通知は、開催日1週間前までに発せなければならないとし、かつ、現行定款の第5項は削除しました。</p> <p>◆ 議長及び副議長の任期は、代議員としての任期によるため、現行定款のただし書きをあえて設ける必要はないとの判断から削除しました。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p><例></p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p><(7) 不可欠特定財産の処分の承認></p> <p>(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>【会計監査人を置かない場合、第 2 号の<>内は不要です。】</p>	<p>議事を整理し、会議を主宰する。</p> <p>2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(議長又は副議長の後任者の選挙)</p> <p>第31条 議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。</p> <p>(代議員会の任務)</p> <p>第32条 次に掲げる事項については、代議員会の議決を得なければならない。ただし、第1号から第7号及び第11号に掲げる事項については、臨時緊急を要する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 収支決算に関する事項</p> <p>(2) 収支予算に関する事項</p> <p>(3) 事業計画に関する事項</p>	<p>議事を整理し、会議を主宰する。</p> <p>2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(議長又は副議長の後任者の選定)</p> <p>第 23 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。</p> <p>(代議員会の任務)</p> <p>第 24 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。</p> <p>(1) 決算に関する事項</p> <p>(2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項</p>	<p>◆「議長又は副議長が欠けたとき」とすれば、あえて「議長及び副議長がともに欠けたとき」を規定する必要はないとの判断から、文言を削除しました。</p> <p>◆法定機関である社員総会の権限を奪うような規定は認められないため、現行定款のただし書きは削除しました。</p> <p>◆新・新会計基準への移行にあたり、従来作成していた「収支計算書」が「正味財産増減計算書」に変わること等に配慮し、「収支」の文字を削除しました。</p> <p>◆収支予算、事業計画は、認定法施行規則第37条により、原則、理事会の承認だけで足りります。また、認定法第22条により、公益法人は毎事業年度開始の日の前日までに収支予算、事業計画を行政庁に提出する義務があります。これを鑑み、より円滑な会務運営に資するため、収支予算と事業計画は理事会の承認事項とし、代議員会へは報告事項としました(第63条参照)。</p> <p>●法人法第90条第4項第2号の規定から、理事会の権限へ移し、新たに第41条第2項第2号の規定を設けました。</p> <p>●不可欠特定財産があるときは、計算書類上、基本財産として表示することが必要であり、かつ、定款にその旨と維持及び処分の制限について必要な事項を規定することが必要(認定法第5条第16号)となりますが、本会には不</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>参考：内閣府モデル定款</p> <p>(7) 代議員会の議決を経なければならぬと定められている事項</p> <p>(8) 重要な財産の造成及び処分に関する事項</p> <p>(9) 定款の変更に関する事項</p> <p>(10) 本会の解散に関する事項</p> <p>(11) その他重要な会務の運営に関する事項</p> <p>2 会長は、次に掲げる事項については、代議員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 庶務及び会計の概況に関する事項</p> <p>(2) 事業の概況に関する事項</p> <p>3 第1項ただし書の規定により臨時緊急を要する</p>	<p>(3) 代議員の資格の喪失</p> <p>(4) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(5) 会長、副会長の選定又は解職</p> <p>(6) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準</p> <p>(7) 定款の変更に関する事項</p> <p>(8) 本会の解散に関する事項</p> <p>(9) 理事会が付議した事項</p> <p>(10) その他代議員会（社員総会）で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。</p> <p>(1) 第63条第2項に定める事業計画書、収支予算書等</p> <p>(2) 第64条第1項第1号に定める事業報告</p> <p>(3) その他必要な会務報告</p>	<p>(3) 代議員の資格の喪失</p> <p>(4) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(5) 会長、副会長の選定又は解職</p> <p>(6) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準</p> <p>(7) 定款の変更に関する事項</p> <p>(8) 本会の解散に関する事項</p> <p>(9) 理事会が付議した事項</p> <p>(10) その他代議員会（社員総会）で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。</p> <p>(1) 第63条第2項に定める事業計画書、収支予算書等</p> <p>(2) 第64条第1項第1号に定める事業報告</p> <p>(3) その他必要な会務報告</p>	<p>可欠特定財産をはじめ基本財産はなしいとの判断から、本規定を削除しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第17条第2項の規定を受けての規定です。 ● 法人法第63条及び第70条による規定です。 ● 代表理事、業務執行理事の選定権限は法人法上、理事会に付与されていますが、内閣府は社員総会で直接選定することも認めるとの見解を示しています（FAQ問II-1-④）。そこで、<u>現行の</u>とおり代議員会での選定を採用しました。 ● 「鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則」を定めており、社員総会の決議によって定めることにしています。（法人法第89条及び第105条） ◆ 本条の第10号として新たに規定しました。 ◆ 法人法第90条第4項第1号の規定から、理事会の権限とし、新たに第41条第2項第1号として設けました。 ● 法人法第146条による規定です。 ● 法人法第148条第1項第3号による規定です。 ● 法人法第90条第4項から、理事会の権限とし、新たに第41条第2項として設けました。 ● 代議員会の決議事項が限定的にならないよう、法人法第35条第2項を根拠に本規定を設けました。

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(議決権)</p> <p>第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の＜例＞3分の2以上＜に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>＜(5) 不可分特定財産の処分＞</p> <p>(6) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わない限り、各候補者ごとに第1項の決議の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第5章 役員＜及び会計監査人＞の設置</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞)</p>	<p>七よて処理した事項については、次の代議員会に於いて、その承認を得なければならぬ。</p> <p>(代議員会の議事)</p> <p>第33条 代議員会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、前条第1項（代議員会の任務）第8号から第10号までに掲げる事項については、代議員の3分の2以上の出席を要とする。</p> <p>2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決し、可決同数の場合は議長が決すところとする。ただし、前条第1項（代議員会の任務）第8号から第10号までに掲げる事項については、出席代議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(代議員会への出席発言)</p> <p>第34条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる。</p> <p>(代議員会の議事規則)</p> <p>第35条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第5章 役員及び顧問</p> <p>(役員)</p>	<p>(代議員会の議事)</p> <p>第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決す。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 代議員の資格の喪失</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>(代議員会への出席発言)</p> <p>第26条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならぬ。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合同様に正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りではない。</p> <p>(代議員会の議事規則)</p> <p>第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第6章 役員</p> <p>(役員)</p>	<p>◆ 法定の機関である社員総会の権限を奪うような規定は認められないため、本規定は削除しました。</p> <p>◆ 法人法第49条第1項により、代議員の過半数の出席をもって定数とし、ただし書き部分を削除しました。</p> <p>◆ 現行定款のように、可否同数の場合は議長の決すところによることは、議長に2個の議決権を与えることになるため、無効です（留意事項Ⅱ 8）。</p> <p>● 法人法第49条第2項による規定です。</p> <p>● なお、法人法施行規則第10条では、説明のために調査が必要な場合、説明することにより、一般社団法人その他の者の権利を侵害する場合、実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めると正当な理由がある場合には、説明をしなくてもよいと定められています。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第19条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○○名以上○○名以内</p> <p>(2) 監事 ○○名以内</p>	<p>第13条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 2人以内</p> <p>(3) 理事 12人以内（うち若干人を常任理事とする。）</p> <p>(4) 監事 2人</p> <p>2 会長及び副会長は、理事とする。</p>	<p>第28条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、4名以上7名以内を常任理事とする。</p>	<p>● 役員の員数に幅を設けたことは、任期中途中で退任した役員がいた場合でも、それをもって直ちに定款違反とならないようにするためです。</p> <p>ただし、第2項において、会長、副会長は定数としておりますので、これらの役職については1名でも欠けたら場合、定款の規定を充たさないことになりえます。従って、その際には速やかに後任を選ぶことが必要です。もちろん、理事・監事についても法令上必要な員数（理事会設置法人においては理事3名、監事1名）を欠いた場合には後任の選任が必要ですし、任期中で退職した者の後任を選ぶことも可能です。</p> <p>● 第24条で代表理事の選定権限を代議員会に付与したため、例えば、代表理事たる会長が欠員となった際には、当然、代議員会を開催して新たな会長を選定しなければなりません。</p> <p>ところが、その代議員会開催までの一定の間、法人に代表理事が存在する事態となります。そこで、会長及び副会長を代表理事とし、そうした事態に備えるよう手当てしました。</p> <p>● 法人法第90条第1項を基にした規定です。なお、理事会設置法人の場合、法人の業務を執行するのは、代表理事、業務執行理事であり、それ以外の理事は業務執行権限を有しません（同法第91条第1項）。</p> <p>そのため、本条第2項、第3項及び第4項における会長、副会長及び常任理事の職務については、「業務を執行する」との表現を採り入れました。</p> <p>● 前条第3項で会長及び副会長を代表</p>
<p>第2条のうち1名（○名）を代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。</p> <p><4.この法人に会計監査人を置く。-></p>	<p>（役員）の職務</p> <p>第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p>	<p>3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>（理事の職務）</p> <p>第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。</p>	<p>● 前条第3項で会長及び副会長を代表</p>
<p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。></p> <p>3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>2 副会長は、会長を補佐し、<u>あらかじめ会長の定</u></p>	<p>3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。</p>	<p>● 前条第3項で会長及び副会長を代表</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>参考：内閣府モデル定款</p>	<p>現行 社団法人 鳥取県医師会定款</p> <p><u>めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</u></p> <p><u>3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。</u></p> <p><u>4 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して処理する。</u></p> <p><u>5 理事（会長及び副会長は除く。）は、あらかじめ会長の定めた順位により、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が共に欠けたときはその職務を行う。</u></p> <p><u>6 監事は、会務及び財産状況を監査する。</u></p>	<p>公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案</p> <p>4 常任理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。</p> <p>5 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。</p> <p>6 会長及び副会長が欠けたとき、又は会長及び副会長に事故があるときは、常任理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。（本会を代表するものを除く。）を代行する。</p>	<p>留意点等</p> <p>理事としましたが、両者の権限分担の定めは、外部に対して効力を主張することはできないものの、内部的には可能ですので（FAQ問 I-3-④）、第2項及びこの規定の通り、会長と副会長の職務を分けて規定しました。</p> <p>◆ 第1項を設けたため、削除しました。</p> <p>● 業務執行理事は、法人法上、理事会で選定され、業務を執行することになりますので、(第91条第1項第2号)、会長の定めるところではなく、理事会の決議によって業務を執行すると修正しました。</p> <p>● 現行のように、あらかじめ会長の定めた順位により会長の職務を代行する者を定めるといふ運用は、理事会の代表理事選定権限を奪うことになると認められません。</p> <p>また、会を代表する会長の職務すべてを代行するためには、代行者も代表理事として選定されている必要があります。</p> <p>そのため、第5項で会長の職務を代行できる者を副会長に限定し、第6項で会長及び副会長すべてが欠けた場合には、常任理事が代表権を伴わない会長職務に限って代行できるとしています。</p> <p>● 新制度では、監事の監督権限が大幅に強化されました。そこで、現行定款第14条第6項を削除し、法人法第99条第1項、第2項及び同法第101条第1項の規定により、新たに本規定を設けました。</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p>	<p>（監事の職務）</p> <p>第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p>	<p>（監事の職務）</p> <p>第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p>
<p>< (会計監査人の職務及び権限)</p>	<p>< (会計監査人の職務及び権限)</p>	<p>< (会計監査人の職務及び権限)</p>	<p>< (会計監査人の職務及び権限)</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</p> <p>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p> <p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものと</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の任期)</p> <p>第24条 理事の任期は、選任後2年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p><5 会計監査人の任期は、選任後1年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。></p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> <p>(役員＜及び会計監査人＞の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、</p>	<p>(役員<及び会計監査人>の任期)</p> <p>第15条 役員<及び会計監査人>の任期は、2年とする。</p> <p>2 役員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。</p> <p>(役員<及び会計監査人>の選任)</p> <p>第16条 役員は、別に定めるところにより、本会員の中から、代議員会において、選定する。</p>	<p>(役員<及び会計監査人>の任期)</p> <p>第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>2 理事又は監事が任期の満了又は辞任により退任することにより、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事として就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員<及び会計監査人>の選任)</p> <p>第32条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議により選定する。</p> <p>2 前項の規定に基づく理事の選任は、役員（会長、副会長及び理事）毎に分けて行う。</p> <p>3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役員毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。</p>	<p>●理事の任期は、法定の「選任後2年以内」に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」から短縮することは可能ですが、監事の任期はそれ以上短縮することはできません。</p> <p>●理事の選任議案を採決する場合には、候補者毎に決議する方法を採ることが望ましく、定款に「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めは許されません（留意事項II 4）。</p> <p>●条件付き決議とすることで、普通決議要件を満たす票を得た候補者であっても、得票数の順位が当該役職の員数を超える順位であれば、理事として選任されることはありません。</p> <p>また、本規定は法人法第35条第2</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>【会計監査人を置かない場合、〈〉内は不要です。】</p> <p>(役員〈及び会計監査人〉の解任)</p> <p>第25条 理事及び監事〈並びに会計監査人〉は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>〈2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される社員総会に報告するものとする。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくなく非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。〉</p> <p>【会計監査人を置かない場合、〈〉内は不要です。】</p> <p>...(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)...</p> <p>(A)</p> <p>第26条 理事及び監事に対して、〈例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を〉報酬等として支給することができる。</p>	<p>現行 社団法人 鳥取県医師会定款</p> <p>第17条 役員に欠員を生じたときは、なるべくすみやかに、補欠選挙を行うものとする。</p> <p>2 補欠として選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員の補欠選挙)</p>	<p>4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。</p> <p>5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。</p> <p>(会長及び副会長の選定等)</p> <p>第33条 会長及び副会長は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定又は解職する。</p> <p>2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、第32条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれ候補者とする。</p> <p>(役員の補欠の選任)</p> <p>第34条 理事又は監事が任期中で退任し、又は解任されたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。</p> <p>2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員の親族等割合の制限)</p> <p>第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <p>2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係があるものを含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>	<p>項及び第49条第1項との関係から、定款に記載することが求められます。</p> <p>● なお、この規定をもって、法人法第90条第2項第3号及び第91条第2項第2号により付与されている理事会の代表理事及び業務執行理事の選定及び解職権限を奪うことはできません。</p> <p>● 第28条第1項で理事及び監事の員数に下限を設けなかったことから、現行定款の「欠員が生じたとき」という表現を「任期中で退任したとき」に改めました。</p> <p>● 租税特別措置法第40条(個人が公益法人等に資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置)の適用を受けるために必要となる規定です。</p> <p>◎ 一般社団法人の場合、租税特別措置法第40条の適用を受けることはできませんが、非営利性が徹底された法人の要件(法人税法施行令第3条第1項)は以下の通りであり、④を担保するた</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(B) 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。</p> <p><2 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て理事会において定める。＞ 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p>		<p>(保有株式等に係る議決権行使の制限) 第36条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）にかかる議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。</p> <p>(役員の解任) 第37条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員の報酬) 第38条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>	<p>め、第1項の規定が必要となります。</p> <p>＜要件＞</p> <p>①定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること</p> <p>②定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること</p> <p>③①又は②の要件にある定数の定めに従った行為を行ったことがないこと</p> <p>④理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。</p> <p>●租税特別措置法第40条（個人が公益法人等に資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置）の適用を受けるために必要となる規定です。</p> <p>◎一般社団法人の場合、租税特別措置法第40条の適用を受けることはできないので、不要な条文です。</p> <p>●法人法第70条による規定です。</p> <p>●公益法人の場合、民間事業者の役員の報酬等を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給基準を定め、公表しなければなりません（認定法第5条第13号及び第20号第2項）。</p> <p>なお、役員報酬等の総額については、一度代議員会で定めれば、次に総額を変更するときまで、代議員会に諮る必要はなく、これは支給基準についても同様です。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第6章 理事会 (構成) 第27条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>(顧問) 第18条 本会に、顧問を置くことができる。 2 顧問は、代議員会の議決を経て、会長が委嘱する。 3 顧問の任期は、会長の任期による。</p> <p>第5章 理事会及び常任理事会 (理事会) 第19条 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>(役員の実任免除) 第39条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>(顧問) 第40条 本会に、5名以下の顧問を置くことができる。 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。 3 顧問の任期は、会長の任期による。 4 顧問は、次の職務を行う。 (1) 会長の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>第7章 理事会及び常任理事会 (理事会) 第41条 本会に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>●「留意事項Ⅱ3」では、代議員制の問題点として、社員の範囲を狭く絞り、一部の勢力のみが社員に固定されてしまうことにより、理事の責任追及等における実効性のあるガバナンスを確保することができなくなるという点をあげています。 そのため、代議員制度を採用する場合の5要件の中で、会員にも社員と同等の権利を付与することを求めています。 そこで、役員の実任免除については、全ての会員の同意がなければ免除できない（法人法第112条）という前提をまずは規定し、その上で、当該理事が善意無重過失の場合には理事会で免除できる（法人法第114条）と規定しました。 ●役員以外の者に対して、法律上の権限を有するかのような誤解を生じさせるような名称（役職）を付す場合には、原則として、定款にその名称、定数、権限及びその名称を付与する機関についての定めを設けることが望ましいとされている（留意事項Ⅱ1）ことに配慮し、文言を足しました。 ●公益法人は理事会を設置しなければならず（認定法第5条第14号ハ）、その設置にあたっては定款に記載することが必要となるため（法人法第60条第2項）、この規定を新たに設けました。</p>

参考：内閣府モデル定款 (招集) 第29条 理事会は、代表理事が招集する。	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第29条 理事会は、代表理事が招集する。</p> <p>(招集)</p> <p>第30条 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>2 理事の過半数又は監事の総員から理事会の招集の請求があったときは、できるだけ早くこれを招集しなければならぬ。</p> <p>3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会及び常任理事会の任務)</p> <p>第21条 次に掲げる事項については、理事会の議決を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には、常任理事会の議決をもって、これに代えることができる。</p> <p>(1) 総会の招集及びこれに提案すべき事項</p> <p>(2) 代議員会の招集及びこれに提案すべき事項</p> <p>(3) 会務の運営に関する事項</p> <p>(4) その他重要な会務に関する事項</p>	<p>3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に理事会の招集を請求した場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(理事会の任務)</p> <p>第42条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）</p> <p>(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づき法人法第111条第1項の責任の免除</p> <p>3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提</p>	<p>● 法人法第98条第2項及び第3項により、文言を足しました。</p> <p>● 会長が欠けた場合等の手当てとして、法人法第98条第1項によりこの規定を設けました。</p> <p>● 法人法第95条により、文言を足しました。</p> <p>● なお、代理人や書面による議決権行使、持ち回り決議は認められません。</p> <p>● なお、前述のとおり、第32条第2項の規定により、理事会の代表理事及び業務執行理事の選定及び解職権限を奪うことはできません。</p> <p>● 法人法第90条第4項の規定により、各号を定めました。</p> <p>◆ 法定機関である理事会の権限を奪うような規定は認められないため、削除しました。</p> <p>● 法人法第96条により、この規定を設けました。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p>(常任理事会)</p> <p>第20条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が召集し、その議長となる。</p> <p>(理事会への出席発言)</p> <p>第22条 監事並びに代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。</p>	<p>案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は、この限りではない。</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第43条 本会に常任理事会を置く。</p> <p>2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が召集し、その議長となる。</p> <p>3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。</p> <p>4 常任理事会は、以下の事項につき、決議を行うものとする。</p> <p>(1) 理事会から付議された事項</p> <p>(2) 会長から付議された事項</p> <p>(3) 会長、副会長、常任理事が業務を執行するに当たって必要な事項</p> <p>5 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>6 常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(理事会への報告の省略)</p> <p>第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。</p> <p>(理事会への出席発言)</p> <p>第45条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び副</p>	<p>● 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（合議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある（留任意事項Ⅱ2）。</p> <p>● 理事会の権限を奪わないようにするため、常任理事会は、理事会又は会長から付議された事項及び会長、副会長、常任理事が業務を執行するに当たって必要な事項を範囲として決定を行うことができることとした。（徳田）。</p> <p>● 理事会の決議（第40条第5項）になりました。</p> <p>● 法人法第98条により、この規定を設けました。</p> <p>● 監事については、第30条第3項に規定しているのが削除されました。</p> <p>● 議事録への記名押印は、原則、出席した理事及び監事ですが、定款の定め</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>第9章 総会 (定例総会及び臨時総会) 第36条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。 2 定例総会は、毎年1回、会長が招集しなければならぬ。 3 臨時総会は、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、4分の1以上の会員から、又は代議員会の議決により、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、3ヶ月以内に、これを招集しなければならない。 4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を告示しなければならない。 5 前項の告示は、鳥取県医師会報に掲載することによって行うものとする。 6 第4項の告示は、総会開催7日前までにしなければならない。 (総会の議長) 第37条 会長は、定例総会及び臨時総会の議長となる。 2 議長は、総会における議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 (総会の任務) 第38条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。 (1) 重要な財産の処分に関する事項 (2) 定款の変更に関する事項 (3) 本会の解散に関する事項 2 会長は、次に掲げる事項については、総会に報告し、報告しなければならない。 (1) 庶務及び会計の概況に関する事項 (2) 事業の概況に関する事項 (3) 代議員会において議決した主要な決議に関する事項</p>	<p>会長及び監事は、これに記名押印しなければならぬ。 第19条第2項で、代議員会をもって法人上の社員総会としたため、第9章は削除しました。</p>	<p>出席した代表理事及び監事とすることができず。この定款変更案では、第28条第3項の規定から、出席した代表理事とは、出席した会長及び副会長を指すこととなります。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>〔総会の議事〕 <u>第39条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可決同数の場合は議長が決すところによる。ただし、前条第1項（総会の任務）各号に掲げる事項については、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</u></p> <p>第10章 学 会 (学 会) 第40条 本会に、鳥取県医学会（以下「学会」といふ。）を置く。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。 (目 的) 第41条 学会は、<u>本会と密接な連携の下に、</u>医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第42条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 鳥取県医学会総会の開催 (2) 鳥取県医学会のシンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び分科会会員は、これに参加することができる。</p> <p>(学会に関する会則) 第43条 学会に關して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第11章 裁定委員会 (裁定委員会) 第44条 本会に、裁定委員会を置く。 2. 裁定委員会は、9人の裁定委員をもって組織する。</p>	<p>〔総会の議事〕 <u>第39条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可決同数の場合は議長の決すところによる。ただし、前条第1項（総会の任務）各号に掲げる事項については、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</u></p> <p>第10章 学 会 (学 会) 第40条 本会に、鳥取県医学会（以下「学会」といふ。）を置く。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。 (目 的) 第41条 学会は、<u>本会と密接な連携の下に、</u>医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第42条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 鳥取県医学会総会の開催 (2) 鳥取県医学会のシンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び分科会会員は、これに参加することができる。</p> <p>(学会に関する会則) 第43条 学会に關して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第11章 裁定委員会 (裁定委員会) 第44条 本会に、裁定委員会を置く。 2. 裁定委員会は、9人の裁定委員をもって組織する。</p>	<p>第8章 学 会 (学 会) 第47条 本会に、鳥取県医学会（以下「学会」といふ。）を置く。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。 (目 的) 第48条 学会は、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第49条 学会は、理事会の決定に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 鳥取県医学会の開催 (2) 鳥取県医学会シンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び分科会会員は、これに参加することができる。</p> <p>(学会に関する会則) 第50条 学会に關して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第9章 裁定委員会 (裁定委員会) 第51条 本会に、裁定委員会を置く。 2 裁定委員会は、9名の裁定委員をもって組織する。</p>	<p>●内部機関たる位置付けの鳥取県医学会が、あたかも別法人のように存する と誤解を招く箇所については、ガバナンスの強化を図る新制度の趣旨に鑑み、修正又は別規程に移すなどの手当てを行いました。</p> <p>●法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（合議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(裁定委員の選定) 第45条 裁定委員は、本会員の中から、代議員会において選定する。</p> <p>(裁定委員の任期) 第46条 裁定委員の任期は、2年とする。</p> <p>2 裁定委員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(裁定委員の兼職禁止) 第47条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに地区医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。</p> <p>(身分に関する裁定) 第48条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。</p> <p>(1) 第7条第3項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項</p> <p>(2) 第12条第1項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項</p> <p>(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項</p> <p>2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、<u>弁明の機会を与えよう</u>にしなければならない。</p> <p>(紛議に関する調停) 第49条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。</p> <p>(1) 会員相互その他の紛議に関する事項</p> <p>(2) 地区医師会相互間の紛議に関する事項</p> <p>2 前項第1号の場合においては、会員の所属する地区医師会等の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。</p>	<p>(裁定委員の選定) 第45条 裁定委員は、本会員の中から、代議員会において選定する。</p> <p>(裁定委員の任期) 第46条 裁定委員の任期は、2年とする。</p> <p>2 裁定委員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(裁定委員の兼職禁止) 第47条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに地区医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。</p> <p>(身分に関する裁定) 第48条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。</p> <p>(1) 第7条第3項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項</p> <p>(2) 第12条第1項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項</p> <p>(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項</p> <p>2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、<u>弁明の機会を与えなければならない</u>。</p> <p>(紛議に関する調停) 第49条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。</p> <p>(1) 会員相互その他の紛議に関する事項</p> <p>(2) 地区医師会相互間の紛議に関する事項</p> <p>2 前項第1号の場合においては、会員の所属する地区医師会等の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。</p>	<p>(裁定委員の選定) 第52条 裁定委員は、本会員の中から、代議員会において選定する。</p> <p>(裁定委員の任期) 第53条 裁定委員の任期は、第31条第1項（役員の任期）の規定を準用する。</p> <p>2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(裁定委員の兼職禁止) 第54条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに地区医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。</p> <p>(身分に関する裁定) 第55条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。</p> <p>(1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項</p> <p>(2) 第13条第1項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項</p> <p>(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項</p> <p>2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、<u>弁明の機会を与えなければならない</u>。</p> <p>(紛議に関する調停) 第56条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。</p> <p>(1) 会員相互その他の紛議に関する事項</p> <p>(2) 地区医師会相互間の紛議に関する事項</p> <p>2 前項第1号の場合においては、会員の所属する地区医師会の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。</p>	<p>構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある（留意事項Ⅱ2）。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第7章 資産及び会計</p> <p>第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の</p>	<p>(裁定委員会に関する規則) 第50条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。</p> <p>第12章 委員会 (委員会の設置) 第51条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第13章 団体契約及び意見表明 (団体契約及び意見表明) 第52条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。</p> <p>(県知事等に対する意見表明) 第53条 本会は、第4条(本会の目的)の目的達成のために必要があると認めるときは、<u>県知事</u>その他の関係者に対して意見を述べることができる。</p> <p>第14章 会計 (本会の経費) 第54条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。</p> <p>(会計年度) 第55条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、</p>	<p>(裁定委員会に関する規則) 第57条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。</p> <p>第10章 委員会 (委員会の設置) 第58条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、別に定める委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会は、会長又は代議員会の諮問に応じて、本会の事業に関し、審議、答申を行うものとする。</p> <p>3 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て別に定める。</p> <p>第11章 団体契約及び意見表明 (団体契約及び意見表明) 第59条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。</p> <p>(行政庁等に対する意見表明) 第60条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。</p> <p>第12章 資産及び会計 (本会の経費) 第61条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。</p> <p>(事業年度) 第62条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>●法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関(合議体)を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある(留意事項Ⅱ2)。⇒委員会の構成及び権限を明確にせよとのことであり、①構成については、定款の末尾に別表を添付し、委員会名と担当事項を記載する案が検討されます。②権限については、審議、答申を行うというかたちで定めを置いています。</p> <p>●新制度では、従来の主務官庁制度は廃止されましたので、表現を改めました。</p> <p>●法人法第11条第1項第7号により、「会計年度」は「事業年度」と呼称を</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>財産であり、この法人の基本財産とする。</p> <p>2. 前項の財産は、<u>（例）（社員総会において別に定めるところにより）この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しななければならない。処分するときは、あらかじめ理事會及び社員総会の承認を要する。</u></p> <p><u>（事業年度）</u></p> <p>第33条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日</p> <p>に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。</p> <p><u>（事業計画及び収支予算）</u></p> <p>第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、<例1：理事會の承認、例2：理事會の決議を経て、社員総会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>翌年3月31日に終わる。</p> <p><u>（事業計画及び収支予算）</u></p> <p>第63条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事會の承認を経なければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類は、理事會の承認を経た後、代議員會に報告するものとする。</p> <p>3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>代えています。</p> <p>● 法人法には、事業報告と決算に間する規定がなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法第21条では事業計画書、収支予算書の作成・備え置き及び同法第22条第1項で行政庁への届出が求められている。また、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいとされているため、この規定を設けました。</p> <p>◎一般社団法人の場合の条文</p> <p>第62条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事會の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類は、理事會の承認を経た後、代議員會に報告するものとする。</p> <p>3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。</p>	<p>● 法人法第123～126条、認定法第21、22条及び認定法施行規則第38条により、この規定を設けました。</p> <p>◎一般社団法人の場合の条文</p> <p>第63条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事會の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p><(7) キャッシュ・フロー計算書></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 会計監査報告</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>現行 社団法人 鳥取県医師会定款</p> <p>第56条 本会の会計は、一般会社のほか、その他必要を會計に区分することができる。</p> <p>(一) 時借入金</p> <p>第57条 本会は、出納上必要があるときは、一時借入金をすることができる。</p> <p>2 一時借入金は、当該年度の歳入で償還する。</p> <p>(子算外支出及び予算超過支出)</p> <p>第58条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を敷けることができる。</p> <p>(剰余金の翌年度繰入)</p> <p>第59条 歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の</p>	<p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第21条第4項に定める財産目録等は、認定法第22条第1項に従い、毎事業年度経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>5 貸借対照表は、定例代議員会最終後遅滞なく、公告しなければならない。</p>	<p>書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号、第4号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置くものとする。</p> <p>5 貸借対照表は、定例代議員会最終後遅滞なく、公告しなければならない。</p> <p>◆新・新会計基準では、会計区分が規定されているため、削除しました。</p> <p>◆一時借入金というものを想定しないことから、削除しました。</p> <p>◆新・新会計基準では、予備費という概念がないため、削除しました。</p> <p>◆当然のこととして、認知されているこ</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	<p>歳入に繰り入れられるものとする。</p> <p>(継続費)</p> <p>第60条 教年を期して行う事業で、継続費として総額を定めたものについては、各年度の支出総額を、事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。</p> <p>(財産の管理責任)</p> <p>第61条 本会の財産は、会長が管理する。</p> <p>(会計の規程等)</p> <p>第62条 会計に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第15章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第63条 本会に、事務局を置く。</p> <p>2 本会の事務局の職制並びに職員の内、給与、</p>	<p>(剰余金の分配の禁止)</p> <p>第65条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>(財産の管理責任)</p> <p>第66条 本会の財産は、会長が管理する。</p> <p>(会計の規程等)</p> <p>第67条 会計に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第68条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第64条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p> <p>第13章 事務局 (事務局)</p> <p>第69条 本会に、事務局を置く。 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。</p>	<p>となので、あえて規定を設けることは不要と判断し、削除しました。</p> <p>◆ 当然のこととして、認知されていることとなので、あえて規定を設けることは不要と判断し、削除しました。</p> <p>● 第34条部分の「留意点等」欄で示した非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令第3条第1項）のうち、①を充足するための規定です。</p> <p>◎ 一般社団法人の場合、この規定は不要です。</p> <p>● 事務局長は、重要な使用人に該当するため、法人法第90条第4項第3号により、理事会決議事項となります。</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>（公益認定の取消し等に伴う贈与） <u>第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p>（残余財産の帰属） <u>第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<p>分限及び執務に關して必要な事項は、会長が定める。</p> <p>第16章 雜 則</p> <p>（残余財産の帰属） <u>第64条 本会が解散した場合において、残余財産があるときは、主務官庁の許可を得て、本会と類似する目的を有する法人に寄附するものとする。</u></p> <p>（定款施行細則） <u>第65条 定款の施行に關して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に細則で定める。</u></p> <p>（<u>県知事への届出及び報告</u>） <u>第66条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が県知事に届けるものとする。これを変更する場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>本会の事業報告及び収支決算は、会長が県知事</u></p>	<p>3 本会の事務局の職制に關して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。</p> <p>第14章 雜 則</p> <p>（公益目的取得財産残額の贈与） <u>第70条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第1項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</u></p> <p>（残余財産の帰属） <u>第71条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</u></p> <p>（定款施行細則） <u>第72条 定款の施行に關して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。</u></p>	<p>● 認定法第5条第17号を充たすための規定です。</p> <p>◎ 一般社団法人の場合、この規定は不要です。</p> <p>● 認定法第5条第18号を充たすとともに、租税特別措置法第40条（個人が公益法人等に資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置）の適用を受け、るために必要な規定です。それぞれに配慮した文言をもって規定しました</p> <p>◎ 一般社団法人の場合の条文</p> <p>第70条 本会が解散等により清算する場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>（第34条部分の「留意点等」欄で示した非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令第3条第1項）のうち、②を充たすためにこの規定が必要となります。）</p> <p>◆ 新制度では、従来の主務官庁制度は廃止されましたので、この規定は削除しました。 なお、予算書等の行政庁への提出に</p>

参考：内閣府モデル定款	現行 社団法人 鳥取県医師会定款	公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案	留意点等
<p>第9章 公告の方法 (公告の方法) 第41条 この法人の公告は、 ＜例1：官報に掲載する方法＞ ＜例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法＞ ＜例3：電子公告＞ ＜例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法＞ により行う。 ＜例5：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法＞による。</p> <p>2. 事故その他やむを得ない事由によつて前項の電子公告をすることができない場合は、＜例4：官報、例5：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法＞による。</p>	<p>に報告するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この定款は昭和62年12月21日から施行する。</p>	<p>(公告) 第73条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法により行う。</p> <p>(委任) 第74条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>ついで、第62条及び第63条に定めたとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公告方法は定款に必ず定めなければならぬため（法人法第11条第6号）、この規定を新たに設けました。 ● 理事会の決議で、規則の制定その他を行えるよう、あらかじめ定款上、授權を受けておくための規定です。
<p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇〇〇、会計監査人は〇〇〇〇〇〇とする。 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>(会長等に関する措置) 2 本会の最初の会長、副会長、常任理事は、別表第1に記載する者とする。</p> <p>(代議員に関する措置) 3 本会の最初の代議員は、別表第2に記載する者とする。</p>	<p>◎一般社団法人の場合の条文 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>● 法人法施行後、移行前に定款を変更して法人法上の代表理事、業務執行理事を置いている場合を除き、移行後最初の理事、業務執行理事は、定款の変更の案に氏名を直接記載する方法により選定（選任）する必要がある（FAQ問II-3-①）。</p>	

<p>参考：内閣府モデル定款 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>現行 社団法人 鳥取県医師会定款</p>	<p>公益社団法人 鳥取県医師会定款変更案 (計算書類等の作成等に関する経過措置) 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第62条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度(以下「旧事業年度」という。)の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。</p>	<p>留意点等 ●移行に伴う経過措置として、整備法施行規則第2条による規定です。</p>																																
<p>別表 基本財産 (第32条関係)</p> <table border="1" data-bbox="470 154 598 840"> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所</th> <th>量等</th> </tr> <tr> <td>美術品</td> <td>絵画○点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○年○月以前取</td> <td></td> </tr> </table>	財産種別	場所	量等	美術品	絵画○点			○年○月以前取		<p>別表第1 (附則2関係) 本会の最初の会長、副会長、常任理事</p> <table border="1" data-bbox="494 940 726 1332"> <tr> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>岡本公男</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>吉中正人</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>魚谷 純</td> </tr> <tr> <td>常任理事</td> <td>渡辺 憲</td> </tr> <tr> <td>常任理事</td> <td>明徳政裕</td> </tr> <tr> <td>常任理事</td> <td>笠木正明</td> </tr> <tr> <td>常任理事</td> <td>吉田真人</td> </tr> <tr> <td>常任理事</td> <td>清水正人</td> </tr> </table>	職名	氏名	会長	岡本公男	副会長	吉中正人	副会長	魚谷 純	常任理事	渡辺 憲	常任理事	明徳政裕	常任理事	笠木正明	常任理事	吉田真人	常任理事	清水正人	<p>別表第2 (附則3関係) 本会の最初の代議員</p> <table border="1" data-bbox="406 1411 726 1512"> <tr> <td>氏名</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	住所				
財産種別	場所	量等																																	
美術品	絵画○点																																		
	○年○月以前取																																		
職名	氏名																																		
会長	岡本公男																																		
副会長	吉中正人																																		
副会長	魚谷 純																																		
常任理事	渡辺 憲																																		
常任理事	明徳政裕																																		
常任理事	笠木正明																																		
常任理事	吉田真人																																		
常任理事	清水正人																																		
氏名	住所																																		

第8号議案

公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則の一部変更案について

鳥取県医師会定款施行細則の「現行」と「変更案」の対照表

平成24年6月21日（第5版）

現行	変更案	留意点等
<p>社団法人鳥取県医師会定款施行細則 〔昭和62年12月21日施行〕</p> <p>第1章 会員及び会費</p> <p>(入会申込書、退会届出書及び異動報告書) 第1条 定款第7条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。</p> <p>(入会年月日) 第2条 本会への入会については、地区医師会に入会し、地区医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。</p> <p>(本会退会年月日) 第3条 本会からの退会については、所属の地区医師会に退会の手続きをし、地区医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。</p> <p>(会費、負担金及び徴収方法)</p>	<p>定款第72条の規定に基づき、鳥取県医師会定款施行細則を次のように定める。</p> <p>公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則</p> <p>第1章 会員及び会費</p> <p>(入会申込書、退会届出書及び異動報告書) 第1条 定款第7条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。</p> <p>(入会年月日) 第2条 本会への入会については、地区医師会に入会し、地区医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。</p> <p>(本会退会年月日) 第3条 本会からの退会については、所属の地区医師会に退会の手続きをし、地区医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。</p> <p>(会費、負担金及び徴収方法)</p>	

現 行	変 更 案	留 意 点 等
<p>第4条 定款第8条第2項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の議決を経て定める。</p> <p>2 定款第8条第2項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の議決を経て定める。</p> <p>3 定款第8条による会費及び負担金を1年以上又は1年分に相当する額を支払わなかったときは、退会したものとみなすことができる。</p> <p>4 前項により退会とみなされた者が6ヶ月以内にその未払金を支払ったときは、引き続き会員であったものとみなす。</p> <p>第2章 役員選挙</p> <p>(役員選挙の細則)</p> <p>第5条 定款第16条の規定に基づく役員選挙は、本章の定めるところによる。</p> <p>(選挙に関する必要事項の通知)</p> <p>第6条 会長は、役員選挙にあたっては、あらかじめ、選挙に関する必要事項についてその要旨を、地区医師会長に通知しなければならない。</p> <p>(選挙の公示)</p> <p>第7条 役員選挙の期日は、少なくとも10日前までに、鳥取県医師会報に公示しなければならない。</p> <p>(立候補届出)</p> <p>第8条 役員候補者となる者は、その選挙期日前5日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。</p>	<p>第4条 定款第8条第2項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の議決を経て定める。</p> <p>2 定款第8条第2項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の議決を経て定める。</p> <p>3 定款第8条による会費及び負担金を1年以上又は1年分に相当する額を支払わなかったときは、退会したものとみなすことができる。</p> <p>4 前項により退会とみなされた者が6か月以内にその未払金を支払ったときは、引き続き会員であったものとみなす。</p> <p>第2章 役員選任</p> <p>(役員選任の細則)</p> <p>第5条 定款第32条第1項及び第33条の規定に基づく役員選任は、本章の定めるところによる。</p> <p>(選任に関する必要事項の通知)</p> <p>第6条 会長は、役員選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要事項について、その要旨を、地区医師会長に通知しなければならない。</p> <p>(選任期日の公示)</p> <p>第7条 役員選任の期日は、少なくとも10日前までに、鳥取県医師会報に公示しなければならない。</p> <p>(立候補届出)</p> <p>第8条 役員候補者となる者は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、その選任の期日前5日</p>	<p>●代議員会では「議決」⇒「決議」との表現になります。</p> <p>●立候補者は会員の推薦を受けるとしました。</p>

現 行	変 更 案	留 意 点 等
<p>ればならない。</p> <p>2 前項の届け出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。</p> <p>(推薦届け出)</p> <p>第9条 会員が他の会員を役員候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、文書で、会長にその推薦届出をすることができる。</p> <p>(立候補届出書等の様式)</p> <p>第10条 立候補届出書、推薦届出書及び承諾書の様式は、別に定める。</p> <p>(候補辞退及び推薦取り下げ)</p> <p>第11条 候補者は、当該選挙が行なわれるまでは、文書で会長に届け出て、その候補者たることを辞すことができる。</p> <p>2 推薦届出者は、前項の例により、候補者の承諾を得て、その推薦届出を取り下げることができる。</p> <p>(立候補辞退届出書等の様式)</p> <p>第12条 前条の規定による候補辞退届出書及び推薦取下届出書の様式は、別に定める。</p> <p>(候補者一覧表の作成及び送付)</p>	<p>までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項の届け出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。</p> <p>(役員候補者の議案提出)</p> <p>第9条 理事会は、前条の規定に基づき役員候補者を役員選任の議案として代議員会に提出する。</p> <p>(経歴表の添付)</p> <p>第10条 第8条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。</p> <p>(候補辞退)</p> <p>第11条 候補者は、当該選任の決議が行なわれるまでに、文書で本会事務局に届け出て、その候補者たることを辞退することができる。</p> <p>(立候補届出書等の様式)</p> <p>第12条 立候補届出書、経歴表及び候補辞退届出書の様式は、理事会が別に定める。</p> <p>(候補者一覧表の作成及び送付)</p>	<p>◆立候補にあたっては会員の推薦を受けることとしたので、削除しました。</p> <p>◆推薦届出がなくなっただので、削除しました。</p>

現 行	変更案	留意点等
<p>第13条 会長は、立候補届出又は推薦届出の締切後、候補者一覧表を作成し、すみやかにこれを代議員に二 <u>補充選挙場合には、議長、副議長及び代議員に</u>送付しなければならない。</p> <p>2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、受付順とする。</p> <p>(候補者名簿)</p> <p>第14条 会長は、候補者名簿を作成し、<u>選挙</u>の当日、これを代議員に配布しなければならない。</p> <p>(候補者の氏名揭示)</p> <p>第15条 会長は、<u>選挙</u>の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。</p> <p>2 前項の候補者の氏名の揭示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。</p> <p>3 第12条の規定による立候補の辞退及び<u>推薦の取</u> <u>下げ</u>があった場合には、氏名揭示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。</p> <p>(選挙立会人)</p> <p>第16条 議長は、代議員の中から、<u>選挙立会人</u>3人を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第17条 役員の選挙は、投票によって行う。</p>	<p>第13条 事務局は、立候補届出の締切後、候補者一覧表を作成し、すみやかにこれを代議員に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、受付順とする。</p> <p>(候補者名簿)</p> <p>第14条 事務局は、候補者名簿を作成し、<u>選任</u>の当日、これを代議員に配布しなければならない。</p> <p>(候補者の氏名揭示)</p> <p>第15条 事務局は、<u>選任</u>の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。</p> <p>2 前項の候補者の氏名の揭示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。</p> <p>3 第11条の規定による候補の辞退があった場合において、氏名揭示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。</p> <p>(投票立会人)</p> <p>第16条 議長は、代議員の中から、投票立会人3人を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。</p> <p>(開票管理人)</p> <p>第17条 議長は、代議員の中から、開票管理人3人を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第18条 役員の選任は、投票により行なう。ただし、</p>	<p>● 「投票立会人」と「開票管理人」を別々に指名します。</p> <p>● 新たに「開票管理人」を定めました。</p> <p>● 一般的には、無投票により選定する方法です。</p>

現 行	変更案	留意点等
<p>2 <u>委任状による投票は、認めない。</u></p> <p>(投票用紙) 第18条 投票用紙の様式は、別に定める。</p> <p>(投票の方法) 第19条 投票の方法は、選挙すべき役員の員数に応じ、単記投票または連記投票によるものとする。 2 投票は、無記名投票とする。</p> <p>(無効投票) 第20条 次の投票は、無効とする。 (1) 正規の用紙を用いないもの (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの (3) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの (4) 単記投票においては、1 投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの (5) 連記投票においては、定められた数を超え、候補者の氏名を記載したもの (6) 連記投票においては、同一候補者の氏名を2つ以上記載したもの</p> <p>(投票の効力) 第21条 投票の効力は、選挙立会人が決定する。</p> <p>(開票) 第22条 選挙立会人は、投票箱を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。</p>	<p>候補者の数がその員数を超えないときは、他の方法によることができる。</p> <p>(投票用紙) 第19条 投票用紙の様式は、理事会が別に定める。</p> <p>(投票の方法) 第20条 投票の方法は、選挙すべき役職の員数に応じ、単記投票または連記投票によるものとする。 2 投票は、無記名投票とする。</p> <p>(無効投票) 第21条 次の投票は、無効とする。 (1) 正規の用紙を用いないもの (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの (3) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの (4) 単記投票においては、1 投票中に2名以上の候補者の氏名を記載したもの (5) 連記投票においては、定められた数を超え、候補者の氏名を記載したもの (6) 連記投票においては、同一候補者の氏名を2つ以上記載したもの</p> <p>(投票の効力) 第22条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。</p> <p>(開票) 第23条 開票管理人は、投開票立会人立会いのうえ、投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならぬ。</p>	

現 行	変更案	留意点等
<p><u>(無投票当選)</u> <u>第23条 立候補の届出又は推薦届出のあった候補者が、その選挙の定数を超えないときは、又は超えなくなつたときは、投票を行なわず、議長が当該候補者をもって、当選人と決定する。ただし、定数に満たない場合は、代議委員会の意見によつて、補欠選挙を行なわなければならない。</u></p> <p>(当選人の決定) <u>第24条 役員選挙においては、有効投票の最多数を 得た者をもつて、当選人とする。</u></p> <p>2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。</p> <p><u>(会長選挙の必要得票数)</u> <u>第25条 会長の選挙においては、有効投票の総数の3分の1以上の票を得なければならぬ。</u></p> <p><u>2 前項の場合において3分の1以上の票を得た者がいないときは、有効投票の最多数を得た者2人をもつて候補者として、会長の選挙を行なう。</u></p> <p>(当選人決定の報告) <u>第26条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他必要な事項を、会長に報告しなければならない。</u></p>	<p>2 開票管理人は、開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならぬ。</p> <p>(当選人の決定) 第24条 役員選挙においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選人とする。</p> <p>(得票数が同じであるときの当選人) 第25条 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。</p> <p>(当選人決定の報告) 第26条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数、その他必要な事項を、代議員会に報告しなければならない。</p>	<p>◆ 第18条に規定したので、削除しました。</p> <p>◆ 定款第32条に規定したので、削除しました。</p>

現 行	変 更 案	留 意 点 等
<p>(当選人へ当選決定の通知) 第27条 会長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、すみやかに、当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を公示しなければならない。</p> <p>(当選証書の交付) 第28条 会長は、当選人に対して、当選証書を交付する。</p> <p>(役員の任期の起算) 第29条 役員の任期の起算は、その選挙が行なわれた年の4月1日からとする。</p> <p>(選挙の疑義) 第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決定する。</p> <p>第3章 議長及び副議長選挙 (代議員会の議長及び副議長の選挙) 第31条 代議員会の議長及び副議長の選挙は、代議員の選挙後、最初に開かれる代議員会において、代議員の互選による。</p> <p>2 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選任し、議長の職務を行なわせる。</p>	<p>(選任当日の補欠の選任) 第27条 候補者が定数に達しないときは、代議員会の意見によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行なうことができる。この場合においては、第7条及び第8条(期間に関する部分の規定)並びに第13条から第15条第2項までの規定は、適用しない。</p> <p>(当選証書の交付) 第28条 理事会は、当選人に対して、当選証書を交付する。</p> <p>(役員の任期の起算) 第29条 役員の任期の起算は、その選任が行なわれた日からとする。</p> <p>(選任の疑義) 第30条 選任に関する疑義は、議長が代議員会に諮って決定する。</p> <p>第3章 議長及び副議長の選定 (仮議長) 第31条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行なわせる。</p> <p>(代議員会の議長及び副議長の選定) 第32条 代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の</p>	<p>● 代議員会の当日からとなります。</p> <p>● 表現を整理しました。</p> <p>● 選定の方法を規定しました。</p>

現 行	変更案	留意点等
<p>第4章 代議員及び予備代議員選挙</p> <p>(代議員及び予備代議員の選挙の委託)</p> <p>第32条 定款第25条及び第26条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選挙は、地区医師会に委託して行なう。</p> <p>(代議員及び予備代議員の定数基準)</p> <p>第33条 本会の代議員の定数は、会員総数が30人以内の地区医師会においては1人、30人を超えるものにおいては、30人又はその端数を加えるごとに1人を加えた員数とする。</p> <p>2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。</p> <p>(代議員選挙における会員名簿及び員数決定)</p> <p>第34条 本会の代議員の選挙の基準となる本会員数は、毎年2月1日現在の会員名簿による。</p> <p>2 各地区医師会において選挙すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものである。</p>	<p>投票用紙による無記名投票とする。</p> <p>2 前項の場合においては、第21条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、候補者の数が各1名を超えるときは、他の方法によることができる。</p> <p>第4章 代議員及び予備代議員の選出</p> <p>(代議員及び予備代議員の選出の実務の委託)</p> <p>第33条 定款第16条及び第18条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、本会の主導のもと、地区医師会ごとに区分して実務を委託して行うものとする。</p> <p>2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも地区医師会長に対して求めることができる。</p> <p>3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行なわれるよう、会長は、必要と思料する処置の実施を、いつでも地区医師会長に対して求めることができる。</p> <p>(代議員及び予備代議員の定数基準)</p> <p>第34条 本会の代議員の定数は、会員総数が30名以内の地区医師会においては1名、30名を超えるものにおいては、30名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数とする。</p> <p>2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。</p> <p>(代議員選出における会員名簿及び員数決定)</p> <p>第35条 本会の代議員の選出の基準となる本会員数は、毎年2月1日現在の会員名簿による。</p> <p>2 各地区医師会において選挙すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものである。</p>	<p>● 一般的には、無投票により選定する方法です。</p> <p>● 選出を他の法人に完全に委ねることは不相当であるとの指摘から、文言を追加しました。</p>

現 行	変 更 案	留 意 点 等
<p>(会員数の異動) 第35条 本会の代議員の選挙後において、当該地区医師会の会員数に異動があつても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。</p> <p>(代議員及び予備代議員の補欠選挙) 第36条 本会の代議員及び予備代議員に欠員が生じたときは、当該地区医師会は、補欠選挙を行う。</p> <p>(代議員及び予備代議員選挙の報告) 第37条 地区医師会において本会の代議員及び予備代議員の選挙が行なわれたときは、当該地区医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、3月31日までに、補欠選挙の場合は、その都度、本会長に報告するものとする。</p> <p>第5章 裁定委員選挙 (裁定委員選挙) 第38条 定款第45条の規定に基づく裁定委員の選挙については、役員の選挙に関する規定を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この定款は昭和62年12月21日から施行する。 (旧細則廃止) 2 社団法人鳥取県医師会定款施行細則(昭和22年1月14日)は廃止する。</p>	<p>(会員数の異動) 第36条 本会の代議員の選出後において、当該地区医師会の会員数に異動があつても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。</p> <p>(代議員及び予備代議員の選出の報告) 第37条 地区医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行なわれたときは、当該地区医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、3月31日までに、補欠の選出の場合にあつては、その都度、本会長に報告するものとする。</p> <p>第5章 裁定委員の選任 (裁定委員の選任) 第38条 定款第51条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員の選任に関する規定を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1. この定款施行細則は、一般団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (改 廃) 2. この定款施行細則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。</p>	<p>●ひとつの条文にまとめました。</p>

第9号議案 公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則の一部変更案について

鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則の「現行」と「変更案」の対照表

平成24年6月21日（第2版）

現 行	変 更 案
<p>鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則 (19.6.30 第174回代議員会 制定)</p> <p>(目 的) 第1条 この規則は、<u>鳥取県医師会定款第1.3条</u>に規定する役員並びに代議員会の議長及び副議長（以下、役員等という。）の受ける報酬について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬の額) 第2条 役員等の受ける報酬は、次に掲げるところによる。 (1) 会長 月額 120,000円 (2) 副会長 月額 60,000円 (3) 常任理事 月額 50,000円 (4) 理事 月額 20,000円 (5) 監事 月額 15,000円 (6) 議長 年額 100,000円 (7) 副議長 年額 30,000円</p> <p>(実施規定) 第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。</p>	<p>公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則</p> <p>(目 的) 第1条 この規則は、公益社団法人鳥取県医師会定款第28条に規定する役員並びに代議員会の議長及び副議長（以下、「役員等」という。）の受ける報酬について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬の額) 第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 会長 月額 120,000円 (2) 副会長 月額 60,000円 (3) 常任理事 月額 50,000円 (4) 理事 月額 20,000円 (5) 監事 月額 15,000円 (6) 議長 年額 100,000円 (7) 副議長 年額 30,000円</p> <p>(報酬等の支給方法) 第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。</p> <p>(公 表)</p>

現 行	変 更 案
<p>(規則の改廃)</p> <p>第4条 この規則を改廃しようとするときは、代議員会の議を経なければならぬ。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成19年6月30日から施行する。</p>	<p>第4条 本会は、本規則を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準定款として、公表するものとする。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第5条 この規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公益社団法人鳥取県医師会定款の施行日から施行する。</p>

第 10 号議案 公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部変更案について

公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則の一部変更案 新旧対照表

平成 24 年 6 月 21 日

現 行	改 正 案
<p>鳥取県医師会会費賦課徴収規則 (最終改正 17.8.6 第 169 回代議員会)</p> <p>(目 的) 第 1 条 本規則は、鳥取県医師会定款第 8 条の規定により、会費及び入会金の賦課、徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(規則の改廃) 第 11 条 この規則を改廃しようとするときは、代議員会の議を経なければならぬ。</p>	<p>公益社団法人鳥取県医師会会費賦課徴収規則</p> <p>(目 的) 第 1 条 本規則は、<u>公益社団法人鳥取県医師会定款第 8 条の規定により、会費及び入会金の賦課、徴収</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(会費の用途)</u> 第 11 条 第 3 条に規定する会費について、<u>毎事業年度における当該会費の合計額は、この法人の管理費に使用する。</u></p> <p>(規則の改廃) 第 12 条 この規則を改廃しようとするときは、<u>代議員会の決議を経なければならぬ。</u></p> <p>(付則) 1 1 この規則は、<u>公益社団法人鳥取県医師会定款の施行日から施行する。</u></p>

【説 明】

1. 公益法人移行にあたり、会費収入について、徴収に当たり用途の定めのないものは 50%を公益目的事業収入に配賦することとなっているため、規則を改正するものです。
なお、このことについては、県庁の事前チェック、了承済みであります。

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori/med.or.jp/>

鳥取県医師会報 臨時号・平成24年 8月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：渡辺 憲・米川正夫・武信順子・秋藤洋一・中安弘幸・松浦順子

● 発行者 社団法人 鳥取県医師会 ● 編集発行人 岡本公男 ● 印刷 勝美印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail : kenishikai@tottori.med.or.jp URL : <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒682-0722

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬818-1

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）



URL : <http://www.tottori.med.or.jp/>